

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2009.12 No.121

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



幻想の地方分権改革と現代国家

2009総選挙／政治献金
橋下大阪府政の実態

鹿児島国際大学で討議する人権、貧困、環境、経済危機 2010春季研究集会のお誘い

毎年春に開催している春季集会を、この度は晴れて鹿児島国際大学に復帰された八尾信光さん、馬頭忠治さんのご尽力で当大学で開催できることになりました。現地で活躍の研究者、市民との交流の場としても成功させたいと考えています。

2010年3月13, 14日(土, 日) 於 鹿児島国際大学

3/13 「鹿児島から現代の貧困を問う」=共通セッション①

コーディネーター 馬頭 忠治 (鹿児島国際大学)
報告者 森岡 孝二 (関西大学)
小沢 修二 (京都府立大学)
堀ノ内洋一 (かごしまホームレス生活者支えあう会)
天羽 浩一 (鹿児島国際大学)

3/14 午前=並行セッション

高島拓哉 (大分大学), 松尾匡 (立命館大学), 青柳和身 (岐阜経済大学), 金谷義弘 (宮崎大学), 川崎敬一 (都城高専), 康上賢淑 (鹿児島国際大学), 松本朗 (立命館大学), 大西広 (京都大学) など多数。さらに、ただいま募集中

3/14 「経済危機と緑のニューディール」=共通セッション②

報告者 八木 正 (鹿児島国際大学)
藤岡 憲 (立命館大学)
八尾 信光 (鹿児島国際大学)

* 3/15には知覧方面へのエクスカーションも計画しています。

2/13 (土) には現代資本主義研究会 14:00- 京都大学経済学部 2F202 演習室
テーマ:「現代に生きるアダム・スミス」

司会 中村 浩爾 (大阪経済法科大学名誉教授)
報告者 中谷 武雄 (京都橘大学) 「スミスの文化政策」
報告者 新村 聰 (岡山大学) 「アダム・スミスと不良債権問題」

表紙写真：膨大な赤字を抱え、経営に行き詰まる関西空港とJAL

経済科学通信

Letters of Economic Science

第121号（2009年12月）

NEWSを読み解く

2009年の総選挙を考える—政権交代の意味とこれから—	神谷 章生	2
政治献金問題と今後の課題	上脇 博之	6
大阪府解体、関西州実現にひた走る橋下府政の実態	平井 賢治	10

SPECIAL EDITION

特集 幻想の地方分権改革

巻頭言：地球温暖化防止を通して高負担社会に備える覚悟を	遠州 尋美	15
現代日本の道州制と分権国家構想	二宮 厚美	17
地方構造改革と自治体財政	初村 尤而	24
平成の市町村合併と道州制	小森 治夫	31
大会感想：道州制にひた走る橋下大阪府政	広原 盛明	37

SPECIAL EDITION

特集 国家論の現代的課題

報告者：大西広、米田貢、岩橋昭廣、中谷義和、増田和夫		39
コメント：鈴木富久、水島多喜男		46

今日の恐慌を考える（1）

現下の世界恐慌をどうとらえるか		
—1930年代の世界恐慌、日本の平成大不況と比較しつつ—	藤岡 悅	50

投稿論文

晩年エンゲルスの家族論はマルクスのジェンダー認識を継承しているか		
—剩余労働搾取の「永続」化問題の考察—	青柳 和身	59
基礎研所員中川スミ氏の御逝去を悼む	中村美樹子・青柳和身	74

学界動向

経済教育学会第25回大会について	岩田 年浩	78
文化経済学会2009年大会：アーツマーケティングの方向性をめぐって	中谷 武雄	79
グローバル資本主義のゆくえと経済学		
—ポスト冷戦研究会との「合同研究会」を振り返って—	塙本 恭章	82
家内労働法に対する誤解—なぜ内職にだけ家内労働法があるのか—	高野 剛	85

書評

独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一編集『男女共同参画統計データブック—日本の女性と男性 2009—』／安藤実編著『富裕者課税論』／武田公子・いしかわ自治体問題研究所編『地域再生をめざして—能登に生きる人々—』／スウェーデン中央統計局著・福島利夫訳『スウェーデンの女性と男性—ジェンダー平等のためのデータブック 2006—』		88
---	--	----

勤労・実践を捉えかえす学び（16）

京都自由大学・基礎研自由大学院座談会：「自由な学び」の原点を求めて		97
-----------------------------------	--	----

2009年の総選挙を考える —政権交代の意味とこれから—

KAMITANI Akio
神谷章生

I 2009年の総選挙を考える —政権交代の意味とこれから—

8月30日に執り行われた総選挙は、週刊誌の事前予測で民主党への圧倒的な票の流れが予想され、おそらくは週刊現代の8月初旬の記事で宮川隆義が、民主党の300越えの圧勝を予測してからは、各雑誌や全国紙までがこぞって300議席以上（中には330議席を予測したものもあった）を堂々と記事として配信した。

通常、このような議席予測に対しては、スノップ効果によって予測とは逆の効果がかつては見られ、圧勝すると予測された民主党への投票が控えられ、惨敗自民党への票の戻りが見られるはずであった。実際、このような議席予想に対して、ジャーナリスト二木啓孝は、おそらくは感覚的にこの数字は「過剰」であり、おそらくはマスメディアの世論調査の操作が入っていると感じ、民主党の圧勝を否定した。しかし、時間とともに民主党の圧勝は、このようなマスメディアの予測を裏切るものでないということが全国紙の紙面でも報道される。さらにネット系の多くの報道、たとえば「THE JOURNAL × Infoseek ニュース」や「videonews.com」などでは、いわゆる自公によるメディア支配からは自由に論陣を張ってきた。ここでは8月半ばより「民主党政権になって何が変わるか」が議題の中心を占めた。このような現象を、政治心理学的には「バンドワゴン効果」（いわゆる勝ち馬に乗る心理）と呼ぶのだが、政治心理学の議論は、結局はどちらに転んでもそれを説明するという以上の意味も持たず、とりあえずは何も説明しないということだけははっきりしている。

もう少し頭を使ってこの現代政治史を考えてみれば、少なくとも80年代に構造転換を促した中曾根自民党政権に始まり、夏の花火の最後を飾る照明弾のごとくあたりを真昼のように輝かせた小泉自民党政権へといたる約25年間の新自由主義と新保守主義のキメラ政権を終幕に導いたのは、どの

ような国民の意識から生み出されたのかということを考える必要がある。そして、今回の政権交代の副次的産物として、この政権交代は、日本の社会科学に深刻な反省というべきものをもたらす可能性がある。あまり指摘されていないが、戦後日本の社会科学は、日本では何ゆえに政権交代が起こらなかつたかを基軸として議論が展開されてきたことである。他分野のことは控え、筆者の専門領域に近い部分だけに限っても、政治文化論、政治思想、政治過程論、政治経済学などは、政権政党である自由民主党の支配の強固さをいかにして説明するのかという議論を展開してきた。今回のあっけないまでの政権交代は、強固な自民党への執着を特徴としてきたはずの日本人の政治意識や日本の政治過程論の前提を揺るがさずには置かないというのが、この選挙の隠れた深刻な課題提起である¹⁾。そして、民主党を中心とする政権が、現在、行おうとしていることの一部は、仮にそれが実際に実行に移されるならば、日本社会の構造そのものも思いのほか「アッサリ」と転換したことの意味を問う作業に移らざるを得ないだろう。日本も欧米先進国に限らない、多くの国同様、「普通の民主主義」であったことを示したことができるのかどうか。私たちの前には新しい被説明変数が転がっているのであろう。

II 選挙結果とその後

まずは今回の選挙結果と各政党の得票数・得票率を確認しておこう。

かつて後房雄は『政権交代のある民主主義』（窓社、1994年）において「小選挙区を中心とする選挙のゲームのルール」にすべての政党が対応し、日本における政権交代を恒常化させることが重要であると述べた。基礎研も、1995年の研究大会において後をパネラーの一人とする議論の場を持ったが、1996年の第一回の小選挙区比例代表並立制の下における有権者のいわゆる「戦略投票」（この場合は、小選挙区と比例代表の2票を使い分け、

今回	計	小選挙区	比例区	選挙前
自民	119	64	55	300
公明	21	0	21	31
改革	0	0	0	1
無所属	0	0	-	0
民主	308	221	87	115
社民	7	3	4	7
国民	3	3	0	4
大地	1	-	1	1
日本	1	1	0	0
無所属	2	2	-	0
共産	9	0	9	9
みんな	5	2	3	4
諸派	0	0	0	0
無所属	4	4	-	6
	480 (480)	300 (300)	180 (180)	478

	全体	自民	民主	公明	共産	社民	その他
小選挙区の得票数 得票率 (%)	70581678 38.7	27301982 47.4	33475334 1.1	782984 4.2	2978354 2.0	1376739 6.6	
" の当選者数 議席率 (%)	300 21.3	64 74	221 0	0 0	0 0	3 1	12 4
比例代表の得票数 得票率 (%)	70370255 26.7	18810217 42.4	29844799 11.4	8054007 7.0	4943886 4.3	3006160 2.2	5711186 8.1
" の当選者数 議席率 (%)	180 30.5	55 48.3	87 11.7	21 5.0	9 2.2	4 2.2	4 2.2
当選議席合計	480	119	308	21	9	7	16

小選挙区では大政党に、比例代表では小政党に投票することで、大政党の圧倒的な勝利を防止しようとする)によって、共産党が議席を大幅に増やしたことにより、後の問題提起は意識の外へと追いやられていった。そして、この制度の下でも、共産党は小選挙区への立候補が得票を掘り起こし、比例代表票につなげることで、中選挙区時代を上回る議席獲得を展望できると考えた。目標とされた二大政党が実現せず、中選挙区時代以上の「一党優位政党制」が継続するや、共産党の戦略も「確かな野党」という自己規定によって、野党票の取り込みを軸とするものとなった。

だが、有権者の投票行動は、戦略的ではなく、時の時代状況を反映したバンドワゴン的なもので

あった。勝利政党へのランドスライド的な票の集中が見られるようになった。1986年の中曾根自民党が280議席を獲得し、戦後政治の総決算とは自民党のキャッチオールパーティ(包括政党)化だったのかと思わされ落胆したころ以上の、政権与党への議席の集中が見られた。2005年9月11日、北海道の札幌学院大学で基礎研大会が開催されていたとき、小泉自民党の郵政民営化一元争点選挙で圧勝した政権与党への信任は、小政党の存在 자체を危うくするものであった。「確かな野党」戦略の自民党候補への応援効果は、誰の目から見ても明らかなものと映った。もちろん、上記にあるように小選挙区では得票率が得票数に不当に反映するという「死票」問題が付きまとう。おそらく反

論としては、このような選挙制度自体を疑問視し、民主主義のありようとして議論することになるのであろう。イタリアでは、選挙制度が1993年に小選挙区比例代表並立制に変更されたが、2005年に完全比例代表制へと再転換した。このような事例があるにしても、日本ではようやく現行選挙制度によって政権交代が実現したため、やはり近未来的には選挙制度の変更は国民世論になりえていない。この状況下に対応した選挙戦略は小政党においては必須の課題であることに変わりがない。小政党に有利な状況を作ることができるとすれば、第一に比例区での得票率と小選挙区での得票率の大きなギャップが顕著になることで、議席配分があまりにも国民世論とかけ離れている状況が生み出されることであろう。要するに小選挙区で小政党がほとんど立候補できないことが、政権選択の民意（後述）をもゆがめているという自覚を国民が共有するようになれば、選挙制度の変更をアジェンダとする可能性がある。第二に、現行選挙制度の下で選挙のたびに大幅な支配政党の交代が起こることで、行政の遅滞が起こることである。現行の制度が簡単に空気の変化によって政権交代をドラスティックに起こすようになれば、可能性として選挙制度の問題に帰着するかもしれない。だが、後者の論点は、イギリスの1950年代のように、政権交代によっても政策の中核部分を変更しなかった「バッケリズム Butskellism」を生み出すかもしれない²⁾。第三の可能性としては、欧米のような人種や宗教によって人間集団が組織されていない日本において、そもそも二項対立を促進するような選挙制度が望ましいかどうかという問題がある。だが、このような思想的、哲学的議論が、世論を動かすことは難しいであろう。第三の点は、第二の点と重なったとき初めて有効な議論のひとつとなる。以上より、やはり現行制度を簡単に変更できる可能性は少ない。

III 小泉自民党の役割と 自民党からの組織的離反

今回の選挙は、郵政民営化で大勝し、新自由主義と新保守主義の相互矛盾を無視して展開した小泉政権の成れの果てであることは言うまでもない。何よりも、出来るはずのない構造改革によるすべ

ての国民への豊かさの実感は、あまりにもあっけなくその矛盾が露呈した。その隙をついて選挙の策士、小沢一郎が地方をくまなく回り農協や個々の農業従事者、商工会や労働組合、果ては町内会にまで関わっていったことは、かつての中選挙区時代の自民党のようであったという。だが、かつてとは異なり、今、この時代に同様のことをするのは、民主党の立ち位置を「社会的弱者への再分配」政党となることを宣言することになる。なぜなら、かつての中選挙区時代ならば、安定的に当選するための地元周りは、当選回数の確保と自民党内の発言力の誇示を通じた閣僚ポストの獲得に直結したが、構造改革で疲弊した地方においては、社会の維持継続のための確かな政策以外に何のリソースも存在しない。小選挙区比例代表並立制の下では候補者も政党中央のコントロール下にあるためますます「おらが村の候補者」という色彩は薄れる。だから、これまで以上に地元への候補者のはりつきが求められたのである。だが、このような社会経済的な地方の苦境によって、「保守王国」と呼ばれた地域で軒並み自民党候補が敗れていたのは、これまでの政治分析の皮相さをも炙り出したといつても過言ではない。

だが、実は自民党の政策は、少なくとも福田康夫首相のころから、そして小泉政権を継いだ安倍晋三政権の中ごろから大きく転換しており、部分的には新自由主義からは退却し、福田政権では新保守主義からも退却し始めていた。麻生政権では保守主義的性格は一部復権したが（ただし全面的ではない）、新自由主義からほぼ完全に退却し、ばら撒きに象徴される再分配政策を始めていた。そして今回の民主党政権は、保守主義的政策を大部分後退させ、再分配政策を全面化する政権である。このことは、首都圏以外の多くの地方の疲弊を考えると必要な政策判断である。

だが、ここでひとつの思考実験として、自民党が少なくとも福田首相の時期に政策の転換を旗印に総選挙を敢行していたならば、すなわち、新自由主義的政策は郵政民営化で一段落し、アメリカ重視からアジア重視の外交に転換すると表明していたならば、どのような状況になっていたであろうか。日中、日韓関係は行き詰まり、北朝鮮政策も無策に陥っていた。中国での大規模事業からは排除されてはいたが、実際には中国経済が日本を牽引していることは否定できなかった。福田も中

国との関係改善に動いていた。何より、福田は小沢民主との「大連立」に動いたが、今回の選挙結果を考えると福田の側に、より大きく大連立を必要とする事情があったはずである。ついでに言えば、この2006年にはアメリカの中間選挙で、今回のオバマ大統領を生み出す予兆となつたほどの民主党への地すべり的勝利がもたらされた時期でもあった。2006年は自民党にとっても大転換による政権政党としての継続可能性があったといえるかもしれない。

IV 単発の民意、政党支持の意思、政権選択の意思

後は先の選挙の直前（2009年7月25日）に『政権交代への軌跡—小選挙区制型民主主義の政党戦略—』を出版した。民主党への政権移譲は確実視されていたとはいえ、大胆な表題をつけたものだ。そしてこの本が1994年の『政権交代のある民主主義』のアンサーソングであり、ある意味で自身の「勝利宣言」（ここでは見通しの正しさ）を表明しているものであると見ることは当を得ていると考える。

私を含む、政治学会の有志で企画した「政治研究者フォーラム」では、後に今回の選挙総括を依頼し、その報告を聞く機会を得た。その際、筆者も質疑応答やその後の討論などで知りえた知見やその後の認識について、最後に述べておきたい。後の議論を参考にしている部分があるが、全体は筆者の責任である。

後は、国民の政治意思（民意）を三つに分類する。第一は「単発の民意」というもので、個々の事業に対する是非の意思である。郵政民営化の是非、道路建設の是非、原発誘致の是非などである。これは政党支持とは独立に存在するため、本来は選挙によって表明することは難しいし、たとえば郵政民営化などが政権選択に影響した場合、それ以外の問題については何の委任もしていないため、その後の政権運営において国民との意識が乖離することがありうる。郵政民営化で圧倒的多数を獲得した自公政権が、教育基本法の改正や憲法改正のための国民投票法成立などは、その重要性を争点とした選挙を経ていないため（仮にマニフェストの一項目であったとしても、ほとんど争点に浮

上していない）、有権者の側に不満が累積する³⁾。こういった意思是、総選挙にはなじまない。

第二の政党支持の民意と呼ばれるものである。一定の範囲で反映される必要があるが、政党への支持が分散しているときは、政党支持の民意を正確に反映される選挙制度、すなわち比例代表制では、多数派を形成できず政権運営が不安定化することになる。

第三は、政権選択の民意と呼ばれるものである。政党への支持の度合いを拡大して表現するために、小選挙区はまさに比較第一党を拡大する制度である。日本では、第二と第三の民意を組み合わせてはいるが、政権選択の民意をより反映する制度として設計されたものである。

政権選択の民意が今回の選挙で有権者の作為によって実現したことの意味は大きい。今後の日本の民主主義にとって、どの程度の実のあるものになるのかが今は問われている。

V 最後に

9月半ばの民主党鳩山内閣の組閣以来、公共事業や外交の分野でこれまでとは異なる政策方針が打ち出されている。また、郵政事業の見直しも提起されている。今回の選挙が、貧困と格差の累積による社会システムの亀裂を修正するという階級的意識（＝民意？）を反映したとすれば、それはある意味で1960年代のヨーロッパ型民主主義の入り口にようやく日本も近づいたと評価するのも可能かもしれない。

コロンブスの卵の例えよろしく、政権が民意によって交代したときの政策過程の変更の可能性がどのようなものであるかを私たちが実感するならば、遠い将来の政権の更なる交代がもたらす可能性を夢想することもそれほど無駄なことではないかもしれない。

注

- 1) 考えてみれば、丸山真男、大塚久雄、川島武宜ら戦後啓蒙から、その次の世代石田雄、京極純一らは日本の政治意識の前近代性あるいは前近代性の近代的解釈を通じて、保守政治の強固さを弁証した。また、行政学の辻清明を旗手とする官僚優位モデルは、官僚政治の自民党への浸透によって、オーソドキシーとしての政

治・官僚一体モデルを提示した。それに反論した村松岐夫らの政党優位モデル（自民党の長期政権化によって自民党内の政策形成能力が高まり、官僚をコントロールするようになった）も、裏返しの自民党長期政権前提論であったし、その門下は90～2000年代の自民党政策の合理性を弁証してきたと考えられる。

- 2) アトリー労働党政権の蔵相であったゲイッケルH.Gaitskellの福祉政策を、その跡を継いだ第二期チャーチ保守党政権の蔵相バトラーButlerが大きな変更を下さなかったことから作られた造語。合意の政治（コンセンサスポリティクス）の意で用いられる。
- 3) 評論家の多くは、安倍晋三の政権投げ出しの際に、投

げ出しそのものを批判しながらも、「安倍首相は大きな仕事を成し遂げた」として教育基本法や国民投票法の成立を持ち上げたが、300を越える議席を無理やりに活用しただけであった。この議席も自身の信任で勝ち得たものではないため、このような無理やりの議会運営は、自身の存在の安定基盤を侵食していく、最終的には官邸内部の一部の秘書官と取り巻きだけが彼の情報源となっていました。上杉隆『官邸崩壊』（新潮社、2007年）

（かみたに あきお 所員 札幌学院大学）

政治献金問題と今後の課題

KAMIWAKI Hiroshi
上脇博之

I 西松建設違法献金事件

昨年（2008年）、準大手ゼネコン「西松建設」の違法献金事件が発覚した。同社は十数年前から約20億円の裏金を捻出し、同社OBらで「新政治問題研究会」と「未来産業研究会」（いずれも06年に解散）という政治団体をつくる等して、自民党議員・民主党議員らの政党支部又は資金管理団体などの政治団体に対し約10年間で総額約4億8000万円の政治献金（寄付およびパーティー券購入）を行っていたのである。

東京地検は、今年（09年）3月3日、小沢一郎民主党代表の資金管理団体「陸山会」および小沢氏が代表を務める「民主党岩手県第4区総支部」を家宅捜索し、「陸山会」の会計責任者で小沢氏の公設第一秘書や西松建設の前社長ら3人を逮捕した。同秘書の逮捕容疑は、政治資金規正法が禁止している企業献金を受けた罪、他人名義の寄付を受けた罪、政治資金収支報告書に虚偽記載した罪で、同月24日に起訴された。虚偽記載額は3500万円であった。

この逮捕・起訴に対しては、この半年の間に衆議院の解散・総選挙が行われるという重大な時期に、単なる「形式犯」「微罪」の虚偽報告の罪で野党第一党党首の公設秘書を逮捕するのは「国策捜査」だと批判する意見が出た。

しかし、この逮捕・起訴容疑が「形式犯」「微罪」であるというのは間違いである。当該容疑における虚偽記載は単純な記載ミスではない。二つの政治団体が実際には西松建設のダミーであり、その名義で違法な企業献金がなされているというカラクリを認識していたとして逮捕・起訴されたのだから、それが真実であれば悪質だ¹⁾。

そもそも政治資金規正法は、政治資金につき国民の“知る権利”という基本的人権を保障するものと解すべきだ²⁾から、悪質な虚偽報告は“知る権利”を侵害しているのである。また民主政治の健全な発達を阻害してもいる。

II 二階俊博大臣側の刑事告発、 検察審査会への審査申立て等

西松建設のダミーの2つの政治団体は、06年までの3年間に小沢氏側以外にも与野党の国会議員（18人）や自民党の派閥などの政治団体に対して、総額約6100万円を支出していた。

例えば、二階俊博経済産業大臣の場合、西松建設は04～06年の間、二階氏の政治団体である「新しい波」が主催するパーティー券838万円を、同じ二つのダミー団体名義で購入していたし、同社役員らは、同社が献金している事実を隠蔽するために「5万円以下の献金は収支報告書に記載する

必要がない」ことを悪用して、06年、07年に、約60人が5万円ずつの寄付したように偽装し、他人名義で300万円ずつ合計600万円を、同大臣が代表を務める「自民党和歌山県第三選挙区支部」に寄付していた。

ところが、3月5日には元警察庁長官の漆間巖官房副長官が、オフレコで、西松建設違法政治献金につき「自民党側は立件できない」などと発言したのである。同じカラクリで政治献金がなされていましたにもかかわらず、与党の複数の自民党議員側へのそれについては、誰一人逮捕も起訴も家宅捜索もされていない。公平な捜査がなされているのか、はたして違法献金の全容が解明されるのか、疑念が生じる。

そこで、私を含む36名（そのうち研究者は29名、ほかは「政治資金オンブズマン」のメンバー）は、4月30日に、前述の二階大臣側への違法献金につき政治資金規正法違反で東京地検に告発した。

その半月後、西松建設は、社内の内部調査の結果（西松建設内部調査委員会「調査報告書及び外部諮詢委員会所見について」）を5月15日に自社のHPに公表した。それによると、同社はダミーの政治団体をつくる等して、その「政治団体からの献金を装って政治家個人の政治団体等に献金することを画策したこと」、また、同社が「一部の社員に対して特別賞与の名目で金銭を交付し、その代わりに当該社員から年に2回、政治団体への寄附をさせていた」とことを明確に認めたうえで、これらの「行為は、巧妙に仕組まれた脱法行為であって、他に類を見ず、極めて悪質との評価を受けるもの」と結論づけていた。

しかし、東京地検は、私たちの刑事告発のうち「新しい波」主催の政治資金パーティー券の分につき、6月1日、西松建設前社長を起訴猶予、二階大臣側を嫌疑不十分として、それぞれ不起訴処分にした。そこで、私たちは、同月4日、検察審査会に審査申立てをした。東京第三検察審査会は、同月16日、前社長につき「十分な証拠があるのに、起訴猶予は納得できない。」等として「起訴相当」の議決を、二階大臣側につき「記録を見る限り、この関係で捜査が尽くされているとは到底言えないとの印象が強い」から「さらに踏み込んだ捜査が期待されるものと考える。」などとして「不起訴不当」の議決を、それぞれ行った。

小沢氏側に他人名義で違法な企業献金をしてい

た西松建設前社長の初公判は、6月19日に開かれ、前社長は起訴事実を全て認めたため結審し、判決の言い渡しは7月14日の予定であったが、前述の「起訴相当」議決を受け東京地検が6月26日一転して起訴する処分を行った（ただし二階大臣側については再び不起訴処分）。ため延期され、東京地裁は7月17日、「西松は岩手、秋田両県発注の公共工事を談合で受注することを実効的にするため、受注業者の決定に強い影響力を持っていた小沢氏の秘書らと良好な関係を築こうとした」と認定したものの、「寄付は受注の見返りではなく、西松の支払いを公表されないようにする以上の背景もうかがえない」等として、禁固1年4月、執行猶予3年の判決を言い渡した。

ところで、東京地検は最初の不起訴処分がなされた6月1日の記者会見で、二階大臣の派閥の政治資金パーティー券の持ち込み先が西松建設であり当該パーティー券を持ち込んだ人物が二階氏の秘書であった旨、説明したのである。

そこで、私を含む29名の研究者は、同秘書（氏名不詳）を政治資金規正法違反容疑（西松建設前社長との共同正犯）で、6月17日、東京地検に刑事告発したが、同地検は同月26日に不起訴処分にした。これに対し私は同月29日、東京検察審査会に審査の申し立てをしたところ東京地検第三検察審査会は7月21日に「不起訴不当」の議決をしたが、東京地検は再検査し同月31日に再び不起訴処分にしたのである。

また、7月23日に私は、私たちの刑事告発のうち、西松建設の二階大臣側への他人名義による違法な献金事件につき、告発から3箇月近くが経過するにもかかわらず、東京地検は起訴するなどの処分を一切行っていないので、告発人を代表して東京地検に対し西松建設前社長をはじめ二階氏側関係者を厳正に処分するよう要請した文書を送付した。だが、東京地検は、現在（10月末日）に至っても何らの処分も行っておらず、不公平な状態は相変わらず続いている。

西松建設による違法献金の真の目的は裁判で明らかになっているとは言い難い。そのような中、株主オンブズマンの一人のメンバーが、代理人を通じて、7月28日、西松建設ダミー政治献金事件の株主代表訴訟に向けて、同社が当時の取締役に計11億5245万円（西松建設が2つの政治団体に社員らを経由して支出した11億円、架空の政治資金

NEWSを読み解く

パーティのパーティー券代金として支出した5245万円)の損害賠償請求の訴訟を提起するよう求めた提訴請求書を送付した。

西松建設からは、9月30日、回答書が寄せられ、同日、同社は前社長ら代表取締役2人だけに総額12億円の損害賠償を求める訴訟を起こした。果たして、この訴訟で真相究明が一歩進むのか、注目したい。

III 民主党マニフェストと民主党・社民党・国民新党連立政権の誕生

「個人献金より企業献金の方が癒着が少なく、望ましい」という持論の小沢一郎代表は、公設秘書の逮捕された後の記者会見(3月10日)でも、「ほとんどのところは何らかの形で国や地方公共団体の仕事をしており、献金を事实上なくすることにつながる」と述べ、企業献金の規制に消極的な姿勢を示した。しかし、国民の批判が強まる中、同月17日夕の記者会見で、党内で公共事業受注企業からの献金禁止を求める声が出ていることについて、苦し紛れに「禁止するなら企業献金と今回問題になった団体献金を全面的に禁止することだ」「今度の問題を教訓とすれば、全企業、団体献金を禁止するのがいい」等と踏み込み、企業・団体献金の全面禁止を検討すべきだと姿勢を示した。

そこで、政治資金オブズマンは、4月1日に、企業・団体献金および企業・団体の政治資金パーティー券購入を全面的に禁止し、政治資金パーティー収入の透明度を高め、並びにその各違反に対する罰則を強化するための法律改正を強く求める「企業・団体献金等の全面禁止を求める要求書」を各党に送付した。

小沢一郎氏が5月12日に党代表を辞任したため、民主党代表は同月16日に鳩山由紀夫氏に交代したが、その代表戦で鳩山氏も岡田克也氏も企業・団体献金につき「3年後の禁止」を主張した。同月25日、民主党の政治改革推進本部は、総会で、『3年後に企業・団体献金(パーティー券の購入を含む)の全面禁止』などを決定し、6月1日政治資金規正法等の改正案を国会に提出した(ただし7月21日、麻生内閣が衆議院を解散したため廃案)。

今年8月30日衆議院議員総選挙の民主党マニフェストで、「企業団体による献金、パーティー券購

入を禁止します。」と明記し、また、同党の政策集では、「企業・団体献金を禁止し、政治不信を解消します。政治資金規正法を改正し、その3年後に企業・団体の献金およびパーティー券購入をすべて禁止します。それまでの当面の措置として、(1)国や自治体と1件1億円以上の公共事業や物品納入等の契約をしている会社等の献金およびパーティー券購入(2)現在献金のみ禁止されている会社等(国・自治体から補助金や出資等を受けている会社や赤字会社等)のパーティー券購入——などを禁止します。」等と明記した。

そして、小選挙区効果により民主党は480議席中308議席を獲得して圧勝し、社民党、国民新党と連立を組み政権を奪取したのである。

IV 企業・団体献金全面禁止の2つの意義

そもそも政官財の癒着の構造を解体するためには、企業・団体の政治献金を即刻全面的に禁止する必要がある。企業が自己の利益にならない寄付をすれば背任になり、自己の利益になる寄付をすれば賄賂になる可能性があり、いずれにしても企業献金には重大な問題がある。企業・団体が個人よりも高額な政治献金をして利益誘導を行ってしまえば、政治・行政や選挙などが不正に歪められる。

業界との癒着は政治献金だけではなく、企業が政治資金パーティー券を購入することにも現れているから、企業・団体が政治資金を集めためのパーティー券を購入することも、法律で全面的に禁止されるべきである。現行の政治資金規正法においては、収益率の高いパーティー収入は「その代金が社会通念上の価値を超えるもの」であるがゆえに「寄付」として取り扱われるべきだ³⁾が、政治団体の政治資金収支報告書を見ると、政治資金パーティーはその収益率が高い(8割以上)にもかかわらず「寄付」として報告されていない。企業・団体が政治資金パーティー券を購入することも、実質的には企業献金に等しいから、全面的に法律で禁止されるべきである。

これらの全面禁止のもう一つの意義は、当該禁止が実現されれば日本経団連が二大政党の政策“買収”を容易に行なえなくなる、ということであ

る。

88年6月には「リクルート事件」が、その後90年代初めには「東京佐川急便事件」や「ゼネコン汚職事件」等が発覚し、経団連の会長・副会長会議は、93年に、「企業献金」について「一定期間の後、廃止を含めて見直すべきである」とし、翌94年から企業・団体献金の斡旋を中止した。ところが、日本経団連は02年に日経連と統合し総合経済団体になったことを機に、「政治と新たな関係の構築」に向かうと公言した。03年9月には10の「優先政策事項」を発表し、04年1月には、それに基づき自民党と民主党の各政策を評価し、それに応じて傘下の企業に政治献金をするよう斡旋し始めた。これは、「日本経団連による政党政策の買収」が行なわれ、国民主権が事実上「財界主権」になっていることを意味する。

したがって、企業・団体献金の禁止は、旧態依然の政治腐敗・癒着の構造を断ち切るだけではなく、財界による国家政策の“買収”を阻止することにもなるのである。

そもそも政治における寄付は、本来、個人（自然人）しか行えないはずのものである。当該寄付は政治的主義・主張・思想・信念に基づいて行われるからだ。選挙権を有しない企業・団体には政治献金をする資格がないと言わざるを得ない⁴⁾。最高裁は、南九州税理士会政治献金徵収拒否事件の判決（96年）において「政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。」などと画期的な判断をしている⁵⁾。

V 政治資金オンブズマンと 株主オンブズマンの働きかけ

3年後とはいえ企業・団体献金の全面禁止を政権公約した民主党中央の政権が誕生したのだから、それを盛り込んだ政治資金規正法の抜本改正の実現は時間の問題なのかもしれない。しかし、民主党内外にも自民党と同様企業・団体献金を当てにしている議員が少なからずいるので政治資金オンブズマンと株主オンブズマンは、総選挙後も、その

確実な実現まで働きかけをしている。

まず、両オンブズマンは、9月13日、日本経団連に「企業献金の速やかな廃止を求める要望書」を送付し、日本経団連の副会長15名にも母体企業宛に同文の要望書を送付した。

次に、両オンブズマンは、官僚に依存しなくても直ちに国会へ提案できるように民主党のマニフェストを条文化し、加えて、民主党のマニフェストにない部分や民主党とは見解が異なる部分についても条文化し、政治資金規正法改正案の提言を行い、9月29日に内閣総理大臣、総務大臣や民主党などに送付した。

さらに、10月22日、株主オンブズマンは、上場企業500社に対し、政治献金に関してアンケート協力のお願いと質問・回答票を送付した（回答期限は11月30日）。

他方、日本経団連は、10月13日、会員企業が民主、自民両党に政治献金する際の目安となる「2009年政策評価について」各党の政策項目ごとに5段階で採点する方式を初めて見送り、「会員企業においては、…自発的に政治寄付を検討・実施していただきたい」と発表した。これは、日本経団連とその傘下企業が政治献金先を民主党にシフトしようとしていることを示唆しているのかも知れない。

では、民主党の方はどうか。議員や秘書が率先して政党等に寄付しなければ国民からの寄附はなかなか集まらないと予想できるにもかかわらず、同党は9月に公設秘書からの寄付を「公金還流と誤解招く」として全面的に禁止してしまった。また、小沢一郎民主党幹事長は、10月16日、政治資金規正法の抜本改正について、経済人らでつくる「新しい日本をつくる国民会議」（「21世紀臨調」）に諮問してしまった。

さらに、赤松広隆農水大臣が「政治資金の調達を目的とするパーティーで、国民の疑惑を招きかねないような大規模なもののが開催は自肅する。」と定めている大臣規範（国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範）に抵触する「大規模な」政治資金パーティーを11月6日に名古屋市内のホテルで開催したようである。

民主党は、本気で企業・団体の政治献金と企業・団体の政治資金パーティー券購入を全面的に禁止する気があるのか、疑惑が生じる。私たちの運動は気を緩めることはできないので、新たな働

きかけを計画中である⁶⁾。

注

- 1) 西松建設の違法献金問題については、上脇博之「西松建設違法献金事件と保守二大政党制化の問題」『ねっとわーく京都』2009年8月号10-23頁も参照。
- 2) 政治資金規正法および情報公開法は「知る権利」を明記していないが、「知る権利」という人権を保障するものであり、そうでなければ違憲である。これについては、上脇博之『政党国家論と国民代表論の憲法問題』日本評論社、2005年、131-132頁、同「政治とカネその2 知る権利を保障しなければ人権侵害だ！」『ねっとわーく京都』249号（2009年10月号）58-59頁を参照。
- 3) 政治資金制度研究会編集『逐条解説 政治資金規正法＜第二次改正版＞』ぎょうせい、2002年、57頁。

- 4) 上脇博之「企業献金の違憲性」『名古屋大学法制論集』230号（2009年）29-63頁。

- 5) 最高裁1996年3月19日第三小法廷判決・民集50巻3号615頁。

- 6) 脚注の文献等は紙数の関係上最低限のものを挙げるにとどめた。「政治資金オブズマン」のHP（<http://homepage2.nifty.com/~matsuyama/>）、株主オブズマンのHP（<http://www.kabuombu.sakura.ne.jp/>）、ブログ「上脇博之 ある憲法研究者の情報発信の場」（<http://blog.livedoor.jp/nihonkokuenpou/>）およびマスコミ報道を参照。

（かみわき ひろし 神戸学院大学）

大阪府解体、関西州実現に ひた走る橋下府政の実態

HIRAI Kenji
平井賢治

I 第1ステージは「財政再建」

橋下知事は、08年2月6日の就任日「大阪府は破産会社」と決め付け、「財政非常事態宣言」を発し、「大阪府政を舞台にした劇場型政治」の幕開けにふさわしく、マスコミに大きく取り上げられセンセーショナルに登場し、府職員に対しては「府民以上の痛みを職員が被ってこそ府民に無理をお願いできる」、府民に対しては「府民全員で少しづつの“がまん”をお願いします」と言い、08年度では、私学助成をはじめとする福祉・医療・教育・文化関係などの一般施策経費で244億円、職員の入件費で329億円を削減した。しかし、その一方で、箕面森町や彩都の宅地開発や新名神高速道路、阪神高速淀川左岸線などの道路建設などの「主要プロジェクト」は継続された。

II 第2ステージは「地方分 権改革」「関西州」

08年7月臨時府議会を終えた記者会見において、橋下知事は、「予算の成立について府民の所得が上

がるわけではないし、ハッピーエンドの可決ではない」と府民施策切捨てをやむをえない選択と合理化し、「改革の第2ステージ。関西州への移行を視野に、関西広域連合の早期実現をめざす」と発言して、「大阪維新プログラム案」で打ち出した、「大阪維新の先にあるもの」「次の一手」としての「地方分権改革」「関西州」構想をぶち上げた。

今年2月には、地方分権改革ビジョンを策定し、18年度までに、「分権」では、「自立・自助」を基本として、大阪府の業務を民間にできるものは民間にもっていく、府内の市町村を中核市にして大阪府でなくては担えない事務を除く全ての事務を市町村に委譲する。また、「集権」では関西広域連合をつくり国の権限や財源を委譲させ府県業務を集約し広域連合を拡充していくことで、大阪府を解体し関西州を実現するという方向を打ち出した。今、橋下知事は、関西を中心とするマスコミによる「虚像」を活用しながら、「新自由主義の行く手を阻む国民的抵抗にハンマーをふるい」、次から次へと新自由主義的な構造改革路線を進めている。その実態を追ってみたい。

III 大阪府解体路線の2つの手法

(1) 大阪版市場化テストは、条例に基づかない究極の民間開放策

「民間にできるものは全てを民間に」として進められているのが「大阪版市場化テスト」である。大阪版市場化テストは、07年1月からはじまった太田府政時代の制度である。条例に基づくものではなく、「大阪版市場化テスト・民間提案型アウトソーシング指針」「大阪版市場化テスト監理委員会設置要綱」に基づいて行われている。検討当時から、大阪府職員労働組合では、①国ですら求めていた条例化を行わず、府民や議会の意見反映や関与が排除されている ②公権力の行使に関わる部分をあいまいにしてすべての業務を民間開放の対象にし、大阪府の解体路線をすすめる ③大阪府が本来責任を持つべき府民の安全や安心、プライバシー保護が守られない事態が予想される ④民間開放推進派の委員で構成される「大阪版市場化テスト監理委員会」が対象業務の選定から民間開放の是非までの絶大な権限を持つ ⑤専門性やノウハウの継続性がなくなる ⑥コスト追及で低賃金、不安定雇用労働者など官製ワーキングプアを増やす、などの問題点を指摘し撤回を求めてきた。

太田時代の07年度は事務局である行政改革課が検討、取りまとめて4業務が対象業務として監理委員会に提案されたが、橋下知事就任後、大阪商工会議所会頭との会談を受け質的に変化した。それは、大阪府のはば全ての業務である1500業務をホームページでオープンにして市場化テストの対象業務選定の参考とするための民間からの提案募集を行うというものである。それには大阪商工会議所などが積極的に関与し、提案総数は106件にも及んだ。それを受け、08年12月の第11回監理委員会において新たな対象業務（9業務）が決定され、09年9月10日の監理委員会で税務、図書館、監査業務など6事業について民間開放の方向が決められた。その委員会の席上、橋下知事は「官が6で民が4でも民間に」と発言したことから委員会傍聴者からは「何のための官民比較なのか」と怒りの声が出たほどで、今後、受付業務や債権の催

告業務などますます拡大されることが予想される。

(2) 府民生活破壊、地方自治破壊の市町村への権限移譲

大阪府の全ての権限（約8000条項）のうち半分を超える権限の移譲めざして市町村への事務移譲が進められている。09年3月30日に第40回大阪府・市町村分権協議会が開催され、①10年度からの3年間で全市町村に移譲すべき102の対象事務（開発行為の許可、大気汚染防止法など環境関係の規制事務、小・中学校の学級編成基準の決定など）の取りまとめと、②財政措置や人的支援、合併や広域的な連携のあり方（役割分担型、集約型、既存一部事務組合活用型）について検討され、③市町村からの申し出を受けて移譲する仕組みを改め、大阪府と市町村が共同で計画を策定したうえで進めるなど新たな制度を作る、ことなどを確認し、4月開催の市長会と町村長会で了承された。市町村側からは、「住民にとってのメリット」「財政措置」「人員体制、専門職の要否」「人口、組織の規模の違いによる問題」などの意見が多く出され、あまりの強引で拙速な進め方に疑問も出されている。しかし、7月13・14日には「府内市町村への権限移譲候補事務説明会」を開催して、大阪府が作成した市町村ごとの「権限移譲実施計画案」のたたき台を示して、「9月以降の回答」を求めて、それに基づき大阪府と各市との個別協議を行い、実質的には大阪府の考え方を強要し、計画案を作ろうとしている。その後は、それに基づき、市町村の09年12月議会や10年3月議会での手数料等関連条例整備、2月府議会での特例条例制定を行い、10年度から個別事務の移譲とその受け入れに向けた大阪府の支援が具体的に進められようとしている。

事務や権限の移譲には先に指摘されているさまざまな問題がある。そのことの現場からの議論抜きに一方的に押し付けていくという、強権的な進め方は、自治体の自主性を守る、地方自治・住民自治の観点からも大きな問題であり、住民の安心・安全を提供する自治体本来の役割が果たせなくなる危険性がある。

IV 集権としての広域連合、 関西州

大阪発“地方分権改革ビジョン”では、関西広域連合を早期に設置し、関西各府県の業務を集約するとともに、国の出先機関の廃止・縮小に伴う権限・財源を広域連合に移譲させ、関西州を導入して関西の総力を一つの司令塔の下に結集している。

09年8月4日関西広域機構分権改革推進本部第5回本部会議で、橋下知事は「細かな議論より国の形を変えるという真正面からのメッセージが必要」と早期設立をアピールしたが、奈良県の反対や多くの府県から「議会での議論が進んでいない」との意見が出され、「関西広域連合」の設立が10年以降に延期された。

8月末の総選挙では、「地方分権改革が大きな争点」とぶち上げ、自民・公明の政権与党や民主党にその実現を迫るとともに、「地方分権では民主党の政策が上」と首長連合として民主党の支持を明確にした。選挙結果を受け、橋下知事は9月2日の記者会見では「まずは国の出先機関を取りに行く」として、国土交通省近畿整備局所管の広域インフラの整備関連業務の移管など新政権の国家戦略局に直接物申す事項を検討する政策検討チームを府庁内に立ち上げた。また、9月29日に行った新政権に対する大阪府「緊急要望」では、「地方にできることは地方に委ねる」を基本にした取り組みを求めるとともに、「国出先機関の原則廃止については、廃止後の受け皿が問題となっておりますが、関西では、その機能を広域連合できちんと受け入れる覚悟があります」とまだ決まっていない広域連合の代表者であるかのような要望を行っているが、その方向はいまだ不明である。

V 橋下知事が最も重視した 「府庁改革」「組織戦略」

「大阪維新プログラム案」の一つの柱である「府庁改革」は、橋下知事が就任以来、最も重視したものであり、その手法は、情報公開と府内の組織改革である。

橋下知事のブレーンの一人である上山信一氏は、「自治体改革の本質は権力闘争であり、内実は革命である」といい、そのための仕込には、「第1に守旧派の権力基盤の破壊、第2に課題の発掘と情報公開、第3に外からの評価の獲得である」と述べているが、橋下知事の1年数ヶ月を見ると忠実に実践していると思える。

(1) 「劇場型政治」に最適な情報公開

情報公開では、労使交渉までマスコミに対してはフルオーブンになった。とりわけ知事の出る交渉には、多くのマスコミが詰めかけ、私もテレビに映される機会があったが、「ムダな大型開発を止め府民と府職員の要求実現と財政再建を」と発言しても、放映されるのは「人件費の削減は許せない」との発言であり、放映されたとたんに、「税金ドロボウ」「知事のすることに文句を言うな」とひっきりなしに電話がなるという状況である。

確かに情報公開は必要だが、府民が求める情報を迅速に出す、マスコミは客観的報道を行うなどの基本的な条件が確保されないと、逆に非公開となったり、悪用されることにもなりかねない。

(2) 異動によるひな壇部長の総入れ替え

「守旧派の権力基盤の破壊」という点では、本年4月の定期異動が特徴的だった。マスコミでも、「ひな壇部長が総入れ替え」と報道されたとおり、総務部長にはこの間、財政再建プログラム、地方分権改革ビジョン、WTCへの府庁移転の3つのプロジェクトチーム長として活躍した副理事が就任した。また、政策企画部長には商工労働部長が就任し、橋下知事の応援を受けて9月投票の堺市長選挙に立候補し当選した。環境農林水産部長が1年を残し退職し新しく出先機関の所長が2階級特進で起用された。府内では、「文字通り知事の意向に沿う異例の人事」「知事は課長級職員の人事まで干渉した」などのうわさが広まった。

(3) 大阪版経済財政諮問会議によるトッピダウン政治

知事・副知事・総務部長・政策企画部長を基本の構成メンバーとする「戦略本部会議」と上山信一氏など外部委員などから構成される「改革評価委員会」の二つの組織が立ち上げられた。両組織を軸に府政運営の基本方針が決定されることとな

り、まさに大阪版経済財政諮問会議といえるものだ。部局長マニフェスト（知事との約束事といっているが）の作成と進行管理、その結果に基づく部局長に対する人事評価の導入などもされている。橋下知事は、「全国初のトップダウンの組織」「一つの方針、自分の方針で動いていく組織マネジメント」と豪語しているが、強引な進め方に府職員から多くの批判の声があがっている。

(4) 橋下人脈で進められる府政の推進

民間人の登用も多くの部署でおこなわれている。副知事に元関電の木村氏が就任、商工労働部長、マスコミ対策を所管する報道担当課長、目玉施策を担当する都市魅力課長など民間の経営コンサルタント会社の代表者など17人が任用された。この民間から登用された職員が独自に定期的な会合を持って情報交換が行われている。

また、特別顧問（政策アドバイザー）には、上山信一（慶應大教授）、安藤忠雄（建築家）、北川正恭（早稲田大教授）、本間正明（近畿大教授）などを登用するとともに、09年度に新しく特別参与（公募ではなく政治的判断による任用）に任命された5人のうち4名が上山信一氏と同じ外資系コンサルタント会社マッキンゼー出身者である。特別参与は、専門分野についてのアドバイザー的な役割を果たすことになっているが、実際は「部長は特別参与の了解を得なければ仕事が進められないおかしな状況」ともいわれている。

知事就任以来、わずか1年数ヶ月。「戦略本部会議」「改革評価委員会」、特別参与、府政の中核を握る木村副知事を中心とする民間人採用者などを考えた場合、「橋下ファミリーや関西財界に府庁が乗っ取られた感さえする」という指摘には、あまりの変化に「なぜ」を通り越して、怖さとともに怒りすら感じる。

この体制で、新自由主義的な構造改革、府民の福祉や医療、教育、文化など府民施策の切りすぐ、道路や鉄道など産業基盤整備の推進、府庁解体、関西州実現が進められているのである。

VI 府庁舎のWTC移転に こだわる橋下知事

今府庁での最大の課題は、府庁舎の南港・咲洲

地区にあるWTC（ワールドトレードセンタービルディング）への移転問題である。橋下知事は、08年8月に関西州の州都にベイエリアがふさわしいと言い出し、今年の2月府議会に移転条例案を提案した。しかし、ベイエリア開発は、「テクノポート大阪計画」として関西財界が大阪市を巻き込んで進めてきたものであり、その破綻が明らかとなり、平松市長が08年9月に同開発の終結を正式に宣言しており、また、WTCには防災上大きな欠陥があることなどが問題視され、反対65、賛成46の大差で否決された。しかし橋下知事は、半年もたたない9月府議会に再提出した。

大阪府は、2月府議会で指摘された課題への対応として大阪市の主体的取り組みが進んでいることと、防災面での課題についての府市共同の課題の検証と必要な対策の検討をあげた。しかし、防災面での検討結果としてだされた「咲洲の防災機能に関する検討報告書」は、あらためて「災害時の危うさを浮き彫りにした」だけであり、10月21日開催された平松大阪市長と府議会の共産党を除く主要4会派との意見交換会での「ベイエリア開発の本気度」についても、ムダなベイエリア開発に巨額の税金を投じる計画が浮き彫りになっただけである。

橋下知事は、09年8月19日の部長会議で「私が選んだ部局長さん」「部局長さん全員で（WTC移転の）決着に向けた決意と覚悟を組織で共有してほしい」と移転実現に全力をあげよう要請した。

それを受け、「全庁あげてWTC移転を」の取り組みが各部局で進められ、職場からは、「WTC移転に反対との意見が言いにくくなつた」「意識の共有化が強制されているようで怖さを感じる」との声が出されている。

また、橋下知事は「移転条例案が否決をされれば、出直し知事選挙も考える」といい、府議員への恫喝とも取れる発言を繰り返した。

VII 「移転条例案」2度目の否 決。それでも移転は進める

10月27日、府議会は「移転条例案」を賛成52、反対60で、可決に必要な3分の2どころか過半数にも届かず否決された。しかし、本来なら、執行の前提となる移転条例案が否決されたため知事自

らビル購入の予算案を撤回すべきところであるが、それを行わず「予算案」は賛成60、反対50で可決されるというわかりにくい結果となった。

橋下知事は、今回の議決について、「夢洲・咲洲のまちづくりの方向性については良いが、本当に将来ビジョンどおりに、まちづくりが進むかどうか疑問。まだまだ努力が足りないということだと、私は理解している」と自分に都合よく解釈し、WTCに転居する職場の選考を指示したり、WTC周辺の企業誘致を進めるチームを立ち上げるなど、実行行為を進めている。

Ⅷ 橋下府政の「虚像」と反府民性 を暴露し、府政の民主的転換を

橋下府政の本質は、自民・公明政権が進めてきた構造改革路線そのものであり、先の総選挙では、このような構造改革路線に対する大きな怒りが爆発し、自公政権を崩壊させた。構造改革路線の破綻から生まれた民主党を中心とする政権とあくまで構造改革路線に固執する橋下知事の矛盾。「地方分権」による福祉や医療、教育などの市町村移管と「自立・自助」による大阪府の責任放棄、「関西州導入」による道路や鉄道建設をはじめとする産

業基盤整備の推進への特化、これらの動きによる府民生活への大きな影響がより明らかになる中で、府下市町村との民主的な連携を進め、「府民のいのちとくらしを守る」大阪府政の重要性もまた明らかになるだろう。府民要求実現の運動を寄り一層進め、橋下府政の「虚像」と反府民性を暴露し、府政の民主的転換を求める取り組みが求められている。

また、橋下知事の強権的な姿勢は多くの職員に不安や不満、怒りを増大させている。橋下知事が進める「自分（橋下知事）の方針で動いていく組織マネジメント」ではなく、民主的で自由闊達に意見が言える明るい職場、府民が主人公の府政実現に向けてみんなで協力できる職場をつくっていく活動が求められている。これらの取り組みに全力をあげたい。

注：本稿は、09年9月12日に開催された基礎経済科学研究所第32回研究大会のシンポジウム「幻想の地方分権改革」で報告した内容をもとに、加筆修正したものです。

（ひらい けんじ

大阪府関係職員労働組合執行委員長）

巻頭言：地球温暖化防止を通して高負担社会に備える覚悟を

コペンハーゲンで開催される国連気候変動枠組条約締約国会議（COP15）を間近に控え、地球温暖化防止に取組む2013年以降の枠組みをめぐる綱引きが佳境を迎えていた。総選挙で大勝した鳩山民主党代表（当時）が総理就任を前に、「2020年までに日本の温室効果ガス排出を1990年比25%削減する」ことを表明し、2007年のハイリゲンダムサミットで合意した長期目標（2050年までに世界の温室効果ガス排出を半減）に向けて、日本も最低限度の貢献ができる可能性が開かれた。このことは、混迷する対温暖化国際交渉の打開において、また、実際に地球温暖化を緩和する効果的政策の確立において、少なくないインパクトを持つものとして多いに評価し得るものである。しかし、それは同時に、需要側に重きを置く民主党中央の連立政権の経済政策のもとで、財政規模が着実に肥大し、それを支える国民負担もまた増大せざるを得ないことを予兆させるものであった。2020年までに1990年比25%減と言う温室効果ガス削減目標は、1990年比を7%上回る現状から考えれば、現状から3分の1の削減という膨大なものであって、その達成は著しく困難である。ここで詳しく論じることはできないが、エネルギーコストを1.7倍にし、GDP成長率にも小さく負の影響を与えるには実現できない、過酷な目標を背負うことになった。

だが、高負担社会化は、民主党の政策がもたらすものと言うよりは、高度経済成長期以降、経済開発に邁進してきた日本資本主義の発展過程によって予定されていたことだと言ってよい。さながら比較優位説の使徒のごとく、ひたすら日本の得意分野である製造業の国際競争力の強化を目指し、農業を切り捨て、エネルギーと鉱物資源を海外に依存する経済体質を育み続けてきた。そして、バブル期以降は、南の国々の低賃金労働を活用しようとのづくりさえも流出させ、サービス経済化を加速してきた。その結果が食糧自給率の異常な低さであり、今や40%を下回るまでになったのである。比較優位説の提唱者、リカードを生んだイギリスが食糧自給率の向上に励み、現在の日本と同水準から出発して70%にまで回復したことを見ると、歴史の皮肉を思わず得ない。対照的に日本は、円高によって拡大した購買力を駆使し、ひたすら低価格輸入品に依存して食糧自給率を後退させつつデフレーションを演出してきた。確かに、消費者物価の引き続く低下は、一見、実質所得の目減りを緩和し、国民の生活に恩恵をもたらしてきたかに見える。だが、現実は流動性の罠が金融政策を無力とし、国債の大量発行を後押しして、財政破綻を強いることになったのである。

私がこの稿を執筆している今も、低価格輸入品に依存する安売り競争は続いている。しかしその挫折は間違なく間近に迫っている。中国、インドなどBRICs諸国の経済成長と途上国で続く人口爆発によって食糧需給の逼迫は避けられず、農産物の国際価格は長期的に上昇するだろう。すでに、農産物の輸出制限が始まっている。札ビラを切ろうとも食糧輸入が不可能となる時代が確実に迫っている。そこに地球温暖化が拍車をかける。旱魃やゲリラ豪雨が地球規模で頻発するようになり、凶作と水不足のリスクが一層増大するだろう。

事態は切迫している。高負担社会化は避けることはできない。地球温暖化防止やセーフティーネットを再構築するための投資は不可欠だ。格差社会のは正には、労働コストが上昇しても、雇用の安定化が勝ち取られなければならない。地球温暖化、セーフティーネット、格差問題のいずれをとっても、必要な負担を避けようとすればするほど、遠くない将来において逆に2倍、3倍の費用負担を強いられることになる。大事なことは、負担を避けるのではなく、適正に所得再分配を図りながら、国民全体で公平に負担するシステムを築くことだ。地球温暖化防止をめぐる政策選択は、この

幻想の地方分権改革

国民的議論に効果的な舞台を提供するだろう。

論点は、主に次の2点である。

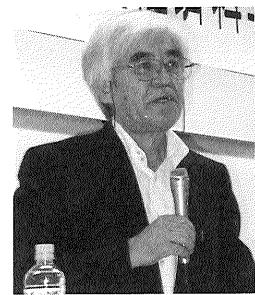
地球温暖化の主因は二酸化炭素(CO₂)の大気中濃度の上昇であり、それを防ぐには、自然の吸収量以下にCO₂排出量を減らす以外はない。CO₂排出量の増加は化石燃料の燃焼が原因なので、エネルギー消費の削減とCO₂を出さないエネルギー源への転換が温暖化対策の基本となる。ところが、省エネルギーもエネルギー転換も容易には進まない。化石燃料を大量に消費してCO₂を排出しても何ら罰則を与えられないために、CO₂削減へのインセンティブが働かないからだ。そこで、第一に、CO₂排出が企業にとっても家計にとってもコストとなり、他方、その削減が利益に繋がる仕組みを築くことが求められる。改善されなければならない課題は少なくないものの、その手段は既にヨーロッパで定着しつつある。キャップ・アンド・トレード型の排出量取引と環境税である。火力発電所や製鉄所などわずか180事業所からの二酸化炭素排出が日本の排出量の過半を占めており、それらをターゲットとする排出量取引を環境税で補完するなら、それは省エネ努力を促して、CO₂排出を抑制するだろう。ただし、エネルギー価格の上昇が避けられず、また環境税は消費税と同様に逆進性を持つことから、産業界のみならず国民からも導入への支持を得ることは容易ではない。環境税への産業界の抵抗を、環境税収による年金保険料の引き下げという手段でなだめたドイツの経験のように、排出権のオークション収入や環境税収をどのように再分配するのかが、導入の成否を決めることになるであろう。

第二の論点は、エネルギー転換における原子力と再生可能エネルギーとの選択である。従来、日本政府は原子力利用を地球温暖化対策の柱に掲げてきた。電力総連を有力な支持基盤の一つとする民主党も、全体としては原子力擁護の立場を取る。しかし、京都議定書で義務づけられた日本の削減目標の達成が不可能となった最大の原因は原発依存にあった。稼働率88%を見込んでいたにもかかわらず、相次ぐ事故や不祥事によって60%程度にまで落ち込んだために、その差を石炭火力で補ったことでCO₂排出が増加したのである。日本の原発の大半は既に法定耐用年数を上回り、今後、稼働率が飛躍的に向上することは望めない。それゆえ、新中期目標の達成には原子力依存から再生可能エネルギーの利活用へと転換する以外にないのだが、現政権が簡単に決断できると楽観することは難しい。ここでも、問題の核心はエネルギーコストの増大をどのように負担していくのか、ということになる。政府が発表している原子力の発電コストは、5.9円/kWh。他方、再生可能エネルギー電力の場合には、太陽光発電で47円～63円/kWh(NEDO)。風力発電でなら10～14円/kWh(総合資源エネルギー調査会)。これだけを見れば、原発のコスト優位は明らかのように思われる。だが、政府発表の原子力発電コストの根拠は曇昧で、毎年5000億円にも達する国庫補助で支えられたものであり、耐震補強や老朽化した原子炉の解体処分費用、未来永劫増え続ける放射性廃棄物の処分費用等、将来にわたりコスト増があっても減ることはない。一方、再生可能エネルギーによる発電コストは急激な低下が見込まれる。目の前の負担を避けて将来につけを回すのか、それとも将来に向けて投資するのか、その選択が迫られているのである。

もう一度言う。高負担社会は避けられない。しかし、負担は未来社会への投資である。大事なことは負担を避けることではなく、所得再分配により適正かつ公平に負担するシステムを築くことである。

(遠州尋美 所友 大阪経済大学)

現代日本の道州制と 分権国家構想



NINOMIYA Atsumi
二宮 厚美

I はじめに —道州制構想の歴史的位置—

道州制の創設に帰着するような現代日本の「分権国家化」構想は、歴史的にみて、いかなる性格のものであるか、いきなり結論を先取りするような話しになるが、あらかじめこの点を確かめておくことにしたい。

今世紀に入って道州制構想が本格化するのは、小泉政権の末期から安倍政権期にかけてのことであった。自民党道州制調査会が第一次中間報告を出したのは2005年10月、地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」をまとめたのは06年2月、日本経団連が第一次提言をだしたのは07年3月、そして道州制ビジョン懇談会の中間報告がするのは08年3月のことであった。これらの経過は、道州制とは小泉構造改革を受け継ぎ、将来においてそれを徹底する方向において打ち出されたものであったことを示すものにほかならない。安倍政権は小泉構造改革の継承・徹底を課題にして、これまでにない力点を道州制構想においたのである。

では、小泉構造改革は何をねらったものであるか。一言でいえば、それは新自由主義的な国家改造を意図したものであった。この新自由主義的国家改造ビジョンは、05年にまとめられた自民党新

憲法草案では、憲法第8章92条以下の全文改正という形であらわっていたものであった。自民党は、憲法の地方自治条項の全面的見直しと抱き合わせで、「分権国家化」を打ち出したのである。安部政権期の道州制ビジョンは、この新自由主義的改憲路線上で浮上したものにほかならない。

そうすると、いったい新自由主義的改憲路線とは何をねらったものであるか、ということが問題になってくる。憲法9条の改正が戦争国家化を意図した軍事大国路線のものであったとすれば、地方自治条項の改正による「分権国家化」とは、憲法25条にもとづく体制（レジーム）を空洞化しようとしたもの、すなわち福祉国家解体路線のものであった。自民党の新憲法草案は生存権保障の25条には、手をつけていない。形式上、25条そのものは残すが、実質的には空洞化・無力化する仕組みとして「分権国家化」を提示し、その具体化の支柱として道州制構想を打ち出すにいたったもの、と考えられる。

したがって、道州制の導入による分権国家化路線とは、一言でいえば、新自由主義による福祉国家の分権的解体戦略である、ということができるだろう。そうであるとすれば、道州制とは、単に自治体の再編成や地方制度の改編といった意味にとどまらない問題をはらむ、ということになる。つまり、道州制とは自治体レベルの問題であると同時に、国民国家のメタ・レベルの問題でもある

ということである。さらにまた、道州制とは新自由主義的国家改造の視点から、特に福祉国家解体戦略の視点から、評価されなければならない、ということにもなる。以下では、こうした視点を意識して、現代日本の「分権国家化構想」を検討することにしたい。

Ⅱ 新自由主義的蓄積に対応する日本の分権国家化構想

財政学視点からみると、現代国家の主要機能は4つにわかれ。第一は軍事・権力機構の維持、第二は資本の営業に必要なインフラの整備、第三は労働力の再生産に必要なインフラの整備、第四は財投や通貨・為替管理等の広義のファイナンスの機能、この4つである。資本主義国家は、この4つの役割・機能を担って資本蓄積と階級関係の再生産をバックアップする。

このうち、第一の軍事・権力機構の肥大化に対しては、戦後憲法は厳しく制限する措置をとった。第9条によって、軍事的意味ではミニマル国家（最小限国家）にとどまることを命じたのである。問題は、第二と第三の機能である。戦後日本は、第二の産業基盤整備を中心にして、巨大な土建国家を築いてきた反面、第二の生活基盤を担う福祉国家については、未熟なままにとどめる、という道を歩んできた。つまり、大づかみにいって、戦後日本は比較的長期にわたって、軍事小国、土建大国、福祉弱国の3つをセットにした国家のもとにおかれてきたといってよい（第四のファイナンス機能も、この仕組みのもとに組み込まれていたが、ここでは詳しくは立ち入らない）。

80年代に頭出しし、90年代に入ってから本格化する新自由主義的構造改革は、この「軍事小国・土建大国・福祉弱国ブロック」を相手にし、その見直しをはかるために登場してきたものであった。少々荒っぽい言い方になるが、その際、新自由主義は「軍事小国から軍事大国へ」、「土建大国・福祉弱国から分権国家へ」のコースを設定した。土建国家と福祉弱国とを一体化した体制を「開発主義国家」と呼ぶ後藤道夫流の言い方を借用していえば、90年代以降明確になった新自由主義の国家ビジョンは、「軍事小国から戦争国家へ」「開発主

義国家から新自由主義国家へ」をスローガンにしたものであった、といってよい。

自民党の改憲案が9条の改正によって戦争国家の道を用意したことは、すでによく知られているから、ここではこれ以上たちいらない。問題なのは、「土建国家プラス福祉弱国」の「開発主義国家」に新自由主義が襲いかかるときの姿が、欧米の新自由主義とは異なる様相をとる、ということである。

欧米の新自由主義と現代日本の新自由主義に共通するのは、いずれの新自由主義も「経済のグローバル化を背後にもった多国籍企業」によって担われている、という点にある。この多国籍企業は、資本循環形態でいえば、ひたすら貨幣資本循環視点（G…G'視点）にたった運動を進める。その理由は、グローバル市場においてメガ・コンペティション（大競争）を繰り広げる多国籍企業は、それぞれ（一国単位の社会的総資本ではなく）個別資本として競争に臨むからであり、世界市場で問題になるのは、ただ供給サイドの競争力だけであり、そこでは社会的総需要がどうなるかは、問題ではなくなるからである。

言いかえると、グローバル市場のなかの多国籍企業にとって、商品資本循環（W…W'）視点にもとづく供給と需要のバランス問題、生産と消費のバランス問題は視野のらち外におかれる。さらに、生産資本循環（P…P）視点から問題にされる生産過程のあり方、労働力と生産手段の価値・素材的構成等も、世界市場における個々の多国籍企業の競争力を左右する問題としてはとらえられても、全体としてはコスト要因として軽視される。つまり、中心になるのは、個々の多国籍企業の価値増殖視点であり、国民経済の総生産力や生産・消費のからみあいは無視されるか、軽視されることになるのである。

新自由主義とは、こうした多国籍企業の貨幣資本循環（G…G'）視点を反映したイデオロギーにほかならない。現代資本主義が、数多くの論者が注目する、金融的蓄積優先だと金融主導型蓄積に向かうのは、多国籍企業による新自由主義的蓄積衝動の結果である。08年からのアメリカ発金融恐慌と世界同時不況への突入は、この新自由主義的蓄積の帰結にほかならなかった。

いま、こうした多国籍企業の新自由主義的蓄積の主な特徴をまとめておくと、①社会的総資本で

ではなく徹底した個別資本の視点、②市場を需要サイドからではなく個々の企業の競争力が試される場ととらえる視点、③価値増殖に必要な生産・流通過程等を必要悪的コストとみなす視点、これら3点に要約される。

話を一步進めて、いまここで問題なのは、世界各国に共通するこのような新自由主義的蓄積視点を日本にあてはめた場合、これまでの「土建国家プラス福祉弱国」の「開発主義国家」がことごとく見直しの対象にされる、ということである。見直しの方向は、先述の3視点にそくしていると、次のようになるだろう。

第一は、国民経済のあり方ではなく、個別多国籍企業または集団の利害を最優先して、旧来の「開発主義国家」を縮小再編することである。ここでは、国民経済の総需要・供給関係や生産・消費のバランス問題は軽視され、地域経済や中小企業の発展等は副次的、従属性なものとされる。日本経団連「自立した広域経済圏の形成に向けた提言」(08年5月)は、このことを露骨にこう語っている。

「地域は企業のグローバルな拠点戦略とその中で企業が日本国内の拠点に求めている機能を把握するとともに国内外との競争に勝ち抜くための地域戦略を策定し、企業のスピード感を共有しつつ、そのニーズに即した環境を重点的に整備することにより立地競争力を高めていかねばならない。」

第二は、多国籍企業の競争力強化を第一にした「開発主義国家」の再編成をはかることである。シンボル的な言い方をすると、旧来のゼネコン中心の「土建国家」はハイテク多国籍企業の求める「ITC国家」(情報通信国家)に改められる。道州制ビジョン懇談会「中間報告」が、道州制の課題は「国際拠点となる地域(都市)を構築すること」、これによって、「企業の国際競争力は強化され、結果として道州の経済・財政基盤は確立し、わが国は経済大国として世界の主要プレイヤーであり続けることができる」と述べるのは、このためにはかならない。

第三は、「開発主義国家」を多国籍企業の要求するコスト削減の視点から効率化することである。とりわけ、企業負担の強化にはね返る福祉国家の発展は、断固として阻止されなければならない。とはいえ、将来の日本では、福祉国家ニーズは高まりこそすれ、減退するなどということは、まず

考えられない。したがって、国民の高まる福祉ニーズを処理する効率的な受け皿を準備しておく必要がある。ここから分権化路線が浮上することになるわけである。

以上の3点が、新自由主義のもとで分権国家構想が生まれる理由だと考えられる。そこで、道州制構想がどういう形で、この分権国家化の要請に応えようとしているかを次にみておくことにしよう。

III 道州制が意図する国家改造構想

自民党、経団連、道州制ビジョン懇等の描く道州制構想に共通するのは、統治機構を国、道州、基礎自治体の3層からなるものとし、それぞれに役割・機能を分担させる方向に向かっていることである。

念のため1・2例をあげておくと、自民党道州制調査会「道州制に関する第2次中間報告」は、「地球規模のグローバル競争の中で日本が世界と伍して競争するために、国の役割を外交・安全保障等に重点化し、内政は道州に任せる体制をつくる」とし、3層の役割分担については、「道州と基礎自治体が自己決定と自己責任のもとで政策展開と行政サービスが実現できるよう、国・道州・基礎自治体の役割分担を明確にすることが重要である」と指摘している。これに同じことだが、道州制ビジョン懇「中間報告」も、「国の権限は国家に固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の責任は一義的には道州と基礎自治体が担い、広域的な補充は道州が行う」としている。

国・道州・基礎自治体の役割分担とは、それぞれに即していると、次のようなことである。

第一に、国はその固有の役割に限定し、集中する。ここで「固有の役割」とは、国防・外交・警察・司法・通貨・為替管理のことである。

第二に、道州は主として産業基盤にかかるインフラ整備に従事する。たとえば、先にあげた自民党「第2次報告」は、道州を「圏域内の地域力を結集する場」として位置づけ、「広域的なインフラ整備、地域産業政策、雇用政策等の必要な公共サービスを提供する役割を担うこととすべきであ

る」としている。

第三に、基礎自治体はもっぱら「住民に身近な行政」を担う。道州制ビジョン懇の言葉でいうと、「基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う基本単位である」。したがって、基礎自治体は住民に身近な行政を総合的に担う「総合行政体」となる。

こうした役割分担関係をまとめて表現したのが、次のような道州制ビジョン懇の説明である。

「現在、国、都道府県、市町村が担っているすべての役割を、まず、それが『公』が果たすべきものであるかどうかを吟味し、その後、地域住民ができないことは基礎自治体が、基礎自治体ができないことは道州が行なうこととする。国が行うのは、国家の意思として必要かつ適切なことに限定し、住民の自助と自治には、原則として関与しないものとする。」

国・道州・基礎自治体間のこうした役割分担論で、いま私たちが注目しておかなければならることは、次の三点である。

第一は、道州制のもとで国はその「本来の役割」「固有の任務」に集中することができる、とされていることである。この場合の「本来の役割」「固有の任務」とは、要するに権力的機能のことにはかならない。「分権国家論」や民主党の主張する「地域主権国家論」でも、この点は変わりない。

だが、現代日本のほとんどすべての「分権化論」の、第一のボタンの掛け違えは、このような「本来の役割に特化した国家」像にあると言わなければならない。なぜなら、憲法の描く日本国家像または国家の任務は、そういうものではありえないからである。憲法は、たとえば国民の生存権や教育権、労働権を保障して、この立憲国家のもとでは、それらの権利を担う福祉国家の役割を國本来の任務としているのである。憲法に従えば、教育・福祉・勤労保障等の任務こそが、「國本来の役割」の筆頭に位置するのであって、「分権論者」が「固有の任務」に持ち上げる国防・軍事・安全保障等は、憲法9条の戦力放棄、交戦権否認のもとにあって、実は本来の役割ではなくなりつつあるのである。

一言でいえば、憲法は戦争国家の任務を「國固有の役割」から外し、逆に福祉国家の任務を「國固有の役割」の最上位に位置づけている。したがって、現代日本の「分権論者」が前提にする国家

論は、本末転倒の倒錯した議論だといわなければならない。

第二は、基礎自治体を「総合行政体」とし、「住民に身近な行政」の担い手としての役割を分担させるときに、「補完性の原理（principle of subsidiarity）」が利用されていることである。「補完性の原理」とは、ごく一般的には、①まず住民自身またはコミュニティの自助・共助に委ねる、②自助・共助を超える課題は住民に最も近いところの公共団体（基礎自治体）が責任を負う、③基礎自治体を超える行政課題は広域的公共機関が担う、④広域行政を超える全国的課題は中央政府が果たす、という補完関係をさるものとされている。たとえば、自民党「第2次報告」は、国・地方の役割分担を説明して、「住民に一番身近な主体が権限と責任を持つ、補完性の原則に基づく地方主権・地域主権を実現する」と述べている。

だが、ヨーロッパのキリスト教に由来するこの「補完性の原理」の適用に関しては、「誤解」と「限界」の二つの問題点を指摘しておかなければならない。

一つは、「補完性の原理」とは「国・地方の役割分担」を正当化するものではない、ということである。それは、住民に対する行政責任の優先順位を示す「国・地方の行政責任分担=共有論」であって、「国・地方の役割=機能分担論」ではない。一例として、住民福祉をとりあげてみると、「補完性の原理」は、「住民福祉に対する行政責任の最前線にたつのは基礎自治体であるが、基礎自治体で責任を全うできない場合には、国が自治体を補完する責任を負う」ということを示すものにはかならない。だから、この場合には、住民福祉に対する行政責任を国・自治体は共有するが、その優先順位の序列では、自治体が最前線にたつ、ということになる。ところが、「国・地方の役割分担論」では、住民福祉については専ら自治体がその責任と機能を果たし、国は何の責任・機能も持たない、ということになる。本来の「補完性の原理」に立脚すれば、自治体は住民福祉に対する国の責任・役割を問うことができるが、「国・地方の役割分担論」では住民福祉に対する国の責任を導き出すことができなくなってくるのである。したがって、「補完性の原理」をもって「国・地方の役割分担」を正当化することはできず、日本の「分権国家論」による「補完性の原理」の適用は、文字通り「誤

解」だといわなければならない。

次に、「補完性の原理」の「限界」とは、もともとキリスト教に由来するということもある、個々の市民の私的自治を出発点においていることである。個人の自立・自助がまずあり、その上で、個々の市民の果たせない課題については自治体が責任を負い、それでも不十分なところは国が責任を負う、という責任の積み上げ方式になっているわけである。

だが、日本の憲法のように、生存権をナショナル・ミニマム保障の課題としている所では、国の責任はこうした「補完性の原理」で導き出されるものにとどまらず、語弊をおそれずにいえば、行政責任は自治体以上に国の側に重く課せられている、といわなければならない。

さて第三の問題は、「国・地方の役割分担論」に立脚した基礎自治体（および道州）は、地方公共団体でもなく、地方政府でもなく、近年流行る言葉でいえば、ローカル・ガバナンスに変質してしまう可能性が高いことである。その理由は、①基礎自治体は「総合行政体」として、その業務量を「ミニ福祉国家」的規模に広げ、増やすことになる、②「総合行政体」は「自己決定・自己責任・自己負担」の単位とされる、言いかえると、地域単位の受益者負担主義の受け皿とされる、③国レベルでのナショナル・ミニマム保障機能が弱体化して、「住民に身近な行政」に対する公的責任全体が希薄化する、④基礎自治体の「自由」が多少増えるのと引きかえに、地域間競争が熾烈化する、という点に求められる。ただ、自治体のガバナンス化は、新自由主義的行政改革のもとで、すでに進行中のものなので、この点については、次節で補足することにしよう。

IV 新自由主義的構造改革のなかの自治体

先に一言したように、道州制の導入による分権国家化路線とは、新自由主義による福祉国家の分権的解体戦略を意味した。実は、今世紀に入って以降、小泉構造改革のもとで、この福祉国家の分権的解体戦略は実際の力を發揮してきたものである。道州制による分権国家化は、いわばその仕上

げにあたるわけである。したがって、以下に、小泉構造改革のもとで実際に進んできた自治体再編の動きを確かめておくことにしよう（ただしここでは、要点を指摘するにとどまる）。この自治体再編は、一言でいえば、先述の「自治体のローカル・ガバナンス化」という性格をもつたものであった。

第一は、分権化の受け皿づくりとしての市町村合併が「平成の大合併」の名で強行されたことである。これは、基礎自治体の広域化を通じて「総合的行政体」を準備するものであった。

第二は、04年から06年にかけて「三位一体改革」が進められたことである。これは、①特定財源の一般財源化の名による国庫負担金の削減、②国依存財源から地方自主財源への移行の名による地方交付税減らし、という二つの結果を招いた。「三位一体改革」とは、交付税と国庫負担・補助金減らしのためのものであった。交付税をみると、3年間で約5.1兆円減額された。

第三は、「三位一体改革」による兵糧攻めを背景にして、国主導の地方行革が強力に進められたことである。合併にしろ、交付税削減にしろ、地方行革にしろ、いずれも「分権」とは名ばかり、国主導の集権的手法を用いてすすめられたが、その結果は、自治体の変質となってあらわれた。

この変質を表現したのが、総務省による「新しい公共空間」論の提示だった（05年4月）。「新しい公共空間」論とは、①自治体の「地域経営戦略本部化」の名で実働部隊（一般の地方公務員）を削減する、②公共空間の担い手として、行政、企業、市民組織の三者をあてる、③自治体をその行政・企業・市民三者の協働（collaboration）またはパートナーシップのもとにおき、ガバメントからガバナンスへの転換をはかる、というものであった。要するに、「新しい公共空間」とはローカル・ガバナンスとほぼ同義のものである。

第四は、「新しい公共空間=ローカル・ガバナンス」の管理手法として、今世紀に入って以降、自治体行政内部にNPM（New Public Management）の適用がはかられたことである。NPMとは、民間企業の経営管理方式を公共部門に適用する際の手法を意味するものにほかならない。ネライは自治体財政の効率化にある。効率化のために、①独立行政法人と指定管理者の併用による民営化の推進、②市場化テスト方式の適用による官民間競争と安

上がり化、③公務員の成績主義的管理と成果給の導入、という3つの手法が用いられた。

ちなみに、鳩山内閣の行政刷新会議による「事業仕分け作業」は、このNPMの最も単純で荒っぽい手法にほかならない。NPMのネライは行政費用の削減、低廉化による財政効率の引き上げにあるから、そこでは、必ず自治体の公共性との衝突・摩擦・軋轢が発生せざるをえない。この「効率性vs.公共性」の対抗関係のなかで、NPMは独自の公共性論（公共空間論）を持っていないために、効率性第一主義に走らざるをえない。その結果、NPMを採用する自治体その他の公共機関は、ますますガバナンスに変質する、という関係が呼び起こされるのである。

第五は、新自由主義的構造改革による社会サービスの現物給付廃止、現金給付への移行政策が、自治体のがバナンス化を促進したことである。21世紀に入って以降、教育、福祉、医療、保育等における現金給付化の動きが活発化したが、すでに介護保険と障害者支援費制度において、この動きは現実化した。小泉構造改革前後には、これに続いて、学校教育へのバウチャー制度の導入、混合診療の解禁、保育制度の介護保険化という動きが進行した。新自由主義は、社会サービスの現物給付保障の現金給付化を通じて、福祉国家の市場主義的解体をねらったが、これは、福祉国家の分権的解体戦略とあたかも兄妹のような関係にたつものであった。

以上、5つの論点に区切って、小泉構造改革期の自治体再編の動向をみてきたが、道州制による分権国家化構想は、この小泉改革の仕上げとして打ち出されたものにはかならなかった。自民党新憲法草案は、道州制を想定して福祉国家の分権的解体の仕上げに向かうものだった、といってよい。解体される福祉国家の機能・役割の受け皿に準備されたのが「総合行政体」としての基礎自治体である。だが、いまやこの「総合行政体」は、福祉国家ではなく福祉ガバナンス、基礎自治体ではなくローカル・ガバナンスにすっかり変貌している。あらゆる公共空間のガバナンス化、これが新自由主義的分権化の行き着く先だといってよいかもしれない。

V おわりに —現代的地方自治の課題—

以上の検討をふまえて、最後に、現代日本の地方自治を考えるうえで、今後、私たちが検討しなければならない論点を3つあげておきたいと思う。

第一は、憲法のもとでの地方自治を再検討することである。従来の地方自治觀は、どちらかといえば、自由主義国家のもとでの地方自治を中心としたものであった。この地方自治は、「国家からの自由」を自治觀の出発点におく。いわば自由権的自治觀といってよい。

だが、戦後憲法は、生存権・教育権・労働権をはじめとする社会権のナショナル・ミニマム保障を国家に義務づけている。ここに生まれるのが、端的にいって、福祉国家である。この福祉国家のもとでの地方自治は、「国家からの自由」を軸にした自治、団体自治だけにとどまらない。地方自治体は、「国家から自由」であるばかりではなく、国家を動かす自治の力を發揮しなければならない。自由権的自治に対比していえば、いわば社会権的自治となる。これからは、憲法のもとでのこの社会権的自治觀を検討していくなければならないだろう。これは、言いかえると、市民主義的地方自治觀を乗り越えることでもある。

第二は、ガバナンス概念に対抗できる公共性を再構築する課題である。小論で述べたように、新自由主義は公共部門に「効率性vs.公共性」の対抗関係を持ち込み、効率最優先で公共部門の見直しをはかろうとする。ここに生まれるのが、自治体等のガバナンス化傾向であった。この傾向にあらためて対抗するには、公共性の再構築が必要になる。このことは、鳩山新政権のもとでの「事業仕分け作業」や「地域主権国家構想」への着手のなかでも明らかになっていることである。

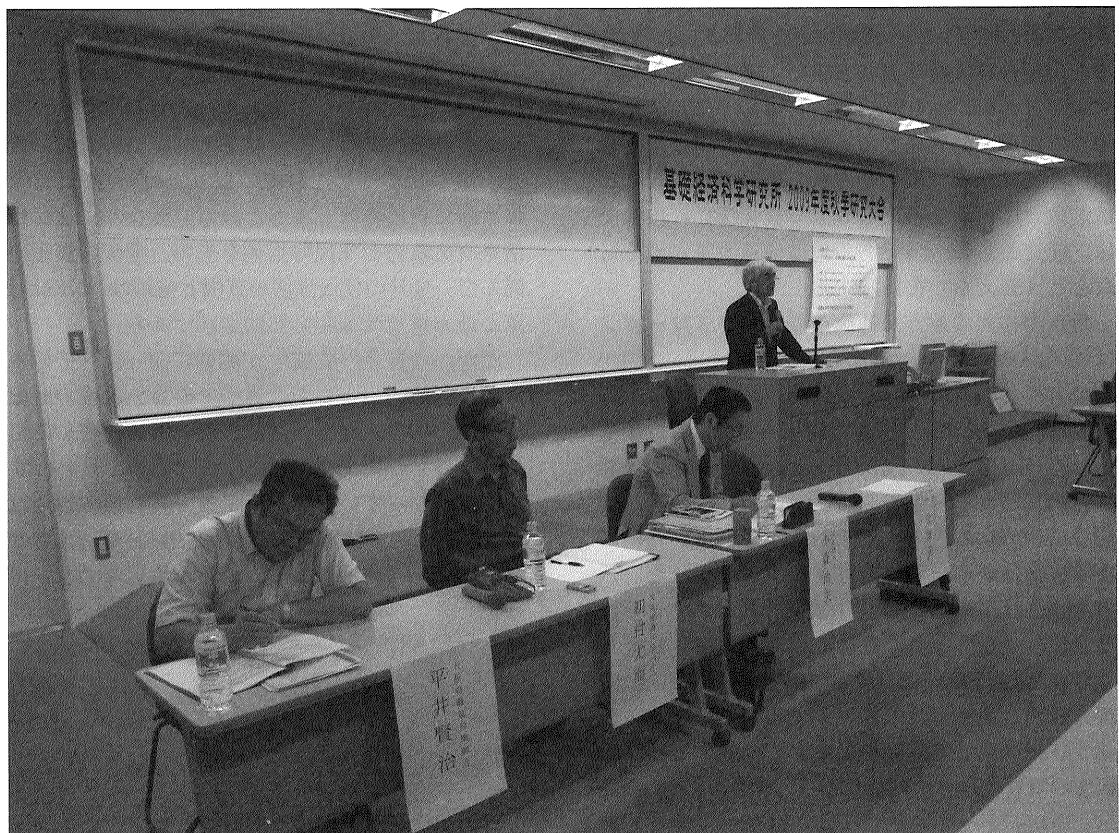
第三は、グローバル化時代の地方自治を再検討することである。道州制構想が提起している自治体に提起している問題は、実はここにある。これまでの日本の地方自治は、「開発主義国家」のもとで地方自治をどう再生するか、ということを課題にしてきたが、現代日本の自治体が当面する相手は、「開発主義国家」ではなく「新自由主義国家」である。この「新自由主義国家」の主たる担い手

は、端折つていうと、ゼネコンではなく、ハイテク多国籍企業であり、その運動は本稿でもふれたように、新自由主義的蓄積様式のもとにある。これに対抗できる地方自治、地域経済、自治体とはいかなるものか、自治体の重層的構造にそくして

検討していかなければならないだろう。

鳩山政権の成立は、こうした現代的地方自治の検討を促す舞台をつくりだしつつあるように見受けられる。

(にのみや あつみ 神戸大学)



報告の様子

地方構造改革と自治体財政



HATSUMURA Yuji
初村 尤而

今回の総選挙での民主党の大勝は小泉構造改革が少なくとも国政レベルで否定されたことを意味する。新自由主義的構造改革の目的は「戦争ができる普通の国家」¹⁾へ「国の形を変える」ことだ。これが拒否された意義は大きい。また、民主党がマニフェストに「財政再建」を書かずに、子ども手当の創設、公立高校の実質無償化、新たな年金制度の創設など「生活第一」を掲げて勝ったことは財政とは何かを考えるうえで興味深い。本稿では、構造改革の一つである地方構造改革が地方財政をどう変えたかを概観する。

新自由主義的地方構造改革のマーンスローガンは「国から地方へ」「官から民へ」である。「国から地方へ」の象徴的な財政改革として「三位一体の改革」が行われ、「官から民へ」実現の行政手法としてNPM (New Public Management = 新公共経営) 行革が進行中である。

「三位一体の改革」は、結論から言うと「国による自治体財源の取り上げ」にすぎなかった。一方、NPM行革は、新自由主義的行政改革のツールとして、また「小さな政府」づくりの切り札として登場した。NPMは行政と住民との関係を、公的権力機関と主権者との関係で見るのではなく、公共サービスという商品を生産する経営体と商品の顧客（消費者）との関係になぞらえる。「官から民へ」を実行させるために、集中改革プランなどのリストラ計画を自治体に作らせ、事務事業をアウ

トソーシングして「行政の守備範囲」を狭くさせる。アウトソーシングせず行政が直接実施する事務事業の場合でも、事務事業を企業的視点で評価・実行し、あるいは地方財政健全化法や公会計の整備といった財政・財務制度の網を被せることによって行政コストの削減をはかり、アウトソーシングの道へ誘導する。結果として公的責任の後退が進む。こうした財源の取り上げとNPM行革によって自治体は「小さな政府」となり、住民生活を支える力と住民の信頼を失い、地域の衰退が進んだ。今日の住民生活の貧困と格差は、NPM行革と地方構造改革の必然的帰結である。

だが、今日その破綻²⁾が明確になった。その象徴的な政治的出来事が総選挙での自公政権の歴史的敗北である。ただ、財源の取り上げに窮した自治体では依然としてNPM行革に活路を見いだす状況は変わっていない。新自由主義的地方構造改革は理念としては破綻しても、NPM行革は地域と自治体で生き続けている、これが現実だ。

I 財政指標で見た財政危機の現状

自治体構造改革が地方財政にどのような影響を与えたかを、地方財政の戦後3回目の危機到来と

いわれた90年代以降を中心に財政指標によって確認する。

第一に、地方財政全体の普通会計規模は構造改革とともに縮小に向かい、自治体は確実に「小さな政府」化している。普通会計の歳出総額は90年代前半まで増え続けたが、96年度に頭打ちになり、99年度に最高の102兆円に達した後は年々減り、07年度には90年代初めの水準の89兆円にまで減った（図表1）。財政が頭打ちになった96年度は、「中途半端で、少し早すぎた構造改革だった橋本6大構造改革」の時期と重なるし、急激に減少した21世紀以降は小泉構造改革と重なる。こうして、自治体は「小さな政府」「大きくなれない政府」となった。

第二に、地方構造改革は土建型公共事業を壊し、歳出構造を変えた。歳出を目的別に見ると土木費、性質別では普通建設事業費（公共事業費）が急減し、80年代前半の水準にまで落ち込んだ。ピーク時の半分以下に落ち込んだ市町村も珍しくない。公共事業費は、日米構造協議による公共投資基本計画の実施と、バブル崩壊後の景気対策の役割を担って80年代後半から90年代前半にかけて著しく増えた。税収が伸びないなかで、財源として建設地方債が大量に発行され、その償還費に対する交付税措置が先付け小切手として切られた。構造改革はこの路線を軌道修正し、戦後日本の特徴であった「土建型行政運営」は表面的にはすっかり影を潜めた。公共事業誘導のけん引車だった地域総合整備事業債は2001年度に廃止された。軌道修

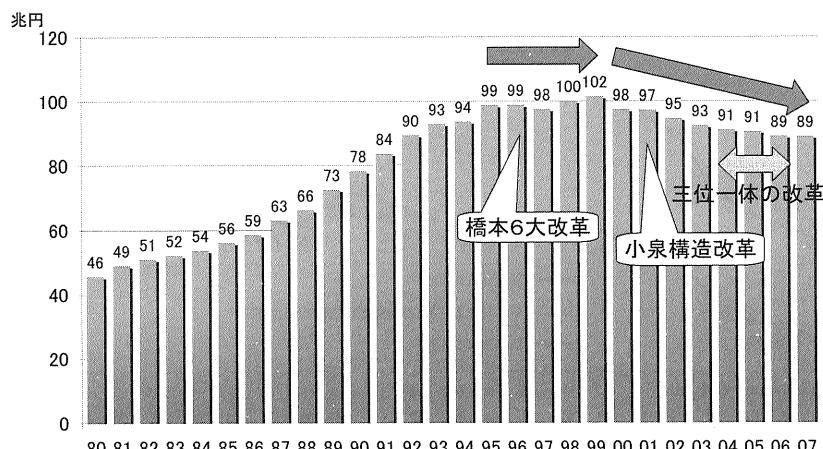
正の背景には多国籍企業がもたらした「土建国家からIT国家への転換」があり、「公共投資の担い手としての自治体の役割や機能、中央との役割分担、さらに公共投資の圈域等の再編成」が進められた結果³⁾と言えよう。こうして公共事業の縮小は「小さな政府」化をもたらしたが、土建型公共事業の財源として発行された起債の償還費（公債費）は後遺症として残った。

公共事業費の減少に対して民生費の増加は著しい。歳出の4割を占める都市もある。国民健康保険や介護保険といった医療・保険行政や下水道整備など都市的生活基盤の整備などソフトな行政経費も大きな割合を占めるようになった。

第三に、自治体の財源不足が深刻になり、とくに経常収支の悪化が慢性化している。経常収支は経常収支比率（経常経費充当一般財源÷経常一般財源）で表され、100%を超えると赤字となる。経常収支比率は90年代を通じて徐々に上昇し90%を超え、いまも上昇傾向から脱せないでいる。悪化の理由は、経常一般財源の伸びが小さく、経常経費充当一般財源経費の伸びに追いつかないからだ。経常一般財源は、地方税の伸び悩みに加え、「三位一体の改革」などにより地方交付税が抑制された。一方、経常経費充当一般財源等は、人件費部分が下がったものの、下水道事業や国保・介護事業、病院事業などの公営企業への繰出しや事務事業のアウトソーシングによる物件費や補助費等が増えた。

要するに自治体が必要とするソフトな行政経費

図表1 地方財政歳出合計（普通会計）「地方財政白書各年度版」より



に必要な財源が地方構造改革のもとで保障されなかったのである。自治体が「大きくなれない」のはこうした事情があるからだ。わずかに臨時財政対策債という赤字地方債を自治体に発行させ、償還費は将来の交付税で措置する約束をした。しかし、そのために、地方債という長期債務は、総額としては変わらず自治体はあいかわらず多くの借金を抱えている。

自治体財政は、財源不足とソフトな行政経費の増加により経常収支が悪化したが、それにもかかわらず地方財政は破局するところには至っていない。人件費の大幅削減と旧来からの福祉サービスのアウトソーシング、公共事業費という臨時の経費の縮小で凌ぐという微妙な関係のなかでかろうじてつり合っているのである。

このように地方構造改革による「財源保障機能の低下」が財源の慢性的不足と財政の硬直化をもたらしたが、他方で「小さな政府論」、NPM行革、公共事業の圧縮によってかろうじてバランスを保っている、これが21世紀型財政の特徴と言える。

II 現在財政危機の特徴

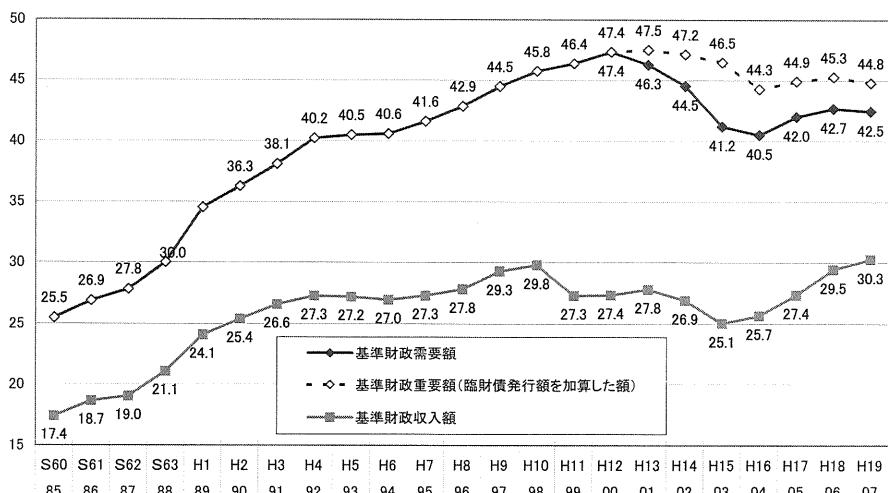
「財源保障機能の低下」を基準財政需要額の推移（図表2）で確認しておこう。基準財政需要額

は「地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額」（『五訂地方財政小辞典』）をいう。この「合理的・妥当な水準」は国が決定するから、基準財政需要額の水準は国が自治体に求める行政の量を表すことになる。財政力が弱く、基準財政収入額が少ない自治体には不足分が普通交付税が交付される。つまり基準財政需要額は国の財源保障のやる気の尺度とも言える。そういう目で図表2を見ると、基準財政需要額が2001年度の小泉構造改革以降減少していることが確認できる。つまり地方構造改革は、国の財源保障機能の後退を意味している。

以上のように2000年代の財政指標は、地方構造改革による「小さな政府」のもとで、「財源保障機能の低下」が進み、その結果「経常収支の悪化型」の様相を深めているのである。90年代の長期債務累増型財政危機とは異なった姿に変化したことが見えてくる。

自治体の財政難が表面化した90年代、その現象は戦後3回目の地方財政危機とよばれた。重森暁教授は、この危機の特徴として、①深刻な国家財政の下で同時に並行的に進行していること、②先進国中最大の地方財政赤字、③大都市圏での危機の深刻化、④借金依存体質と累積債務の増大、の4つをあげた。そして④について「潜行型財政危機」とよび⁴⁾、戦後3回目の危機は1回目、2回目

図表2 基準財政需要額・基準財政収入額の推移（純計）



(出所)『地方財政白書』各年度版から作成。

と違って決算収支が赤字になるという形では表れていないと述べた⁵⁾。

しかし、3回目の財政危機は終わったのだろうか。財政危機が解消しないまま、2000年の地方分権改革、市町村合併の強制、地方財政再建制度から地方財政健全化法体制への変更へとつながり、「終わりがないまま、…いつしか戦後地方税財政制度の大改編期を迎える」⁶⁾、「国の形を変える」構造改革のなかに飲み込まれたようだ。

故金澤史男教授は亡くなる直前に、都道府県における経常収支比率の推移を分析し、2000年代の地方財政は、東京都において同比率が改善する一方で、それ以外の自治体では悪化する現象に注目し、経常収支比率が一人勝ちする「東京」対「それ以外の自治体」という構図になっている状況を示し、第4の地方財政危機とした⁷⁾。

こうして見ると、90年代の財政危機の特徴が長期債務の累増にあったのに対し、2000年代財政危機は、構造改革による公共事業の圧縮と、財源不足による経常収支の悪化という形をとり「大きくならない政府」化と地域間格差を生み出しながら進行していると理解できる。

III 地方構造改革としての 「三位一体の改革」

さて、以上の財政指標を確認した上で、これを生み出した要因としての「三位一体の改革」を見ておく。「三位一体の改革」がめざしたもののは「小さな政府」だった。単に量的に小さいことだけではなく、官と民との役割分担によって筋肉質化にされたスリムな政府をめざした。スリム化の対象となったのは、国の3大歳出である社会保障、公共事業、そして地方への歳出（地方交付税と国庫補助負担金）の3つだ。

3大歳出が地方財政の場面でどのように推移したかを見ると、第一に社会保障では、社会福祉費や医療保険などの地方歳出は減らず、むしろ21世紀に急増している。一見すると自治体行政が民生部門へ重心を移したような錯覚を起こす。民生費が増えた理由は、社会保障の削減は「国から地方へ」事業主体が移動したこと、構造改革の結果、住民生活の困難が深刻になり、生活保護や医療費

の増大が避けられなくなつたことなどにある。自治体においては、社会保障費の増加が財政における重しと考えられ、アウトソーシングや民営化的ターゲットになっている。こうして新自由主義は今も大手を振って生き残っている。

第二に、公共事業は先に見たように、大幅に減少した。とくに自治体の単独事業が激減した。ただし、そのとばっちりが生活関連の公共事業にまで及び、生活基盤の維持更新事業が遅れ、地元建設業者の仕事を奪う現象が起きている

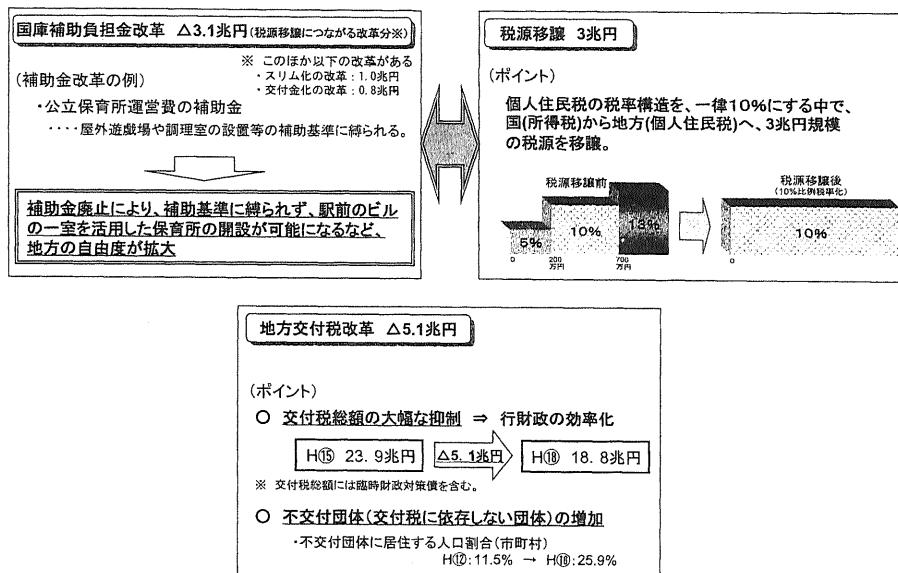
第三の地方歳出の減少として行われたのが「三位一体の改革」だ。新自由主義的地方構造改革の象徴として、2006年度から3年間（2005年度に一部芽だし）に実施された。「三位一体の改革」は、地方税、地方交付税、国庫補助負担金をこれまでの中央集権的な財政構造から分権社会に相応しいものに転換するものとして期待された。しかし結果は、国庫補助負担金の見直し（税源移譲につながるもの）が3.1兆円行われたが、うち税源移譲されたのは3.0兆円にとどまった。さらにこれとは別に地方交付税の削減が5.1兆円され、単純計算で5.2兆円の財源が自治体から消えた（図表3）。国の財政再建のための「地方財源の取り上げ」におわった。今日の自治体財政の困難は「三位一体の改革」を中心とした財政対策による財源不足問題が直接の原因である⁸⁾。

「三位一体の改革」は2000年の地方自治法改正が「未完の分権改革」として残した税財政改革を行ったというものではない。「三位一体の改革」の原型となった「片山プラン」⁹⁾が提出された2002年5月21日の経済財政諮問会議での議事録をみれば「小さな政府」づくりのための財政改革が「三位一体の改革」であったことがはっきり分かる。つまり「三位一体の改革」は地方分権改革ではなく、国と地方との役割分担の徹底的な見直しを目的とした新自由主義的地方構造改革の流れのなかで行われたと言うべきだ。

IV 地方財政健全化法と 地方構造改革

「三位一体の改革」以後、自治体財政の経常収支の悪化が進み、長期債務の負担がボディーブロ

図表3 「三位一体の改革」の成果



(出所) 地方分権改革推進委員会資料

一のように効いてきた。こうしたもとで、自治体財政を新たな國の関与のもとにおく法体制を整備したのが地方財政健全化法である。2007年6月に成立、2008年4月から一部試行実施、2009年4月から本格実施となった。

ポスト「三位一体の改革」の地方財政制度は、当時の竹中平蔵総務大臣の私的懇談会の「地方分権21世紀ビジョン懇談会」(2006年1月設置)で議論されてきた。そこでは自由・責任・自立をキーワードに「新三位一体の改革」が打ち出された。地方債の完全自由化、“再生型破綻法制”的整備、新型交付税の導入、地方公会計制度改革といった地方税財政制度を大きく変えるテーマが含まれていた。なかでも新型交付税の導入が焦点となり、とくに地方交付税に依存する割合が高い小規模自治体では最大の関心事だった¹⁰⁾。それが市町村合併をためらっていた自治体に「最後の決心」をさせた。

ところが、ビジョン懇の報告書が公表(2006年7月)される直前に北海道夕張市が財政破綻と財政再建団体適用申請を表明した。しかもいわゆるヤミ起債と粉飾決算(出納整理期間と一時借入金制度を悪用)の事実が明るみになるや、これを放置できた地方財政再建促進特別措置法に問題があるとされ、“再生型破綻法制”的論議が一気に高ま

った。8月には「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、12月には報告書がまとめられ、翌2007年6月の地方財政健全化法の成立へつながってゆく。

地方財政健全化法(以下、健全化法)が地方構造改革として持っている性格は4点ある。第一に、都道府県・市町村を含めすべての自治体の財政状況をその良しあしに関係なく総務省が一元管理できる体制を法的に整備したことである。健全化法は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標と、公営企業ごとの資金不足比率を算出し、国への報告と公表を義務づけた。もちろん総務省がこれまで自治体の財政状況を知らなかったわけではなく、決算統計の収集と、集中改革プランの作成などを通じて自治体財政を把握してきたことは言うまでもないが、健全化法による把握体制を確立したのである。

第二に、自治体財政の自主再建の道を閉ざした。旧来の地方財政再建促進特別措置法では、実質収支比率の赤字率が20%以上になれば全面的な起債制限がかかり、制限から免れるためには財政再建団体の指定を受け国の管理下での再建を図るしくみだった。裏を返して言えば、一切の起債をしなければ国の管理下に入らずに自主再建の道を選択することができた。現に、2000年度に赤字率

27.7%を出した福島県泉崎村は自主再建の道を歩んでいる。しかし、健全化法は早期健全化段階から国の監視下におくのである。

これまでの財政再建団体では普通会計レベルでの実質収支比率の赤字率で決めていた。そのために普通会計の赤字を抑えるために特別会計にしづ寄せをすることも自治体の裁量として可能だった。また、地方公社や第三セクターの経営が苦しくても自治体の努力で再建団体から免れることができた。自治体が個別の事情をふまえ、住民の了解を得て自治的運営をする道があったが、健全化法はこの自治体の「逃げ道」を塞いだ。

第三に、「更なる小さな政府化への自動巻体制」が構築された。総務省は毎年秋に4指標と公営企業ごとの資金不足比率を全国一斉に公表する。指標は一覧表として発表され、住民は全国水準や同一県内での位置を知ることができる。マスコミもランクを付けて報道したがる。住民はランクに興味を持ち、低位であれば自治体が無能力だと非難する。昨年より何%改善されたが話題となり、行政の「努力度」が判定される。個別の自治体財政が抱える特殊な事情や履歴は考慮されず、自治体は「過去よりも現在、現在よりも将来へ」指標を良くしランクを上げるために「絶えざる行革努力」に励む。

昨年に公表された2008年度指標と今年の2009年度指標を比べると多くの自治体では今年の方は指標が改善している。その最大の要因は、この1年間に自治体が、事務事業の民営化、民間委託、自治体病院の廃止や、受益者負担の強化など、公共サービスからの自治体の後退をいっそう進めてきたからである。自動巻体制とはこのことをいう。

第四に、健全化法は自治体財政を住民からさらに遠ざけることになる。健全化法による4指標はこれまで財政分析に用いられてきた各種の財政指標よりもはるかに難解で、なじみの薄い企業会計の知識がないと分からぬ部分が多い。住民は「財政は難しい」との感覚をこれまで以上に持ち、財政を住民の手から遠ざけてしまう。

住民から財政が遠のくと自治体財政の本当の姿が見えにくくなる。都道府県や指定都市などでは毎年IR(Investor Relation)説明会を行っている。投資家向け財務広報の場である。その場で首長はさまざまな良好な指標を使って、当該自治体が安全な投資先であることをPRし、有利な条件

で投資されることを促す。その場で良好な指標としてしばしば使われるのは健全化法の4指標である。しかし、おそらく住民がこれを聞くと大きな違和感をもつはずだ。自治体が議会と住民向けに作った行財政改革計画には、IR説明会資料とは違って財政の厳しさが次々と述べられ、「財政再生団体への転落」の恐怖で脅すのである。住民向け用とIR用とで財政データが使い分けしているのではないかと住民は行政に不信感を募らせる。

V 「大きくなれない政府」の もとでの財政運営

現状では自治体は「大きくなれない政府」である。現行の地方税財政制度と国の財政政策がそうさせているからだ。制度の分権的改革を求めながらも、当面は自律的な財政運営を工夫せざるをえない。もちろん、市場原理でなく財政の原理による方法で――。

多くの自治体では、限られた財源のもとでどのような施策を選択するのか腐心している。言い換えると、入るを量って出するを制す、すなわち「量入制出」で予算を編成し、「制出」の手段としてNPM行革を活用する。これまで「量出制入」で、歳入を超えて住民の要望を取り入れてきたのだから、今後は歳入の範囲内で予算を組み、それ以上は住民に我慢してもらう、そう行政が決めてしまう、これが「量入制出」である。

だが、これは間違っている。第一、これまで「量出制入」でやってきたと言えるほどの自治体はほとんどない。住民は行政に対して「何もしてくれない」と常に不満を持ち続けてきたからである。それに少なくとも予算編成の段階では、歳入と歳出は同額にしなければならず、常に予算は「量入制出」で編成されてきた。もし歳出が歳入よりも大きい赤字予算を組めば、「その年度の歳出はその年度の歳入で賄う」という会計年度独立の原則(地方自治法第208条)に反することになる。「三位一体の改革」初年度の2004年度にこんなことがあった。この年、地方交付税が12%削減され、予算編成をひかえた自治体では大騒ぎになり、ある都市は赤字予算を組んだ。ところが、これに対しては総務省から横やりが入り、この都市は予算を

作りかえた。

今日の自治体財政の危機の遠因である長期債務の累増はまさに「量入制出」の産物だ。公共投資基本計画と景気対策の実施のために巨額の地方債発行と交付税措置という国の財源対策が採られ、自治体はこの巨額の歳入に依存して年々公共事業費を拡大し続けた。簡単に言えば、国による豊かな財源措置に依存（すなわち「量入」）して事業を展開（「制出」）し、不要不急の事業を実施する放漫財政を続けた。

しかし、財政の原理は「量出制入」である。なぜか。国民経済において政府部門（国・自治体）の公共経済は、家計部門（家族経済）、企業部門（企業経済）とともに大きな役割を占めている。このうち家族経済と企業経済では、その収入は、賃金収入とか売り上げといった形で自らの意思ではなく市場経済によって決まる。だから収入の範囲で支出や営業を行なわざるをえない、「量入制出」が公準となる。

ところが公共経済は違う。公共経済の収入は市場経済ではなく政治過程で決まる。公権力としての政府は、課税権という特別の権利を保有し、財政民主主義の原則に従うかぎりは租税という財源を政治過程で調達できる。言い方は悪いが、金がなければ議会で増税を決めればいいのである。

自治体は、地域が必要とする社会的需要、すなわちその地域における生存権の実現、地域経済の振興、社会的統合の課題を確定する。「出する量る」のである。総合計画はそのためにある。次に自治体は、その実現の手法として自然環境、社会資源、人的つながり、公共サービス、市場における商品などを活用し、家族、地域、企業そして行政の果たすべき役割をマネジメントする。社会的需要を実現するために必要な負担を家族や地域、企業がどのように分かち合うのかを決めるのである。言うまでもないが、「家族や地域、企業が担うべき負担」には、経済的負担や労役的負担、そし

て時には「我慢」という負担も含む。「入るを制す」のである。重要なのはそれらの「仕分け」を住民参加で決めて、それが最低条件である。こうした過程において自治体は、主たる経済的負担者となり、公的に提供するサービス分の財源は租税として確保する。不足すれば増税もありうる。同時に地域経営のマネージャー、あるいはトータル・コーディネーターとしての役割を果たす。だから公共経済の公準は「量出制入」になる。

注

- 1) 岡田知弘『道州制の未来はひらけるか—グローバル化時代の地域再生・地方自治』自治体研究社、2008年、26頁。
- 2) 二宮厚美教授は新自由主義の「破局」とよぶ。
- 3) 二宮厚美『新自由主義の破局と決着』新日本出版社、2009年、198頁。
- 4) 重森暁『入門現代地方自治と地方財政』自治体研究社、2003年、129頁以下。
- 5) 実質収支赤字の自治体は、第1回目の危機（1954年度）2,281団体、2回目（1975年度）の269団体に対し、3回目（1998年度）は28団体にすぎなかった。
- 6) 同初村尤而『図説市民とすすめる自治体財政再建』自治体研究社、2007年、8頁。
- 7) 金澤史男「逼迫する地方財政と自治体運営の課題」『地方自治職員研修』第42巻通巻590号、2009年9月、6頁。
- 8) 詳しくは平岡和久・森裕之著『検証「三位一体の改革」』自治体研究社、2005年、20~24頁。
- 9) 「片山プラン」の概要は、①国税：地方税=1:1、②国から地方への税源移譲は5.5兆円（所得税から住民税へ3.0兆円、消費税から地方消費税へ2.5兆円）、③国庫支出金の縮減5.5兆円、④地方交付税の見直し等である。
- 10) 新型交付税は2007年度から導入された。

(はつむら ゆうじ 所員

社団法人大阪自治体問題研究所)

平成の市町村合併と道州制

「道州制は10年は実現しない」という二宮厚美氏の大胆な問題提起を受けて、本報告では、平成の市町村合併の経過と評価を検証するとともに、平成の道州制構想の概要とその問題点を明らかにする。



KOMORI Haruo
小森 治夫

I 平成の市町村合併の経過とその評価

わが国においては、明治以来、3回の大規模な市町村合併が行われてきた。

第1回目の大合併は、「市制町村制」という明治の地方制度が制定・施行された時である。1888(明治21)年から1889(明治22)年にかけて、約71000余りの市町村が約15000余りに減少した(「明治の大合併」)。第2回目の大合併は、第二次世界大戦後の1953(昭和28)年から1956(昭和31)年にかけてである。1953年当時には9868市町村であったのが、1956年には3975市町村に減少した(「昭和の大合併」)。第3回目の大合併が、「平成の大合併」である。1999(平成11)年3月末には3232市町村であったのが、2006(平成18)年3月末には1821市町村にまで減少した。

1990年代から始まる地方分権改革においては、当初は、現行の二層制(都道府県-市町村)を基本に、中央政府から権限と財源の移譲を実現するという、現実的な改革構想を前提に、地方分権推進法が制定された。

1995年3月には市町村合併特例法が改正・延長されたが、当時は「自主的合併」が原則とされ、市町村合併が強力に推進されるという状況では決

してなかった。この改正以後、1999年までに合併が成立したのは、鹿嶋市、あきる野市、篠山市の3例のみである。

しかし、「自主的合併」から「強制合併」への政策転換が始まることになる。

1997年7月の第2次勧告以後、地方分権推進委員会は「市町村合併と広域行政の推進」を提案する。1998年10月、第25次地方制度調査会は「市町村の合併に関する答申」を出す。そして、1999年7月、地方分権一括法と同時に、市町村合併特例法が改正され、ただちに施行される。その内容は、1)住民発議制度の拡充、2)市となるべき要件の緩和、3)地域審議会の設置、4)地方交付税の算定替えの拡充、5)合併特例債の創設、6)議員退職年金の特例、7)国・都道府県の協力の拡充、8)都道府県知事による合併協議会設置の勧告、などである。

このうち、「地方交付税の算定替え」と「合併特例債」が合併の「アメ」であり、後には「毒アメ」となったのである。他方、「ムチ」あるいは「兵糧攻め」と言われたのが、地方交付税の削減(とくに小規模自治体の段階補正)である。

同年8月、自治省は「市町村の合併の推進についての指針」(第一次指針)を出した。この指針では、合併は市町村が主体的に取り組む課題であると言いながら、都道府県に対しては、「市町村の合併の推進についての要綱」(合併推進要綱)を策定

し、その際には「合併のパターン」を作成して市町村に提示することを求めた。

しかし、2000年までは、市町村合併はそれほど進展を見せなかった。その状況を大きく変えたのは、2000年12月の「行政改革大綱」である。これは、明確な数値目標（「市町村合併後の自治体数を1000を目指す」）を、初めて掲げたものであった。

これ以降、「平成の大合併」が全国的な規模で、権力的に展開されることとなる。

2001年3月、総務省は『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（第二次指針）を発表し、総務大臣を本部長とする「市町村合併支援本部」を設置した。これらの動きに対して、全国町村会は同月に「市町村合併に関する緊急要望」を総務省に提出し、5月には「市町村合併のあり方に関する意見」を発表した。6月には、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる骨太の方針）が出され、市町村合併が小泉内閣の「構造改革」路線に位置づけられた。

しかし、政府に対する反発や批判も各地で広がり始める。全国的に大きな影響を与えたのは、7月の埼玉県上尾市の住民投票によるさいたま市との合併拒否であり、10月の福島県矢祭町議会による「市町村合併をしない矢祭町宣言」である。

2002年3月、総務省は「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組」（第三次指針）を発表した。8月には、「総務省制度・政策改革ビジョン」（片山プラン）を発表した。このような時期（11月）に、合併問題に悩む市町村に対して、激しい衝撃を与えるとともに、強い反発と批判をよびおこしたのが、第27次地方制度調査会に提出された「今後の基礎的自治体のあり方について」（「西尾私案」）であった。この「西尾私案」は、町村の廃止、事実上の強制合併、合併しない自治体の権限取り上げなど、強権的なものであったため、「合併やむなし」の声が広がり、合併協議会を急増させることとなった。他方、2003年2月に開かれた「小さくても輝く自治体フォーラム」と「町村自治確立総決起大会」など、反発と批判の声も強まりを見せた。

このような中、4月に出された第27次地方制度調査会「中間報告」では、基礎自治体の「人口要件」や自動的・強制的な内部団体化は盛り込まれ

ず、旧市町村単位の「地方自治組織」が提案された。「西尾私案」に対する厳しい批判が、この中間報告に影響を与えていたことは明らかである。11月には、第27次地方制度調査会「最終答申」が出された。

その後、2004年5月には市町村合併推進三法が成立し、2005年5月には「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」が出されたが、このような政府の合併推進政策に抗して、自立の道、合併をしない道を選んだ市町村も数多い。福島県矢祭町、岐阜県白川村、長野県栄村などのように、「合併しない町（村）」「小さくても輝く町（村）」を宣言する自治体が現れた。また、合併協議会の解散、合併協議会から離脱する市町村の出現、住民投票による合併拒否なども広がった。その結果、3200余りの市町村が数年間で1800程度に合併されたが、政府の当初の数値目標、1000の市町村に再編成するは実現しなかったのである（2010年3月には、1758市町村になる）。

2009年6月、第29次地方制度調査会の答申が出された。平成の市町村合併について、答申は「平成11年以来の全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である、平成22年3月末日までで一区切りとすることが適当であると考えられる」と述べている。第29次地方制度調査会の発足当時、総務省は「さらなる市町村合併」を進めようとしたが、委員からは「合併、合併というこれまでのやりかたは改めるべきだ」「合併推進をするのだったらまず検証からやるべきだ」という意見が出され、「終了」とは言い切れないで、「一区切り」という言葉に落ち着いたものと思われる。

以上を平成の市町村合併の経過の整理として、以下ではその評価について述べてみたい。

平成の大合併の評価については、2008年に2つの報告書が出された。1つは、総務省の「市町村合併に関する研究会」の『『平成の合併』の評価・検証・分析』（2008年6月）であり、もう1つは全国町村会の「道州制と町村に関する研究会」の『『平成の合併』をめぐる実態と評価』（2008年10月）である。前者は、合併により行政財政基盤が強化され、行政運営が効率化した、住民サービスが向上したとして、総じて今回の合併を肯定的に評価している。後者は、合併によるプラス効果だけでなく、マイナス効果の検証や合併推進の問題点を指摘し、合併を選択しなかった町村の可能性に

も言及している。

以下は、後者の「調査結果と検証の概要」という表題の、まとめにあたる一文である。

「市町村を合併に向かわせたのは、財政問題、国・府県の強力な指導

公債費の増加、地方交付税削減などの財政問題、府県の強力な指導により、小規模市町村は合併を余儀なくされた。国の合併推進策も、財政措置に偏るなど、強引さが顕著。

合併によって生じたさまざまな弊害

合併した市町村で見られた財政支出の削減効果は住民サービスの低下を伴うもの。また、行政と住民相互の連帯の弱まり、財政計画との乖離、周辺部の衰退など、さまざまな弊害が顕在化。

合併しなかった町村で生まれる、自治の新たな可能性

合併しなかった町村では、厳しい財政状況の下、行政と住民が『愛着』と『責任感』を共有し、手触り感のある範囲で身の丈にあった地域経営を推進。

既存の財政的基準、規模の大小のみで市町村の行財政運営能力を評価することなく、合併を選択せずに、行政と住民の連帯を活かした効率的な行財政運営に取り組む市町村を、正当に評価することが必要。

『平成の合併』を経た今こそ求められる、地域共同社会の実現

住民と行政との関係の希薄化に対応するため、合併後の市町村において、地域共同社会をいかに構築するかが課題。

地域共同社会の実現のためには、市町村内分権の視点に基づき、それぞれの地域特性を尊重した仕組みづくりが重要。そのためには、地域自治組織の活用、地域洞察力をもった職員の育成、支所機能のあり方の見直しが必要」(『平成の合併』をめぐる実態と評価)ダイジェスト版)

また、全国町村会長の山本文男氏は、次のように述べている。

「平成の大合併」が始まる前、全国に2562町村あったが、現在は992に減った。国は合併により広域的な街づくりが進み、旧町村のイメージがアップし、行政サービスが向上すると言ったが、うそですね。

合併後、中心部は栄えても周辺部が衰退し、行政と住民の距離は離れた。旧役場に支所が置かれ

たものの、窓口機能しかなく、街づくり機能を失った。支所化により旧役場の職員が減って商店街はさびれ、さらに人口減を招く負の連鎖に陥っている。これを克服して発展したという話は聞いたことがない。……

地域の祭りなどの伝統行事も存続の危機にある。このような文化事業は住民と行政が一体となって守ってきた。だが『似たような祭りなら1か所でやろう』と効率化を優先して統合され、その地域に住む喜びや幸せ感は失われていく。人口減と高齢化で農業離れもどんどん進む。今のうちに、基礎食糧を確保できるようにしておかないと、輸入に頼る日本にはいつか泣く日がくると思う。

合併を進める手方も悪質だった。国は合併特例債という財政支援のアメを用意する一方、地方交付税減額というムチで半強制的に進めた。2年前の参院戦で自民党が敗北したのは、町村合併を無理に進めたのも一因だ。不満に思い、対立候補を応援し落選に追い込んだ町村長もいる。国は『地方を守るために投資する』という発想の転換が必要だ。地方交付税を復元・増額し、町村が繁栄できる仕組みを作らなければいけない。でないと、地方の人口減少を食い止めることはできない。

さらなる市町村合併につながる道州制には断固反対だ。道州と基礎自治体(現在の市町村)の2層構造にすれば、必然的に基礎自治体の人口を一定規模以上にしようという流れになる。さらに町村の存在を否定するものだ」(毎日新聞、2009年7月15日)

私は、総務省の報告書よりも全国町村会の報告書の方が、平成の市町村合併の実態を正しくとらえ、正しい評価をしていると思う。

このように、平成の市町村合併には、財政問題をアメとムチとして最大限に活用しながら、強引に市町村合併を迫る国の政策がまず問題である。1990年代にはバブル崩壊後の景気対策の一環として、地方自治体に地方債(借金)による公共投資を誘導した。そして、その借金の返済が始まると同時に、「三位一体改革」による地方交付税の大幅削減を行うことにより、市町村に合併を強制したのである。

また、平成の市町村合併に対する府県の態度も問題である。私は、府県は「広域行政の担い手」であると同時に、「狭域行政の守り手」でもあるという、二重の役割として理解している。つまり、

「市町村自治の守り手」としての府県の役割が重要なと考えている。例えば、長野県の田中康夫前知事は、国が推進する強制的な市町村合併に対して、「信州モデル」と言われる、自律をめざす市町村を支援する一連の政策を展開した。このように市町村の自主性を尊重した府県も一部存在したが、残念ながら多くの府県は国の合併政策を推進する役割を果たした。

また、山本氏は「強制的に合併させられた。再び元に戻れるような法案を考えてほしい」と述べている。私は、拙著『府県制と道州制』（高管出版、2007年）において、「鹿児島県笠沙・大浦の分村・独立問題」を紹介しているが、合併して5～10年後にその失敗に気づいた住民たちが、再び「小さくても輝く自治体」として分離・独立できる法制度を作る必要があると考える。

Ⅱ 平成の道州制構想の概要とその問題点

明治中期に確定した府県の区域を、府県の合併あるいは道州制の導入により再編成すべきであるという論議は、大正末期から昭和初期に始まっている。とくに、昭和10年代には、道州制の実現が強く要請された。

戦後改革期の道州制構想は、知事公選制と府県の完全自治体化によって民主化された府県制度を、官選知事を中心とする戦前の府県制度に戻そうとする構想であり、それは1957年の第4次地方制度調査会の「地方」制案において頂点に達した。しかし、知事公選制などの戦後民主主義は、すでに国民の間に一定程度定着していたため、官選知事を中心とする中央集権的な道州制構想は、結局、実現しなかった。

その後、地方制度調査会とその事務局を担当する自治省は、第4次地方制度調査会では少数意見であった「府県合併」に傾斜した方向をとることとなったが、それもうまくはいかず、1981年の第18次地方制度調査会答申は、公選知事を中心とする現在の府県制の定着を評価して、府県制度の現状維持を表明した。他方、経済界からは引き続き道州制の実現が強く要望されたが、第二臨調においては広域行政の検討は課題とされながらも、具

体的な道州制構想が提案されることになった。

しかし、2006年初めには、経済界出身の地方制度調査会会长が「道州制を10年後に実現したい」とコメントするに至っている。このような道州制をめぐる状況の大きな変化をふまえて、以下では平成の道州制構想の概要とその問題点を明らかにしたい。

2006年2月26日、第28次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」は、都道府県を廃止し広域自治体に再編する「道州制の導入が適当」と答申した。

答申は、「都道府県域を越える広域行政課題の増大」として、「都市化と過疎化の同時進行や人口減少等に起因する課題で、広域的対応が求められることになるものは一層増加する」が、「財政的制約の增大から、都道府県を単位とした行政投資によって公共施設等を整備し、維持更新していくことは難しくなっていく」と述べている。

答申は、「国が果たすべき役割として、(1) 国際社会における国家としての存立にかかわる事務、(2) 全国的に統一して定めることが望ましいルールに関する事務、(3) 全国的な規模や全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施に関する事務」を指摘する。

答申は、統いて、「国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政に関しては広く地方自治体が担うことを基本とする新しい政府像を確立する」ことが、「国家として対応すべき課題への高い問題解決能力を有する政府を実現する方途でもある」と述べている。

この答申は、国と道州、市町村の役割分担について、国は外交や安全保障など「国家の存立にかかわるもの」を除き、できる限り道州に権限を移譲する。現在の都道府県の権限は大幅に市町村に移譲し、道州は広域的な役割に重点を移すとの原則を示した。

とくに、「各府省の地方支分部局が実施している事務はできる限り道州に移譲する」と記し、国の出先機関の機能を道州に移すべきだと考えを盛り込んだ。国から道州に移すべき権限としては、国道・一級河川の管理、第二種空港の管理、砂防設備の管理、大気汚染・水質汚濁防止、中小企業対策、地域産業・観光振興対策、農地転用の許可、自動車登録検査、職業紹介・訓練、危険物規制など21項目をあげた。

道州への移行は全国同時を原則とするが、都道府県と国が合意すれば先行導入も認める。

道州の行政トップである「長」と道州の議会議員は、ともに住民による直接選挙で選ぶ。ただ、強大な権限を持つ道州の長の多選は禁止する。

全国を9、11、13道州に分ける区域例を例示し、あいまいだった道州制のイメージや大枠を初めて位置づけた。例示した三つの区域割りは、いずれも北海道と沖縄県を現状のまま道州へ移行する。東京については独立した一つの道州とする案も併記した。

導入の具体的な時期は明記せず、「国民的議論の動向を踏まえて行われるべきだ」とするにとどめた。その上で、政府に対して、国民的議論が深まり導入への機運が高まれば、理念やプロセスを規定する推進法制を整備することも提案している。

このように平成の道州制構想を概括した上で、次にその問題点について検討する。

なぜ今、道州制を導入する必要があるのか。その理由は次の4点にまとめられる。

- 1) 市町村合併が進んだことで、都道府県が行う市町村を補完する事務が縮小し、都道府県が空洞化しかねない。
- 2) さらなる地方分権化を進めるために、権限と財源の受け皿を整備する必要がある。
- 3) 都道府県を越える広域的な課題に対応できる自治組織が求められる。
- 4) 国の出先機関との統合の母体（道州）をつくることで重複行政を回避し、行政組織のスリム化を推進する。

このような道州制の構想を図式化すれば、「道州制＝都道府県合併+国の地方出先機関との統合」ということになる。

つまり、「道州制」は単なる「都道府県の再編・合併」ではなく、「国のあり方」の改変なのである。いいかえれば、「地方分権」という名のもとで、国（中央政府）が担うのは外交・軍事・司法・金融などで、教育・医療・介護をはじめとする国民生活にかかわる行政は、「道州」と「基礎自治体」に担わせるという構想である。そのため、「都道府県から市町村へ大幅な権限譲渡を行う」として、受け皿づくりとしての「基礎自治体」づくりへ市町村を大再編しようとしている。

つまり、道州制のねらいは統治構造の変革にある。国は外交・防衛など、国にしかできないこと

に専念し、内政の大半は地方に委ねようというものである。道州制の導入によって、「地方分権」と「行政の効率化＝スリム化」を実現しようという構想である。

しかし、平成の道州制構想には、さまざまな問題点がある。

道州制実現への最大の障害は、権限を手放すことを迫られる中央省庁の抵抗である。もし道州制が実現すれば、霞ヶ関の本省の仕事は、補助金分配のしごとも含めて、大幅に縮小されることになる。道州への移譲事務に例示されるように、国土交通省などは多くのしごとが道州に移管されることとなり、省の存在自体が問われることになる。

道州制の先行事例として、北海道での「道州制特区」が打ち出されたものの、中央省庁の抵抗により事実上頓挫してしまった。

また、地域内調整の問題がある。区割りを確定させるとなると、組み合わせ次第で各州の中心都市（州都）の誘致争いなど、市町村合併時に見られた市役所所在地争いと同じような、政治的な駆け引きがエスカレートすることも予想される。例えば、広島県は「中国州」を主張し、岡山県は「中四国州」を主張するなど、主導権争いを展開している。

さらに、税財政改革問題については、1) 国から道州、道州から市町村へ権限や財源をどう移譲するのか、2) 道州の財政力の格差をどう調整するのか、といった導入のカギになる重要な議論は深まらないままに残されている。

そして、都道府県を廃止し、広大な道州にすれば、今までえ住民に縁遠いと言われる都道府県がますます住民から遠くなる。住民の多様な要求にきめ細かくこたえ、住民が直接参加して意思決定できる制度でこそ、地方自治は成り立つ。道州制の導入は、地方自治と自治体を住民から遠ざける。

最悪のシナリオは、道州制になって州庁が新たにできただれど、県庁は州の出先機関として残り、国の出先機関までもが残る、というものである。

また、道州制構想の議論の進め方にも大きな問題点がある。それは、第27次地方制度調査会において、問題のたて方が府県論から広域自治体論へと大きく変化させられたことである。つまり、めざすべき広域自治体のイメージから出発して、府県がそのような広域自治体としてふさわしいかどうかを判断する、という議論の組み立てに変化さ

せられたのである。いいかえれば、府県制度に重大な問題があるから、道州制に移行すべきだという議論にはなっていない。それゆえ、「府県制に代えて、今なぜ道州制なのか」という問いに明確に答えないままに、道州制構想の議論だけが進んでいる。そのため、府県の果たしてきた役割についてはきわめて不十分な評価しか与えられず、また、なぜ府県の合併や連合ではいけないのかという問い合わせには十分に答えられていない。

つまり、道州制構想の議論の特徴は、府県の果たしてきた役割を総括しない、広域連合や府県合併ではなく道州制を選択する理由を明らかにしない、という点にある。

2009年8月30日の総選挙において、民主党が308議席と大躍進したことにより、「道州制は遠のいた」と考えるが、引き続き道州制問題に対する関心は持ち続けたいと思う。

なぜなら、総選挙のマニフェストにおいて、自民党は「道州制基本法を早期に制定し、基本法制定後6～8年を目途の導入」、公明党は「地域主権型道州制の導入」を掲げたのに対し、民主党はマニフェストでは道州制に言及していないが、「2009年版政策集」では「将来的な道州の導入も検討」と述べているからである。

道州制問題に対する国民の関心がさらに高まるこことを願いたい。

(こもり はるお 所員 京都橋大学)

III おわりに



大会当日の様子

大会感想：道州制にひた走る橋下大阪府政

広原盛明（龍谷大学、都市政策論）

研究大会の一部の共通セッションに出ただけで、大会の感想文を書くことなどおこがましいが、それでもよければと思って引き受けたのが本稿である。読者諸氏は、単なる雑音だと思って聞き流してほしい。

『経済科学通信』の創刊号以来の読者である私は、そのときどきの興味ある話題や特集は熱心に読むが、難解な経済理論になると途端に敬遠して積んで置く。そんなことを繰り返しながら、今日までズルズルと購読を続けてきた「周辺会員」である。たまたま最近届いた120号の表紙裏の研究大会予告欄で、地方分権改革の共通セッションがあるというのを見つけて大阪経済大学の会場まで出かけた。だが案内掲示板もなく迷いに迷い、会場に到着する頃にはすっかり不機嫌になっていた。この感想文もその延長線上のものかもしれない。

私がこのセッションに期待したことは、第1に自民党が下野した歴史的な総選挙直後の企画であること、第2に「地方分権改革」と道州制の導入を旗印にしてマスメディアに露出している橋下大阪府知事の地元で開催されること、第3に当事者の一人である大阪府職労委員長が参加していること、の3点であった。

「天地人」という言葉がある。眼下放映中のNHKの大河ドラマのことではない。「天」とはその時代の情勢が端的にあらわれている歴史的な瞬間、「地」とはその時代情勢が最もビビッドに展開されている歴史的な場所、「人」とはその時代と場所にふさわしい登場人物のことである。つまり私が期待したのは、民主党への政権交代が実現したこの歴史的瞬間ににおいて、現代の世相を巧みにとらえてまるで孫悟空のように飛び回る橋下知事の行動を、「地方分権改革」という視点から余すことなく解剖することであった。

だがこの課題はまさしく現代的な政治学の課題であって、基礎経済科学を標榜する研究大会に期待するのは無理な注文だったのかもしれない。セッションの次第は、総論（二宮）、各論（小森、初村）、コメント（平井）と淡々と進み、最後に若干の質疑が交わされて予定時間を若干オーバーして終わった。それぞれの報告に対して不満はあるのではない。いずれもがこれまでの蓄積を踏まえての重厚な報告だったと思う。だが「報告者」と「パネリスト」の役割は違う。パネリストは後段のディスカッションに対して話題提供と問題提起をするのが役割であって、単なる講演や講義では不十分である。しかし私の印象は、いずれもが練達の報告者でありながら、この点が必ずしも十分に意識されていなかったように思われた。忌憚なく言えば、セッションは報告の羅列に終わり、パネル・ディスカッションとしては成立していなかったのである。

原因の一つは、司会（遠州）の控えめな進行の仕方にある。この顔ぶれでこの順序であれば、司会がその間を積極的に取り持ち、それぞれの報告を立体的に組上げていかなければならない。互いの報告がどのような関連を持ち、その関連性の中でどのような論点が浮かび上がってくるのかを可視化することが求められるのである。だがその点が不十分だった。

しかしそう根本的な問題は、企画段階でのセッションの組み立て方そのものにあったのではないか。「総論」→「各論」→「コメント」という次第は、どこの研究集会でもみられる普通のやり方だが、少なくとも今回のようなセッションではもっと工夫がほしかった。コメントイターの平井氏がいみじくも「前の3人の報告者がもっと大阪府政の問題に触れると思っていた」と冒頭に発言したように、3人の研究者の念頭にはあまり「橋下大阪府政」というキーワードがなかったように思われる。出演依頼の段階でこのことを報告者に確認しなかったのであれば、これは間違いもなく主催者側のミスである。

結論的にいえば、まず平井氏にトップバッターとして橋下府政の現状をリアルに報告してもらい、

その話題提供に対して3人の研究者がそれぞれの専門分野からの分析を加え、結果として「地方分権改革」の欺瞞性を浮かび上がらせるという構図が欲しかった。そのようなセッションの次第であれば、それぞれの研究者が現場の最前線の問題に対してどれだけ鋭い問題意識を持っているか、その分析視角が妥当であるかどうか、その是非を通してもっと有意義な議論ができたと思うのである。

率直に言って、私は大阪府政の行方に大きな不安感を抱いている。橋下知事の傍若無人な言動にファシズムの匂いを感じるのは、決して私一人ではないのである。この間の彼の行動を注意深く観察すると、思い付きのようにも見えながら、次から次へと状況に応じて新しい手を打ってくる「才覚」には驚くことが多い。このタイプの首長は過去にも例がないことがあって戸惑うこともあるが、その対応を現場だけに委ねることなく、政権交代後の全国的政治情勢のなかで緻密に分析することが求められているのである。

二宮氏は報告の中で道州制問題に触れて、「自民党は地方分権改革によって自らの政治基盤を破壊したので、もう道州制を推進する条件はなくなった」といった趣旨のことを述べた。たしかに今回の政権交代によって、財界の意向を真正面から受けた自民党がそのまま道州制を実現しようという条件は無くなかった。だが橋下知事が中心になって目下策動を繰り返している「首長連合」の動きをみると、彼らが何らかの形で道州制を実質的に推進しようとしていることは明らかである。

そのシナリオはまだ確たる姿を現わしているわけではないが、当面は関西を拠点にして主要都市の首長を網羅し、「首長連合」の政策提言という形で「関西広域連合体」を立ち上げ、これに民主党と財界を巻き込んで何らかの形で関西州を実質化しようと考えているのではないか。そうでもなければ、橋下知事がなぜ地元の反感を買ってまで自分の部下を堺市長選に送りこみ、「首長連合」の連中がわざわざ堺にまで応援演説に駆けつけるのか説明がつかない。また堺市長選の次の神戸市長選においても、彼らは民主党本部と共同で「首長連合」の推薦候補の擁立を進めているし、その動きは来春の京都府知事選にも波及する可能性がある。

こうした情勢を勘案すれば、橋下知事がいったん否決されたWTCへの大阪府庁舎の移転案をふたたび府議会へかけようとしているのも、大阪市長を「首長連合」へ取り込むための取り引きだと考えれば納得がいく。そもそも関西で大阪府、大阪市、神戸市、堺市の各首長がそろって「首長連合」に参加するような事態になれば、そのときは原口総務相（松下政経塾出身、改憲論者）との間で関西州への具体的なプログラムが急浮上することは十分に考えられるのである。

必要な「首長連合」の政治資金は、すでに財界筋からの提供で用意されていると聞く。ひょっとすると、今回の堺市長選はその緒戦と位置づけられているのかもしれない、プログラムの展開は意外に早いのかもしれない。基礎研諸氏が「幻想の地方分権改革」などといって悠長に構えているのはよいが、事態の推移は「幻想」から「現実」に転化しつつあるのかもしれない。その回答は、目前の9月27日に迫った堺市長選の結果が教えてくれることになる。

(2009年9月25日記)

特集 国家論の現代的課題

2009年3月の阪南大学での春季研究集会の懇親会の後、盛り上がった議論は「国家論をもう一度やろう」ということとなり、その後、8月の現代資本主義研究会で中央大学一井昭氏の報告と立命館大学(名)中谷義和氏のコメントをお聞きした。そして、実際、この課題は現代国家、特に「新自由主義国家」の理論的理解のあり方を探る、という形で9月の研究大会並行セッションでの7氏の報告と活発な討論に結実した。

そこで、ここではこの場の議論を紹介するために、当日の7名の報告者とまとまった発言をされた鈴木富久氏と水島多喜男氏に当日の議論を踏まえた短い文章をいただくこととなった。大変重要だと参加者の皆が感じたこの議論を今後さらに発展させるために是非本誌に掲載したいと考えたからである。基礎研ではこの議論は12月の現代資本主義研究会など今後のテーマとなる。読者諸氏の意見も是非いただきたい。

報告① 「新自由主義国家」の階級 国家論的再整理

OHNISHI Hiroshi

大西 広

はじめに

ソ連・東欧崩壊後のマルクス経済学は過去の自らの理論の「見直し」が行き過ぎて、残すべき重要な理論を忘れてしまっているように私は常々考えている。たとえば、「戦争の不可避性」と「世界資本主義の不均等発展」を説いたレーニンの理論、「ものづくり」を重視するマルクスの生産的労働論、「労働問題」に焦点を当てて産業革命後の社会を理解しようとしたその資本主義観は今最も重要視されなければならない遺産である。

しかし、「労働問題」こそ世間的にもマルクス再評価の文脈を形成しているものの、重要な多くのものが未だに「再発見」されずにいる。そして、その重要なひとつがその国家論であると考えている。なぜなら、今や「現代資本主義国家」は民衆が国家に求めるものを次々と切り捨てるとともに、法人税や高額所得者への減税を繰り返し、代わりに消費税という大衆課税を創設、さらにその増税を図っているからである。ここでは階級的な利害対立がむき出しとなり、その政策体系を担った政

権は次々と民衆の反抗に遭ってきている。これはまさに『資本論』的=マルクス的な事態であり、我々「イデオロギー戦線」に身をおく者たちは、この構図をこそ理論化しなければならない。そして、そのポイントは、国家の階級性に焦点を当たった国家論と、それによる現代資本主義国家=「新自由主義国家」の正確での理解であろう。

研究大会並行セッションでの冒頭報告

そのような趣旨から9月12日の研究大会の「国家論」並行セッションで、その冒頭で私が主張した論点は以下の6点であった。すなわち、

- ① 国家の公共的機能と階級的機能は同じものと捉えられ、したがって階級国家論は支持されること
- ② 1945年以前日本の政治経済でも現代欧米の福祉国家でも政府支出の対GDP比率は高いが、前者は「投資的国家」、後者は「消費的国家」として明確に区別しなければならないこと。
- ③ レーニン『帝国主義論』の説いた諸国家間の矛盾・対立は現在も存在すること

- ④ 労働法制、消費税、公務員削減のどれをとっても現代国家で問われている事柄は土台における資本と労働の対立を直接に反映したものであり、したがって史的唯物論の枠組みは基本的に正しかったこと。
- ⑤ レーニン『帝国主義論』の説いた「腐朽性」はケインズ政策にもいえること。
- ⑥ 我々の未来社会が「福祉国家」であるかどうかについては現時点で明確な意見を持ち合わせていないこと。

「むき出しの階級国家」となった新自由主義国家

しかし、これら諸論点の中でも最も重要なものは、現代の「新自由主義国家」の理解であろう。そして、実際、当日の討論の中でも最も「論争」らしく議論が闘わされたのは、後藤康夫氏が「ケインズ主義国家は階級的の融和を図ったが、新自由主義国家はそれを放棄し、むき出しの階級国家に純化した」という論点であった。これは実感に合い、かつ結果として現代の新自由主義国家を「階級国家」とするものであるからマルクス主義の旧来学説とも整合する。その意味で私も基本的にこの考えを支持したい。米田報告は「新自由主義国家」もまた一種の介入主義国家であり、よって国家独占資本主義の階級国家であるとしたが（これは私も支持したい）、それでも外見的には「規制緩和」なので「国家独占資本主義」と言い切るのには常識的に言って躊躇する。が、「国家独占資本主義」と言えるかどうかは別として、少なくとも「階級国家」であることは明確である。というより、後藤報告が言うようにますます明確になっている。そして、もしそうすると、私の①や④の意味で、マルクス主義国家論の基本は誰もが否定できないものになっている。このことを明確に言いたという意味で後藤報告の意味が大きいと私は考える。

新自由主義国家を「むき出しの階級国家」と捉えることには、イデオロギー支配の重要性を認識する上でも意義がある。なぜなら、「むき出しの階級国家」は経済的な宥和政策をとれないから、その正統性確保のためには「新自由主義イデオロギー」の支配が決定的に重要となるからである。これは逆に言うと、我々の側からの闘いも「イデオロギー闘争」が極めて重要であるということになる。つまり、基礎研の活動が重要である、という

ことである。

その遠因はケインズ主義国家

しかし、そのような後藤康夫報告の意義を理解しても、その上で一点追加したい論点がある。それは、この新自由主義が民衆のための生活関連支出の削減と増税を強行する根拠となっている財政赤字はその前の「ケインズ主義国家」がもたらしたものであり、それと一体のもの、表裏の関係にあるものとして「新自由主義国家」を捉えなければならないのではないか、というものである。世の中には「新自由主義国家」は駄目だが「ケインズ主義国家」は正しかったというような意見があるが、ケインズ政策の実際は景気の平準化作用というより資本蓄積のための財政赤字の累増政策であった。そして、その結果としてこの間の暴力的な「歳出削減」が行なわれたのである。つまり、民衆からの追加的な税収奪（消費税！）と公共部門の切捨ては、資本のためのケインズ主義的財政出動が必然的にもたらしたものであって両者は一体一連の政策体系であり、またともに資本のための政策体系であったのである。

さらにまた、私はこうしたケインズ主義を、本来均衡であるべき財政の健全な規律を崩したという意味で資本主義の腐朽性のひとつと捉えたいと考えている（前記⑤の論点）。というのは、本来成長率を長期的に低下させている先進国経済のもとで無理に高利潤や「成長」を捻出する政策として、これは軍需経済や各種のバブル経済と同様の性質を持っているからであり、実は過去においてマルクス主義者がそのように主張していた。たとえば、私の手元にある財政学研究会の『財政学研究』第3号、1980年は「財政危機」問題を特集してそのような議論を展開していた。

たしかに、「ケインズ主義的」に國家が財政赤字を累増させていた時期には、その財政支出の一部は「福祉」にも回され、よって「階級国家」としての性格が見えにくくなっていた。そして、それがマルクス主義者の中でも「階級国家論」が次々と放棄されることとなった理由となった。しかし、ここに来て、国家の性格は「むきだし」となって、非常に分かり易いものとなってきた。この機に「新自由主義国家」のみならず、「ケインズ主義国家」の性格についても再認識しておく必要があるというのが私の意見である。

その他の諸論点

この他、並行セッションで議論された論点には
i) 新自由主義と新保守主義の区別と補完性
ii) 新しい国家形態出現によって「出来合いの国家は使えない」とのレーニン・テーゼが当てはまらなくなる
といったものがあった。ともに問題意識を共有できるが、現在新しい国家形態が出現しつつある

ことこそが「出来合いの国家が解体されている」ということではないだろうか。たとえば、現政権の掲げる「官僚主導政治の打破」も、各種利益集団と結びついた官僚機構という既存権力との闘いという意味では意義がある。

これらの論点については、引き続き研究所内の討論を継続したい。

(おおにし ひろし 所員 京都大学)

報告② 資本制国家の一般理論化をめざして

米田 貢

「新自由主義をいかにして克服するのか」という報告テーマで、筆者が主張したかったのは、近年、新自由主義の「終焉」を叫ぶ論者が多々見られるが、新自由主義は、一面ではそんなに「やわ」ではないのではないか、ということであり、他方では、新自由主義は、「終焉」が指摘できるほど確固とした政治体制、ましてや国家体制ではなかつたのではないか、ということである。

筆者の国家概念にあっては、階級性と公共性を併せ持たない国家などありえない。ましてや基本的人権が法的概念として確立し、一定の法的・行政的な制度として社会に定着している（その程度の差は、時代的にかつ地域的にある）現代資本制国家で、公共性が一方的に後退し、階級性をむきだしになった状態は、現実に存在しなかつたし、非正規労働者が1/3を占めるようになった現在でもそうであろう。戦後の自由主義世界で、新自由主義的体制が現代資本主義国家の福祉国家的側面を解体させたと、本当に実証した研究者はいるのであろうか？

マルクス主義が、政治学の世界で人類史的学問的成果と評価されていないのは、おそらく我々マルクス主義者が、経済学における『資本論』のような、国家の、あるいは資本制国家の一般理論を体系化できていないせいであろう。資本運動については、我々経済学者は、資本の本質とその運動諸形態を様々なレベルにまで体系化することに成功してきた。可変資本と不变資本の区別から、産業資本・商業資本・銀行資本の区別、自由競争段

階と独占段階の区別、国民経済の相互関係としての国際経済段階とMNCによるグローバル経済段階の区別、近年では新たな擬制資本範疇が理論的な検討対象になっている。

これと比較して、政治学におけるマルクス主義的潮流は、どの程度共通の概念の体系化に成功しているのであろうか？私自身は、現在のところ、グラムシやプランツアスやジェソップの理論的枠組みに依拠しつつ、経済と政治・国家との相互作用を解明したいと考えているが、それが理論的に依拠に値するものであるかどうかの確信はない。いずれにせよ、マルクスやレーニンのような天才の出現を待つことなく、マルクス主義研究者の集団的作業として、資本制国家の一般理論（それはもちろん現代資本制国家の特殊理論もあるはずだが）の構築を目指したいと考えている。その意味で、岩橋氏が個々の専門研究の領域で経済と政治との相互作用の具体的解明を図ろうと、提案されているのには大賛成である。

なお時間の限られた当日の発言のなかで、民主党政権の誕生が、実際に日本における国家権力の何らかの機能変化、さらには形態変化に結び付くのかどうか、に着目したいと述べた。現状では、反自民を掲げて圧勝した勢いで、個々の政策では「国民生活の向上」に直結する施策を実施しようとしている（当面来年の参議院選挙で勝利するためには、そうせざるをえない）のは、見てとれる。だが、そのための政治的手段が「脱官僚主義」であるとすれば、早晚彼らの主張する「国民生活の

向上」という政治目的も資本の壁に頭をぶつけることになろう。当日の報告レジメで書いておいたように、現代資本制国家は、その階級的機能がどの程度発揮されるか、逆に言えばどの程度の階級妥協で労働者の同意を確保することができるのか、は別にして、資本制的生産の発展段階に規定されて介入主義国家形態をとらざるをえない。その本質は、さまざまな種差を持ちうるが、国家の経済過程への強大な規模での恒常的介入であり、その一つの表れが政官財癒着の体制である。むしろ、行政権力の保持者としての官僚制（高級官僚）を

批判したいのであれば、現代日本の抱える財政赤字問題の深刻さこそ批判しなければならないであろう。彼らは、政治権力者に慮って、行政権力としての合理性を建設国債発行の時点で放棄してきたのであるから。いずれにせよ、現代日本において権力ブロックの変化が生じるのか否か、起きるとして実際にどのように変化になるのか（もちろん、それは我々市民の運動いかんによるのだが）、興味は尽きない。

（よねだ みつぐ 所員 中央大学）

報告③ 「国家論」座談会に参加して

岩橋 昭廣

I 国家独占資本主義論争の到達点の共有を

「国家論」座談会に参加して、感じたことをいくつか述べておきます。各報告を聞いて不思議に思ったのは、各氏が使われている言葉・用語・カテゴリーに違いがありそうだということです。例えば、国家独占資本主義という概念を使う場合に、私は国家と独占資本主義の関係（相互作用）、つまり「独占資本の支配する資本主義経済を国家はいかに総括するのか」という意味で国家独占資本主義概念を使っています。ところが、私とは違って、この概念を国家独占と資本主義と理解し、現代資本主義の主体を国家独占と理解されている方もいます。さらに、国家独占という場合、「国家に従属する独占資本」と「独占資本に従属する国家」と捉える必要があると主張される方もいます。十数年前（？）、ネオ・マルクス主義が注目されたとき、国家独占資本主義概念に関しては数多く語られていましたと思います。今後、「国家論」を検討していく場合に、国家独占資本主義をめぐる議論の到達点を「共有」することを出発点にすべきだと思います。

II 独占資本の運動（法則）と国家

次に、いかに「国家論」を検討していくべきかという点に関しては、分析すべき対象を明確にすることが必要です。歴史な検討も必要ですが、当

面は1980年代の国家独占資本主義、新自由主義的国家独占資本主義の分析から開始するのが、各氏の共通の認識を創るうえで必要です。いきなり「国家とはなにか」といった国家概念の検討を行うよりは（これは、政治学の課題であるかもしれません）、各自の専門領域の中で、独占資本の運動と国家の役割、相互作用を分析すべきです。例えば、私の分野で言えば、国家と独占的銀行資本との関係が、1980年代の金融自由化・金融構造改革のなかでどうなっているのか、本当に資本制国家は資本の運動をコントロールできるのか、といったことを念頭に議論すべきだと思います。

III 国家の階級性と公共性

また、当日の議論に関して言えば、国家の階級性と公共性をどう理解するのかという論点です。大西報告でも、「国家の階級性と公共性の統一的的理解」の必要性が強調されていますが、この点でも私と大西氏の理解は異なっているようです。大西氏は「歴史のある段階では『資本主義が歴史的課題となる』というのだとすれば、資本家優遇的な諸政策＝階級国家的政策体系が、ある歴史段階では『社会的必要事』＝公共的となること」と両者の関係を理解されています。この見解が正しいかどうかは別にして、私の理解とは異なります。私は、両者の関係をこう理解しています。例えば、日本で作られる公園（公共性）はなぜ狭くて不十分

分（階級性）なのか、なぜ水道（公共性）の水は汚い（階級性）のか、つまり国家の階級性は公共性というベールに包まれて貫徹すると理解しています。この意味で「コインの裏・表」論のような「二側面」として把握するのではなく、文字通り、国家の「階級性」と「公共性」を「一体的・統一的」に把握すべきだと思います。

IV 国家は死滅しつつあるのか

最後に、「死滅しつつある国家」という議論について。大西報告にもあったように「『グローバリゼーションが国民国家を解体』という論調は反省すべき」だと思います。しかし、後藤康夫報告（「人類史的過渡期における世界対抗と国家」）では、「変革・移行論としての過渡期国家・半国家・死滅しつつある国家」として現代国家を捉えることの

必要性が強調されました。「世界社会フォーラム」のようなグローバルな社会運動が「新自由主義をのりこえて」前進するかどうかは別にして、これらの運動が多国籍企業という「国籍」を有する独占資本である以上、国家と密接に結ばれて資本の運動を展開しています。その意味で「死滅しつつある国家」論は再検討すべきです。

全体として、現代の国家独占資本主義を検討する場合、「上部構造としての国家」の相対的自律性、「土台としての独占資本主義」の運動と最終的規定性、相互作用、さらには米国の衰退による国際的国家独占資本主義の再編成といったことが今後の検討課題になると思います。

(いわはし あきひろ 所員 阪南大学)

報告④ 近時の論稿紹介と討論のコメント

中谷 義和

このセッションでは、「グローバル化・国民国家・民主政」を中心として、近時の私の論稿の概要を紹介するとともに、他の報告を踏まえた討論にも参加し、いくつかのコメントを付している。

<論文と著書>

- (1) 「グローバル化と現代国家」(一井・渡辺編『現代資本主義と国民国家の変容』中央大学出版部, 2009年3月, 所収)

この論稿では、主として、「グローバル化」をめぐる諸理論を概略したうえで、"グローバル化時代"における国民国家の形状と国家機能の変容について論じている。その際に、ブレーメン大学の“国家変容”グループの視点と成果を、また、L. ワイスのパラダイムを紹介するとともに、再生産機能に占める国家の領域性という視点から、国民国家“崩壊”論や国家“解体”論について批判的に検討している。

- (2) 「グローバル化の現代——ひとつの視座」(中島・中谷編『グローバル化と國家の変容』御茶の水書房, 2009年3月, 所収)

この論稿では、(1)と重なりつつも、グロー

バル化の力学を「(新)自由主義」と結びつけ、この理念の位相や「国家」の概念をめぐる諸問題について論じている。その際に、資本主義の経済社会システムの変容と「自由主義(リベラリズム)」の言説との相関性とリベラリズムの柔軟性について指摘している。また、「国家」論とかかわっては、「国家存在(statehood)」や「国家性(stateness)」という近時の概念についても言及している。

- (3) 「グローバル民主政論の地平と課題」(『立命館大学人文科学研究所紀要』No.92, 2009年3月, 所収)

この論稿では、グローバル化を「脱領域化」と越境型「相互連関化」の深化過程であるとする、伝統的な国民国家型民主政モデルに替わる、あるいは、これと併存するモデルが求められているという視点から国民国家型民主政の生成史との交差において、J. A. ショルト, D. ヘルド, J. ハバーマスの「グローバル民主政論」を紹介するとともに、その課題を提示している。

- (4) 『グローバル化とアメリカのヘゲモニー』(法

律文化社, 2008年4月)

この書では、歴史過程も視野に収めつつ、アメリカがヘゲモニー国家に転成してくる論理と言説を辿るとともに、「グローバル・ガヴァナンス」論や「グローバル民主政」論を紹介し、「平和的生存権」の視点が「グローバル民主政」のガヴァナンス・モデルの重要な契機となりうることを明らかにしている。

<コメント>

このセッションでは、7名の報告を踏まえて討論に移ったが、次の3点についてコメントを付している。

① 「国家」は歴史的諸関係のなかにあるだけに、常に、論争的概念とならざるを得ない。それだけに、一局面において提示された理念をもって、超歴史的・脱空間的に包括し得るわけではない。この点では、「国家不用論」ないし「政治システム」論を含めて、すでに多くの理論的検討も残されている。これを整理するとともに、具体的・歴史的に再検討する必要に迫られている。これは、「グローバル化時代」において、とりわけ必要な作業となっていると思われる。また、B. ジェソップの指摘ではあるが、国家の「機構」という視点からのみならず、国家の“逆説性”（社会諸関係の一部であるとともに、この諸関係の凝集化の機能）という視点において、また、国家間関係との複眼的視座において、国家

機能の現代的変容を捉えなおす必要がある。

② 「(新)自由主義」の言説と資本主義国家の秩序形成メカニズムとの連鎖を分析し、この理念の柔軟性・歴史的対応性について改めて検討すべきである。とりわけ、「グローバル化」は社会諸関係の空間的・時間的“圧縮”と“拡延”であり(D. ハーヴェイ)，この力学は(新)自由主義と結びついて、諸矛盾の時間的・空間的転移の可能性を高くしているし、現に起こっていることでもある。それだけに、再生産構造のグローバルな変容とも結びつけて、新自由主義の内実と力学の検討が求められている。

③ 「国独資」論については、組織資本主義と政治的集権体制との結合論が軸とされているが、通常の資本主義国家においては、両者の制度的・機能的“分離”が前提とされている。それだけに、“分離”を前提とした、両者の機能的連関と接合の内実を具体的・理論的に分析し、検討する必要がある。

なお、最後に、B. ジェソップの近著である『国家権力 (State Power, 2008)』の邦訳が近刊の予定にあり、「国家」論ないし「国家権力」論からすると、その「戦略-関係アプローチ」には注目すべきものがあることを紹介して、本報告を終えている。

(なかたに よしかず 立命館大学名誉教授)

報告⑤ 国家論ミニ・シンポに 学ぶもの

増田 和夫

第四回現代資本主義研究会につづいて、9月の基礎研大会で、国家論のミニ・シンポジウムが開催された。

議論の論点は、次のようにさらに絞り込まれた。

- ①自由主義的蓄積レジームは国家を必要なものとしたか。
- ②「国家独占資本主義」概念の有効性について。ある。21世紀型のあたらしい国家像をさぐることを目的と定めて、上記二点からさらに問題提起してみたい。

旧来からの論争点である「公共性VS階級性」「実体論的国家VS関係論的国家」「政治VS市民社会」などなどが、新自由主義的蓄積レジーム（統治システム）のもとで、いかなる姿を得て立ち現れているのだろうか。

「国家とはブルジョア社会（市民社会）の総括形態である。」

という有名なテーゼは21世紀において通用しているのだろうか。そもそも総括という言葉の意味が問われる必要があるだろうが、市民社会から

自立して、市民社会を統括するものとしての「國家」が、市民社会から独立化し、市民社会から乖離・分裂することによって、独自な運動形態を受け取り、さらなる市民社会の統括のための諸材料を拡大・展開しているのが、21世紀の国家の姿といえないだろうか。

21世紀の国家がとっている、消極的な国家、置き去りにする国家、主権なき国家…が、国家の新たなスタイルでないとどうしていえるのだろうか。

このテーゼは、「ドイツ・イデオロギー」のなかで、「全市民社会がそのなかで自らを統括するところの形態」としての国家であるとされている。国家が市民社会を統括するのではなく、市民社会が自らを統括する形態が「国家」であるというのだ。市民社会は自らを制約する国家を生み出すことによって、内には「国民」を外にはいわゆる「国家」を創出した。こんどは、この国民と国家が、市民社会（資本）の制限として立ち現われてくる。

市民社会の統括にみられる矛盾を、もっとも効率的に調整し解決するシステムが資本主義国家なのである。Marxは1848年に「6月革命」の論評のなかで、もっともこのましい国家形態について論じている。

「もっともよい国家形態とは、社会的対立をして自由な闘争をさせ、それによって解決に到達させる、そういう国家形態である。」

現在21世紀の国家形態として、さまざまな議論が展開されている¹⁾。「競争国家」論はその一つの類型であるが、Marxの国家形態論を「抗争国家」論と見ることができるならば、資本主義の発展が、Marxの見解に近づいているという奇妙な現象（デシャブ）を知ることになる。

Engelsは『イギリスにおける労働者階級の状態』のなかで、A.スミスが「国家の空洞化」論の先駆けとなっていることを指摘する。国家は退場した、死滅した、時代おくれとなった、と決めつける議論は経済学の成立根拠を再度問うべきなのである²⁾。

20世紀は「殺す国家」と「生かす国家」が交差したが、21世紀はいよいよ「国家の空洞化」が本格化する時代なのであろう。「国家の死滅」論も経済学の発展史のなかで位置づけられるべきなのだろう³⁾。

最後に、総体性としての国家について論じておく。先にも、市民社会と国家の関係が相互生成的であることを示したが、総体性としての国家にお

いては、官僚機構と独占企業の相互浸透、その官僚機構が統合化する住民や労働者という諸契機が登場してくる。

この課題は従来「国家独占資本主義」のコアとして議論されてきた（池上惇）。

総体性としての国家は、グローバリゼーションと呼ばれる世界市場を生み出すに至ったが、国家の内部と外部において、「<従属>する国家」と「<服従>する国家」という新しい対立軸が生まれている。

<国家独占資本主義>、それは国家と独占資本主義ではなく、「国家独占」、国家に従属する企業と、企業（独占）に服従する国家と、新たな読み替えと刷新が求められている。

注

- 1) 以下の類型が存在する。Gilberdの支援国家(enabling state) ヒルシュの競争国家(competition state), Castells ネットワーク国家(The network state), Sorensen 「ポストモダン国家」、相互促進国家facilitative stateなど。
- 2) 「国家はグローバル化のなかで政府間規模で権力の共有体制を構築しているのみならず、公私関係を再編成し、政策ネットワークを形成することで自らの権力を機能的に強化している・・その形状を『統合型依存関係(governed interdependence)』と呼んでいる。・・国家中心的国家形態から他の社会的アクターとの協力ないし交渉を媒介としたインファラストラクチャー的権力の強化の方向を示すものであり、国家装置を媒介として準国家的・私のアクターとの協力関係によって社会構造を再編している。」(中谷[3] p.90)
- 3) ケインズ的福祉型国民的国家(Keynesian welfare national state)に対立するシュンペーター的勤労福祉レジーム(Post-national schumpeterien workfare Regime)の位置づけもこの観点からなされるべきである。「多様なガバナンス・ネットワークを調整する能力である戦略的指導力(strategic guidance)を備えた国家。戦略的指導力という概念は、支配的集団の同意獲得能力を意味するヘゲモニー概念とは異なり、関係的相互作用を促進する反省的な統治能力と誘導・調整を主要な任務とするリーダーシップとの複合を意味する。(若森[4] p.71)

参考文献

- [1] 一井昭 (2009) 『ポリティカル・エコノミー』 桜井書店。
- [2] 平野喜一郎・増田和夫 (2009) 「書評：ポリティカル・エコノミー」 雑誌経済12月号。

- [3] (2009) 中谷義和『グローバル化と国民国家の変容』御茶の水書房。
- [4] (2006) 若森章孝「知識集約的資本主義への転換期における雇用政策・ネットワーク型国家・ガバナンス」『オイコノミカ』第42巻第3/4号。
- [5] (2004) 小松善雄「現代資本主義にとって国家の役割はどうなったか」『経済』5月号。
- [6] (1991) 天野光則編「宇佐美誠次郎「国家論ノート」(I) (II)『千葉商大論叢』第37巻第1-2号。
- [7] (1979) 池上・加藤・兵藤「シンポジウム・国家独占資本主義と民主主義」『現代と思想』NO.36

(ますだ かずお 所員 京都経済短期大学)

コメント① 国独資「国家」概念の問題点

鈴木 富久

会場では「国家独占資本主義」概念は今や「死語」だと思っていたら、ここでは違うようだという発言があった。グラムシ研究に極限して世間と没交渉になっていたので、最近の議論を勉強させてもらおうと思って参加したにすぎないので、たまたま水を向けられたことから、上記の発言に誘発された私念を述べてしまった。その結果、「その原稿化を」という羽目に陥って、これを書いている次第。御容赦を。

筆者は、国独資論には捨てがたいものがあるし、「官民協調体制」を軸にして「政・財・官の鉄の三角形」が支配してきた戦後日本に適合的でもあった、とは考えている。しかし、従来の国独資論にもニューディール型とファシズム型との類型区分があったように、国家と独占資本との関係は（個別独占体相互の組織的関係の多様性とも絡んで）多様である。また国家の国家としての発展の高低、つまりその意味での発展の程度ないし段階を問うことも可能であろう。この国家としての国家の発展度という問題を提起したマルクス主義理論家は、グラムシである。彼は『獄中ノート』（1929年-35年執筆）に、フランス革命に関して次のように書いていた。

「中世の危機はフランス革命で終結したが、それは11世紀以来ヨーロッパの経済的原動力となってきた社会集団〔ブルジョアジー——引用者〕が、十全で完全な社会を組織するのに必要かつ十分な知的道德的力量全体を備えた統合『国家』として立ち現れたからだ」（『グラムシ選集』第VI巻、1965、合同出版、72頁）。

グラムシにとり「国家」とは、「国家となった階級」にはかならず、フランス革命において国際的

ブルジョア階級は、上にいうような国家である「統合国家〔stato integrale=integral state〕」として自己を提示した（社会権・教育権をも明記した『人権宣言』を想起せよ）。グラムシは、統合国家にまで達していない初期的段階の国家を「経済的-同業組合的段階」の国家と呼んで、第一次大戦後の革命的危機のなかで欧州のブルジョア諸国家が総じて「経済的-同業組合的段階」へと後退していると見ていた。他方、革新勢力（国際的プロレタリア階級）の側も「経済的-同業組合的段階」を超えておらず、新生革命国家・ソ連邦はまだ経済問題に集中する「経済的-同業組合的な原初状態の段階」にあると位置づけていた。統合国家への発展は、ブルジョア階級であれプロレタリア階級であれ、ともかく国家権力に到達した、あるいはそれへの到達をめざす階級が、政治的には、自己の眼前の経済的・同業組合的利害を超克し、妥協・調停を通じて他の諸階級の利害をも代表する国民的発展の原動力、すなわち恒常的な同意を獲得した政治的ヘゴモニー集団として現われえ、文化的には、自己が掌握する生産諸力の発展の必要性に合致する知的道徳的改革・新しい型の人間と市民の形成を組織しうる優越的な文化的影響力（文化的ヘゴモニー）を発展させうる限りで可能になる、とグラムシは考えていた。

このようないずれの階級の側にも妥当する国家としての国家の階級国家（論）という発想は、従来のマルクス主義に見られなかった発想である。この国家論はさまざまな現実の階級国家を分析・評価する方法論的規準・認識枠組みとして立てられた。その理論的前提には、①階級史観への、各種社会組織化機能の従事者として独創的に拡大さ

れた「知識人」概念の導入、つまり、本質的に経済的存在である一社会階級が、歴史的政治的に「国家となり」新しい歴史を切り開いていく主体へと自己形成する有機的媒介としての、そうした「知識人」部類の設定と、②この知識人層の大多数が機能する場であり、その機能に媒介されて創造される一階級のヘゲモニーが行使される場となる『『私的』諸組織の総体』としての「市民社会」の構築という概念構成がある。

グラムシにおいて「市民社会」とは、「国家となった階級」の全員（個人）が、階級（集団）として獲得した自由とその法を「政治社会」（狭義の国家）の「外郭」に守られながら自己の「私的」イニシアティブ・「市民的」指導諸活動を通じて身体化し、個人的にも国家主体となってゆく自己超克・自己教育の社会的仕組みにほかならない。

そこに、「国家イコール政治社会プラス市民社会、強制の鎧を着たヘゲモニー」という有名なグラムシの拡大された国家概念の定式が成立する。「統合国家」とは、「複合的で十分に分節化された市民社会」をそれ自身の内部的な一契機（倫理・政治的契機）として備えた国家でもあった。国家死滅は、「政治社会の市民社会への再吸収」として定式化される。それはプロレタリア国家固有の目的である。だがその達成は、「再吸収」しうる型の「市民社会」を創造・完成させる新しい統合国家の建設に成功することなしにはありえない、ということである。

『獄中ノート』には、フォード主義的生産体制を生み出したアメリカの国家が財界と政治家とが

未分化な「経済的-同業組合的段階」にあったこと、それが29年恐慌で危機に陥るが、同時にアメリカ知識人の質に注目すべきことについての考察があった。彼は、ローズベルト大統領の出現までは見届けたが、ニューディールについては考察しえずに他界した。ニューディールのもとで強力な産別労組が現れ、フォード主義も再編された。アメリカ国家はそれなりの「統合国家」に向い、そこで第二次大戦後の「パクスアメリカーナ」（国際ヘゲモニー）と「冷戦」体制（国際的二大階級の一対峙段階）が準備された。思想的には、「自由主義」の「社会-自由主義」（アメリカ型の）への転換（本来の「ネオリベラル」）が、それを準備した。ソ連邦は一社会階級の「経済的-同業組合的段階」の国家ですらなくなって、「ノーメンクラツツーラ」の自己再生産装置に変質して一連の衛星国とともに自壊した。

では、対米従属下、企業内専制の再建に到った戦後日本の国家はいかなるものか。8月30日の総選挙の結果は何を意味しているのか。筆者には、現代の「統合国家」は「高度福祉国家」だと思われるが、これもまた「福祉国家型国独資」といわねばならないのか？ いずれにせよ国家の国家としての発展度（民度・文化水準が関係する）という、経済（学）主義を払拭したグラムシ的立論の内実は、諸階級各々の歴史的主体形成の発展度という問題である。国家論としてはそれが重要なのだと考える。

（すずき とみひさ 桃山学院大学）

コメント② 国家論分科会に 参加して

水島 多喜男

非欧米地域の「市民社会」とは何か？ 正確に表現すれば、現代の非欧米地域で、欧米社会から抽出された概念である「市民」に相当する社会集団はどのような形で存在するのか、あるいは、どのような形で存在できるのか？ 最近このような問題を考えざるを得なくなり、「国家」理解をめぐる対立点がどのようなものかをもう一度勉強したいと思い、今回参加させていただきました。

討論での論点と私の感じた点を以下にまとめました。

（論点1）国家の機能をどうとらえるか？

この議論では、国家が階級支配の道具か共同体の共同事務の遂行者か、という点が、「国家独占資本主義」という視点と重ねられて議論されたように思います。ただ私自身、階級を再生産するため

の共同事務を担うことは、階級支配の道具であることと同じであると考えています。共同事務を担う人々の個人的な意識には関わりなく、階級社会を再生産する共同事務作業の性格が、階級的でないはずがありません。したがって、これら2つの見方は対象の2つの側面であり、区別して理解するようなものではないのではないか、とコメントさせていただきました。

ただし、誤解されると困りますが、たとえば社会福祉にかかる業務も階級維持の作業である、と私は決めつけているではありません。この業務は階級うんぬん以前の、類的存在である人間が生存し続けるために、社会の共同責任として果たさなければならぬ業務であり、たまたま現在は階級社会に引き継がれたもの、と考えるからです。したがってこの業務がどのように評価されるかは歴史のさまざまな段階で変化するかもしれません、どの段階でも決して否定されるべきではないものと考えています。

(論点2) グローバル化した世界における国家をどのように考えるか？

この議論については、マルクスが自らの経済学批判体系の全体計画を書き残したいわゆる「プラン」が一つの参考になるのではないか、と考えます。

ちなみに、初期のプランである「経済学批判要綱への序説」(1857年8月)では、「ブルジョア社会の国家の形態での総括」という表現が見られます。また、プランの最終版となる『経済学批判』(1858年11月～59年1月)の「序言」では、「プラン」項目が、「資本・土地所有・賃労働：国家・外国貿易・世界市場」と、国家は前半項目の直後、後半項目の最初に置かれています。

このように資本主義社会の（国民国家レベルの）「総括」が「国家の形態」でなされる、と指摘されていることを踏まえれば、問題は次のようになるのではないか？ すなわち、「プラン」後半において項目こそ立てられていないが、国内での場合と同様に、国民国家を構成要素とする国民国家群が、こんどは霸権を持つ国家や国際機関によって「総括」される必要がある、と考えられるのではないか？ もしそのような「総括」が、国民国家の場合と同様に世界的規模で擬制的に（世界は単一の主権国家に統合されてはいないから擬制的に）行

われなければ、資本制という生産システムは世界的規模で円滑に再生産されないのでないか？ すると、グローバル化とは世界的規模での再「総括」の過程であると考えるべきではないか？ と、コメントさせていただきました。（なお、ここでは実際の発言よりかなり補足しています。）

国民国家も最初から「総括」形態がはっきりしていた訳ではなく、その形態が明確になるには時間の経過が必要だったはずです。それと同じように、現在では特定の国の「支配」ばかりが目立つとしても、今後国際社会において全体を「総括」する形態がますます確立してゆくと考えられるのではないでしょうか。

(論点3) 「市民社会」とは何か？ 市民社会は「国家」とどのような関係にあるのか？ 「市民」はどのような形で存在しているのか？

これらの点は、冒頭でも述べたように今回の私の関心の中心であり、報告者の方々の話をもう少しお聞きしたい、と感じた点です。今回は討論が時間切れで終わったのが残念でした。しかし、このセッションのテーマは今後も続けられることですので、また参加させていただこうと考えています。

あと、僭越ではありました、議論が「固い」のではないか、とコメントいたしました。今回のセッションはアカデミックな議論の整理の場とお聞きしましたから、先行研究の確認が重要なことは十分理解しております。が、それに加えて、報告者の方々がご報告された理論と具体的な現実とをどのように結びつけておられるのかについても、もっと知りたいと感じました。変な表現で申し訳ないのですが、（捕らえ所なく）「ふわふわ」、（ちょっと気持ち悪く）「てろてろ」と流れでゆく日常の表面と、セッションの「ガチガチ」した議論の間に落差を感じましたので、上記のようにコメントさせていただきました。

以上、誤解、理解未熟の節はお許しください。

なお余談ですが、「市民社会」との関連で言えば、冒頭の問題意識の他に、「リーダーをどうやって作るか？」という問題が最近気になっています。

リーダーは、作ろうと思っても作れるものではなく、何世代もの蓄積やサポートが必要な場合も

あるかもしれません。しかし、社会が抱えるさまざまな問題を望ましい方向（福祉の向上、雇用の確保、諸権利の防衛、人間のもつ能力の開発・可能性の現実化）に、創造的にブレーク・スルーしてゆくことのできるリーダーは必要であり、彼らは最終的には社会を変え、分散型の社会を作り上げてゆくことになる人々だと思っています。ですから私にとって、「市民社会」を考えるとは、ブレーク・スルーをもたらすリーダーの出現をどうやって可能にするかを考える、ということでもあります。

またその際には、「プロレタリア」「ルンペン・プロレタリアート」「プチ・ブルジョア」「ブルジョアジー」「インテリゲンチャ」「保守」「革新」「起業家」「革命家」等々といった区分に囚われる

ことなく、現実・現場から自由に発想して、リーダーの出現を支援することが必要だと思っています。

ただし、これも誤解しないでいただきたいのですが、私は排外主義やエリート主義を推奨している訳ではありません。しかし、社会のあらゆる場面で新しいリーダーを作ることは絶対に必要で、そのことに「市民社会」についての研究の蓄積は役立つはずだ、と考えています。

最後に、どこに落ち着くのかわからない議論というのは、やはり刺激的でした。手探り状態は最先端である証明だと思います。

(みずしま たきお 所員 德島大学)

現下の世界恐慌をどうとらえるか —1930年代の世界恐慌、 日本の平成大不況と比較しつつ—

FUJIOKA Atsushi
藤岡 悠

I はじめに

20世紀に入ると、19世紀の時代に支配的であった10年周期の規則正しい経済循環パターンが見られなくなった。そのかわりに、経済成長（資本蓄積）の波は長期にわたって安定的に持続するなど、「サイクルの周期は長期化」するが、いったん恐慌が発生すると「景気の底」が抜けた状態となり、長期不況の泥沼に陥り、自律的回復が困難となつた。これが現代型＝20世紀以降型恐慌の特質であるが、なぜそうなったのかを3つの現代型恐慌を比較しながら、考えてみる。そのうえで現下の恐慌の仕組みに迫るとともに、戦争以外の方法で恐慌を解決していくには、どうしたらよいのかという問題にも触れてみたい。

比較分析にあたっては、①貧富の格差の拡大とともに、生産力増強からの消費力の相対的立ち遅れと過剰資本の形成、②過剰資本にも利潤を保障してきたキャピタルゲイン型バブルの崩壊、③マネーの国際移動の自由化を背景に膨張した「儲かる覇権国」の復活期待バブル（ネオコン・バブル）の崩壊、という3つの視点を重視したい。

二宮厚美さんの労作『新自由主義の破局と決着——格差社会から21世紀恐慌へ』（新日本出版社、2009年）や高田太久吉『金融恐慌を読み解く—過剰な貨幣資本はどこから生まれるのか』（新日本出

版社、2009年）は、①と②の視点を的確に分析のなかに組み込んだ優れた研究であるが、強いていえば③の視点が弱い。本報告では、③の視点を組み込むことで、現下の世界恐慌のしくみをより総合的に把握したいと思う。

II 現代型恐慌（その1）＝ 1930年代大恐慌とは何で あったか

「恐慌は起りにくくなつたが、いったん起ると底なしになる」という現象が最初に現われたのは、1929年秋の米国ウォール街起点の世界恐慌であった。背景となったのは、つぎの3つの事情であった。

- 1) K. マルクスが見抜いたように、貧富の格差の拡大の結果として消費力が停滞し、「消費の制限がないかのように急伸する生産量の増大」にたいして、消費力は相対的に立ち遅れ、需給ギャップが拡大し、資本家の蓄積した資本の相当部分は、過剰資本となつた。
- 2) 株式会社制度（有限（＝無）責任の制度化）が普及し、有価証券と土地を双璧とする巨大な「ストック経済」が生まれた。対応して富の源泉は、「収入」から「資産の譲渡益」（キャピタルゲイン）に移り、実業（産業）資本主義は金融

資本主義に変質し、過剰資本にたいしても、当分の間はキャピタルゲインの一部を配分することができた。この点を日本経済新聞社のマネー問題研究会は次のように論じたことがある。「20世紀初頭に巨大株式会社が出現した結果、米国経済は株式という巨大なストックを保有することになる。…実体経済以外に、所得を生み出すメカニズムが出現した。不況になって金利が下がると、株式の利回りが相対的に有利となり株価が上がる。そしてキャピタルゲインを生み出す。それが実体経済に跳ね返って景気を回復させる。…この力が、小さな恐慌を押しつぶしてきた」(「バブル再考」『日本経済新聞』1992年9月29日・30日付け)。

3) 有力国が世界経済の覇権を握ったばあい、基軸通貨発行権の独占、従属諸国からの有形・無形の貢納金の徴収、自國に有利な国際ルールの設定などを介して、いっそう多くの富を集中できるようになるものだ。「強者でなければ王様になれないが、強者は王様になることによって、いっそう強くなる」というこの傾向は、近代資本主義の歴史とともに古いのであるが、「どの程度強くなるか」は不確定であり、投機の対象になりやすい。1920年代は、覇権国（最強の帝国主義国）が英国から米国へと移行する過渡期であった。そのため米国が王位に即くと、「儲かる覇権国が誕生する」とか、資本にとっての「至福千年期」が来るといったばら色の楽観論が満開となった。この時期はちょうど、マネーの国際移動の自由化の時期とも重なっていた。そのため「次の覇権国は米国」、「米国に投資しておくと確実に儲かる」という「米国はやし」の波にのって、世界中の投機的なホットマネーがニューヨーク株式市場に殺到し、株価をいっそう押し上げる結果となった。

1929年10月の金融恐慌を契機に、有価証券・住宅価格からなるストック（資産）価格が暴落した。巨額の「資産の譲渡損」（キャピタルロス）が発生した結果、景気の底が抜けた状態となり、19世紀のような自律的な反転＝景気回復が困難となった。結局1930年代のはあい、大不況を解決したのはニューディールでも福祉国家の構築でもなく、第2次大戦時の壮大な軍事支出とその結果としての生産能力を含む財貨の大量破壊だった。戦争を始め

ると莫大な軍事需要が発生する。しかも兵器というのは適切に使うと、過剰となった財貨——工場や生産設備、消費財・公共財を破壊するだけではなく、過剰となった労働者も処分してくれる。この意味で戦争というのは、副作用の多い「劇薬」ではあるが、需給ギャップを是正する手段としては理想的な方法だったのである。

III 第2次大戦後に米国資本主義の何が変わったのか

1920年代に投機マネーを国際的に野放しにしたため、未曾有の「バブル経済」が生まれ、大恐慌をもたらしたことを反省して、英國の経済学者ケインズは1933年のエッセイで、次のように書いた。「私は、国と国の経済関係を増やそうとする人よりも減らそうとする人のほうに共感する。思想・知識・芸術・理解・旅と言ったものは、本質的に国境に縛られるべきものではないが、モノについては無理のない範囲で国産のものを使うべきだし、なによりも金融を国内にとどめるべきだ」と（松川周二「ケインズの雑誌論文を読む（2）一国家的自給」『立命館経済学』55-4, 06年11月, 98頁）。ケインズは、マネーが暴走しないように国家的に管理し、マネーを実業と結びつける方策を考えようとしたのだ。

1930年代から40年代にかけて、資本主義経済をむきだしのままに放置すると社会が崩壊するか、共産主義革命が到来するという体験をとうして、国家の暴走（戦争）と市場の暴走（恐慌）とをともに規制しようとする運動が盛り上がった。

このような運動を背景として、第2次大戦になると、投機マネーを国家的に管理し、実業（生産的な投資）に導くための改革が進んだ。米国の経済学者のバルン、スウェイジーやガルブレイスは、戦後米国の大企業が金融資本支配から自立し、実業重視の企業として蘇っていく姿を活写した（P. バラン・P. スウェイジー, 『独占資本』岩波書店, 1980年, 23-24頁。J. K. ガルブレイス（都留重人監訳）『新しい産業国家』第2版, 河出書房新社, 1972年, 85頁）。萩原伸次郎さんの説くように、この種の大企業群が戦後の技術革新（生産力上昇）を主導し、経済の高度成長をささえ

たのである。日本で進んだ農地改革や持ち株会社の禁止、財閥の解体なども、その一環だった。

格差社会を放置しておくと、恐慌や戦争をもたらしかねないという懸念が高まった結果、一定の範囲内であれば「福祉国家」化を容認する動きが支配層のなかでも進んだ。労働生産性の上昇と賃金上昇とを連動させる「フォード主義的労使関係」を許容する動きも現れた。その結果、米国でも中産階級が大規模に生まれ、戦後の高度経済成長のしくみを消費と政治の両面でささえる役割をはたした。たとえ欧州ほど徹底したものでなかったにせよ、米国でも1970年代までは、かつての「むき出し資本主義」を「修正資本主義」に改造する動きが続いたのである。

国際関係の分野でも、植民地制度の崩壊、国際連合の形成、非同盟運動の出現をうけて、戦争の原則的禁止、領土獲得や賠償金の禁止、先制攻撃や復仇の禁止などが定められ、軍事力の行使には幾重にも拘束が加えられた。冷戦時に米国が、ソ連圏を軍事的に打倒する策をとらずに、既存の勢力圏内に封じ込め、経済的・文化的に自壊させるという戦略をとったのも、このような政治的力関係に沿ったものであった。19世紀的な「むきだし帝国主義」から「修正帝国主義」のシステムへの移行が生じたのである。

したがって、日本のような敗戦（被占領）国だけでなく、独立を勝ちとったばかりの新興諸国の中でも、農地改革と民主化を行い、教育と文化を重視し、国内の戦略的産業を保護・育成し、低賃金をいとわない優秀な労働力と米国産の技術とを適切に組み合わせることができるならば、「世界の工場」に躍進できる条件が生まれてきた。じっさい日本は冷戦期の諸条件をうまく活かして、「世界の工場」としての地位を米国から奪うことには半ばまで成功した。そして90年代以降は、中国・インドが日本の後を継ぎ、この仕事を完遂しつつある。このような変化を無視する「国家独占資本主義」論がいかに不十分な「理論」であったかは明らかである。

IV 現代型恐慌（その2）＝ 日本を見舞った平成大不況

戦争に勝てば、領土を拡張できたり、賠償金を

取り立てたりできる時代は終わった。戦後の国連システムの時代になると、「帝国主義的な行動」が禁止された結果、軍備拡張に資金を投入しても生産コストがアップするだけで、経済競争力を弱める結果となった。冷戦を戦うなかで米ソ両国の経済が疲弊・荒廃していったのはそのためである。

他方戦後の日本では、戦前型の格差社会が緩和され、「中流階層」が激増した。また軍隊の保有を禁じた憲法9条のおかげで、生産資源のほとんどは商業的な民需経済分野に振り向けられ、日本経済の高度成長を支える基盤となった。

しかるにその日本でも、第一に、1980年代の中曾根政権の登場が一つの画期となって、新自由主義的な経済政策がとられ、貧富の格差が拡大するようになった。

第二に、1980年代のとくに後半期に入ると株価と地価とが急上昇するようになり、巨大なキャピタルゲインが生まれた。たとえ土地や株を売らなくても、抵当として差し出すだけで、銀行は有利な融資に応じた。つまり「未実現のキャピタルゲイン」であっても、先食い的に現金化ができる、需要力を押し上げる役割をはたすことができた。

第三に、冷戦を戦うなかで米国の生産力の荒廃が進んだこともあり、『ジャパン・アズ・ナンバーワン』という本がベストセラーとなり、「軍事の時代は終わり、アジア経済と文化が『儲けの種』となる時代がやって来た」とか、「その点では日本は優等生、次の覇権国は日本だ」といった類の「日本はやし」が流行した。世界中からホットマネーが東京株式市場や日本のビジネス街の土地市場に流入する事態となり、資産バブルの形成に拍車をかけた。

平成大不況の発端となった日本の資産バブルの規模は、1930年代の世界恐慌の発端となった米国の資産バブルよりも巨大だったと、日経マネー問題研究会が論じたことがある。日本のバブル崩壊から1年余りしかたたない1992年秋のことである。同研究会は、理由としてつぎの3点を指摘した。すなわち①1929年当時の米国では土地の投機はまだ部分的・端緒的だったが、日本では土地投機に巨額の資金が投入され、地価が暴騰した、②当時の米国ではマネーは金本位制で管理されていたので、ペーパーマネーの増発には限界があったが、日本の中でも、日銀の低金利政策のおかげで、巨額のマネーが増発された、③当時の米国では投

機家は個人が多かったが、日本では法人企業が主役となつたので、より多額の投機マネーを調達し、投入することができた、と（「バブル再考24」『日本経済新聞』1992年9月30日付）。

1930年代の世界恐慌のばあい、10年後には米国のダウ平均株価は恐慌前の水準を回復することができたのであるが、平成大不況のばあいは、現在の株価（日経平均）はなお1万円弱と、19年前（1990年）の4分の1の水準に低迷したままである。地価（三大都市圏の商業地平均）についても、18年前（1991年）の4分の1のレベルを越えていない。

ただし冷戦後の米国経済の未曾有の繁栄と、東アジア、とくに中国経済の急成長に助けられた結果、日本の平成大不況の影響は国内に封じ込められ、国外にまで広がらなかった。

V 日本とは対照的に、90年代の米国経済が繁栄を享受した理由

ソ連が崩壊し、「共産主義の脅威」が後退すると、再び資本と軍事の非情の論理が、安心して自らを貫くようになった。ちょうどアラジンの魔法のランプから抜け出した魔神のように、マネーの力と軍事力とは、規制による拘束を次々と脱ぎ捨て、地球規模で雄飛し、宇宙にベースを築き、人々の生活と地球環境を支配する。そんな時代がやってきたのだ。

（1）繁栄を支えた四つの理由

米国の支配層は（民主党と共和党とあいだでは、力点の置き方に多少の相違はある）、総じて軍事・IT・金融・エネルギーに特化した「新帝国」を再建しようとした。

すなわち第一に、冷戦の勝者の米国こそが「獅子の分け前」を得るという原則を追求した。冷戦に勝利し、ソ連を解体に追い込んだ後、米国のリーダーたちは、核の技術と宇宙技術と軍事IT技術を冷戦の最大の戦利品とみなした。莫大な戦費と人材を投入してソ連を打ち破ったのは米国だから、戦利品の利用のありかたは米国が決めるという態度をとったわけだ。とくにコアとなる核兵器の領

域と宇宙の領域については、どの国にどの程度の立ち入りを許し、どの程度の利用を許すかの決定権は、米国が握るという態度をとった（「核と宇宙のモンロー主義宣言」）。そのうえで、「軍事の革命」（RMA）と称して合理的な戦力の再編・再構築をめざした。「かつて銃砲が欧州の霸權と文化を作りだしたように、精密誘導兵器が米国の霸權と文化を作りつつある。かつて欧州が戦争と自己の霸權とを世界の海におし広げたように、米国は戦争と自己の霸權を、天空・宇宙におし広げている。…いま進んでいる事態は、米国の時代の終焉ではなく、米国の時代の開幕を告げているのだ」と軍事問題専門家のフリードマン夫妻が96年の著作『戦争の未来』のなかで書いているとおりだ（藤岡惇『グローバリゼーションと戦争』2004年、大月書店）。

第二に、冷戦下で秘匿されてきた軍事技術の「含み資産」を、知的財産権でガードしつつ選択的に商業部門に開放するようになった。1995年は「インターネット革命元年」と呼ばれたように、経済の情報化に拍車がかかり、軍事的監視のもとで各種の宇宙ビジネスもまた花開くようになった。

第三に、ソ連圏の崩壊と、中国・インド圏の開放経済への歩みのなかで、米国系資本の運動できる範囲が一挙に広がった。1991年の西独の東独併合時にブッシュ（父）大統領はソ連首脳にたいして「1センチもNATO（北大西洋条約機構）を東方に広げない」と約束したが、その密約に反して、NATO勢力圏の東方への拡張が断行された。NATOは、今や東欧に広がっただけでなく、ウクライナからカスピ海域のグルジアへの拡張が議論され、中央アジアの天然ガスへの米国の影響力を強めている。

第四に、先のケインズの警告を無視して、冷戦後の米国の政権は修正資本主義の時代に設けていたマネーの運動への規制を次々と解除していった。その結果、実業資本主義の時代から金融資本主義の時代にユーターンし（ただし単純な舞い戻りではなくらせん状の回帰であったことに注意）、米国経済は1920年代と酷似した状態に戻っていった。90年の世界主要国の金融資産額（株式と債券・預金の総額）は39・6兆ドルと実物資産（名目の国内総生産額=GDP）額の1・7倍程度であったが、2006年には金融資産額は151・9兆ドルと、実物資産額の3・2倍に膨張した。外国為替の投機マネー

でいえば、為替取引の総額は、70年代初めまでは実需額（世界の輸出入総額）のせいぜい2倍ほどだったが、国際取引の自由化のせいで今日では実需の130倍に激増し、一日の取引額だけで3兆ドル、年間では700兆ドルに達するようになった。

（2）再復活の理由の誤認

しかし、新自由主義の立場に立つ論者は、米国経済の再復活の真の理由を誤認した。彼らは、マネーの自由化、市場志向型政策を推進したからこそ、米国経済が復活したのだと主張し、「日本も米国のやりかたを真似よ」という論陣をはったのだ。たとえば大前研一は、1990年代の米国の復活は、「國家の戦略ではなく、規制緩和・自由化で、いち早く新大陸に雄飛していったから」だと説いた。したがって日本経済の復活のためには、構造改革しかない。この道を進めば、当初は「既存の制度や機関の大量倒産（など）…いかに悲惨な暗闇が待っているにせよ…ためらってはならぬ。…経済の規制緩和を果たし、長いトンネルに飛び込むことによって、新しい富が創出される」と説いた（大前研一『新資本論——見えない経済大陸に挑む』2001年、東洋経済）。

構造改革推進派の旗手を務めたオリックス会長の宮内義彦も、「日本の企業経営に求められているのは、一言でいえば、『アメリカに向って走れ』ということではないでしょうか」と提起し、会社の持ち主は、社員ではなく株主であり、企業の使命は株主に最大限の利得を提供するために、配当比率を増やし、株価を上昇させることだとする「株主資本主義」宣言を発した（森岡孝二「株主資本主義と派遣切り」『経済』09年7月号）。このようにして日本の支配層は、構造転換の行き先を西歐モデル（修正資本主義モデル）から米国的新自由主義モデルに移し変えたのである。その決定的な転換点は1995年であった（中西新太郎『1995年—一未了の問題闘』08年、大月書店）。

VII 現代型恐慌（その3）＝ 現下の恐慌はなぜ「百年に一度」と呼ばれるのか

日本など少数の例外を別として、2000年代に入

ると、米国・欧州・中国などで世界史上最大規模の土地・住宅バブルが生まれ、2008年9月のリーマン・ブラザース証券の破綻を契機にして、このバブルが破裂し、収縮しつつある——これが今日の局面であろう。バブルの崩壊が、世界的主要国を舞台にはほぼ同時期に生じたこと、規模が桁外れに大きいこと、金融危機は全般的な産業恐慌・経済危機に発展しつつあるというのが、現下の特徴である。しかもこの経済危機は、地球環境危機の激化と一緒に進行しており、経済危機の解決という課題は、「低炭素経済」、「地域循環型経済」への移行という課題と整合的に進める必要が生まれてきた。

その結果、これまでの支配的な思考の枠組み（市場原理中心主義、あるいは大量生産・大量消費・大量廃棄のアメリカ的生活様式の実現を人生の目標におくというマインドセット）自体もまた、問い直される時代を迎えた。このように現下の危機は、金融恐慌の域にとどまらず、世界同時の経済恐慌、環境危機、文化的・ヘゲモニー的危機と連動しながら、深刻化しつつある。「百年に一度の大恐慌」という特徴づけの背後には、このような深い連関が顔をのぞかせている。

VII 現下の恐慌の原因① 世界的な貧富の格差の再拡大

金融資本主義の時代というのは、人間がマネーの動きに支配され、翻弄されるという意味で、資本主義の本質の露呈される時代だ。他社よりも少しでも高い收益率を約束するので資金運用をさせて欲しいと、外国のファンドマネージャーや金融資本家に請け負う競争を展開する人たち——これが大手企業の「雇われ経営者」の姿となった。彼ら経営陣は、0・1%でも高い收益率の目標率を提示して、金融資本家から資本運用の請負契約をとろうとする。約束した收益率を下回る「成果」しか出せないと、責任を問われて首となりかねないという辛い立場に経営陣は立たされることになったのだ。

コストを下げるためのターゲットの第一といえば、やはり人件費。労働組合があるところでは、なかなか労働時間の延長や賃下げを呑ますことが

できないので、下請け企業に仕事を請け負わせて、非正規労働者を安く使う。それでも目標どおりのコスト切り下げができないとなると、中国の奥地に資本をパッと移してしまう。いま一つのやり方は、コストを市場外の世界（たとえば地域社会や家族、動植物や大地）に外部化することだ。

今日の金融資本主義の時代にあっては、「フル・コスト」原理（かかったコストは、すべて製品価格に含まれ、消費者に負担させるという原理）の大切さを説いていては経営者の首が飛ぶだけだ。コストの外部化競争を展開し、弱いところに犠牲を押しつけていかざるをえないというシステムができあがった。そのシンボルがマクドナルドであり、ウォールマートであり、百円ショップであった（大塚秀之『格差国家アメリカ』2007年、大月書店）。その結果、貧富の格差の再拡大と消費力の制限を背景に、過剰資本が大規模に形成され、ホットマネーとして、世界を徘徊する事態がうまってきた。

VIII 現下の恐慌の原因② キャピタルゲイン型 バブル膨張のツケ

冷戦経済の軍事的「含み資産」を活かして、米国は情報革命の先頭を走ることで、世界から資金を集め、情報通信関連企業の株価をつりあげていった。その旗手がエンロンであったが、エンロン危機とも連動して、2001～02年になると、IT関連の株価バブルが大きく崩れる事態が発生した。これにたいしてブッシュ政権のとった重点政策の一つは、「住宅所有者資本主義」の名の下で、貧しい人々にも住宅を買わせることで土地投機を奨励し、キャピタルゲインを再膨張させようとするものであった。その結果、住宅価格が前代未聞の騰貴を示し、その刺激のもとで株価バブルも再び膨張するようになった。日本の場合と同様、住宅所有者は住宅を売らずとも、銀行から有利なかたちで抵当融資をうることができた。「未実現の譲渡益」を先取り的に現金化することで、消費の伸びを支えたのである。

1980年代のレーガン時代からレバレッジをきかせたドル通貨が国境を超えて動き回るようになっ

ていたが、マネー移動の自由化政策が、この動きをいっそう大規模で急速なものにした。

2007年央を画期にサブプライム市場の崩壊をきっかけに住宅価格はバブルから崩壊へと一変し、少し遅れて株価の急落も始まった。そしてこの動きは、2008年9月のリーマン倒産劇を画期に、いっきょに世界に広がることになった。

住宅価格と株価双方に生まれたキャピタルロス（「逆資産効果」）の巨大さに世界はいま、呆然としている。現状でも世界中で30兆ドル（米国の家計資産だけで10兆ドル）相当の逆資産効果が生じているといわれる。この額は、ほぼ米国の1年間の国内総生産額に相当する。

IX 現下の恐慌の原因③

「儲かる霸權国」の復活期待 バブル（ネオコン・バブル） の崩壊

2002年のITバブルの崩壊の際に、経済が底抜けするのを防いだもう一つの柱があった。「ネオコン」（新保守主義者）と軍産複合体とが推進してきた「新型戦争システム」のおかげで、米軍は無敵となり、米国を「儲かる霸權国」として復活させてくれるのではないかという期待が、それである。

(1) 新型戦争のシステム——宇宙ベースのネットワーク中心型戦争

これより先の2001年1月に「儲かる帝国主義」（修正帝国主義では儲からない）を実践すべく、「ネオコン」（新保守主義者）と呼ばれるグループがブッシュ大統領をかついで、米国の実権を握った。既述のごとく冷戦の最大の戦利品とは、核の技術、宇宙支配の技術、情報通信の技術であったが、これらを組みあわせて新型戦争のシステムを作りあげると、米軍は無敵になり、米国に歯向かうものを安いコストで退治することができる。この「夢のような軍事力」を使って、中東の石油資源、中央アジアの天然ガス資源を米国が支配できるならば、成長著しい中国・インド・欧州もコントロールできるし、「儲かる帝国主義」を再建するという夢も実現できるだろうと「ネオコン」の面々は考えた。

彼らが推進した新型戦争システムとは何だったか。1990年代も後半になると、核兵器にとどまらず通常兵器システムの神経系統も宇宙空間に移され、探索・指揮・管制・評価の業務を軍事衛星編隊が担当するようになった。ある「戦域」の戦争は、軍事専用インターネットを介して地球全体の視点から評価され、地球上に展開されている米軍のなかで必要な戦力が選び出され、集中投入されるようになった。日本に駐留する米軍は、日本地域だけを担当するのではなく、地球全体に入れる軍隊に変貌をとげた。米軍の戦力は、水平方向だけでなく垂直にも延びており、宇宙空間3・6万キロ上空の静止軌道に乗る早期警戒衛星が深海の底に潜む原子力潜水艦と交信している。これを軍事用語では宇宙ベースの「ネットワーク中心型戦争」と呼んでいる。

戦争ルールの規制緩和を行い、「経済的に引きあう」戦争を復活させる好機となったのが、2001年9月11日に起こった「同時多発テロ」事件であった。この事件以降、テロリストや「ならず者国家」に核兵器が拡散したら、何をしてかすかわからない。したがってそのような動きが現れたら、ツボミの段階であっても、先制攻撃をかけて、その動きをつぶさなくてはならぬ。怪しそうな国や集団がいると、相手が撃つ準備をしていなくても予防的に射殺していくという野蛮な19世紀的のルールに戻っていったわけである。

（2）やりたくてたまらなかった戦争

米軍は21世紀の新型戦争システムの開発に成功したとブッシュ政権の要人たちは判断した。イラクの地で新型戦争システムの人体実験を行い、米軍がどれほどのパワーをもつに至ったのかを全世界に見せつけ、米国に歯向かうとどんな殺され方をするのかを実物で教えるために、何が何でも開戦にちこみたかったというのがコトの真相だった。

第2次大戦末期、ポツダム宣言草案第12条中のヘンリー・スティムソン国防長官作成の「現在の皇統下の立憲君主制の存続もありうる」との一節を、米国の支配層は1945年7月26日の発表直前に削除し、2発の原爆を投下し「新型戦争」の人体実験を終えるまでは、日本帝国を降伏させまいと画策したのと同様に。

実際、03年3月に米国が始めたイラク侵略戦争

では、使われた爆弾や巡航ミサイルの7割が軍事衛星編隊によって精密誘導され、敵の司令中枢の破壊に大きく貢献した。最近では、自国の戦死者を減らすために、米軍は無人飛翔体のプレデターや無人偵察飛翔体のグローバル・ホークを多用している。米国ネバダ州ラスベガス北西部にクリーチ空軍基地があるが、自宅から出勤してくる米軍兵士たちが空調のよく効いた基地内の司令室から発する指示は、瞬時に宇宙衛星群によって伝達される。そしてアフガニスタン上空のプレデターから発射されたヘルファイア・ミサイルは、二万キロ上空を飛ぶ測地（GPS）衛星によって精密誘導され、戦果は、数百キロ上空を飛ぶ画像衛星によって評価されている。米軍が開発した新型戦争システムは、「宇宙戦争」の領域に近づきつつあるといっても過言ではない。

（3）戦争では平和をつくれない——中東の泥沼化

しかし米軍が満を持してイラクにしかけた新型戦争も、結局はゲリラ戦・市街戦を招き、泥沼化してしまった。宇宙ベースの新型戦争はイラクやアフガンの事物の破壊にはどんなに秀でいても、平和（健康な社会関係）の建設には無力であることが明らかとなっていく。

イラク内で戦闘や宗派間の抗争で死亡したイラク人の正確なデータはないが、WHO（世界保健機構）の推定では15万人。間接的な死傷者や病死者も含めると65万人という推定データもある。仮に後者だとすると、9・11事件の犠牲者数2700名の240倍となり、イラクでは5年の間、毎週1回の割合で9・11事件がおこったことになる。

イラク戦争は500億ドル程度の戦費で決着がつくとブッシュ政権は予想していたのだが、新型戦争システムは大変な金くい虫であることも判明した。米国予算教書によると09年9月までに、対テロ戦争の直接戦費だけで、7978億ドルにのぼると予測されている。

当初予想の16倍のお金を使っても、中東の石油資源を掌握できない。原油価格は02年には1バレル20ドルをきっていたのに、バブル崩壊による投機資金の流入の影響もあり、一時は100ドルを越えて急騰する結果となった。そのために富がアラブの産油国やロシアに集まり、米国の財政と貿易の赤字を激増させ、ドル暴落の危機を招くことになった。

「新帝国主義・むきだし資本主義」にUターンする米国に対する嫌悪感が強まり、米国企業にたいする経済ボイコット運動が進展し、2002年がユーロ高への転機となった。欧州・中東を先頭に世界の消費者の相当数は「政治的消費者」に高まつたのである。

冷戦の最大の経済的受益者が日本だったとしたら、「反テロ地球戦争」の最大の経済的受益者は中国であった。同じく2002年を転機として中国の対米黒字額が激増していった事実が、そのことを物語っている。

X 現状——莫大な公費の投入にもかかわらず、ドル暴落の危機は消えない

ブッシュ政権の8年間とは、米国の単独覇権の確立をめざして、むきだし資本主義・新帝国主義へのUターンを試みた時期であった。しかしその結果は無残なものであった。深刻な経済恐慌に全世界をまきこみ、イラク・アフガニスタンを舞台に始めた新型戦争は泥沼化している。

たしかに経済危機の管理という面でみると、莫大な国家信用の投入と中国・産油国などからの融資とドルの買い支えのおかげで、米国政府は急性の破局をある程度封じ込めることができた。今のところ1990-92年当時の日本でおこったような急激な株価と地価の落ち込みは防げているし、ドルの為替レートが暴落する事態には至ってはいない。

その最大の理由は、1930年代大不況、平成大不況時をはるかに上回る規模の公費（米国だけで7800億ドル）を景気対策のために投入したことであり、中国から金融的な支援をうけたことである。

しかしその代償は、財政赤字の莫大な累積であった。2009年9月末日で終わった09会計年度の米国連邦政府の財政赤字は、1兆4,090億ドルとなったという試算が10月7日に発表された。過去最悪であった08会計年度でさえ財政赤字額は4,600億ドルにすぎず、本年度は一挙に3倍以上に増えたことになる。うちイラク・アフガン関連の直接戦費だけで2000億ドル、将来の利子支払いも含めた間接部分も含めると3000億ドルを超えるだろう。

しかもすでに米国の製造業は、一部の先端技術

分野を除くと、軍需産業しか残らないという状況になっており、為替相場が多少ドル安に振れたところで、米国の貿易競争力の回復にはつながらないだろう。また民間への資金供給を強め、政策金利をゼロ%にしても、金融市場の信用不安は、鎮まらないだろう。90年代以降の日本と同様に、企業は借金ゼロに向って返済に走ることになり、「バランス・シート不況」（リチャード・クー）を世界に広げることになる。

いまかろうじて、ドルの暴落を防いでいる主役は中国、脇役は日本と英国である。

財政と貿易の巨大な赤字を是正する方策が提示できなければ、中国は、ドル紙幣ではなく、金と新たな国際通貨で受け取ることを求めるだろう。米国政府は、1.6兆ドルの新規国債発行を計画しているが、市場による消化が可能なのかが深刻に問われており、この点に疑念がおこれば、ドルの本格的な暴落が始まるだろう。

XI 展望——現下の恐慌を戦争という形をとらずに克服するには

基本的構造が変わらない限り、カンフル注射ともいべき公金の投入規模が低下すると、景気の2番底にいたる道をたどることになるだろう。最善のばあいでも、日本の平成不況と同様の「ダラダラ不況」が長期にわたって続くこととなる。

このような時代には、「希望は宇宙の軍事化」、「どこかで戦争でも起こってくれないかぎり破産する」といった戦争待望論が台頭するのは必至だ。しかし「核の時代」「原子力発電の時代」に戦争をおこすとなると、人類と地球生命の破滅に直結する。1930年代末のように世界戦争という手段に訴えるのは、あまりにリスクが大きい。このような道をとらずに、現下の恐慌を解決できるかどうかに未来が懸かっている。人類生き残りの知恵を探りあてようとする良心的なエコノミストに、これほど真剣な期待が集まっている瞬間はない。

現下の恐慌を克服するには、恐慌をひきおこした根源に位置する3つの原因自体をつぶしていくしかないであろう。すなわち第一に、富の格差の縮小と将来の生活の安心を保障する「人間の安全

保障」政策の推進である。

第二に、キャピタルゲイン型バブルによる蓄積という時代を制限する。流行のフレーズを使うと、「ウォール・ストリート」型金融資本主義から「メイン・ストリート」型実業資本主義への再転換をめざすということになるだろう（デビッド・コーン『ニューエコノミーでアメリカが変わる』2009年、一灯舎）。

第三に、戦争が紛争を解決する手段にならないだけでなく、経済発展の手段ともなりえない現代

という時代をみすえて、民主的な国際関係のうえで平和の構築をめざすことが必要だ。ブラック（土壤のなかの炭素含有率を高め、肥沃な黒土をつくる）ニューディールやケアと医療、人間発達支援を重視するピンク色のニューディールめざす「総動員経済」（スター・ブラウン『プランB 3.0』08年、ワールドウォッチ・ジャパン）の構築こそが、もっとも望ましい活路ではないだろうか。

（ふじおか あつし 所員 立命館大学）

晩年エンゲルスの家族論はマルクスの ジェンダー認識を継承しているか —剩余労働搾取の「永続」化問題の考察—

AOYAGI Kazumi

青柳和身

I 階級社会の次世代再生産的 矛盾と生産様式の内的構成要 素としての生殖様式

現代は少子化社会への世界史的移行期である。1970年代の先進資本主義から開始された少子化すなわち再生産基準以下への出生率低下は、福祉政策の相違によって、低下率の相違はあるが不可逆的に進行し、2007年現在、少子化は世界人口の43%を占める諸国範囲まで広がっている（河野2007, 110）。また現代日本の資本は少子化を促進する低賃金雇用形態を推進し、事実上、次世代再生産的必要労働部分（養育と養成）を除外し、労働者個人の最低生計費に必要労働を限定するような低賃金形態を拡大している。このような現代の資本は、資本の再生産に不可欠な労働者の「永久化」または「永続的な定在」の条件である次世代再生産的必要労働（マルクス1997a, 293, 368, 977）すなわち未来の剩余労働基盤を自ら収奪・破壊しつつある。マルクスは、資本主義的生産は剩余価値と資本の不斷の増加を含んでいるので、人口増加の「仮定が出発点とされなければならない」と述べたが（マルクス1978, 294）、現代の資本主義は、人口増加どころか、資本の再生産に不可欠な労働者の「永続的定在」の条件である次世代再生産的必要労働を、剩余労働搾取強化によって収奪している。少子化社会の本格的到来という時代状況は、あらためて剩余労働搾取すなわち剩余価値生産の「永続」化のための資本主義的階級関係

の再生産すなわち階級的人口再生産の基礎的条件は何であったかという根本問題の考察を要請している。

この問題は資本主義的生産様式のみの問題ではない。階級社会において剩余労働搾取による必要労働と剩余労働との対立関係が存在するかぎり、次世代再生産的必要労働すなわち未来の剩余労働の労働力基盤と現在の剩余労働との対立関係は、階級的生産様式の本質的矛盾として内在されている。これを次世代再生産的矛盾と呼ぶとすれば、この矛盾を克服した剩余労働搾取の「永続」化体制の形成のためには、現在の剩余労働強制制度のみならず、未来の剩余労働基盤としての次世代再生産的必要労働強制とそのための独自の生殖様式の形成が不可欠の基礎的条件となる。

この課題にかんして最初に問われるべき問題は、資本主義と比較しつつ前資本主義的階級社会における剩余労働搾取体制についての歴史的研究を行ったマルクスは、未来の剩余労働基盤としての生殖様式にかんしていかなる考察をしていたのか、そもそも「階級」とは生殖視点からどのように捉えられていたのかという問題である。またマルクス死後、生殖制度としての家族制度を研究したエンゲルスの『家族、私有財産および国家の起源』（初版、1884年、以下『起源』と略称）は、はたして階級社会の次世代再生産的矛盾を視野に入れた家族史研究を行っていたのか、どこまでマルクスの歴史認識を継承していたのかという問題もあらためて検討する必要がある。これらの問題は、少子化社会の本格的到来以前の時代にはほとんど考察されることのなかった問題である。

この問題を考察する場合、前提となる史的唯物論認識として留意するべき問題は、初期マルクスと初期エンゲルスが「自己の生命」の生産としての労働と「他人の生命」の生産としての生殖とを「生産Produktion（産出）」概念に包摂しつつ、両契機を「土台」に包括していたこと、この「土台」観はその後も変更されず継承され、両契機は「生産様式」（「生産」力および「生産」関係）概念として包括されたことである（マルクス＝エンゲルス1998, 56–57, マルクス1997b, 139–140, 青柳2008a, 67）¹⁾。本稿では、労働様式と生殖様式とを統一した生産様式=「土台」観を前提しつつ、諸生産様式の再生産のための内的構成要素としての人口再生產様式すなわち生殖様式にかんするマルクスとエンゲルスの歴史認識を、無階級社会から階級社会への移行期を中心に、検討することを課題とする²⁾。

II マルクスのジェンダー認識

まずマルクスの両性関係と階級関係との内関連性についての認識を、青年期から晩年期にかけて概観しておこう。

青年期マルクスは『聖家族』（1844年）の中で、フーリエの『四運動の理論』（フーリエ1970）肯定的引用として次の文を引用している。

「『歴史時代の変化は、いつでも自由にむかっての婦人の進歩に応じて定まる。……婦人解放の度合は、一般的解放の自然的尺度である。』『女性のいやしめは、文明ならびに野蛮の本質的特徴である。……女子を奴隸状態にとどめておくことの罰は、たれあろう男子自身に、もっともふかくふりかかるのである』（フーリエ）。」（マルクス＝エンゲルス1968a, 207）

この文は、フーリエが、女性の性的自由を保障した社会あるいは女性を抑圧した社会の諸事例を検討した結論的文章であるが、原文と若干異なっている。フーリエの原文は、「一般命題として、社会の進歩および期割の変更は、自由への女の進歩に比例して行われ、社会秩序の衰微は女の自由の減少に比例して行われる」（フーリエ1970, 221, 傍点の強調は原文）というものであり、女性の自

由と社会進歩および自由の減少と社会衰微との比例性という理論が、「女性解放」と「一般的解放」との比例性の理論に置き換えられている。この理論は、裏返せば女性抑圧と一般的抑圧との比例性の理論を含意しており、当時のマルクス自身の歴史認識と結びつければ、女性抑圧と階級的抑圧との統一史観の理論と解することができる。この「引用文」はむしろ引用の形をとったマルクス自身の歴史認識の表明と捉える方が妥当である。

フーリエの歴史認識としての「女性の自由」の具体的含意を明確にしておこう。フーリエは、一般命題の直前に諸事例の検討として、「野蛮人のうちでもっとも勤勉かつ勇敢であり、もっとも尊敬に値する日本人は、女に対しても、もっとも嫉妬心がなく最も寛大である。……タヒチ人は、同じ理由によって、あらゆる未開人のなかで最良のものである」（フーリエ1970, 220）と指摘しているが、この指摘から明らかのように、諸事例にかんする性的実態認識はさておき、フーリエ自身の歴史認識としての「女性の自由」の基本的内容は明確である。それは女性に対する性的嫉妬心が少なく、性的に寛大であることを意味しており、現代的概念で言えば、女性の生殖的自由（reproductive freedom）にもとづく性的自由と性的権利（sexual right）を含意していると言ってよい³⁾。また女性抑圧の基本的内容は、女性の性的自由の抑圧による女性に対する排他的=独占的性関係の強制のことである。フーリエの『四運動の理論』の歴史観は、「情念引力」すなわち男女両性間の性的引力の歴史的様式を基礎とした歴史観であり、家族=「孤立所帯」が存在せず、恋愛自由の社会である第1期の時代から、女性の性的自由が抑圧され、排他的婚姻による利己的な「不統一家族」=「孤立所帯」によって構成された対立社会としての「不統一秩序」の時代としての未開、野蛮、文明の中間的諸時代としての第2～6期を経て、排他的性関係の強制制度としての「不統一家族」から女性が解放された性の完全自由社会としての第7期=「累進セクト社会」（結合社会）への転換という歴史観であった（フーリエ1970, 100, 103, 108–128, 156–157, 236–237, 239, 248）。マルクスはこのようなフーリエの歴史観の具体的内容をどこまで承認していたかは不明であるが、少なくともその脱家族的未来社会論に否定的でなかったことは、『聖家族』の直後に書かれたフォイ

エルバッハにかんするテーゼから明らかになる。

1845年春に書かれたマルクスの「*トイエルバッハにかんするテーゼ*」の第4テーゼでは、「地上の家族が聖なる家族の秘密としてあばかれた以上は、こんどは前者そのものが理論的かつ実践的に消滅させられなければならない」と唐突に家族の消滅論が主張されている。エンゲルスは、『起原』執筆後の1888年に、この唐突な表現を家族が「変革されねばならない」という表現にやわらげて、公表した（マルクス＝エンゲルス1963, 4, 593, 渋谷2002, 157）。家族の消滅というマルクスのラディカルな主張は、フーリエの未来社会論の基本的主旨の承認を前提しないかぎり理解できない主張である。

この場合「消滅」されるべき「家族」とは、モルガン『古代社会』の検討以前の「家族」観にもとづく家族であって、エンゲルスが指摘しているように、超歴史的な家父長制家族觀として、「現代のブルジョア的家族と同一視され」た家族であるとすれば（エンゲルス1971, 477），テーゼの実態的な含意は家父長制の一夫一婦婚家族の「消滅」を意味していたと考えられる。『資本論』第1巻（1867年）における未来家族認識として、「大工業は、家事の領域のかなたにある社会的に組織された生産過程において、婦人、年少者、および児童に決定的な役割を割り当てるこによって家族と男女両性関係とのより高次な形態のための新しい経済的基礎をつくり出す」（マルクス1997a, 839）と指摘されているからである。

晩年期マルクスは、『モーガン『古代社会』摘要』（以下『古代社会ノート』と略称）や「ザスティリッチ宛ての手紙」の中で、一夫一婦婚段階以前の氏族制の下での性関係が非排他的であったのに対し、一夫一婦婚段階の家族制度は、女性から共同体的土地占有権を剥奪した家父長的土地占有を通じて女性にたいし排他的生殖と次世代再生産を強制する制度であることを要約的に指摘しつつ（マルクス1977, 287, 291-294, 462-465, マルクス＝エンゲルス1968b, 390），一夫一婦婚家族の歴史的性格について、フーリエの歴史認識を高く評価して、次のような評注をしている。

「フーリエは、一夫一婦婚と土地の私有とを文明時代の特徴としている。近代家族は、*servitus*（奴隸制）だけでなく、農奴制をも萌芽として含んでいる。というのは、それは、はじめから農耕の

ための労役に関係しているからである。それは、のちに社会とその国家のなかに広く発展していく諸敵対のすべてを、縮図として自己のうちに含んでいる。」「じじつ、一夫一婦婚家族が自立的、個別的に存在できるためには、それはどこでも家内僕婢の一階級を前提とする。後者は、はじめはどこでも直接に奴隸であった。」（マルクス1977, 291-292, 傍点の強調はマルクス）

ここで「近代家族」とは階級社会以前の「古代」家族以後の階級社会における家族のことである。マルクスの評注が前提しているフーリエの家族觀は、排他的性関係から女性が解放されている原始社会と未来社会を除き、中間期の階級社会では「不統一家族」（排他的性関係による一夫一婦婚家族）による排他的生殖強制のための女性支配と、利己主義による私的所有が近代社会を含む中間期の社会対立の基礎であるという認識である。マルクスの評注は、モルガン『古代社会』の研究にもとづいて、フーリエの歴史觀の先駆的正当性を再確認すると同時に、性差別的生殖強制にもとづく一夫一婦婚家族が奴隸制および農奴制という階級関係を発生させる「縮図」として、それらの萌芽形態を内包していること、換言すれば階級的両極分解の細胞形態となっているという新たな動態的両性関係認識を提起している。

以上の検討によても明らかになるように、フーリエの両性関係にかんする歴史認識は、マルクスの若年期から晩年期までその基本的主旨が承認され、マルクスの資本主義を含む階級社会研究の進展とともに再確認され、より具体的歴史認識として彌詠されていったことが確認される。マルクスにとって両性関係様式としての女性抑圧的家族制度は諸階級社会を構成する基礎的経済単位すなわち労働・生殖単位であり、その様式は奴隸制や農奴制という階級関係の特定の様式の必然的な内的構成要素として位置づけられていたと言える。このような生産様式との内的統一史觀に立脚し、生産様式の必然的な内的構成要素として捉えられた両性関係様式を「ジェンダー」と規定し、とくに階級社会の場合には「階級＝ジェンダー統一認識」と規定しよう（青柳2004, 155参照）。以下、本稿では「ジェンダー」概念をこのような生産様式構成的概念としてのみ使用する。

以上のようなマルクスのジェンダー認識を前提として、マルクス亡き後のエンゲルスの家族・両

性関係認識にかんして『起原』を中心に検討しよう。

III 晩年エンゲルスの家族認識

現行の『起原』は、モルガンの『古代社会』を中心的検討素材とし、マルクスの『古代社会ノート』を参照しつつ、「ある程度まで〔マルクスの〕遺言を執行」することを中心目的として執筆された1884年刊の初版（エンゲルス1971, 27, 角括弧内引用者）と、『古代社会』以後の原始社会史研究としてコヴァレフスキーの『家族および財産の起原と進化概説』（1890年）を付け加え（エンゲルス1971, 62, 63-65, 132, 136-137, 142-144, 487-488）、バッハオーフェン『母権論』（1861年）の排他的性愛論を再評価しつつ導入し（エンゲルス1971, 55-58, 85, 477-480）、4版独自の排他的性愛論と婚姻論を導入して（エンゲルス1971, 73-74, 77-86）、大幅に増補した1891年刊の第4版との相違が明示され、エンゲルスの1884年以降の歴史認識の独自の発展がわかるような編集くなっている。第4版の増補や修正部分を4版補説と呼び、その初版との相違点を中心検討しよう。

初版序文では原始社会史を含む歴史全体が次のように総括されている。

「唯物論的見解によれば、歴史を究極において規定する要因は、直接の生命（Leben）の生産と再生産である。しかし、これは、それ自体さらに二重のもの（doppelter Art）からなっている。一方では生活手段（Lebensmittel）の生産、すなわち衣食住の諸対象とそれに必要な道具との生産、他方では、人間そのものの生産、すなわち種の繁殖がそれである。」（エンゲルス1971, 27, Marx-Engels1962, 28, 訳文一部変更）

これは労働と生殖との「二重の」過程を「生産」概念に包括したものであり、マルクスとの共著である『ドイツ・イデオロギー』の土台観の継承である（山内1995, 484-488）。これをエンゲルステーゼの「一般規定」と呼ぼう。しかしその後に付け加えられている次の指摘はこの主旨とは異なっている。

「特定の歴史的時代に〔おいて〕……社会的諸制度は、二種類の生産によって、すなわち、一方

では労働の、他方では家族の発展段階によって、制約される。労働がまだ未発達であればあるほど、……社会制度はますます圧倒的に血縁の紐帯に支配されるものとして現われる。しかし、このような血縁の紐帯にともづく社会の編成のもとで、労働の生産性はますます発展し、それにつれて……階級対立の基礎が、発展する。……血縁団体に立脚する古い社会……に代わって、国家に総括された新しい社会が現われる。……この社会では、家族の制度はまったく所有の制度によって支配され……階級対立と階級闘争とが、いまや自由に展開される。」（エンゲルス1971, 27-28）

この規定は、「二種類の生産」として、労働と家族（生殖単位）との契機を分離し、家族的契機が支配的段階と労働的契機が支配的段階として両者の契機を段階論化し、労働生産性の発展による労働的契機の家族的契機にたいする「支配」を主張したものである。この規定は、『ドイツ・イデオロギー』には存在しない歴史認識としてエンゲルスが独自に付け加えたものであり（エンゲルス1971, 27-28, 青柳2004, 127-134, 163-167参照），これをエンゲルステーゼの「歴史的規定」と呼び、その問題点は後に考察しよう。

『起原』初版は、モルガンに依拠した両性関係の歴史認識として、多様な「集団婚」形態、主要な夫と主要な妻との一定期間の持続的性関係にもとづく「対偶婚家族」、一夫一婦婚への過渡形態として自由人や非自由人を家長の家父権力の下に組織し、妻は夫の権力に無条件にゆだねられた「家父長制家族」、および「個人的性愛の果実……とは絶対に無関係な……打算婚」として、家庭内で男が支配することで「まちがいなく自分の子どもであり自分の富の相続人となるはずの子どもを生ませること」が全目的であり、婚姻紐帯が対偶婚より固定的な「一夫一婦婚家族」という諸発展段階として、家族・両性関係の発展過程が総括されている（エンゲルス1971, 37, 42, 44-45, 51, 62-63, 66, 69-70）。ここでは現代的人類学から見て批判の多い多様な集団婚形態にかんする歴史認識は検討対象から除外し、一夫一婦婚家族とその前段階の対偶婚家族を中心検討しよう。まず一夫一婦婚にかんする歴史認識を確認しておこう。

『起原』初版は、一夫一婦婚にかんして、それを「個別婚」と規定した上で、次のように指摘し

ている。

「1846年にマルクスと私が書いた古い未完の手稿の中に、次のように書かれている。『最初の分業は、子どもを生むについての男女の分業である。』そして、今日私はこれにこうつけくわえることができる。歴史上に現れる最初の階級対立は個別婚における男女の敵対の発展と一致し、また最初の階級抑圧は男性による女性の抑圧と一致する、と。……個別婚は文明社会の細胞形態であって、われわれは、すでにここで、文明社会のなかで完全に展開してゆく諸対立と諸矛盾との本性を研究することができるのである。」(エンゲルス 1971, 70)

この個別婚の捉え方は、『ドイツ・イデオロギー』の労働行為と生殖行為との統一としての生殖的性別分業論の継承であると同時に、エンゲルステーゼの一般規定の歴史観の具体化として、マルクスの『古代社会ノート』のフーリエ評注の主旨を継承した歴史認識を示しており、個別婚を、人口の階級的両極分解をもたらす「細胞形態」と捉えている。

また『起源』初版では、その末尾の直前に、マルクスのフーリエ評注を直接継承しつつ、フーリエの歴史認識を高く評価して、次のように指摘している。

「はじめ私は、シャルル・フーリエの諸著作に散見する輝かしい文明批判を、モーガンおよび私自身の文明批判とならべて示すつもりであった。残念なことに、私にはそうする暇がない。私はただ、フーリエがすでに一夫一婦婚と土地所有を文明の主要特徴と見なしており、また文明を貧者にたいする富者の戦争と名づけていることを、指摘するだけにとどめる。同時に、彼には、すべて対立物に分裂した不完全な社会では個別家族 (les familles incohérentes) が経済単位であるという深い洞察が、すでに見いだされる。」(エンゲルス 1971, 176)⁴⁾

この指摘も、個別家族すなわち一夫一婦婚家族が「すべて対立物に分裂した」階級社会の「経済単位」を構成して、階級関係の再生産的基礎になっているという認識が示されている。

このようなフーリエ歴史観の高い評価を前提として、個別婚（一夫一婦婚）と性愛との関係について次のように指摘している。「個別婚は……一方の性による他方の性の隸属化として、それまで先史時代全体をつうじて知られていなかった両性間

抗争の宣言として登場したのである」と指摘した上で、個別婚が、近代的性愛が発展することでのみ固定的な個別婚というその性質全体からして、その下で近代的性愛が発展したということは「ありえなかった」とし、またドイツ人のあいだで女が歴史的に高い尊敬を受けていたのは、個別婚に対偶婚的慣習をつぎ木したという歴史的結果であるとして、女の尊敬という伝統と個別婚との関係を否定している。また近代において個人的性愛が発展しているのは被支配階級のあいだであり、現代ではプロレタリアートのあいだにかぎられるが、それは家族における男の支配の基盤が失われ、妻は離婚の権利を取り戻しているからであるとした上で、「プロレタリアの婚姻は、語源的な意味では一夫一婦婚であるが、歴史的な意味では決してそうではない」と否定的に結論づけ、その結論の直後に、モルガンの次の文を引用して「一夫一婦婚家族」の節をしめくくっている。「『この「一夫一婦婚」形態も……社会が変化するのにおうじて変化するにちがいない……遠い将来に一夫一婦婚家族が社会の要求をみたすことができなくなるとすれば、そのあとにくるものがどんな性質のものとなるかを予言することは、不可能である。』」(エンゲルス 1971, 70, 73-74, 77, 87, 角括弧内は引用者) したがって歴史的に男の支配の基盤が失われ、自由、平等、友愛が高次復活した未来社会における婚姻形態は一夫一婦婚ではないとする点で、モルガンとエンゲルスの『起源』初版の結論は一致していた。この一夫一婦婚の非継承論を、対偶婚の伝統にたいする肯定的評価を前提しつつ、モルガンの用語で表現するとすれば、「対偶婚」の「より高い形態における復活」(エンゲルス 1971, 177) と規定されるであろう。なおこの認識を前提すれば、欧米の先進社会で現在進行中の離婚の増加と非婚カップルの増加は対偶婚の高次復活形態への過渡的形態と考えられる。

以上の初版の指摘と比較しつつ、4版補説の家族論について検討しよう。

4版補説では、コヴァレフスキーの『家族および財産の起源と進化概説』(1890年)を、最新の実証研究成果として導入しているが、コヴァレフスキーの家族論が初版の論旨にどのように接合されているかについて検討しよう。

初版では、集団婚から対偶婚への家族形態の発

展と対偶婚以降の家族形態の発展にたいし異なった論理を適用して次のように指摘している。

「自然淘汰は、婚姻共同体からの排除をたえず押しすすめることによって、その〔対偶関係化という〕仕事をなしあえたのだった。もうこの方向では、自然淘汰のする仕事はなにもなかった。だから、新しい社会的推進力がはたらきださないかぎり、対偶関係から新しい家族形態が生まれてくる理由はなにもなかった。ところが、この推進力がはたらきだしたのである。」（エンゲルス1971, 58, 傍点の強調はエンゲルス、角括弧内引用者）

エンゲルスは、「自然淘汰」的推進力から「社会的推進力」への転換を、新世界には欠如し、旧世界のみに発展した労働要因として、畜産すなわち畜群飼養の発生という歴史的要因に求めつつ、畜群は、「はじめは氏族のものだった」が、「しかし畜群の私的所有は、すでにやくから発展していくにちがいない」として、それを「家族の長の私有財産」であったと捉えている。またこの時期に人間家畜としての奴隸制も形成されており、労働力としての奴隸も家畜と同様に「私有財産」となったと捉えている（エンゲルス1971, 59-60）。家畜の男性家長による「私的所有」化の根拠にかんしては、最終章における説明として、「畜群は新しい生計獲得の手段であり、はじめそれを飼い馴らし、あとではそれを見張ったのは、男の仕事であった。だから家畜は男のものであり、家畜と交換してえた商品や奴隸も男のものであった」と指摘されている（エンゲルス1971, 161）。

これが男性の家長権の基礎としての男性による「私有財産」制発生の社会的推進力にかんする説明のすべてであるが、この説明はきわめて不完全なものである。新世界（アメリカ大陸世界）における私有財産と階級社会の発生要因についての説明が欠落していることをひとまず撇くとしても、旧世界（ユーラシア世界）における畜産の発生と発展が、無前提に「男の仕事」とされ、家畜の「私的所有」が最初から前提されており、したがって「私有財産の起源」という著作のタイトルにかかわる問題自体が何ら解明されていないからである。しかしそり根本的な欠陥は、マルクスがフーリエ評注の中で文明時代（階級社会時代）の本質的特質と規定した「一夫一婦婚と土地の私有」（マルクス＝エンゲルス1977, 291, 傍点の強調はマルクス）についての検討が欠落したまま、もっぱら動

産としての家畜と奴隸の「私的所有」論によって私有財産問題が検討されていることである。エンゲルスは「どのようにして、またいつ」畜群が氏族的共有財産から個々の家長の所有に移ったか「いままでのところわれわれはなにも知っていない」と指摘しているが（エンゲルス1971, 161）、土地所有問題に関する何らの検討も行わないまま、動産としての家畜と奴隸の先行的な「私的所有」化を分離して説明すること 자체に無理がある。

「家父長制家族」形態は、モルガン『古代社会』の中で一夫一婦婚成立期と同時代の未開時代の後期に属し、「人類の経験においては例外的なもの」と見なし、マルクスも『古代社会ノート』の中でも「例外的なもの」として軽く触れただけで一切の論評を行っていない（モルガン1961下, 271, マルクス＝エンゲルス1977, 289-290）。しかし『起原』初版では、家父長制家族を独自の発展段階として重視している。これは、対偶婚以後の家族の発展要因としての「社会的推進力」の開始を決定的に重視した結果であり、それがエンゲルステーゼの「歴史的規定」の具体的な内容となっていたと言える。コヴァレフスキイの家族論は、『起原』初版のこの家父長制家族の独自発展段階論に接合させている。

導入された補説として、コヴァレフスキイの家族論について検討しよう。この家族論はコヴァレフスキイの比較法学的研究によってほぼ実証されつつある説として高く評価しつつ導入されたものであり、家族の歴史的発展段階を三段階に総括して、次のように指摘している。

「今日でもセルビア人やブルガリア人の間にザードルガ（朋友団とでも訳すべきもの）……という名前で存在〔している〕……ような家父長制世帯共同体が、集団婚から発生する母権制家族と近代世界の個別家族との過渡段階であったことを証明したのは、マクシム・コヴァレフスキイ……の功績である。」（エンゲルス1971, 63, 角括弧内は引用者）

エンゲルスは、この世帯共同体が、ローマの家族だけでなく、ドイツやアイルランドやフランスの一部地方では現在でも存続しているとし、またインドやカフカーズやアルジェリアにも存在し、征服当時のペルーにも存在したと推定している。それらの検討の総括として「土地を共有し共同耕作を行う家父長制世帯共同体」は、「母権制家族か

ら個別家族への過渡に重要な役割を演じたことを、われわれはもはや疑うことはできない」と断定している（エンゲルス1971, 65）。

耕地の所有および用益関係にかんしては、部族所有の耕地が「最初は氏族の用益にゆだねられ、のちには氏族によって〔世帯共同体の用益に、最後には〕個人の用益にゆだねられた」（エンゲルス1971, 160）として、4版では角括弧内の部分を補充している。この過程は連続的な変化であって、フーリエの歴史認識を継承した個別家族段階における質的転換としての階級的両極分解認識とは異なっており、氏族的土地用益関係は解体されず、漸次的な量的変化を通じて世帯共同体に継承されているという認識に立っている。この漸次的变化の基礎として考察されている要因はエンゲルステーゼの「歴史的規定」における労働の漸次的発展要因であり、土地用益関係の質的転換の問題は考察対象外にされている。

4版補説として導入されたバッハオーフェンの性愛論とそれにもとづく家族論について検討しよう。

初版では、バッハオーフェンの功績が3点に整理して指摘されている。第1の功績は無規律性交という原始状態の発見、第2の功績は集団婚の場合の母権制の発見、第3の功績は女の優越の物質的基礎としての共産主義世帯の発見とされており（エンゲルス1971, 37, 47, 54）、これらの指摘は、モルガンの『古代社会』やマルクスの『古代社会ノート』と共に歴史認識である。しかし4版補説として導入されたバッハオーフェンの「第4の偉大な発見」（エンゲルス1971, 55）とされている歴史認識はモルガンやマルクスには全く見られないバッハオーフェン独自の認識であり、この認識を導入した4版補説もモルガンやマルクスと異なる独自の歴史認識を示している。

この補説では、集団婚から対偶婚へ、対偶婚から個別婚への移行要因として、バッハオーフェンが、「ヘテリズム」（壳春的性関係）と呼んでいる集団婚的生殖としての『沼沢生殖』から個別婚への移行は、本質的に女の力によってなしとげられた、と貫して主張しているのは、文句なしに正しい」として、女性の排他的生殖への本質的性向というバッハオーフェンの女性観（バッハオーフェン1991, 30, 32, 34, 91-92, 102, 104他）を全面肯定しつつ、対偶婚から個別婚までの家族形

態の歴史的变化の推進力として導入している（エンゲルス1971, 55-58, 85, 478）。

この歴史的变化をもたらした経済生活の变化について次のように指摘している。「経済的生活諸条件の發展」による古来の共産制の掘りくずしにともなって、古来の性関係が素朴な性質を失ってゆけばゆくほど、「この性関係は女にとってますます屈辱的に、また圧迫的に思われる見えなかつた。それだけに、彼女たちは、ますます痛切に貞操権を結ぶ権利を、一つの救いとして望まざるをえなかつた」（エンゲルス1971, 58），と。この場合「貞操権」とは一人の男性のみと排他的性関係を結ぶ権利のことである。

この「貞操権」論は、一夫一婦婚における排他的性関係を男性による女性の独占的支配の結果として捉えるフーリエの歴史観を180度転換し、排他的性関係の形成を女性の主導性によるものとしており、『原起』末尾のフーリエの歴史認識の高い評価と矛盾するだけでなく、「最初の階級対立は個別婚における男女の敵対の発展と一致し、また最初の階級抑圧は男性による女性の抑圧と一致する」という個別婚（一夫一婦婚）にたいするエンゲルス自身の規定とも論理的に整合しない内容となっている。

このバッハオーフェンの女性観の導入は、性愛論と婚姻形態論にも初版とは異なる4版独自の認識の導入をもたらしている。

4版補説では性愛の歴史にかんして、ドイツ人の世界史的役割を高く評価して次のように指摘している。

歴史の舞台におけるドイツ人の出現とともに「まったく新しい要素が世界を支配するにいたつた」と指摘し、それを「一夫一婦婚のたまものたるあの最大の道徳的進歩」として従来の世界全体に知られていなかった「近代的な個人的性愛」であるとしている。この認識は、一夫一婦婚への対偶婚的慣行のつぎ木という初版の歴史認識を完全に変更し、個人的性愛における「道徳的進歩」を「近代」の所産と規定している（エンゲルス1971, 73-74）。

この性愛の歴史認識を受けて、一夫一婦婚の未来にかんして次のように指摘している。「一夫一婦婚は経済上の原因から生じたものだから、その原因が消滅すればこれも消滅するのだろうか？それは消滅するどころか、かえってはじめて完全に実

現されるであろう——こう答えるも不当ではあるまい」(エンゲルス 1971, 80)と指摘している。これはモルガンの引用を含む初版の結論と対立しており、論理的には「不当」な結論というほかはない。この結論と関連して性愛にかんしては、「性愛はその本性上排他的であるから……性愛の上にきずかれる婚姻は、その本性上、個別婚である」という初版には全く存在しなかった「排他的」という規定が導入され、「排他的」性格が付与された婚姻形態を「個別婚」すなわち一夫一婦婚と規定して、初版の結論とは全く異なった未来展望が導かれている。この性的排他性の推進力として、「バッハオーフェンの第4の偉大な発見」の論理を再確認して、次のように補足的に指摘している。集団婚から個別婚への進歩は女のなしとげたことであるが、女の地位を低下させ男の不貞を容易にする一夫一婦婚への前進だけが男の力によるのであるとした上で、「女が男のこのような習慣的な不貞にあまんじていたことの原因である経済的な考慮……がなくなれば、それによって達せられる女の平等な地位は、これまでの全経験から見て、女を一夫多妻的にするようにはたらくよりも、はるかに強く、男をほんとうに一夫一婦婚的にするようにはたらくであろう」(エンゲルス 1971, 85–86)と結論づけている。

女性の自発的なはたらきとしての排他的性愛と「貞操権」要求という実証的根拠の乏しい論拠が4版補説に新たに必要となったのは、1884年から1891年までのエンゲルスの新たな個人的生活経験という要因⁵⁾を別にすれば、家族の発展段階として一夫一婦婚段階の転換を決定的に重視するモルガンとマルクスの認識から離れ、コヴァレフスキーの「家父長制世帯共同体」段階論を実証的根拠のある説として導入し、その転換点としての意義を強調した結果、それとは段階的に区別される「個別家族」(一夫一婦婚家族)へ至る推進力として、独自の説明要因が論理的に必要になったためである(布村 1980, 301)。

4版補説では、対偶婚段階における「家父長制世帯共同体」論というコヴァレフスキーの見解の導入の場合でも、あるいは対偶婚や一夫一婦婚(個別婚)の排他的性関係の女性主導的形成というバッハオーフェンの見解の導入の場合でも、一夫一婦婚にかんする初版の規定のような排他的生殖関係の男性による強制という視点が後景に退き、

主として「社会的推進力」としての労働の発展論理を前面化して説明し、生殖的要因は「自然淘汰」という生物学的法則としてのみ取り扱っている。このような方法はエンゲルステーゼの「歴史的規定」の具体化ではあるが、この場合階級社会における階級的人口再生産の視点、特に被支配階級における次世代再生産的矛盾という問題にたいする分析視点は完全に欠落することになる。

4版補説の全体的性格を総括しよう。補説導入の結果、以上に示したような多くの矛盾を孕んだ論理を内包する『起原』4版は、論理一貫性ある著作にはなっておらず、作品としては未完成状態である。決定的な未完成原因是、フーリエの歴史認識の検討の欠如である。エンゲルスは、一方では、フーリエを『起原』初版の末尾で高く評価し、4版の序文でもモルガンをフーリエの高い評価と結びつけて評価している(エンゲルス 1971, 487)。しかし他方では、4版補説で、未来社会における排他的性関係からの解放というフーリエの見解と完全に対立する結論が導かれると同時に、フーリエとモルガンとエンゲルス自身との「文明批判」の比較検討という初版で提起された課題は、時間的制約から果たされなかつたという初版の指摘を無修正のまま再録している(エンゲルス 1971, 176)。4版では、コヴァレフスキーやバッハオーフェンを検討する時間は十分あったにもかかわらず、フーリエの「文明批判」の検討にかんしては、その余裕がなかったことになっている。この理由でフーリエの検討を回避したまま、コヴァレフスキーの家父長制世帯共同体論やバッハオーフェンの排他的性愛論を導入したことが、『起原』の作品としての未完成状態の根本原因になっていると言える。

IV 晩年マルクスのジェンダー認識と階級関係形成論

この節では晩年マルクスの家族・両性関係にかんする認識を、手稿やノート類の評注を中心に再構成して晩年エンゲルスの認識と比較検討し、最後にマルクスの資本主義的労働者家族の人口再生産にかんする認識をエンゲルスの労働者家族論と比較しよう。マルクスの認識の再構成のための基礎資料は、エンゲルスが読んでいる『古代社会ノ

ート』(1881年5月～82年2月執筆)だけでなく、エンゲルスが読んでいない「ザスーリッチ宛ての手紙」(1881年3月執筆),『コヴァレフスキーノート』(1879年10月～80年10月執筆,『共同体的土地所有,その解体の原因,経過および結果』(1879年刊)のノート,マルクス=エンゲルス1977,161-256),および最晩年の『メーンノート』(1881年夏執筆,『初期制度史講義』1975年刊のノート,マルクス=エンゲルス1977,475-546)である⁶⁾。

マルクスのコヴァレフスキーハの家族論についての評価を検討しよう。マルクスが『コヴァレフスキーノート』を作成した時点では、まだ『古代社会』を読んでおらず、ノートにはコヴァレフスキーハの家族論にたいする批判的評注は全く欠如している。マルクスは、コヴァレフスキーハの家族発展段階論として、「未分割の土地所有と共同耕作がおこなわれる氏族共同体」から「支族の数が多くなるにしたがって、大小なぎの数の家族共同体〔南スラブ的な意味における〕」へ解体移行し、最後に「現代的意味における私的個別家族」へ移行するとして、コヴァレフスキーハの三段階論を基本的に承認すると同時に、角括弧内のように、南スラブのザードルガを評注として記入し、それをコヴァレフスキーハの概念としての「家族共同体」と規定し、「個別家族」以前の段階としている(マルクス=エンゲルス1977,189)。しかし『古代社会』を読んだ後に、この見解を完全に転換し、ロシア人家族を含め南スラブ人家族にたいし一夫一婦婚家庭と規定して、次のように指摘している(以下の引用文の傍点はマルクス)。

「いくつかの対偶婚家族が一つの家屋に住んで〔南スラブ人のあいだでいくつかの一夫一婦婚家庭がそうしているように〕、共同の世帯を形成している〔南スラブ人や、ある程度まで農奴解放前後のロシアの農民たちのように〕のが見出され……た」と角括弧内のような評注を加え、同様な評注は「一夫一婦婚家庭」の章のノートでも繰り替えされている(マルクス=エンゲルス1977,285,292)。この指摘では、マルクスはコヴァレフスキーハの「家族共同体」と「個別家族」との概念的区別を放棄し、「一夫一婦婚家庭」を、複合的大家族を包括する広概念として捉え、家族の歴史的発展段階概念として導入している。エンゲルスは、南スラブ人の家族を一夫一婦婚段階以前の「家父長制共同

体」段階とするコヴァレフスキーハの家族論を、『古代社会ノート』4版に導入したが、これはマルクスの『古代社会ノート』における一夫一婦婚規定を無視した導入であった。マルクスのコヴァレフスキーハの家族論にたいする最終的評価を明確にするためには、まず一夫一婦婚と土地所有との関係についての認識を明確にしておかなければならない。

マルクスは社会の歴史的発展段階における土地所有と土地の相続形態について次のようにノートしている。

未開社会以前の野蛮段階では、土地は部族の共同所有であった。未開の低段階では、土地は、部族による共有を前提しつつ、耕地の占有権は共同世帯に結合した集団としての同一氏族に属し、相続の規則は土地が血族から切り離されるのをゆるさなかった。未開の中段階では、東半球では畜産が発達し、動産がいちじるしく増大し、土地にたいする関係に若干の変化が生じたが、土地はなお部族の共有に属しつつ、一部の土地は統治機関の維持と宗教上の用途に属したが、大部分の土地は氏族または共同体の共同所有として分配された。未開の高段階の場合には、人口増加によって最も望ましい地域の占有をめぐる闘争が激化し、土地は未開の高段階の終わりごろには国家的所有と個人的所有にむかう趨勢が生じた。ギリシア人のあいだでは、土地の一部は部族的所有と宗教用に属し、別の一部は氏族によって共同で保有されたが、大部分の土地はすでに単独の所有になっていた。一夫一婦婚家庭は未開の高段階で出現したが、それは対偶婚家庭から成長してきたのであって、財産の相続に関するしきたりと密接に関連し、出自は男系に変わった(マルクス=エンゲルス1977,304,306,309-310,312-313)。以上から「結論されることは、アジアとヨーロッパでは個人的な土地財産は未開の中期にはまだ知られておらず、未開の高段階に出現したのだということである。」(マルクス=エンゲルス1977,315)

以上のノートは、氏族による共同体的土地占有の長期存続と未開高段階における土地所有の劇的転換すなわち過渡的中間形態を欠如した二段階的転換という歴史認識を示すものである。『古代社会ノート』の事実上の終章に当たる第2編第14章のノートでは、その前の第3編のノートで、一夫一婦婚以前の多様な家族形態を氏族制として一括した上で、氏族制と一夫一婦婚との本質相違を明確

にするための引用と評注が次のように行われている。

氏族制段階では、財産と首長職は氏族内で相続され、子どもたちは父と言われる人の財産や役職を継いたりすることから除外されていた（マルクス＝エンゲルス 1977, 462）。また一夫一婦婚以前の対偶婚段階の氏族的共同体の機能として「この〔対偶婚〕家族は、それ自身のほか、共同世帯と、さらに夫たちおよび妻たちがそれぞれ所属していた諸氏族とから支援をうけ」るという成員保護機能があった（マルクス＝エンゲルス 1977, 288 – 289, 角括弧内は引用者）。

しかし一夫一婦婚の形成はこれらの条件を根本的に転換させた。

「——生活条件の変化（個人的所有の発展と、とくに一夫一婦婚の結果としての）」によって出自の変化が行われた。「[羊や牛の畜群の私的所有 [が成立し]、また耕作が家屋と土地の単独所有をもたらしたあとで……] 財産が大量に蓄積されて、恒久的な形態をとったとき、……女系の出自が〔相続上の理由から〕くつがえされることは、必至であった。」（マルクス＝エンゲルス 1977, 462, 丸括弧内と角括弧内はマルクス）

一夫一婦婚への転換の女性にとっての意味にかんしてはさらに次のように指摘されている。

「〔女性支配〕をつくりだしたのは、彼女たち自身の氏族が数のうえで大きく優勢を占める大世帯に腰をすえて、共同の貯蓄から必需品を得ている女たちであった。——一夫一婦婚家族の成立とともになって出自が男系に変わったとき、共同長屋は姿を消した。〔一夫一婦婚家族は〕純粹な氏族社会のただ中にあって、妻、そして母を単独の家屋のなかにおき、彼女の氏族上の血縁者から彼女を隔離した。」（マルクス＝エンゲルス 1977, 465, 角括弧内およびダッシュの付いた文はマルクス）

氏族関係からの「隔離」という問題は、別の部分では「閉居」とされ、「一夫一婦婚家族」の章では「氏族上の血縁者から切り離されて……夫の世帯内で孤独であった」（マルクス＝エンゲルス 1977, 293, 294）と表現されており、一夫一婦婚の重要な特質として強調されている。一夫一婦婚制度は氏族的保護機能からも女性を分離・隔離し、氏族的保護を解体する性格があることが強調されている。

一夫一婦婚制度に内在する氏族制度解体の現実

的な意味は、妻から氏族共同体的土地占有権とそれにもとづく生活手段の共同占有権を剥奪するだけではなく、出自氏族の保護をも剥奪し、妻を家長である夫の土地の「単独所有」（単独占有）に全面的に依存せると同時に、夫の死後または息子の土地財産相続後には、老後の生活保障を全面的に自己が出産した息子に依存させ、生涯に渡って家族内の男性家族成員に依存させるという性差別制度を実現するものであったと言える。一夫一婦婚的生殖制度は、土地や生産手段を剥奪され、出自氏族の保護をも剥奪された貧しい被支配階層女性にとって、排他的生殖関係を通じた家族的土地利用の排他的相続が唯一の生存保障制度となると同時に、自己が出産した息子達を、病死や戦死等の損失を超えてより多く出産し、養育することを女性に強制する制度となる。

マルクスの一夫一婦婚の捉え方は、氏族共同体的土地所有の存続を前提とした未開の中段階の時期における、家畜と奴隸の先行的私有財産化を想定する『起原』の「家父長制世帯共同体」論（エンゲルス 1971, 59）とは根本的に異なった歴史認識であり、経済学的には土地所有（土地占有）論を決定的に重視した前資本主義社会の構造的な捉え方である。

コヴァレフスキイの家族の発展段階論にたいするマルクスの最終的評価をより具体的に検討するため、コヴァレフスキイが、「土地所有の発展過程の比較史的研究という考え方」について直接的影響を受け、共同体的土地所有の解体にかんする「いくつかの基礎的見解（osnovykh vzglyadov）は共通している」（Kovalevskii 1977, VI）と認めているヘンリー・メーンの歴史認識にたいするマルクスの評価を含めて検討しよう。マルクスのコヴァレフスキイ『共同体的土地所有、その解体の原因、経過および結果』（原文ロシア語）のノートには、コヴァレフスキイの家族論にたいする批判的評注は欠如しているが、このことは、モルガン『古代社会』をまだ読んでいなかった結果にすぎないことは、ノートの文面と『メーンノート』との比較検討から明らかになる。

『コヴァレフスキイノート』では、家族の発展過程は、「未分割の土地所有と共同耕作がおこなわれる氏族共同体」から家族共同体へ解体移行し、最後に「私的個別家族」へ移行するとして3段階に総括されている（マルクス＝エンゲルス 1977,

189)。この「氏族共同体 (rodovaia obshchina)」とは、メーンの表現では未分割家族の成員だけによる、「土地の合同所有 (sovremennoe vladeniye) と共同利用いう形態」(訳文一部変更) であり、南スラブのボスニアとヘルツェゴビナの家族共同体は氏族共同体の分割の産物であるとされている (マルクス=エンゲルス 1977, 181, Kovalevskii 1977, 5)。したがって共同体の変化と家族の発展過程にかんするコヴァレフスキイの「基礎的見解」はメーンの見解と完全に一致している。この場合の「氏族共同体」とはモルガンの「氏族」概念とは根本的に異なり、「家族全体の所有」である「画地」を「家父長が管理する」形態とされ (マルクス=エンゲルス 1977, 165), したがって家族の段階的変化には質的変化ではなく、もっぱら家父長制家族の世帯規模の縮小という量的変化のみが想定されている。

『コヴァレフスキーノート』と比較しつつ『メーンノート』を検討しよう。メーンの家族と共同体の発展段階論にかんし「『第1〔段会〕——インドの合同家族 [joint family]、第2——南スラヴ人の世帯共同体、第3——最初ロシアに、つぎにインドに見いだされたような眞の村落共同体』」という三段階論を引用し、「『人間社会のすべての分枝は、本源的な家父長的細胞から生じる合同家族』」から発展したのが「『アーリア人種の制度である』」という指摘を引用しつつ、マルクスは「氏族のかわりに……メーン君はインドに見られる……合同家族を誤って本源的形態であるとみなしている」(マルクス=エンゲルス 1977, 477, 482) と批判し、家父長制を基礎とした合同家族論を、モルガンの母系制氏族論によって全編にわたって徹底的に批判している (マルクス=エンゲルス 1977, 479, 480, 482-483, 506, 507, 508, 510, 512, 528, 542, 544)。またメーンが依拠する文献にかんし、「気楽なメーンはまだ母権 (バッハオーフェンなど) を全然知らないし」、「モーガンがまだ印刷に付さなかったものは、メーン君がまだわがものにはできなかった」と批判している (マルクス=エンゲルス 1977, 477, 527)。これらのメーン批判は、バッハオーフェン『母権論』(1861年刊) やモルガン『古代社会』(1877年刊) の検討を行わずにメーンの家族論を継承したコヴァレフスキイの『共同体的土地所有』(1879年刊) にも完全にあてはまる批判である。

『起原』第4版で導入されているコヴァレフスキイの『家族および財産の起原と進化概説』(1890年) は、『起原』初版を読んで『共同体的土地所有』の家族発展段階論を部分修正したものであるが (布村 1980, 373, 388), 4版補説に導入された『家庭……進化概説』の家族発展段階論は、『共同体的土地所有』の「氏族共同体」(メーンの「合同家族」) 論と「家族共同体」論が維持されたまま「家父長制世帯共同体」概念として一括され、それにたいし原初段階として『起原』の「母権制家族」(エンゲルス 1971, 47, 60-62) 論をつぎ木し、その結果メーン家族論とモルガン家族論との折衷論として、家族発展の三段階論を構成したものにすぎない。メーン家族論を維持したままの折衷論という性格がよくわかるのは、メーンの「合同家族」論の代表的形態としてのインドの世帯共同体と、メーンの「世帯共同体」論の代表的形態としての南スラブのザードルガ (朋友団) とを、「家父長制世帯共同体」概念に一括していることであり、4版補説はこの折衷論を導入している (エンゲルス 1971, 63, 64)。その結果、4版補説の家族発展の三段階論は、『古代社会ノート』のマルクスの家族発展段階論と一夫一婦婚を基礎とした階級形成論とは根本的に異なる歴史認識となった。

バッハオーフェンの女性主導による排他的性関係と一夫一婦婚の形成論にたいするマルクスの評価について検討しよう。

マルクスは、モルガンがギリシアの一夫一婦婚の形成に関するバッハオーフェンの指摘を軽く批判している部分 (モルガン 1960下, 111) にかんして、皮肉を込めた強い批判的コメントをつけて次のように引用している。

「バッハオーフェンすらが、いかに実用主義的に、また生粋のドイツ式机上学者としてこの問題をとらえているかは、次の二節によってわかる。『……ケクロプス時代より以前には、子どもたちは母をもつだけで、父をもたなかつた……。……女は、一人の男に専属的に縛られることなく、かりそめの (!) 子ばかりを生んだ。ケクロプスが (!) この事態に終止符を打った (!)。彼は、両性の無法律の (!) 結合を排他的な婚姻に引きもどし (!)，子どもたちに一人の父 (!) と一人の母 (!) をあたえ……た。』」(マルクス=エンゲルス 1977, 465, バッハオーヘン 1991, 226)。この文でエクスクラメーションマークはマルクスの

ものである。

マルクスは、ここで、性的排他性としての「貞操権」要求を女性の母性的本質の発展と見るバッハオーフェンの見解を前提とした一夫一婦婚の正当化論と非一夫一婦婚的関係の不当性論という主張にたいして根本的な批判を行っている。『起原』第4版の「バッハオーフェンの第4の偉大な発見」論はマルクスのこのバッハオーフェン批判を事实上無視して導入されたものである。マルクスは、一夫一婦婚の正当化論を批判し、非排他的性関係を含む対偶婚にもとづく氏族制と、排他的生殖強制制度としての一夫一婦婚との決定的相違とを強調しつつ、氏族制から一夫一婦婚への劇的転換という二段階論に立って、この転換の不連続性を強調しているが、これは一夫一婦婚に内在する次世代再生産強制制度としての独自の社会的性格を認識していたからであると言える。なぜなら、この次世代再生産強制制度によってはじめて、貧しい被搾取階層女性が、剩余労働の重い負担の中で出産を強制され、次世代再生産的必要労働を強制される制度が成立したからである。

ここで提起されている問題の階級社会形成にとっての決定的意義を明確にするため、拙著や拙論で資本主義への移行期における階層分化形態を本質的に区別した二つの概念として、「階級的両極分解」と「人口論的分化」の概念（青柳1994、青柳1996、青柳2004、204–213、青柳2007、青柳2008b）を階級社会形成期にも適用可能な概念として提示しよう。

「階級的両極分解」とは下層家族が性差別的生殖強制を通じて、次世代再生産的必要労働と剩余労働との両面的強制を受け、その結果被支配階級人口の再生産と増殖にもとづく両極分解が進行し、階級的生産関係が再生産または拡大再生産され、剩余労働の永続的搾取が実現されるような階層分化形態のことである。また「人口論的分化」とは、下層家族が剩余労働と次世代再生産的必要労働との直接対抗化という次世代再生産的矛盾を通じて階層人口を減少させることによって、下層階層の人口減少と、上層階層の人口増加と家族分割による下層移動を通じて、非階級的な階層関係が不斷に再生産されるような階層分化形態であり、資本が自立的拡大再生産を開始する以前の近世のイギリスやロシアや日本などに典型的に出現した形態である（青柳2007、青柳1994、138–141、チャ

ヤノフ1957）。

マルクスの指摘として「それ〔一夫一婦婚〕は、のちに社会とその国家のなかに広く発展してくる諸敵対のすべてを、縮図として自己のうちに含んでいる」（マルクス＝エンゲルス1977、292）という歴史認識は、階級的両極分解認識の集約的な表現になっている。氏族の共同体的土地所有の解体と女性にたいする出自氏族の保護の解体とを前提して、男性家長による土地の「単独所有」（単独占有）にもとづいて成立する一夫一婦婚制度こそが、性差別的生殖強制制度を内在することによって、被支配階層の次世代再生産労働と剩余労働との両面的強制を実現し、階級的人口再生産を通じて両極分解を展開する基礎的な労働と生殖との「経済単位」すなわち「細胞形態」（エンゲルス1971、70、176）にほかならない。

『起原』第4版の「家父長制世帯共同体」概念は、氏族の共同体的土地所有関係と出自氏族による女性保護が存続している未開の中段階を前提している概念であり、仮に男性家長による家畜やその他の動産の「私的所有」が性別分業の結果として実現され、相対的に豊かな上層階層が形成されたとしても、その場合における下層階層の人口再生産の強制条件は欠落しており、下層家族にたいする剩余労働搾取が行われた場合、剩余労働と次世代再生産的必要労働との直接対立化という次世代再生産的矛盾を通じて階層人口を減少させ、被支配階層としては消滅せざるをえない。これは人口論的分化の典型的形態である。

現代の未開社会研究は、未開社会末期における上層と下層との連続的な階層分布状態の存在を実証し、それを「首長制」と規定している（サーヴィス1979、138–141）。この首長制は、『古代社会ノート』の中でも一夫一婦婚成立前の未開の中段階において、「同一の統治のもとにある人数が増え、業務が複雑さを増した結果、民事的な首長や、軍事的な首長たちのあいだに、微弱な形態ではあるが、社会の中に貴族的な要素が現れてきた」と指摘されている。『起原』第4版で主張されている「家父長制世帯共同体」論は、家畜等の動産の集積による一部の富裕家族層の形成論理にすぎず、人口論的分化を前提した首長制の形成という歴史実態を反映したものにすぎない。この論理は、家父長制を氏族制または新族制に修正した上で、マルクスの『古代社会ノート』の首長制論に包摂する

べきものである⁷⁾。

マルクスが資本主義の労働者階級の一夫一婦婚家族における生殖様式と人口再生産をどのようなものとして捉えていたかについては、『古代社会ノート』には直接的な言及はない。しかし『資本論』では労働者家族における貧困多産という人口法則の存在について、次のように指摘している。

「彼ら〔停滞的過剰人口〕は、労働者階級のうち、自己自身を再生産し、永久化しつつある一要素をなしており、労働者階級の総数増大あざかる力は他の要素よりも比率的に大きい。……資本主義社会のこの法則は、未開人のあいだでは、または文明化した植民地住民のあいだでさえ、不合理なものに聞こえるであろう。この法則は、個体としては弱い、絶えず狩り立てられる動物の種の大増生産を思い起こさせる⁽⁸⁷⁾。(87)『貧困は出産にとって好都合で〔さえ〕あるように思われる』(A・スミス『諸国民の富』第1編第8章……)。(マルクス1997a, 1100-1101, 注(87)は原文、角括弧内は引用者) この貧困多産という人口法則は前近代社会には存在しないような「不合理な」人口法則であり、家父長制的土地保有権をもたない被支配階級としての貧困な労働者家族の人口増殖を強制する法則として資本主義に独自な生殖強制様式であるということに(青柳2008b参照)⁸⁾、マルクスは気づいていたと思われる。『起原』4版補説の労働者家族論にはこのような資本主義的人口再生産に独自な生殖強制についての認識は完全に欠落している。

最後に、未開の高段階に劇的な形で一夫一婦婚が成立した歴史的条件について、マルクスの指摘をヒントにして考察しよう。

未開の高段階に、「人口増加につれて最も望ましい地域の占有をめぐる闘争が激化」したとノートされているが(マルクス=エンゲルス1977, 312), 「ザスリッチ宛ての手紙」ではこの視点を継承して次のように指摘されている。

「さまざまな原始共同社会の生命力は、セム人、ギリシア人、ローマ人などの社会のそれよりも、まして近代資本主義諸社会のそれよりも、比較にならないほど大きかった。……この共同体は、なんらかの仕方で、たえまない外戦と内乱のなかで死滅したのである。それはおそらく非業の死をとげたのであろう。」(マルクス=エンゲルス1968b, 388-389)

これは原始共同社会の内的な長期存続能力とその劇的死滅と階級社会への劇的転換についての指摘であるが、階級的両極分解の基礎としての一夫一婦婚の成立の場合にも、「外戦と内乱」という人口再生産上の危機にかかる歴史的契機が決定的役割を果たしたと考えられる。なぜなら戦争は兵力としての人口と軍需品としての剩余生産物の大量動員を必然化するが、直接生産者層における一夫一婦婚の形成によって、人口の基礎としての次世代再生産的必要労働と剩余労働との両面的強制を実現した部族や民族は戦争の持続的遂行能力を獲得するが、そうでない場合には、人口と剩余生産物の両面供出の長期的負担は不可能であり、その結果、部族や民族の消滅をもたらすか、他部族や他民族の征服による両面的強制を受けることになる可能性が高いからである。『起原』におけるエンゲルステーゼの「歴史的規定」のような労働の発展にもとづく家父長制世帯共同体論とは異なった歴史の劇的変化要因として、マルクスは、戦争による人口再生産上の危機という非労働要因にもとづく一夫一婦婚制度への劇的転換という歴史的要因を認識していたと見てよいであろう。

晩年マルクスの歴史認識は、階級=ジェンダー統一認識の発展として、性差別的生殖強制を内包する一夫一婦婚家族を、階級関係を形成する労働・生殖単位とする認識に至っており、この認識は、生殖強制視点を欠如した『起原』4版補説の家族論や近代的性愛論にたいする事実上の批判となっていると言える。

V 史的唯物論における階級=ジェンダー統一史観の発展のために

少子化社会の本格的到来以前の1960~70年代に行われた「アジア的生産様式」論争は、論争参加者の大部分が階級社会における性差別的生殖強制の必要性認識すなわち階級=ジェンダー統一認識を欠落しており、その階級形成論は階級的両極分解論を欠如した支配階層形成論にすぎず、事実上、人口論的分化論として永続的剩余労働搾取を実現できない論理に陥っている。大部分の論者は、方法論的に『起原』4版補説と共にした階級認識に

もとづいており、マルクスの階級＝ジェンダー統一認識にもとづいてはいない。塩沢説の「小共同体」を経済単位とするアジア的生産様式論や福富説の「家父長制世帯共同体」を経済単位とするアジア的生産様式論がその典型であるが（塩沢1970, 192, 福富1970, 160–163）、「総体的奴隸制」論を主張する多くの論者も性差別的生殖強制認識を欠落した階級形成論となっている点で全く同様の欠陥に陥っている。この欠陥を免れているのは、マルクスの階級＝ジェンダー統一認識を継承し、家父長制の一夫一婦婚家族にもとづく私的土地区画を前提とした経済単位としての小經營生産様式の成立を、階級社会形成の不可欠の前提条件とした中村説（中村1977）のみである（青柳2009および掲載予定論文参照）。

また少子化社会の本格的到来以前のマルクス主義史学における資本主義形成史研究も性差別的生殖強制認識すなわち階級＝ジェンダー統一認識を欠落しており、『起原』4版補説の労働者家族論と共に通する欠陥を内包している。大塚史学を含むマルクス主義史学は、農村における階級的両極分解を理論的には重視したが、実証研究では、生産手段の集積を通じた上層階層の形成を論証したもの、生産手段を剥奪されたプロレタリア的階層における階級的人口再生産の実証が欠落しており、近世農村社会における人口論的分化の実態を実証したにすぎない。

これらの歴史研究の限界に制約されて、マルクス経済学の伝統的経済理論でも、『起原』4版補説と共に通して、性差別的生殖強制認識すなわち階級＝ジェンダー統一認識を欠落した理論が支配的である。マルクス主義フェミニズムの場合、性差別の「物質的基礎」として、資本主義的生産様式の外部に「家父長制」を設定するという二元論が主流化したのは、マルクス経済学の伝統的理論における階級＝ジェンダー統一認識の欠如の結果であり、このようなフェミニズム理論においても『起原』4版補説と共に通する理論的欠陥を継承している。

少子化社会の本格的到来時代としての現代における新たな社会状況は、過去の歴史研究や経済理論研究の欠陥をジェンダー視点から克服する社会的可能性を生みだしている。ジェンダー視点から見て中心的課題は階級的人口再生産法則の研究であり、それは少子化社会の世界史的未来を展望す

るための中心的研究課題でもある。この研究を発展させるためには、経済史領域では、従来のマルクス主義史学に、歴史人口学や性・生殖史の研究成果を導入することが不可欠であり、経済理論領域では、伝統的マルクス経済学とフェミニズムのジェンダー論との論争を含む協業関係を構築することが不可欠である。現代の社会状況の中でこれらの研究の発展は緊急の課題となっていると言えよう。

注

- 1) 1938年のスターリン論文「弁証法的唯物論と史的唯物論」の発表以来、人口再生産問題を「土台」から除外し、「生産」概念を労働概念のみに矮小化する「史的唯物論」がソビエトマルクス主義では主流化し、この見解は現代日本でも通説的見解とされている。この見解の場合、「永続」的剩余労働搾取のための階級的人口再生産の問題を検討するための方法的視座が見失われる。少子化社会の本格的到来以前の時代に、階級的人口再生産研究という経済学的問題意識そのものが欠落したのは、このような史的唯物論見解が通説化した結果である。現代日本におけるこの種の見解の典型は江守1985や二宮2006である。
- 2) なおマルクスとエンゲルスとの歴史認識の比較検討という課題は、両者の協働関係成立以前か、またはそれが失われたマルクス死後のみに、実証的に可能な研究対象として成立しうる課題である。この課題にかんするより詳細な検討として青柳2009および掲載予定論文参照。
- 3) これらの概念は1995年北京国際女性会議参加の女性NGOによって提起された概念である。フーリエは、生殖的自由の門題にかかわって、中絶による生殖管理の自由を承認すると同時に、婚外子出産の自由をも主張している（フーリエ1970, 239）。
- 4) この文では「不統一（incohérentes）家族」と訳される用語を個別家族と訳している。
- 5) 新しい生活経験とは、エンゲルス（またはマルクス）との間の私生児（フレディ）を生み、マルクス死後エンゲルスと同棲したヘレーネ・デームートが1890年に死亡し、カウツキーの不倫を契機にカウツキーと離婚したルイーゼとの同棲生活がはじまり、ルイーゼが4版の執筆に独自の協力をしたことである。フレディ問題とルイーゼの問題は、従来のエンゲルス研究では軽視されているようであるが、エンゲルスの個人史としてはきわめて重要であることを指摘しておきたい（青柳2004, 273–274, カーヴァー1989, 111–112参照）。
- 6) 手稿やノート類の執筆時期は布村1980, 386。他のノートの執筆時期も同様。

- 7) サーヴィスは、未開社会を共通の「親族」社会（マルガン・マルクスの「氏族」社会と同概念）として概念化し、それを、狩猟採取のバンド社会、農耕が成立した部族社会、財の再分配機構をもつ首長制社会の3段階に総括しているが、婚姻居住形態は親族社会を前提として、男居婚（父方居住婚）と女居婚（母方居住婚）とのいずれの形態も存在すること、バンド社会では概して男居婚、部族社会では概して女居婚、首長制社会では概して男居婚が見られることを指摘しており、女居婚（母系制）は絶対化されてはいない。最晩年のマルクスの『ラボックノート』（1882年10月～11月執筆）はオーストラリアの狩猟採取民における父系制の存在を指摘し、母系制を絶対化せず、現代の未開社会の親族（姻族）制研究としての分族制論（山内1995, 477-484）につながる認識を示している（マルクス＝エンゲルス1977, 562）。
- 8) 貧困多産という人口再生産は、18世紀に進行した女性からの生殖権（reproductive rights）剥奪の結果である。19世紀の中絶禁止法時代の違法中絶にかんして中絶史の実証研究は次のように指摘している。「19世紀には違法中絶サービスがかなり確立し、さまざまな形で存在したといえます。……既存の資料は、堕胎産業が受益者の収入によって区分され、人口の大多数を占める貧しい人々は、まず助産婦（おそらく器具を使った）と薬草商（自分で始末する薬品を配布）にたよった、というわたしたちの常識的推測を裏づけてくれます。」（ポツツ1985, 131）

参考文献

- 青柳和身1994『ロシア農業発達史研究』御茶の水書房
 ————1996「19世紀初頭ツコエ領農民世帯の変動構造—個別世帯の階層移動の検討—」経済史研究会編『欧米資本主義の歴的展開』思文閣出版
 ————2004『フェミニズムと経済学』御茶の水書房
 ————2007「ヒックス経済史の理論的意義（3）」『岐阜経済大学論集』第41巻第1号
 ————2008a「資本主義的生産様式は性＝生殖的に中立か—『ジェンダー平等の経済学と『フェミニズムと経済学』の比較—」基礎経済科学研究所編『経済科学通信』No.117
 ————2008b「資本主義と人口再生産様式一本源的蓄積論の再検討を中心に—」同, No.118
 ————2008c「資本主義的生産様式は性＝生殖的に中立か—『ジェンダー平等の経済学』の歴的検討—」

- 『岐阜経済大学論集』第42巻第1～2号
 ————2009「晩年エンゲルスの家族論はマルクスのジェンダー認識を継承しているか（1）一生産様式論争のジェンダー的総括—」『岐阜経渓大学論集』第43巻第1号
 江守五夫1985『家族の起源』九州大学出版会
 エンゲルス1971『家族、私有財産および国家の起源』（『全集』第21巻）大月書店
 カーヴァー、テレル1989『エンゲルス』雄松堂集出版
 河野潤果2007『人口学への招待』中央公論新社
 サーヴィス1979『未開の社会組織』弘文堂
 塩沢君夫1970『アジア的生産様式論』御茶の水書房
 渋谷正2002「フォイエルバッハ・テーゼ」（中），『経済』No.88
 チャヤノフ1957『小農経営の原理』太明堂
 中村哲1977『奴隸制・農奴制の理論』東京大学出版会
 二宮厚美2006『ジェンダー平等の経済学』新日本出版社
 布村一夫1980『原始共同体研究』未来社
 バッハオーフェン J. J. 1991『母権論』みすず書房
 福富正美1970『共同体論争と所有の原理』未来社
 フーリエ1970『四運動の理論』上，現代思潮新社（原書初版1808年）
 ポツツ、マルコム他1985『文化としての妊娠中絶』勁草書
 マルクス1977『モーガン『古代社会』摘要』（『全集』補巻第4巻），大月書店
 ————1978『資本論草稿集』④，大月書店
 ————1997a『資本論』第1巻，新日本出版社
 ————1997b『資本論草稿集』②，大月書店
 マルクス＝エンゲルス1963『全集』第3巻，大月書店
 ————1968a『全集』第2巻，大月書店
 ————1968b『全集』第19巻，大月書店
 ————1998『草稿完全復元版 ドイツ・イデオロギー』新日本出版社
 モルガン1961『古代社会』上・下，岩波書店
 山内昶1995『『起源・序文』の人類学的考察』杉原四郎他編『エンゲルスと現代』御茶の水書房
 Kovalevskii, M. M., 1977, *Obshchinnoe-zemlevladenie, prichiny, xod i posledstviia ego razlozheniia*, Frannkfrut/New York.
 Marx, Karl-Engels, Friedrich 1962, *Werke*, Bd.21
 (あおやぎ かずみ 所員 岐阜経済大学)

所員として、また「ジェンダーと経済学」ゼミの指導者として、基礎研の活動に長年関わってこられた中川スミ氏が、去る6月9日にお亡くなりになりました。御逝去を悼む追悼文が編集局に寄せられましたので、ここに掲載いたします。(編集局)

基礎研所員中川スミ氏の御逝去を悼む

中村美樹子（所員）
青柳 和身（所員）

中川スミさんは、6月9日に永眠されました。健康を取り戻されて再び「ジェンダーと経済学」ゼミで共に研究できる日を待ち望んできましたが、叶わぬことがこのように早く訪れるとは思いもよらないことでした。

初めて中川さんにお会いしたのは93年の春期研究交流集会でした。箕面山荘での夜の懇親会で、ほんの少しおしゃべりしただけでしたが飾り気のない率直な印象が鮮明に残っています。93年7月、基礎研25周年記念企画で、『働きすぎのアメリカ人』(1991年)の著者であるJ・B・ショアさんを招いての盛大な研究大会でしたが、その場でのコメントをつとめられた中川さんの姿も忘れられない一コマです。基礎研の研究領域に、日本型企業社会と性別役割分業をめぐる問題、ジェンダー視点を導入された契機となったと思っています。この後、森岡孝二氏とともに女性労働を研究する場を設けられ、96年秋、基礎研のゼミとして「ジェンダーと経済学」を黒田慶子さんと設置されました。この間に中川さんから頂いた論文「家事労働と資本主義的生産様式」は、私が『資本論』を読むきっかけとなった論文です。マルクス主義フェミニストの賃労働=有償、家事労働=無償という単純な2分論に対する理論的批判を展開していました。当時は、『資本論』の恣意的な解釈で自論を補強するマルクス主義フェミニストが概念崩しに闊歩する中で、マルクスが言っていた事がよく理解できたことを中川さんにお伝えすると、「ジェンダー視点を持たない文章るのが恥ずかしい」と応えられ、とても謙虚な方だと感じました。98年に黒田慶子さんが東京に移住され、指導担当がしばらく中川さんだけになりましたが、その後、青柳和身さんの参加を得て、2004年末までほぼ毎

月、充実したゼミが開催されました。ご自宅に焼香にお伺いした折、おつれあいの中川信義氏にゼミでの理論活動をお話しましたところ、スミさんの冗長でない表現方法は、『経済学辞典』(岩波書店刊)の編纂に携わった経験が大きかったそうです。研究者の執筆トレーニングの一端に触れたことも忘がたいものです。

(中村美樹子)

基礎研所員であり、基礎研の活動に多大な貢献をされた中川スミ氏が本年6月に逝去された。享年66歳、女性の平均寿命が伸びた今日では、これからいっそうの研究発展が囁きされる時期での御逝去であった。小論では、中川氏の御逝去を悼みつつ、氏の研究を振りかえり、氏が私たちに何を遺されたか、私たちは氏から何を継承すべきかについて考えてみたい。

中川氏の基礎研での研究活動としては、森岡孝二氏とともに、1993~94年ごろに、「日本型企業社会と性別役割分業」や「日本型企業社会と女性」のテーマで活発なシンポジウムや研究会を組織され、所内だけでなく広く所外からも研究者を招いて議論をおこし、その成果を1995年に、中川氏と森岡氏を編集代表とする『日本型企業社会と女性』(青木書店)と『日本型企業社会と家族』(同)との2巻本として刊行された。その「はしがき」で刊行の主旨が次のように指摘されている。日本型企業社会にかんする従来の基礎研の研究活動の到達点として、1992年刊行の『日本型企業社会の構造』(二宮厚美氏編集責任、労働旬報社)を評価しつつも、「同書やそれにさきだつ基礎研の日本社会論は、いまから振り返ると、今日の日本社会で女性や家族がおかれている地位、あるいは日本型企

業社会と性別役割分業との関連を説く視角が弱く、そのために企業中心の社会システムが男性中心の社会システムと重なり合っている構造が明らかにされていないという批判をまぬがれない」(4頁)という反省に立って企画されたものであり、「そのねらいは、フェミニズムあるいはジェンダーの視点から現代日本社会を観察すれば、いったいなにが見えてくるかを追究することにあった」(5頁)という編集方針が告げられている。この編集方針はそれ以前の企業社会研究の視線から脱落していた女性や家族の問題に光を当てながら、日本社会の構造をジェンダー視点からトータルに把握しようとする包括性と、育児家事労働の中心的負担の結果、家計補助的賃金収入を余儀なくされている主婦層にたいする共感性とがこめられた視線によるものである。この視線を共有しつつ、掲載された諸論文を概観すると、現代でも全く新鮮さを失っていない力作が多く含まれていることにあらためて驚かされる。

日本社会は、1999年の「男女共同参画基本法」の制定までが、フェミニズム運動の社会的上昇期であり、その後それにたいするバックラッシュ運動が激しくなり、1995年の前掲『……女性』と『……家族』との2巻本の時期に分析されたジェンダー状況やフェミニズムの課題は現代日本でも今なお真実である。この間日本の政治状況では、新自由主義的経済政策が強行されたが、この新自由主義と言われた時期に、新自由主義的ジェンダー論者のジェンダーニュートラル的経済政策という主張とは裏腹に、反フェミニズムのバックラッシュ旋風が吹き荒れたことに留意する必要がある(この点にかんして二宮厚美『ジェンダー平等の経済学』新日本出版社、2006年、17-63頁参照)。

中川氏は2007年の『経済科学通信』113号に「資本は性に中立(ニュートラル)か—二宮厚美著『ジェンダー平等の経済学』(新日本出版社)を読んでー」を執筆されたが、これはまさに新自由主義的反福祉政策と反フェミニズムのバックラッシュ運動とが結合して展開された時期に書かれたもので、中川氏の最後の作品となった。この作品では、二宮氏による性差別にニュートラルな「資本の論理」と性差別を包摂する「現実の資本主義」との対比論は、方法論的に「著者が批判する宇野派の、『純粹資本主義』と『現状分析』とを対置する手法と相似的である」(65頁)と批判した上で、

中川氏自身の積極的見解を次のように提示している。

「資本主義が労働力の再生産にかかる労働を個別家族内における女性の無償の家事労働に委ねる『性別分業』を前提として成り立つ限り、資本は性に中立だとはとは言えない」と私は考える。……独占的大企業が領導する資本主義を民主的に規制するための政治的・経済的・社会的運動の展開の先に、女性の社会的労働への参加、男女の労働時間の規制、家事労働の社会化、社会保障制度の整備などを通じて性別分業が真に止揚され、男女がともに対等・平等な自立した労働者として生きていく状況が実現されるならば、そのとき資本主義はもはや『資本主義』以外の、何らかの別の生産様式として規定される、ということを意味する。」(67頁)

中川氏は前掲『……女性』の序章(文献⑧)で、マルクスの労働力価値分割論の理論自体が性差別(家父長制)的認識を内在していたという大沢真理氏の主張を批判すると同時に、二宮厚美氏の資本のジェンダーニュートラル論を批判している。中川氏は、大沢氏や上野千鶴子氏の資本主義の外部要因としての性差別(家父長制)論や家父長(夫)による妻の家事労働「搾取」論という二元論的フェミニズムの問題設定を批判するとともに、二元論的フェミニズムの経済理論的根拠になっている、二宮氏を含む多くの日本のマルクス主義経済学者の共通了解として、資本自体は原理的に性差別的ではないとするジェンダーニュートラル観にたいして、資本主義と性差別との統一論的立場から一貫した批判を展開している。この中川氏の理論的バックボーンは『経済科学通信』や基礎研出版物によっては十分に知られてはいない。氏の資本主義経済の理論的研究の発展過程からジェンダー論がいかに展開してきたかという問題について、その要点を紹介したいと思う。

中川(川渕)スミ氏の最初の作品は九州大学大学院時代の「剩余価値生産と労働力価値変動—資本制的蓄積と労賃法則論序説—」(九州大学大学院『経済論究』24号、1970年)であるが、この論文は資本制的蓄積と労賃法則論の構築をめざしつつ、『資本論』第1巻の全体系を踏まえて、第5編「絶対的剩余価値と相対的剩余価値の生産」の論理を動態論として把握したものであり、氏のその後の理論発展の基礎が据えられている。その後の労賃

論（1970, 1972, 1985年）と労働力の価値分割論（1983年、文献①）およびフランス語版『資本論』による蓄積論研究（1973～1990年）が論争を含む批判的研究として展開された。この時期のものはジェンダー論への直接の言及はないが、労働力の価値分割論に含まれる労働者家族論と蓄積論に含まれる労働者人口増加論（文献②）はジェンダー論展開の基礎となつたと見てよい。

資本主義との統一論的ジェンダー（性差別）論は1987年の「家事労働と資本主義的生産様式」（文献③）によってその基礎が据えられた。この論文は上野千鶴子氏や久場嬉子氏らの日本の主流派マルクス主義フェミニズムが、いわば欧米の輸入フェミニズム理論として、日本の『資本論』の全体的な研究蓄積を踏まえていないことを批判しつつ、とくに賃労働を「有償労働」とし、家事労働を「無償労働」として両者の関係を分断して、二元論フェミニズムを構築していることを労働論の基礎的次元から批判している。二元論的フェミニズムは、その論拠として前者を「社会的労働」、後者を「私的労働」として分断し、ルービン学説を継承したポール・スミスの見解を導入して前者を「抽象的労働」、後者を「具体的労働」として分断してとらえる理論とそれに依拠する欧米のフェミニズム理論にたいし、日本の『資本論』研究史の厚い蓄積を踏まえて批判している。日本の研究史を批判的に総括する視点から提起される批判は、商品生産労働としての賃労働は家事労働と同じく「私的労働」であると同時に「社会的労働」であり、家事労働は商品生産的賃労働と同じく、社会的労働として「抽象的人間労働」と「具体的有用労働」との二重性をもっており、両者を労働論次元の本質的相違として分断するのは誤りであるという批判である。この批判を前提して、賃労働は労働全體にたいする報酬として「有償労働」として現象するが、その内部に無償の剩余労働を含んでいる。したがって解明すべき理論的課題は、「資本が二つの無償労働を、すなわち妻の無償の家事労働と夫の賃労働がもたらす無償労働とを組織する」というように問題を立て、この二つの無償労働の区別と連関をこそ問うべき」（26頁）として、欧米フェミニズムや日本フェニズムの二元論的限界を超える統一論的視点が、氏自身の『資本論』研究蓄積を踏まえつつ提起されている。この場合、自給的使用価値（有用性）生産としての家事労働は賃労

働者自身が従事したとしても、配偶者に代替されたとしても、いずれも労働力再生産的必要労働として剩余労働とは「区別」されるが、賃労働の連續化と長時間化および低賃金化による剩余労働の増大が労働者自身の育児家事労働時間を剥奪し、自給的使用価値生産の必要性を増大させ、それが配偶者に担われた場合、それは賃労働の代替的支援労働として剩余労働増大を可能にする役割があり、賃労働内部の必要労働と家事的必要労働とは全体として長時間連続的な剩余労働を産出するという構造的「連関」性がある。この労働者の家族生活の実態が、賃労働と家事労働との統一把握による資本主義と性差別（性別分業）との統一理論としての中川理論の中核的内容となった。

中川氏は、1993年から94年にかけて、大沢氏の家父長による家事労働「搾取」論という二元論的主張を、文献③の統一論的立場から批判し、論争を展開したが（文献④）、その論争過程で「家族賃金」の実態性をめぐる論争が派生し、「家族賃金」の歴史的性格にかんする新しい認識を獲得するに至った。それが家族単位から個人単位への労働力再生産機構の変化についての文献⑤の論文である。この主旨は、性別分業という性差別を内在することによって、過去の資本主義は、男性労働者が家族的再生産費の主要部分を賃金として稼得するという「家族賃金」を歴史的に形成したが、資本主義の発展による性別分業の解消につれて個人賃金を形成する歴史的傾向があるという斬新な歴史認識を提起している。1994年以降の賃金論はこの視点からの各方面にわたる論争の所産であると言つてよい。

中川氏の最後の作品である前掲の書評的論考（文献⑯）は、文献③の家事労働論と1994年以降の個人賃金論を総合して、資本主義後の未来の生産様式を展望する内容となっている。なお中川氏の理論研究の発展過程については、拙著『フェミニズムと経済学』（御茶の水書房、2004年）、275–283, 318–337, 433–439頁、文献目録v–vi頁参照。

中川氏から私たちは何を学び、何を継承すべきであろうか。中川氏が論争的に提起された経済理論内容も重要であるが、私はむしろ中川氏の研究方法に学び、それを継承することが、基礎研に集う仲間として最も大切な遺産となるのではないかと思う。中川氏の研究方法とはどのようなもので

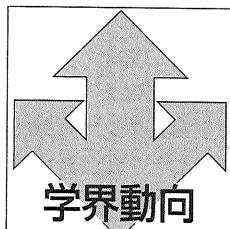
あったのだろうか。それは、『資本論』を最も重視しながらも、その部分的記述に依拠するのではなく、『資本論』全体から総合的な認識を獲得することであり、しかも『資本論』を完成作品とし原理主義的に固定して捉えるのではなく、マルクスが講想した経済学批判体系を見すえつつ、現状の実践的課題と格闘しながら、基礎理論自体の創造的発展のためにマルクスの認識をとらえかえしていくことであり、その現実的保障として他者との論争を通じて自己の理論を絶えず鍛え上げていくことであると思う。その理論的営為の必然的結果が、資本主義との統一論的ジェンダー（性差別）理論であり、剩余価値生産の不可欠の構成要素としての性別分業的家事労働論であったと言える。

現在御夫君が遺作を編集し、著作として刊行することを計画しておられるが、中川氏が遺された理論活動の成果は、新自由主義やバックラッシュ勢力が後退しつつある現代日本にとってその重要性が増しており、中川氏の全体系に接近できる著作の刊行は、私たちが心から切望するものである。以下に掲載した文献リストは御夫君が準備中の出版計画書から一部を利用させていただいた。このリストを一瞥しただけでも、中川氏の遺作の現代的理論状況における論争的意義の一端がわかるであろう。

（青柳和身）

[中川スミ氏のジェンダー論関係文献リスト]

- ① 「労働力の価値規定と労働力の価値分割—賃労働論序説」（黒川俊雄他編『社会政策と労働問題』未来社、1983）
- ② 「マルクス相対的過剰人口論の基礎視座—労働者人口増大の想定の意味するもの—」（『高田短期大学紀要』3号、1985）
- ③ 「家事労働と資本主義の生産様式」（『高田短期大学紀要』6号、1987）
- ④ 「家事労働は「搾取」されているのか」（東京大学『社会科学研究』45巻3号、1993）
- ⑤ 「「家族賃金」イデオロギーの批判と「労働力価値分割」論—家族単位から個人単位へ労働力再生産機構の変化—」（東京大学『社会科学研究』46巻3号、1994）
- ⑥ 「「家族賃金」をめぐる理論的動向と男女平等の展望」（『賃金と社会保障』1146号、1995）
- ⑦ 「女性労働問題の特殊性をめぐって一大沢・竹中論争の意味するもの—」（『高田短期大学紀要』13号、1995）
- ⑧ 「日本型企業社会における女性の労働と家族」（基礎経済科学研究所編『日本型企業社会と女性』青木書店、1995）
- ⑨ 「「家族賃金」イデオロギーの批判とマルクスの賃金論」（『社会政策学会年報』第40集、1996）
- ⑩ 「賃金格差と賃金水準」（『賃金と社会保障』1176号、1996）
- ⑪ 「経済学とジェンダー—性別賃金格差論を手がかりに—」（『賃金と社会保障』1188号、1996）
- ⑫ 「均等法改正と女子保護撤廃」（基礎経済科学研究所『経済科学通信』86号、1998）
- ⑬ 「家事労働・労働力の価値・「家族賃金」」（経済理論学会年報第36集、1999）
- ⑭ 「ジェンダー視点から見た賃金論の現在—マルクスはどう読まれてきたか」（社会政策学会誌第4号『社会構造の変動と労働問題』、2000）
- ⑮ 「女性の雇用労働者化と「家族賃金」思想」（『女性労働研究』39号、2001）
- ⑯ 「労働総研報告書『均等待遇と賃金問題』が提起したもの」（『女性労働研究』47号、2005）
- ⑰ 「資本は性に中立（ニュートラル）か—二宮厚美著『ジェンダー平等の経済学』（新日本出版社）を読んで—」（基礎経済科学研究所『経済科学通信』113号、2007）



経済教育学会第25回大会について

岩田年浩

経済教育学会は（1981年の準備会結成後の85年以来）今年で第25回目の大会を向えました。この学会は経済理論そのものを追究するというよりも、経済学や経済情報の何をどのように、どこまで教えるかを課題にしている学会です。また、経済思想や経済政策についての多様な考え方の人が入会しているのが特徴で、大学や研究所だけではなく、高校や中学校の教員の参加者も増加傾向にあります。経済教育を中心に教育の根本的な問題から教育実践まで強い関心と解決への意欲をもった人たちが集まっています。

今年の全体テーマは「21世紀恐慌と経済教育の課題」で、9月26日の全体シンポジウムと27日の6つの分科会での22の報告が行われました。

全体シンポジウムのシンポジストは四人で、まず鶴田満彦氏が雇用問題を中心に21世紀恐慌の歴史的位置づけとグローバル資本主義の変容について核心に迫る研究を報告されました。続いて、福島利夫氏が統計に表れる格差社会の実態を説得的な資料を用いて明らかにされました。さらに、派遣労働者問題のテーマで中学生たちが臨場感あふれる議論する様子をどのように指導したかを報告される河原和之氏の報告は今日の貧困の実態の原因を個人の責任論から政治の貧困に関心を向けていく、中学校の教室での生々しい議論の様子が

明らかにされました。さらに、大学生たちがゼミナールで派遣問題について調査研究を真剣に深めていく森岡孝二氏とそのゼミナールの報告は注目されました。

フロアからの質疑も多く、167名の参加者（特に今回は学会は始めてという市民の皆さんのが参加が多かったです）で大きく盛り上りました。

翌日の分科会での計22編の発表は教育の現場での日々の生々しい様子や教育実践の貴重な成果が発表され、この学会ならではの刺激があったとの反応が寄せられています。

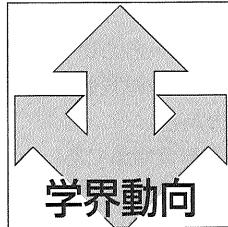
今大会は関西大学総合情報学部のある高槻キャンパスで行われ、その特徴を生かして放送局での録画と配信のようなビジュアルな画像と音質を提供し、臨場感ある学会になりました。

教育の現場にたずさわる人達にとって、自分のメッセージがどのように相手に伝わるのかは大切な課題と思われます。せっかくの研究が理解されないことのないように、この学会の趣旨を理解いただき、本誌の読者の皆さんのが入会を含めてこの会の発展にお力添え下さることを期待しております。

来年は9月下旬に京都橘大学で中谷武雄実行委員長のもとで開催の予定です。

（いわた としひろ 所友

経済教育学会代表幹事）



文化経済学会2009年大会：アーツマーケティングの方向性をめぐって

中谷武雄

I はじめに

文化経済学会<日本>2009年大会は、岐阜県可児市文化創造センター ala（アーラ）にて、2009年6月13、14日の両日に開催された。第1日目の、基調報告「経験価値創造の劇場・ホール経営：アーツマネジメントの現場から」（衛紀生：ala館長兼劇場総監督）と、それに続くシンポジウム「公共文化施設の地域社会へのマーケティングを洞察する」（中川幾郎：帝塚山大学、河島伸子：同志社大学、吉本光宏：ニッセイ基礎研究所）については、大会報告（大月淳・筆）として、また今大会初めての試みとしての英語セッションについても（後藤和子・勝浦正樹筆）、すでに学会機関誌『文化経済学』(6-4 (No.27), 2009年9月)、に掲載されている。

英語セッションは、2年に1回の国際文化経済学会（ACEI）大会が、2012年に同志社大学を会場にアジアで初めて開催されることが決定したこともあり、国際交流やグローバル化を促進しようとする意図も込めて、初めて試みられた。アジアを中心に南米やヨーロッパも含めて11の外国人スピーカー、それに日本からも3つの英語報告があった。会場への日本人参加者は多くはなかったが、交流のきっかけとはなりうる試みであった。大会前日のエクスカーションでの通訳ボランティア募集の企画も成功して、今回の試みは外国からの参加者には概ね好評であったようである。

初めてといえば、著作権に関する報告が、今回初めて、しかも2人によってなされたことが印象的ではあった。そして発表は、2人がニュアンスをやや違えてなされたと伝えられていることも、この分野での議論の発展が期待されるところである。デジタル化の発展と文化産業の変容は、この学会にも大きな影響を及ぼすことになるであろう。

II 会場の「可児市文化創造センター ala」について

文化経済学会も大会は通常は大学（内）で開催されることが多いが、今回は、2006年米子コンベンションセンター以来の、4年ぶりの文化施設を会場とした大会であった。グリーンの芝生から段差なしに建物に足を踏み入れることができ、ガラスを多用した構造は内部の姿を外側から眺めることを可能とするとともに、夜には照明によって内部が浮かび上がる工夫がなされている作りで、会場の印象や雰囲気が心に残る。文字通りに市民と地続きのホールであった。小さな子供たちもコンピュータの前に座って色々と楽しんでいる姿を見かけた。大会の運営にも、元気のよいボランティアが多く参加し、気軽に声をかけてくれて、雰囲気を盛り上げていた。

可児市の人口は10万人を超えたところであり、市制施行も1982年のことである。岐阜県南部で愛知県犬山市にも隣接する。名古屋への通勤地として発展・成長してきているが、地域には自動車工場などの製造業もあり、そこに外国人労働者が多く就業している。文化政策は市政の1つの焦点であり、こうしたグローバリゼーションが進行する状況はalaの運営にも反映されていると言えよう。

可児市文化創造センター ala は2002年に設立され、現在は可児市文化芸術振興財団が指定管理者として運営に当たっている。ala は、1019席の主劇場（宇宙のホール）と311席の小劇場（虹のホール）を中心、演劇、音楽、美術の各ロフトと映像シアターも兼ね備える大規模な文化施設（延べ床面積18411 m²）である。人口規模に対比すると、運営経費（開館時間9:00～22:30、休館日は原則火曜日）の負担だけでも、また敷地の利用なども含めて、様々な課題（争点）を抱えているよう見える。しかし文化の創造拠点を作り出そうという政策実現のために、計画段階から住民参加を実現している¹⁾。建設構想過程からの市民参加

の追求は、全国的にも注目される先進例とされている。

2007年4月に衛紀生が館長に就任した。その後アーツマーケティングを実践するという観点・立場から、様々な工夫・改革がなされている。アーツマーケティングに関しては次節に譲り²⁾、そうした改革と関連もしていると思われる取り組みも簡単に紹介しておく。印象的なのは、地域通貨であるエコマネー「ala」の発行である。これは、可児市文化芸術振興財団の事業のサポート活動にたいして給付し、財団が指定する特典と交換をするシステムである。また、地域拠点契約を劇団文学座と新日本フィルハーモニー交響楽団と結び(2008年以降)、alaでの公演とともに、地域でのワークショップやアウトリーチ活動も力をいれている。事業評価として、「可児市文化創造センター政策評価のための基礎調査報告書」も、2006年3月に公表され、HPに搭載されている。

III アーツマーケティングの方向性をめぐって

アーツマーケティングという概念のもとに、衛は館長就任以来、積極的な(チケット)販売促進のために多くの試みをおこなってきた。それはチケットを売るための環境づくりであり、「Dan-Danチケット」(公演期日が近づくにつれての割引販売、しかし収入確保とともに、会場を満員にして観客の満足度を高めるという戦略のもとに採用)、インターネットによるチケット販売、「パッケージチケット」(複数公演のセット販売)、(食事つきの)ライフスタイル提案型チケットや、当該月が誕生日である観客へのプレゼント提供など、考えつく限りの手段を講じてきた。「チケット販売が好調で次の一手が見えない」が、『フォーブズ』誌冒頭の見出しである。考えつくアイディアはすべて実践中である、ということであろうか。

これらの販売促進活動の提案は、ジョアン・シェフ・バーンスタイン『芸術の売り方』(山本章子訳、英治出版、2007年。Bernstein, Joanne Scheff, *Arts Marketing Insight: The Dynamics of Building and Retaining Performing Arts Audiences*, Jossey-Bass, 2006)³⁾に範を得ている。講演の中でも彼女の名前や書名には言及された。同書帯には、「劇場を満員にするマーケティング」「ビジネスの視点を活かして文化事業を成功に導く方法」などと銘打たれ

ている。しかし重要なのは、「マーケティングは座席を満席にするための賢明な方法を考え出す技術ではない。マーケティングは本当の顧客価値を生みだす技術なのだ」(3頁)、とある。

衛の基調講演のキーワードも経験価値であった。両者は、マーケティングを顧客満足度とでも表現できるように、生産者と消費者、提供者と享受者の関係において、後者の受け取り価値(評価)を大事とする立場である。「見て、聞いて観客がどのように感じるか」がすべてである。「何をどのように見せるか」が施設経営には評価対象とはならない、なるべきでない、という主張が明白であった。そしてこの点とも関わって、芸術の価値、芸術のもつ本来の価値についてのコメントが会場からもなされた(前出、大月、参照)。(アーツ)マーケティング概念にも関わって、少し意見を述べておきたい。

本来、マーケティングとは、経営学の立場において、企業による営利目的のために販売促進を図る目的から市場構造の分析として発展してきたが、それが顧客確保からブランド確立にまで展望するようになり、将来の市場=顧客をいかに開拓するかにかかわって、現在ではマーケティング概念を拡張しつつ、発展してきている。とくに新製品の開発とかかわっては、新製品に込めた企業メッセージの発信とその浸透による顧客開拓という面が重要になってきている。マーケティングとは、発信すべき情報のコンテンツ、すなわちメッセージ性を打ち出す手段であり、それへの共感が購売行動に結びつくものとして位置付けられるようになってきている。

製品開発における市場調査から出発したとはいえる、そもそもマーケティングとは、市場に存在するニーズを客観的にどう把握するかだけに留まるものではなくて、潜在的なニーズを掘り起こし、新しいニーズを形成させていく上での機能を重視することがますます重要になってきているのではないか。そのような観点から新製品企画において、マーケティング概念も発展し、拡充してきているといえるであろう。社会との関わりを第1に企業がメッセージを発信していく時代になっているのではないだろうか。ソーシャルマーケティングや関係性マーケティングなども提示されている⁴⁾。

そのように考えると、情報発信者の意図を棚上げにして、顧客価値だけに拘って評価するという

判断や手法は、それで完結するものであっても、発展性や継続性において欠けるものがあるのではないかと考えられる。これは芸術分野においても当てはまると思われる。芸術企画といえども、発信意図を抜きにして、顧客満足度だけの評価に留まれば、その評価はその企画だけのものであり、前の経験が次の企画に生かされるという（芸術文化の社会的）循環が機能しない。鑑賞者の享受能力を高めて、それを供給側に反映させて、供給力を高めるためには、生産者と消費者、供給者と享受者の恒常的な関係が保たれ、議論の場が設定されていることが不可避ではないか。

企画段階からの市民参加、享受者側の意見聴取なども、積極的に考えられるべきであろうと感じた。ala発の地域企画が、現在は都市においても高く評価されているとはいえる、企画側の独自判断を重視して、享受者側との接点を設けずに、それを棚上げにするという手法のメリット・デメリットは、芸術分野であるがゆえによりいっそう注意をして取り扱うべき問題ではないであろうか。発信者の主体性と、そのメッセージの伝達度の検証の場や手段も求められてしかるべきであろう。

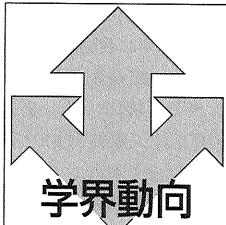
注

- 1) 計画段階からの市民参加型の建設過程については、清水裕之「市民参加をファシリテートする」同他『新訂アーツ・マネジメント』放送大学教育振興会、2006年、10章、を参照。(本文はHPからダウンロードできる)。1996年に文化センター基本構想等懇話会が発足、可児

市市民センター市民活動研究会に移行(1998年)、2001年にalaクルーズが活動を開始、2002年に開館した。

- 2) 「衛紀生(可児市文化創造センター館長兼劇場総監督)：芸術を売るマーケティングで地域の「絆」を再生する」『Forbes / Japan』2009年7月、新時代のプロトランナー18、にもその一端が紹介されている。全国的にも注目を集めている先進的試みが成功裏に展開されていると評価できるであろう。
- 3) 本書には、フィリップ・コトラーが推薦(序文)を寄せている。コトラーは著者の師匠でもあり、両者の共著も以前に出版されている(Kotler, Philip, and Bernstein, Joanne Scheff, *Standing Room Only: Strategies for Marketing the Performing Arts*, Harvard Business School Press, 1997。『お立ち見席しかありません：舞台芸術のマーケティング戦略』未邦訳)。コトラーはアメリカ経営学の大御所で、マーケティング論から入って、アートマーケティングにまで踏み込んだ最初であると思われる。フィリップ・コトラー／ニール・コトラー『ミュージアム・マーケティング』井関利明・石田和晴訳、第一法規、2006年(Kotler, Neil and Kotler, Philip, *Museum Strategy and Marketing: Designing Missions, Building Audiences, Generating Revenue and Resources*, Jossey-Bass, 1998) 参照。
- 4) 金山喜昭『地域博物館のソーシャル・マーケティング戦略：童謡作家山中直治を復活させた野田市郷土博物館』アム・ブックス、1999年、和田充夫『関係性マーケティングと演劇消費：熱烈ファンの創造と維持の構図』ダイヤモンド社、1999年、他参照。

(なかたに たけお 所員 京都橋大学)



グローバル資本主義のゆくえと経済学 —ポスト冷戦研究会との「合同研究会」 を振り返って—

塙本恭章

1 グローバル資本主義を問う

アメリカの権力と影響力の源泉は「戦車とドル」だけではないと主張するF・フクヤマは、いわばブランド力としての「思想」の威光—経済成長の原動力とされる規制緩和や小さな政府の推進、アメリカ的民主主義・自由主義の世界への浸透—が、アメリカ資本主義それ自体が元凶の世界金融危機を重大な契機として著しく低下していることを率直に認証し、かつての「歴史のおわり」という総括を自省している。日本においても急進的構造改革派の代表的論者・中谷巖氏が、グローバル資本主義に内在する深刻な災厄を含む赤裸々な自戒書を刊行して大きな反響をよんだことは記憶に新しい。

こうした事実認識をふまえて当面遂行すべき基礎作業は、一連の学問的問題状況を複眼的に捉え返し、「自省」や「自戒」を経て個々人なりの「自説」を醸成することであろう。2009年5月16日に専修大学（神田学舎）で開催された、40周年を迎えた基礎研とポスト冷戦研究会の「合同研究会」は、このような試みにおいて実にタイムリーかつ積極的意義を有するものであった。70人以上の参加者が一同に介し熱気を帯びた本研究会は、司会者とコメントーターの巧みな助力の甲斐もあって充実した討論と意見交換が交わされ、所員となって間もない私にとってさまざまな意味で鼓舞・触発された一日となった。

2 各氏の報告内容をめぐって

まず「総論」として後藤康夫氏、「各論」として野口宏氏と矢吹満男氏が報告された。いずれの報告もテンスであり、レジュメと参考資料の多さも「合同研究会」への各氏の意気込みを如実に示していた。

後藤氏の報告「ポスト冷戦20年の世界史的帰結—基本構成と変革主体—」は、21世紀的な社会経済システムとその理論的・現実的基盤を手広く概

観するスケール豊かな報告であり、興味深い諸論点を数多く含むまさに「総論」たるに相応しい内容であった。基本構成（ネット世界、資本主義世界、アジア基層社会）とその変革主体・運動（コミュニケーション・インター）を両軸としながら、バーブロック（Barbrock）の問題提起である、リベラルなアメリカ資本主義とロシア社会主義の止揚をめざすサイバー・コミュニズムの様相が主に労働過程論の省察をふまえて探求されている。それはインターネットの開発理念としての共有・公開・分散を尊重するものであり、草の根・ネットの自由共産主義運動がグローバル対抗軸の1つとして総括的に標榜される。

こうした全体像をポスト冷戦20年の「世界史的な帰結」と断言してよいか疑問の余地もなくはないが、「共産主義へのアメリカ的な道」がすでに実行されつつある現実動向はなかなか新鮮であり、大きな一潮流として注目すべきだろう。鍵概念である情報技術、言語（コミュニケーション）そして労働過程の相互関連やマルクス経済学におけるそれらの位置づけ、サイバー・コミュニズムのあり方をめぐって指摘された、価値法則と資本（企業）の止揚の形態・原理の展開は、市場経済と社会主義の理論的関係とも密接に連動する重要な問題とみなしてよく、後藤氏の今後の研究成果が待たれるところだ。

野口氏の報告「サービス革命としてのICT革命」は、ICT（情報通信技術）の特質を、技術論、労働論、生産様式論の側面から多角的に再考し、それがサービス経済に及ぼしうるインパクト、サービス経済とICT経済の融合の射程をも周到に描き出すことにシリリングな研究報告であった。氏の関西大学最終講義「情報化を歴史的にとらえる」において明記された、「情報はコミュニケーションであり、言い換えれば人間関係であり社会関係」であるという含蓄に富む見識が本報告にも貫流している。「コミュニケーション」を大切な視座とす

る点で上記の後藤氏の報告とも交差している。

サービス概念の定義の1つを「生産者と消費者の過程の共有」とみなすならば、ICT革命によってサービスの内実がどのように変容しうるのかが極重要な問題関心であり、それは「サービスのウェブ化」として把握される。「サービス経済とICT経済の融合は資本主義をどこに導くか」という魅力的な副題のテーマについては、サービス経済・ICT経済・環境経済の有機的統合としての「環業(Ecoculture) 資本主義」なる独自の造語が興味深い。「資本主義」は「経済学」へと置換可能だが、とりわけICTサービス経済論が考究の主たる対象であり、特別な意義が見出されている。「情報」を突破口として資本主義と経済学のあり方を根本的に問い合わせ直そうとする姿勢は教訓的である。

矢吹氏による報告「サブプライム危機とアメリカ資本主義」は、論稿「21世紀初頭のアメリカ資本主義の構造と循環」にもとづき、サブプライム問題を震源とする世界同時不況の諸相を、史実・統計データを巧みに織り込み克明にフォローしていた。「資本主義=アメリカ的ラウンド」の第一局面（「ネット=株式バブル」の発生）から第二局面（「インターネット不況」からの回復と「住宅バブル」の生成）の過程におけるグローバリゼーションの深化—アメリカ企業のアウトソーシングやオフショアリングを加速化させた、新自由主義の物質的基盤である高度情報技術の進展など—は、その後のサブプライムローンの拡大と危機への転化を捉えるうえで看過しえない。

氏によれば、昨今のサブプライム金融危機の本質を系統的に理解するためには、1970年代のステグフレーション下に起源をもつ「情報=金融=世界市場革命」、更にはその1990年代初頭の「ポスト冷戦世界戦略下」「新段階」への移行にまで回帰することが不可避である。個人的には、ケインズ主義・福祉国家路線から新自由主義への支配的政策潮流の転換や冷戦構造の崩壊に伴うイデオロギーの終焉などと関連付け、一連の社会・政治経済的現象面の背後にいかなる「原理」的作用が働いていたかについての深い洞察も加味されていれば、よりビビッドな内容になったのではないかと思われた。新自由主義後の世界像とあわせ、レジュメ巻末＜ケインズ特集＞への氏による（今後の）検討も関心事だ。

各報告の共通項として指摘しうるのは、ある対

象の「変革・変質」を主題化していることだ。冷戦後の「社会経済システム」（後藤氏）、「ICTサービス経済（論）」（野口氏）、「アメリカ資本主義」（矢吹氏）である。その帰結は多様だが、＜グローバル資本主義のゆくえ＞という問題性も共有している。かつてケンブリッジ大学の著名なマルクス経済学者であったモーリス・ドップは約40年前のある著作のなかで、「来るべき10年間に、社会主義世界における基本路線と道標の何らかの急速な変化が見られることも十分にありうることであろう」と展望したが、文中の「社会主義世界」は今や「（グローバル）資本主義世界」へと変換可能ではないか。そうした感慨が自ずと湧き起きた。

3 大西氏の問題提起と経済学

的確で鋭利なコメントを随所にされていた大西広氏による、「ポスト冷戦研究会」から「ポストアメリカ研究会」への名称変更を迫った（？）示唆に富む発言をめぐって最後に手短に言及しておきたい。

大西氏はその基本事由として、世界経済の歴史的推移を回顧すれば、「それはアメリカが弱くなってしまった経緯に他ならない」と説明し、おそらくは「ポスト冷戦」に比べ「ポストアメリカ」のほうがより本質を突いた呼称であるという認識があったのだろうが、留意したいのは、アメリカ発の経済学は今なお圧倒的支配力を有し、確固たる経済学の主流を築いている点だ。アメリカ経済の衰退過程とアメリカ経済学の席巻構造というパラドクシカルな現況。それゆえ彼の発言（問題提起）は、単なる「ポストアメリカ」への名称変更を指示するものにとどまらず、「ポストアメリカ経済学」という時局的問題をはるかに超えた、社会科学としての経済学の＜大地・実質＞そのものを問い合わせ直すことの必要性をも含意しているのではなかったろうか。

主流派として君臨し続ける新古典派（その概念的定義は必ずしも一義的ではないが）と批判的に対峙しうる進化経済学、制度経済学、政治経済学のあり方も、多様な現代的問題と絡めて大いに論議されてよい。ビジョンとメソドロジーの相互批判を推し進め、＜社会＞に開かれた経済学の実像を主体的に求めなければならない。「『経済学』がどのようにしてより大きい本来の『社会の科学』

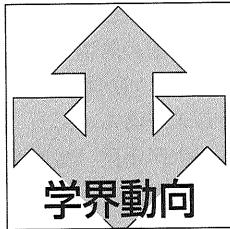
学界動向

人間と自然、社会の科学』に解消されていくかをも包括するものでなければならない」ことに経済学史の使命を見出す京大・八木紀一郎氏の見解もこうした文脈で示唆に富む。グローバル資本主義の深化のなかで「市場の理論」の再構築があらためて強く要請されている以上、「理論の市場」という「場（ないしはプロセス）」もまた欠かせない。それは、諸理論・思想の競合性を鋭く自覚してゆく「教練場」であり、各研究会の特異性や強みの

コラボレーションを通じて発達してゆくいわば「年輪」のようなものだ。

今次の「合同研究会」において培われた問題意識を各自がはぐくむ知的精神こそ、眞の意味での＜学界動向＞を形成しうる動因である。「合同研究会」の継続的開催とともに、20～30代の若手研究者のこれまで以上の主体的参加に期待を寄せ、一所員として参加できたことを今は喜びとしたい。

（つかもと やすあき 所員 東大大学院修了）



家内労働法に対する誤解 ——なぜ内職にだけ家内労働法があるのか——

高野 剛

1 はじめに

2009年4月に独立行政法人労働政策研究・研修機構が発行した『日本労働研究雑誌』第585号で「その裏にある歴史」という特集が組まれており、その中に学習院大学法学部の橋本陽子教授が「なぜ内職にだけ家内労働法があるのか」という小論を執筆している。この小論は、6千字程度の4頁しかないものであるが、家内労働法が制定されるまでの経緯と家内労働法の内容について簡潔に整理しており、近年、増加している在宅ワークなどの従属的自営業者の労働保護法について考える上で、家内労働法は重要な手掛かりになるであろうと述べている。これまで日本の家内労働の実態と家内労働法について歴史的に研究してきたわけではないにも関わらず、編集部から依頼されたテーマを短期間で調べて執筆したことを想像すると簡潔に要点を整理している小論であると思う。しかしながら、この小論では、家内労働法の特質を捉える上で重要な論点を見落としており、しかも『日本労働研究雑誌』という労働問題研究者が比較的よく読んでいる学術雑誌に掲載されているため、見過ごすわけにはいかず、今回あえて問題点の指摘をすることにしたい。

2 家内労働者は労基法を適用されないのか

まず、第1点目は、橋本氏が家内労働者は労働基準法の制定当初から適用除外とされていたと捉えている点である。例えば、小論では、「いずれにせよ、労基法の制定過程において、家内工業は適用除外とする方針の下で、立法が進められたようである」(35頁)といった記述や、注釈の9番で「家内工業については特別法を制定する方向で見解が一致していた」(37頁)といった記述が該当するであろう。しかしながら、家内労働者であっても場合によっては労働基準法が適用される可能性

があり、これまで唯一、家内労働者にも労働基準法が適用された事例として、西陣織の出機（賃織）労働者の事例が存在している¹⁾。

一般に西陣織では、織元（機業家）の工場内で雇用されて製織に従事する労働者を内機と呼び、それに対して、織元から生糸や紋紙など原材料の供給を受けて自宅に所有する織機で帶地や着尺を製織し、加工賃を受け取る労働者を出機と呼んでいる²⁾。内機は織元と雇用関係があるため労働基準法が適用されるが、出機労働者は織元と雇用関係がなく家内労働者であるため労働基準法が適用されない。このため、西陣織の出機労働者で結成された全西陣織物従業員組合は京都労働基準局へ労働基準法の適用を要求し、1948年4月に京都労働基準局は西陣織の出機労働者にも労働基準法を適用することを決定している。すなわち、家内労働者であっても労働基準法の制定直後は労働基準法が適用される場合があったのである。

3 家内工業の定義が不明確である

次に、第2点目は、内職と家内労働という概念については小論の冒頭部分で定義付けがされているが、家内工業については定義がハッキリしないまま、小論のいたるところで家内工業という概念が使用されている点に問題がある。橋本氏が家内労働と家内工業という概念を全く同じ意味で使用しているのか、それとも全く違うものとして区別して扱っているのかが分からぬ。家内工業の定義がハッキリしないために、小論では理解しにくい部分が存在している。それは、「従来、家内労働者に労基法が適用されないのは、①単に、家内工業が、労基法の適用対象事業から除外されているからなのか、あるいは、②仮に、家内工業が適用対象事業に含まれるとしても、そもそも、家内労働者は、『使用される者』(労基法9条)とはいえないからなのか、必ずしも明らかではなかった」

(36頁) という記述が該当する。家内労働の定義を明確にした上で論じる必要があるのではないだろうか。

4 家内労働法の特質について

また、第3点目は、橋本氏が「家内労働法における家内労働者の定義は、1959年最賃法とほぼ同一である」(35頁)と捉えて、「最賃法は、かかる最低工賃に関する規定が適用される家内労働者を、①委託者の委託により、物品の製造または加工等に従事する者、かつ②その業務について、同居の親族以外の者を常時使用していないこと、と定めた」(35頁)と記述している点に問題がある。確かに家内労働法の定義のポイントは、①委託契約で物品の製造加工作業であること、②同居の親族以外の者を常時使用していないことであるが、これに加えて、③材料・器具などの支給を受けていること、という点が重要なのである。例えば、1990年にワープロ作業を家内労働法の適用範囲とする時も、ワープロ作業が物品の製造加工作業に該当するのかどうかという点と、自分で購入したフロッピーディスク等の外部記憶媒体にデーターを保存した場合はどうなるのかという点が論点になった。結局、「①原稿に従ったワープロ作業を行い、かつ、当該ワープロ操作により発生した電気信号をフロッピーディスク等の外部記憶媒体に保存する作業は、家内労働法にいう『加工』に該当し、②フロッピーディスク等の提供又は売渡しがあった場合は、家内労働法にいう『物品』の提供または売渡しがあったものとすること」(36頁)として、家内労働法が適用されるようになったのである。

家内労働者が委託者から材料・器具などの支給を受けているかどうかという点については、古くはレーニンの『ロシアにおける資本主義の発展』の中で「商人資本が小商品生産者を支配する五つの形態」として記載されており、家内労働者が「自営業者」なのか「賃金労働者」なのかを判断する時の指標の一つとして現在でも用いられている³⁾。レーニンによると、商人資本が小商品生産者を支配する五つの形態として、①小商品生産者から製品を買い占める。②高利貸として金を貸し製品で返済させる。③生活必需品で製品の支払いをする。④原材料で製品の支払いをする。⑤原材料を支給して加工賃を支払うというものである⁴⁾。最

後の⑤が、資本制家内労働であるが、資本制家内労働では原材料の支給を受けて労働の対償として工賃を得ているという点で「事実上の賃労働者」⁵⁾と変わらない状態となっているのである。

特に、史的唯物論では、誰が生産手段（労働手段+労働対象）を所有しているのかによって生産関係の社会的性格は決定されると捉えられるため、家内労働者が労働手段（器具）を自分で所有しているのか委託者が所有しているのか、労働対象（原材料）を家内労働者が自分で購入するのか委託者から支給されたものを加工するのかによって、「事実上の賃労働者」と変わらない状態なのか独立の自営業者なのか判断が分かれるのである⁶⁾。

5 ソーシャル・ダンピング批判

さらに、第4点目は、家内労働法が制定されるまでの経緯について、外国からのソーシャル・ダンピング批判について全く触れられていないという点である。そもそも1959年に制定された最低賃金法は、外国からのソーシャル・ダンピング批判を解消して、日本がGATTへ加盟するためのものであったが、いわゆる「ニセ最賃」であったためILO第26号条約（最低賃金制条約）を批准することができなかった。日本もILO第26号条約に批准するためには、最低賃金法の業者間協定方式を改めたり、家内労働の規制を実施する必要があったため、最低賃金法の制定直後に臨時家内労働調査会が労働大臣の私的諮問機関として設置されることになったのである。折しもこの頃、東京でヘップサンダルの家内労働に従事していた主婦がベンゾール中毒で「死亡」する事件が発生したこともあり、家内労働の劣悪な労働条件が社会問題として注目を浴びることにもなったのである。

6 なぜ西ドイツの家内労働法なのか

最後に、諸外国の家内労働に対する規制を見ると、アメリカやフランスのように単独の家内労働法を制定しなかった国と、西ドイツやイタリアのように単独の家内労働法を制定した国があることに気が付くであろう。例えば、①単独の家内労働法を制定した国には、西ドイツ、イタリア、オーストリア、オランダ、スイスがあり、②雇用労働者に適用される労働保護法で家内労働を規制した国として、アメリカ、イギリスがあり、③労働法典によって家内労働を規制した国として、フ

ランスがある。そして日本もまた、西ドイツやイタリアのように単独の家内労働法を制定した国であり、しかも日本はイタリアではなく西ドイツの家内労働法を参考にしたのである。なぜ西ドイツは家内労働法を単独に制定したのか、しかも、なぜ日本は西ドイツの家内労働法を参考にしたのか、「その裏にある歴史」を明らかにする必要がある。

注

1) 詳しくは、以下の文献を参照。三好正巳「労働関係と労働基準—西陣機業における出機を中心にして」『彦根論叢』第228・229号、1984年2月。横山政敏「西陣機業における出機の労働関係について」『商経論叢』第32巻、1984年3月。横山政敏「資本制家内労働と西陣賃機の労働関係」(三好正巳編『現代日本の労働政策』[増補版] 青木書店、1988年)。

- 2) 但し、織元の工場内で製織に従事している労働者であっても、請負契約として加工賃を受け取っている場合は出機と呼んでいる。
- 3) 1985年に労働基準法研究会が発表した報告書で示されている。詳しくは、労働省労働基準局『労働基準法の問題点と対策の方向』日本労働協会、1986年、52頁～70頁を参照。
- 4) レーニン,B.I.『ロシアにおける資本主義の発展（中巻）』岩波文庫、1952年の「第五章六」を参照。
- 5) 同上書を参照。
- 6) 史的唯物論の一般的定式については、マルクス,K.『経済学批判（国民文庫）』大月書店、1953年の「序言」を参照。

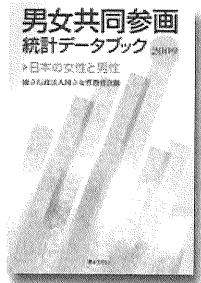
(たかの つよし 所員 広島国際大学)

書評

独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一編集

『男女共同参画統計データブック 日本の女性と男性 2009』

ぎょうせい 2009年3月 税込価格2500円



I

本書は、独立行政法人国立女性教育会館（以後、NWEC）によって、ジェンダー統計視点で作成されたデータブックであり、2003年版、2006年版に続く、シリーズ3にあたる。ジェンダー統計とは、編集・執筆責任者である伊藤陽一氏によれば、「社会的諸分野での女性と男性の状況を示し、背景・原因を探り、対応する政策の立案と政策評価を行うにあたって有力な道具」であるという。ジェンダーそのものが社会的な慣習の中で見えにくいことから、ジェンダー統計はその見えにくいジェンダー問題や女性の社会的貢献を可視化するツールとしても優れている。

2008年現在のわが国の大蔵議員（下院、日本では衆議院）に占める女性の割合は、188カ国中139位であるとか（民主党が圧勝した今回の衆議院選挙では女性議員が54名に増え、11%になったため、120位ぐらいにはなるかもしれないが…）、女性一般労働者の賃金は男性の64.9%であるという数字でも明らかのように、優れたジェンダー統計指標は、そこにある問題点を端的に浮き上がらせる力を持っている。ただ、その一方で、ジェンダー統計には苦い経験もある。男女共同参画を進める側が、元々関連がない2つの変数、女性の労働率と合計特殊出生率を横軸・縦軸にとった散布図を使って「女性の労働率の高い国ほど出生率が高い」と説明したことに対して、赤川学氏から痛烈に批判されたのである（『子どもが減つて何が悪いか！』ちくま新書 2004年）。このような恣意的なデータの使用は、ジェンダー統計が男女差別の解決という強い目的と結びついているだけに陥りやすい弱点もある。本書で扱うジェンダー統計とは、そういう意味で、面白く、なかなか奥の深いものなのである。

II

2000年に男女共同参画社会基本計画が策定されたのを受け、NWECでは翌2001年から、「ジェンダー統計調査研究会」を設置し、国内で作成されている統計データをジェンダー視点から見直す作業を行ってきた。本書はそうした調査研究成果の一つである。ジェンダー統計の必

要性が認識されるようになったのは、1995年の第4回国連世界女性会議・北京行動綱領に「ジェンダー視点からの経済実績評価を促進するための質的及び量的統計指標を開発すること」が盛り込まれたことからである。本書において、ジェンダー統計の提供のみならず、各章末に「統計解説」を設け、「主な統計資料」「統計評価」「改善の方向」を示しているのは、まさに、この行動綱領の要請を受けてのものである。本書では各章で使用した統計資料について、性別が他の重要属性とクロスされているか、統計表でのクロスの仕方が利用者の要求に応えるものになっているか等を検討・評価し、改善が必要ならば改善案を具体的に示している。

III

本書は、人口、家族と世帯、労働力と就業、労働条件、生活時間と無償労働、家計と資産、教育と学習、社会保障と社会福祉、健康と保健、安全・犯罪と暴力、意思決定、意識調査の社会生活に関わる全分野ともいえる12の分野をカバーしている。当然のことながら、これらの分野は単に社会生活に関わる項目を網羅するよう設定されているわけではない。ヘッドマンらのジェンダー視点を組み込んだ社会統計学の理論（「原因—現状—結果」図式、本書219頁参照）に依拠して客観的・科学的に設計されている。以下では、12章のうち、本書に特徴的などころを紹介してみたい。

まずは、男女の経済的格差につながる雇用分野である。本書では、3章・4章にわたって詳細に記述されている。わが国における女性の経済力の低さを示す、管理職に占める女性割合や男女間賃金格差の国際比較は、厚労省編『女性労働の分析』にも掲載されているが、本書の方が比較国数が多く、利便性が高い（『分析』の男女賃金格差にはアメリカが載っていない）。欧米先進国はもとより、ハンガリー（37.2%）やタイ（29.2%）と比べても日本の管理職に占める女性の割合（10.3%）がはるかに低いことがわかる表は説得的である。また、賃金格差の表には、男女間だけでなく、男女間、男男間格差も掲載されており、90年代より2000年以降、その格差が拡大しているという今日的特徴を描き出している。

第2は、生活時間の記述の厳密さである。この分野は、ワークライフ・バランスを図るためにも、無償労働を可視化するためにも重要なところである。とくに、EUのHETUSデータベースを使った生活時間の国際比較は、他の類似書にはないというだけでなく、共働き世帯であっても平日の家事時間が妻4時間2分に対し、夫はわずか19分というわが国の男女間の極端な偏りを明確に示すものになっている。

第3は、家計・資産の記述の詳細さである。男性世帯主と女性世帯主家計の格差、単身男性と単身女性との収入・支出構造の違い、母子世帯・父子世帯の家計の違いなど他の類似書には見られない図表が多数掲載されている。

第4は、政治への参画の図表の豊富さである。国会議員に占める女性の割合だけでなく、地方議会、行政、司法などへの女性の参画状況が、2008年時点だけでなく、時系列で詳しく示されている。これらの図表から、わが国の意思決定・政策方針決定過程への女性の参画の歩みが、進んではいるものの世界の流れに比べ著しく遅いことがよくわかる。

第5は、World Economic Forumの「世界ジェンダー格差指数」とUNDPの「ジェンダー・エンパワーメント尺度」の両方の表を掲載し、後者は、異なる指標をそれぞれ異なる処理をした上で平均しているため統計学上問題があり、前者の方がベターであることを指摘している点である。後者は誰もが何の疑問もなく頻繁に使用する指標だけに、重要な指摘である。

III

本書は、既に述べたように社会統計学の理論に裏づけられ、しかも長期にわたる研究成果を踏まえた、わが国で最も質の高い・信頼性の高い、言い換えればアカデミックなジェンダー統計の書である。データを恣意的に使うことや統計的に不安のある民間のデータを使用すること、あるいはジェンダー格差の原因分析に踏み込むことに対して慎重な姿勢を貫いていることからもそのことが

伺える。以下では、このことを念頭においた上で（つまり、内容のユニークさや面白さに期待してはいけないとということを念頭においた上で）、所見・要望を述べてみたい。

第1は、資源配分のデータを増やしてほしいという点である。ジェンダー平等にとっての課題は、参画と資源の偏りや不平等の解消である。参画に関するデータは豊富に集められているのに対し、資源の偏りや不平等を明らかにするデータが所得・賃金に限られている。ジェンダー予算（社会福祉、保健、職業訓練など、政府や地方自治体の予算におけるジェンダーの偏りを明らかにする）はもとより、民間企業の福利厚生費や金融機関の融資額などの資源に関わる男女比較可能なデータの収集が求められる。

第2は、教育・学習の内容・質に関わるデータの必要である。第7章「教育・学習」では、進学率や教員数といった指標が中心で、隠れたカリキュラムも含めた教育・学習の内容に関わるデータがない。ジェンダー規範を再生産する可能性をもつ教育内容や教員の意識などを調査したデータがほしいところである。

第3は、統計利用者・一般市民の統計づくりへの「参加」の問題である。伊藤陽一氏も「統計作成者と利用者との対話の重視」を述べているが、男女共同参画社会自体が多様な主体の協働によってつくられる社会ということならば、その基礎となる統計づくりにおいても協働の（行政・専門家・一般市民による）しくみは不可欠であろう。

本年8月7日、日本のジェンダー平等の進捗状況報告（第6回定期報告）を審議していた国連女性差別撤廃委員会は、なかなかジェンダー平等が進まない日本に対し60項目もの厳しい「総括所見」を出している。こうした日本の状況を変えるためには、現状を正確に把握する優れた統計データが不可欠なのである。そうした意味で、本書の存在は重要であるし、本書の活用がさらに進むことを期待したい。

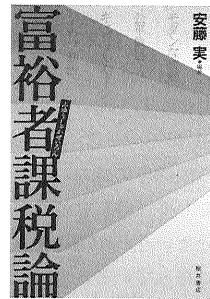
（石田好江 所員 愛知淑徳大学）

書評

安藤実編著

『富裕者課税論』

桜井書店 2009年4月 本体価格2600円



I 序文

近年の日本の財政状況はかなり悪化している。2009年度予算（3月成立分）では、国債発行は33兆円台に上るといった状況で、2010年度予算も見通しは良くない。2008年10月以降の世界経済危機で、税収の増収は望めず、経済危機対策費等の費用が加算される、等の状況が出ており、プライマリーバランスの黒字化はかなり先延ばしになっている。このような状況下で、経済成長、公平性、等の点でより精確な財政運営のためには、日本財政の再検討は必須で、特に、日本財政の構築に大きな影響を与えたシャウブの時代から現在までの税制を歴史的に検討することは重要である。そこで、安藤実編著『富裕者課税論』（桜井書店、2009年）を取り上げ、これを検討する。

なお、本書の著者の担当箇所は次のとおりである。安藤実は第1章（シャウブ勧告がめざした富裕者課税）1節（シャウブ勧告がめざした富裕者課税）2節（利子所得課税の特別措置について）3節（証券優遇税制）4節（相続税の課税最低限について）、第2章（シャウブ勧告の理念—公平と民主主義—）1節（シャウブ勧告「序文」考）2節（シャウブ勧告と公平理念の今）、第3章（2000年政府税調答申の租税理念—「国民皆が広く公平に」の中身—）、第4章（財政節度と「小さな政府」論）を担当している。吉田孝敏は第1章3節と5節（相続税—現状と問題点—）を担当している。富田偉津男は第2章3節（シャウブ勧告と自主財政主義）を担当している。

II 『富裕者課税論』の概要

(1) 第1章：シャウブ勧告がめざした富裕者課税

租税本来の「財源調達機能」と「所得再分配機能」とを発揮するための最も重要な原則は応能負担に基づく公平である。しかし、金融所得課税を本書のように振り返ると、富裕者への課税を目指したシャウブ勧告の直後ににおける一時期を除き、低率の比例分離課税が主体であり、株式譲渡益に至っては、消費税導入まで原則非課税の状態であり、不公平税制の元凶であった。巨大資本家の税負担を長期にわたり、かつ大幅に軽減してきた。個人所

得税の本来の地位を取り戻すためにも、「金融所得一体化」の本質を見抜き、その流れを押しとどめねばならない。今こそ「シャウブの精神」に戻ることが必要である。

また、相続税が有する「富の集中排除」「資産の再分配」機能—シャウブ税制でも相続税に対してこれらが期待された一が今日の格差社会で、社会的公平・公正をはかる手段として当該税の必要性の高まりを確認した。

(2) 第2章：シャウブ勧告の理念—公平と民主主義—

これまでの日本の税制を論じる際、シャウブ税制の存在は大きい。シャウブ税制では累進所得税を構想している。しかし、日本側により、日本人の租税観等に関する日本での直接税主義の不適合、等の視点からシャウブ勧告の直接税中心主義への批判がなされ、一般消費税の導入や増税などの議論が進む。

自主財源の確保等による地方自立の確立を目指したシャウブが、日本の地方の状況を見据えて提言した「行政事務の配分」「平衡交付金制度」「付加価値税（事業税）」の実施状況は良好ではなかった。シャウブ勧告直後では、これは日本側に有益な勧告として扱われたが、日本の独立が回復すると、シャウブ勧告が重視した市町村自治から道府県重視への転換が図られる等、シャウブ勧告の修正への動きが見られるようになった。今後、日本の地方自治体では、分権的分散システム、応能課税の活用、等の体制を検討すべきである。日本の福祉を見た場合、日本は福祉を非常に低い水準に抑え込む方向に向かっている。

シャウブ勧告では、行政事務の配分と、自治体の自主財源の確保などが提案されたが実現しなかった。現在の日本では、地方分権や、自主財源確保が達成されるとは考えられない。中央省庁の権限縮小の国民的運動を強化すべきである。

(3) 第3章：2000年政府税調答申の租税理念—「国民皆が広く公平に」の中身—

消費税には、逆進性、物価上昇、「預り金的性格」、大きな税収への期待、これらの性格がある。シャウブ税制は直接税主義で、直接税から間接税へのシフト等の、こ

の税制の理念や仕組みへの「修正」の動きは、シャウブ税制とともに始まる。

1989年、竹下内閣の下で消費税が導入された。この改革の理念は、「直間比率是正」を掲げ、公平理念を「応能負担」から「広く薄く負担」へ転換した。「活力論」もあった。消費税導入以来、政府税調等で何度か見直しが行われてきたが、どれも増税であった。シャウブ勧告による税制から50年の節目で21世紀を展望する税制をという触れ込みの2000年政府税調答申では、消費税増税、相続税課税最低限引下げ、等の事柄が述べられる。わが国の政府税調の場合、税率引き上げの思惑ばかりが目立ち、国民生活に対する思いやりを全く欠いている。しかも日本の税率は、税収の点ではイギリス並に成長していて、その責任を果たしている。この消費税を、次の増税の一番手に上げるわけにはいかない。

(4) 第4章：財政節度と「小さな政府」論

日本の国債政策の節度は既に失われているが、この原因の一つに「建設国債」がある。「建設国債」区分が、公共事業関係費優先の仕組みとなっており、国債発行額を減らせない仕組みにもなっているのであるから、この区分の廃止は必要である。法的な手続きとして、公共事業関係費の扱いを、他の諸経費並にすることができる。同時に、各種の公共事業長期計画の廃止、等の対策が必要である。これは国債政策の節度の改善につながる。

次に、道路特定財源の「一般財源化」だが、1953年に成立した道路整備緊急措置法を廃止し、揮発油税等を一般財源化する。これで消費税の増税なしの財政赤字体質の改善ができる。また、揮発油税等の暫定税率も廃止し、本来の税率に戻す。これらと合わせて、道路整備5ヵ年計画を現行整備計画の期限が満了する2007年度末を限りに廃止すべきである。

戦後日本財政の流れは、「小さな政府」論と関連してまとめることができる。

III 貢献と今後の課題

本書の全般的な特徴であるが、日本の税制構築に大きな影響を与えた政府税制調査会や日本租税研究協会の議論を込めたシャウブ時代からの税制や公債政策等の制度変遷に関するまとめや、これに基づいた今後の税制構築や公債問題解決策等に対する見解が示されており、これは今後の租税議論の活性化の上で非常に参考になる。ただし、著書で主張される道路特定財源の一般財源化が法

的に成立した、等の状況変化には注意を要する。

税制と公債について。税制に関し、本書では所得分配の公平性と経済効率性とのトレードオフが明瞭に述べられるが、これらのどちらを重視すべきか、という点の詳細な議論もあれば、と考えられた。また、本書の特徴の一つに、税制に関するシャウブの頃の的確な公平性概念の変化の強調がある。本書では、所得税や相続税などの税制に関し、シャウブ勧告にみられるようなかつての公平観に戻り本来の機能を果たすべきだ、と主張されるが、より意義のある分析にするには、現代の時代状況に相応しい適正な税率等の水準はどのようになるのか、という点のより詳細な分析が求められる。本書の公債政策は、道路の整備、財政状況等の現状からすると妥当だが、本書で言及される消費税増税のない財政赤字削減策の影響の詳細な分析、等の点が課題である。

シャウブ勧告と関連して言及される地方自治について。本書の自主財源主義や地方分権の達成がよいという視点は望ましい。高齢化、産業規模、等の各地域の状況は多種多様であり、自主財源主義や地方分権に基づく個別対策は必須である。ただ、日本の現状と照らし合わせて、よく取り上げられる道州制等の議論も交え、どの程度の分権が望ましいか、という点を詳細に議論すべきであった。これで地方財政等の在り方も変わる。

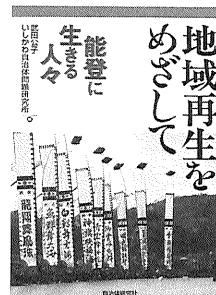
最後に、それ以外の視点から述べておく。まず、道路特定財源の一般財源化が法的に成立したが、このことへの著者の視点からの詳細な考察が待たれる。また、納稅協力費や行政費の考察も深く交えられていれば、と考えた。納稅協力費が、応能税の再分配機能の効果を変動させることは明瞭で、行政費は税負担とも関わる。道路特定財源の一般財源化が、増税の一要因としての行政費上昇につながらないか。また、本書の、地方分権への構造改革や税制改革は、行政費や納稅協力費ができる限り低くなるように遂行されるべきであり、e-taxやel-tax等のIT技術の積極的活用は有効で、この方法は検討するべきである。更に、教育の効果の視点を交えることも有効である。本書での改革をより効果のあるものにするには、租税等の教育は有効である。この過程で、本書で主張されるこれまでの税財政の非合理性が広く理解されると考える。更に、2009年8月の総選挙で民主党が与党になり、税調等の体制が大きく変わるとされる。本書の視点からのこの効果の議論が待たれる。

(大畑智史 所員 京都大学研修員)

書評

武田公子・いしかわ自治体問題研究所 編
**『地域再生をめざして
 —能登に生きる人々—』**

自治体研究社 2008年4月 本体価格1143円



I はじめに

「平成の大合併」に見られるように、市町村合併などの地方自治改革は地方に対して大きな弊害をもたらした。地方自治体の財政事情を改善するための手法として、市町村合併が進められたものの、その一方で、合併市域の拡大により、住民の生活に不利益が生じるなど、必ずしも市町村合併の成果は肯定的側面ばかりではない。

本書は、石川県は能登半島における地域再生に着目したものであり、組織や人による地域おこしの活動例が50近く紹介されている。いわゆる理論を用いて書かれたものではなく、本書自体が地域再生の出口を示す教科書のようなものとなるわけではないが、この中から地域再生に繋がる糸口を見つけることは可能であろう。

II 主な内容

まず、第一章では輪島市にある金蔵集落に焦点があてられている。金蔵はいわゆる限界集落であり、域内では様々な地域おこしが取り組まれているそうだ。注目すべき点は、その取組みが地域内で自立して行われているものであり、地道な努力の結果、成果が上がってきているというものであろう。著者は、地域おこしの主体としてNPO法人『金蔵学校』に注目し、地元の環境保全、地元作物のPR、境内でのカフェ運営、行事万燈会、などの活動を紹介している。この活動を読む限り、これが本当に「限界」集落なのか、と思ってしまうほど活性を感じる。評者は金蔵学校のホームページを見てみたが、その出来栄えと事業内容に本当に驚かされたばかりであった。著者は、その活動の多彩さの秘訣として、第一に、集落の風景に価値を見いだし、付加価値を与えるとともに、外に向けて発信していること、第二に、地元の歴史を学び、誇りをもち、集落を再生していくこと、第三に、様々な人たちから協力を得ることで金蔵ファンを生み出していること、を挙げている。金蔵を第一章に取り上げているのも、本書を通して訴えたい著者の思いが金蔵学校の取組みに詰まっているからに他ならない。第二章から第五章まで多くの活動例が紹介されるが、それらは全て通じるところがあり、通読したあとに再度第

一章に立ち返れば、地域再生へのヒントが自ずと掴めるようになっている。

第二章では、里山利用がなぜ生活・生産の双方で形骸化し空洞化しているのかについて、歴史的経緯を振り返るとともに、中山間地農業再生における新しい動きとして輪島市の白米集落と金蔵集落を例に挙げている。さらには県や国の支援策と今後の展開方向も述べ、里山と対になる「里海」にもスポットを当てている。里山とは集落や人里に接した山のことであり、人間生活の基盤として、農地利用だけでなく、様々な資源の宝庫である。里山の荒廃は戦後以降、問題として挙げられることが多いが、著者は、「単なる回帰論を叫ぶのではなく、地域で地道に汗のかける人材の輩出」の大切さを主張し、里山保全や農地保全において「国民の農業観や自然観は生活と乖離してしまっているため、そうした中山間地域に対する外部の人々の期待は傍観的な意識」だと苦言を呈している。確かに、私たちが普段、里山の保全を意識する際にまず念頭にあるのは、自然や景観の保護、国土保全や生態系の保持についてではないだろうか。中山間地域の産業活動も人々の生活の根底となっていることを完全に忘れ去ってしまっている。著者は、里山・里海のこれからを考えるためにには、くらしの根源に目を向ける、地域資源の宝庫を守ることを意識する、の二つに加えて、「潜む輪廻の教訓を探れ」と提言している。つまり、まずはその地に行ってみろ、ということである。特に、三つの提言は端的に書かれているが、非常に重要なことであろう。

続く第三～五章においては、著者が第一章で指摘した点に沿う形で、具体的な例が挙げられている。

第三章では、能登独自のものづくりに携わる人々を紹介している。彼らは、能登地域に今あるものを活かしオリジナルなものを生み出している、もしくは、伝統的なものづくりに新たな価値を見出している。特に、元来能登の地にはなかったブルーベリーが、住民の並々ならぬ努力によって、地域の特産品へと至る経緯は大変興味深い。従来のように、地域活性化の手段としての企業誘致を目指すのではなく、自分たちの住んでいる場所の価値を再発見し、創意工夫し、ものを作る。そして、新たに

産業・雇用を生み出していく。そのためには、今あるものを使うのと同じように、今いる「人」を最大限に活かす、という考えが流れている。著者の指摘するように、人口が減り高齢化が進んでも、地元に誇りを持ち、力を合わせれば、ものづくりの未来、ひいては地域の未来も切り開くことができるのかもしれない。

第四章では、能登の価値を外に向けて発信していくネットワークとまちづくりについて論じられている。輪島市・わいわいち商店街と珠洲市・飯田町商店街が中心となったまちづくりを例に挙げ、その失敗からの共通点として、著者は、行政との連携不足、商業・観光への固執、の二点をあげている。同時に、単独でまちづくりを行うのではなく、「面としての」まちづくりに取り組むべきだと主張している。そのためには、地域全体での相互連携が不可欠であり、能登ネットワークや鳳遊海を例にとり、ネットワークの必要性を唱えている。しかし、地域連携のネットワークとはどのようなものなのか、どうすればネットワークはうまく回るのか、という疑問が生じてくる。その問い合わせるべく、第五章は用意されている。

第五章は、能登ネットワークの会員の講演録であり、地域活性に対する意気がひしひしと伝わってくる。能登ネットワークの設立から役割まで述べられており、かなり実践的な内容を伴っている。隣町を知ることから始まり、他団体との交流を持つことで、自分の地域の特色を見極め、創り出す。要は、どこに向けて何を誰に発信するのかをはっきりさせることが重要だ、と理解できよう。

第六章を通じて著者は、被害の様子や復旧・復興の状況について細やかに記しており、建物被害に対する人の被害の少なさを奇跡的とするものの、地震発生後、短時間に住民全員の安否が確認できたことはコミュニティのネットワークのおかげであり決して偶然ではないと指摘している。著者は、避難者を犠牲者にしないために、行政に対して役割の見直し・拡大を期待するとともに、この復興を将来の被災地へ受け継ぐことを提案しており、震災の被害と復興の経過をみて、その地域の特徴と問題点を引き出してくるところに著者の犀利な洞察力と気概あふれる精神が伺える。冒頭で書かれているように本書は震災前に構想され執筆されたということだが、地域再生に必要なことは震災復興の道にも通じている、と著者は主張する。本書の中で「地域再生に向けての取組みとは、元来この地域にあった『価値あるもの』を再発見し、それを再評価あるいは新たな価値を付け加え、それを外に向けて発信しつつ自らの地域を奮い立たせていくこ

と」と示しており、能登の地域再生が数十年来に及ぶ課題ならばなおのこと、震災復興をしてこそ能登地域再生といえるのであろう。

日本中、どの地域でも大地震が発生する可能性があるにもかかわらず、日本はまだ防災先進国とは言えない。今回の震災場所が高齢過疎地域という事もあり、避難支援・避難所・仮設住宅・生活再建支援・住宅再建助成等々のあり方をもう一度考え方を一度考え直すよう少子高齢化の進む全国の市町村に対し多くの課題と教訓を残したのではないだろうか。

III 終わりに

地域活性・地域再生の方法・手段を論じる際、観光や商業にばかりに目が向けられるがちではないだろうか。しかし、現実的には、本書の第四章で触れられているように、住民の高齢化が進んでいるような地域では、商業・観光振興に依存したまちの活性化は困難である。本書で紹介されている人々の活動は、元来その地域にある自然や資源を再発見であり、それに新たな価値を付随させている。これは、新たな産業を生み出している、といえるのではないか。またそれを発信する際に、観光や企業誘致とは違う意味で、外の人たちを巻き込んでいる様子は、これぞ住民主体だと気づかせてくれる。そしてまた、本書の特徴として、長所ばかりでなく、各活動の課題や問題点が挙げられており、地域再生においてかなり実践的な参考書となっている。包括すれば、能登の人々の活動は全国のまちや集落を大いに元気づけるものであり、行政や研究家にとどまらずに富むものであろう。

ただ、この本を読むだけでは能登の現状を捉えられるわけではない。本書は「人」にスポットを当て、その人の活動を伝える、もしくはヒントにしてもうためには書かれた本であり、細かなデータ等は用いられていない。能登の現状が苦しいものか、明るいものか、これは読者によって捉え方は分かれるかもしれない。評者としては、能登地域固有の問題点などにももっと踏み込んでいただきたかったのだが、何より、コラムや写真の掲載ができるだけ難解な用語を使わずに書いてあることから、地域再生問題や能登に馴染みのない全国の人たちにも読んでもらいたい（発信したい）という著者の気持ちが付度される。今回紹介された人や活動の影響が今後どのように出てくるのか、そして今後も能登ではこのような人々が増えしていくのか、次回の調査を早速期待させてくれる。

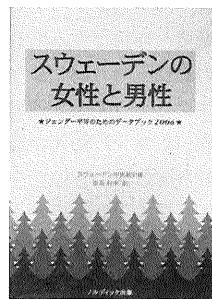
（高橋昌太郎 京都大学大学院生）

書評

スウェーデン中央統計局著／福島利夫訳

『スウェーデンの女性と男性～ジェンダー平等のためのデータブック2006～』

ノルディック出版 2008年12月 1,714円十税



I 「自由」「自立」「エンパワーメント」

「訳者あとがき」に、福島利夫氏が2004年に娘さんと二人で1年間ストックホルムに滞在した経験が紹介されている。いわく、町なかで男性が乳母車を押している姿をよく見かけたこと、バスは乳母車と一緒に無料であること、3月8日の「国際女性デー」がよく知られていること、お互いの相性を確かめるためにちょうど良い「サムボ（同棲）」のこと等。そして、スウェーデンでは小さい頃からの国民的教養の一つとなっているアストリッド・リンドグレーンについて、『長くつしたのピッピ』から受け取ったメッセージを次のように紹介している。ピッピは「いわゆる“いい子”ではまったくない」がとしつつ、①旧来の陋習や既成の権威にとらわれず、すべてを疑え、そして己の信ずるところに従って、個性豊かに汝自身の道を歩めという「自由」、②孤兎で一人暮らしのピッピの「自立」、③怪力で世界一強い女の子の「エンパワーメント」の3つをキーワードとしてあげている。

福島氏は、「いろんな意味で力をつけて自分のものとして、その力を發揮できるようにすること」の大切さをリンドグレーンは生き生きとした形で示しているとし、女性の生き方に力強さと勇気を与えていることは疑いないが、「実は男性の生き方にもある」と述べている。女性と男性の両方の生き方に注目しているのが、肝心な点であろう。「一人ひとりのかけがえのない人生に対する応援歌」の役割を果たしている「人生哲学」と言っても良い、と福島氏がいうピッピの物語につらなるスウェーデン社会の秘密が本書のデータで明らかにされている。

II 「女性と男性」の統計

まず、本書のタイトルが「男性と女性」ではなく、「女性と男性」という順になっていることに注目したい。「原著まえがき」には、「スウェーデンは、ジェンダー平等統計、とりわけ性別に区分された統計に対する要求に関しては世界のリーダーとみなすことができる」とある。というのもスウェーデン政府統計法令（2001年）で、「個人を基礎にする政府統計は、そうしないための特別の理由がないかぎり、性別に区分されなければならない」（第

14条）とされているからである。原著は、1984年以降に9つの版が出されており、現在は2年おきに刊行されている。このことは、1995年に北京で開催された国連第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」において、女性の地位向上のために、各国政府に対してジェンダー統計の整備が求められたことを想起させる。

福島氏によれば、「ジェンダー統計の世界の先端モデル」である本書は、専門家でない人びとにも手軽に利用してもらえるようわかりやすく工夫されている（ちなみに、スウェーデン語版の書名は『女性と男性を数字で見れば～ジェンダー平等についての虎の巻2006～』である）。また、本書の発行開始20周年を記念して2004年に展示された「世界のジェンダー統計ブックレット」によれば、ジェンダー統計の小冊子を発行している37カ国のうちの21カ国（中国、インド、パキスタン、エチオピア、南アフリカ、チリ等）が、スウェーデン開発支援機関の財政的援助とスウェーデン中央統計局の技術的援助を受けていることが示されていたという。残念ながら、日本的小冊子はそこにはなかったそうだ。なお、日本では、ビルギッタ・ヘッドマン他著（法政大学日本統計研究所・伊藤陽一他訳）『女性と男性の統計論～変革の道具としてのジェンダー統計～』（1998年、梓出版社）も刊行されている。

福島氏は、「女性の統計」から「女性と男性の統計」へと発展してきたジェンダー統計をさらに一歩進めて、人権論と運動論を含む「男女平等統計」（ジェンダー平等統計）の視点を提起したいとしているが、重要な問題提起であろう。こうした視点は、かつて福島氏も参加して翻訳・紹介された、「世界を記述するだけではなく、変革すること」を目的としたイギリス・ラディカル統計学グループ（RSG）のD.ドーリング、S.シンプソン編（岩井浩他訳）『現代イギリスの政治算術～統計は社会を変えるか～』（2003年、北海道大学図書刊行会）の豊富な内容（科学の社会的責任と批判的精神）を思い起こさせる（なお、この本の書評は『経済科学通信』No.104、2004年4月に上掛が執筆している）。

III 「ジェンダー平等」の実際

「ジェンダー平等」について本書は、「女性と男性は、社会と自分自身の生活を形成するための同等の権力を持つこと」を意味すると定義し、「生活上でのすべての分野で同じ機会、権利と責任を伴うもの」と述べている。そして、女性50%対男性50%という「量的なジェンダー平等」だけでなく、女性と男性の両方の知識、経験、価値に同等のウェイトが与えられ、社会のすべての分野を豊かにし発展させる「質的なジェンダー平等」に着目しているのが特徴である。

本書の内容は、全部で11章に分かれている（1. 人口、2. 健康、3. 教育、4. 生活時間、5. 保育、6. 高齢者介護、7. 就業、8. 賃金、9. 所得、10. 暴力と犯罪、11. 意志決定）。以下、興味深かった点を紹介したい。

① スウェーデンの人口増加は主として移民によるもので、1970年代は「労働市場移民」、80年代は「政治難民」がみられ、95年以降は減少している。1970年の移民（入国）は女性3.5万、男性4.3万であったが、2005年は女性3.2万、男性3.3万であり、男女の差がなくなってきた（26頁）。

② 大学で学んでいるのは、25～44歳で女性44%、男性35%で、女性が9ポイント高い（43頁）。大学教育を修了した学生の分野は、女性は特に「保健・看護学」「教員養成」に偏っているのに対して、「工学」だけが男性に偏っている（48頁）。

なお、44頁の「年齢別（16～64歳）の就学状況 2004年秋」の合計の欄が100%になっていない点がわかりにくいが、例えば、19歳の女性では、16%が高校教育、8%が自治体の成人教育、11%が大学教育、その他の教育が6%で、計41%が就学している。そうすると「合計」の欄は、縦の計を意味しているのではなく、16～64歳の女性では、6%が高校に行き、4%が自治体の成人教育、7%が大学教育、2%がその他の教育を受けており、計19%が就学しているということである（この点、福島氏に問い合わせ教えていただいた）。いわば「全体」という意味である。すなわち、16～64歳の男性全体では15%が就学しているので、女性の就学率のほうが男性より4ポイント高くなっている（自治体の成人教育で2ポイント、大学教育で2ポイント女性の方が高い）。

③ 「20歳から64歳までの人びとの生活時間」（50頁）は興味深い。女性は、有償労働と無償労働に同じ分量の時間を当てており、ワークライフバランスがとれているが、男性は、有償労働に無償労働の2倍の時間をあてている。1990年からの10年の変化をみると、女性の有償労働時間は変わらないが、男性は有償労働時間を週に3時間減らしていると指摘されている。この点では、女性の

社会進出が進む前の1970年と比べるならば、もっと明確な変化がみられるであろう。ちなみに、お隣のノルウェーの場合は、70～90年の20年間に、女性の社会進出が1時間進んで男性は1時間有償労働を減らし、その分女性は家事時間を1時間半減らし男性は30分増やしている。その結果、女性も男性も教育・余暇時間を約1時間ずつ増やして「自由」になっている（拙稿「ノルウェーの豊かな暮らし～人間の幸福と“時間の男女平等”～」『エクセレントノルウェー・イコール』Vol.2、紀伊国屋書店、2005年を参照）。

④ スウェーデンでは「両親手当」が480日間（そのうち「ママの月・パパの月」が各60日間指定）支給されているが、2005年の利用率は女性80%、男性20%である。「子ども看護両親手当」（子ども一人あたり年間60日間）の利用率は、女性64%、男性36%である（54頁）。

⑤ 女性と男性の就業状態（60～61頁）をみると、フルタイム（35時間以上）は男性に偏っているのに対して、長時間パート（20～34時間）は女性に偏っている。20～64歳の労働率は、女性80%、男性86%であり、失業率は、女性4%、男性5%である。この点ではさらにつっこんで、「出生地」と「年齢」による労働率も調べられている（64頁）。ちなみに年齢では、20～44歳の女性の労働率が88%であるのに、45～64歳では80%となっている（男性も94%と85%で9ポイントの差がある）。出生地別では、スウェーデン出身の45～64歳女性の就業率が80%に対し、北欧以外のヨーロッパ出身の45～64歳女性では63%，アフリカやアジア出身の場合には51%である。

⑥ 「7歳未満の子どもがいる女性」の労働率が、日本の「M字型」曲線のようなくぼみが全くないだけでなく、「7歳未満の子どもがいない女性」と「30～44歳の女性」ではそんなに大きな差がないことに驚かされる（65頁）。なお、「子ども3人以上の女性」の就業率をみても、最年少の子どもが1～2歳で75%，3～6歳で83%，7～10歳で86%も働いている。「子ども2人の女性」の場合は、1～2歳で86%，3～7歳で88%，7～10歳では90%以上が働いている（男性は、いずれも95%前後に集中）。

⑦ 全女性（20～64歳）の65%がフルタイム、35%がパートタイムで就労しているが、男性は89%がフルタイム、11%がパートタイムであり、スウェーデンでも男女で大きな差がある（67頁）。なお、「子ども3人以上の女性」で「最年少の子どもの年齢が3～6歳」のところだけがパートが53%でフルタイムよりも高くなっているが（あと「子ども2人で下の子が1～2歳の女性」のところで半々）、そのほかではいずれもフルタイムの方が多くなっている。

⑧ 女性は、「公共部門での常用」の従業者が多いが

(1990年代に行われた郵政公社などの公共事業の営利事業への転換の後も), それと同じくらい「民間部門の常用」で働いており, 公共部門や民間部門での臨時の従業者はずっと少ない。これに対し男性の多くは「民間部門での常用」である(69頁)。なお, 公共部門のうちコミューン(市町村)と県では女性が79%を占めているが, 政府(国)では49%となっている(民間部門では女性37%, 男性63%)(74頁)。ちなみに, フルタイム労働者の賃金の男女格差をみると, コミューン98%, 県94%, 政府93%, 民間では91%である(87頁)。

⑨ 上位30種の職業のうち男女平等(それぞれの性が40~60%)なのは、「店員(食品以外)」「会計士」「ジャーナリスト」「料理人」「医師」の5種類であり, 最も女性比率が高いのは「事務秘書」の97%, 最も男性比率が高いのは「自動車整備士・修理工」の99%である(72頁)。なお, 女性の被雇用者の半数は, 「教育・研究」(20%), 「ソーシャルワーク」(17%), 「保健・医療」(13%)で働いているが, 女性が占める比率は, それぞれ72%, 85%, 83%となっている(74頁)。ちなみに, 「女性比率の高い職業グループ上位10位」で男女の賃金格差を見ると, 女性の人数が最も多い「対人ケア関連労働者」(38万人, 女性88%)では100%で男女平等であり, 「基礎学校教員」(6.4万人, 女性92%)では103%と女性の方が賃金が高く, 「看護師」(5.3万人, 女性90%)では男

性の98%となっている(83頁)。

⑩ 管理職にみる女性の割合は, 民間部門の22%に対し, 公共部門では56% (コミューン61%, 県50%, 政府35%) である(111頁)。

IV 社会の変革への道具

隣国ノルウェーでは, 「新しい男女平等は, 男性と手を携えて進む」「政治家が先頭に立って, 社会制度を変えなければならない」という視点から, 民間企業の取締役にしめる女性役員の割合を4割以上にするなど, 男女平等を実現するために「社会を変革」してきていることが知られている(例えば, 『カリータ・ベッケレム~男女格差のない社会~』NHK出版, 2008年)。

アメリカ発の経済危機が人間の生き方や社会のありよう根柢からの反省を迫っているのに, そうした視点での対処がなされていないという意味で, むしろ危機は深まっているといえよう。「女性と男性」の統計というように“ジェンダー・センシティブ”であることが, 男性も含めた「人間の幸福につながる社会の変革」が求められている今日においてこそ, 幅広い人々に本書が読まれ, 日本の「男女平等統計」が社会の変革の道具として整備されていくことを望みたい。

(上掛利博 所友 京都府立大学)

勤労・実践を捉えかえす学び(16)

京都自由大学・基礎研自由大学院座談会 「自由な学び」の原点を求めて

とき： 2009年7月28日 3時～5時
ところ： 京都自由大学京町屋キャンパス
参加： 竹内真澄（NPO京都自由大学理事長／桃山学院大学教授）
中村浩爾（基礎研自由大学院校長／大阪経済法科大学名誉教授）
藤田 悟（京都自由大学事務局長／大学非常勤講師）
中谷武雄（司会・『経済科学通信』編集局長／京都橘大学教授）
田中幸世（ 同 編集局員／大学研究所客員研究員）
笠井弘子（記録・写真／基礎研所友）

中谷 今日はお忙しいところありがとうございます。この座談会は『経済科学通信』の「勤労と実践をとらえかえす学び」というシリーズに掲載させていただきたいと思います。2年前、『通信』114号（2007.9）に、重本直利先生から「『市民の大学』を創る——京都自由大学の試みから」というご論考を寄稿いただきました。それを踏まえて、基礎研と同じ「市民の学習運動」にかかわっていらっしゃる京都自由大学との懇談会を通して、今こそ求められている「自由な学び」とは何かを追求できたらと企画いたしました。

司会ということで、議論の進行をつとめさせていただきます。まず、中村自由大学院校長からお願いいたします。

中村 まず趣旨説明をさせていただきますと、基礎研自由大学院の方針の一つに、各地で展開されているさまざまな自由大学運動や自主学習運動などの他団体と連携を強化したいというのがあります。京都自由大学との関係でいえば、以前から自由大学の講師をしたり、運営に携わっているメンバーもいて、個人的な形の協力というのはありました。また、両組織の連携で、今年の春と秋には京都自由大学の特別講座で『時代はまるで資本論』の連続講座を開講しています。そのような連携は既に始まっていますが、お互いの理念とか現状と

か歴史とか、あるいはその連携のあり方などについて話し合ってみたら面白いんじゃないかなということで今回の座談会となった次第です。特にシナリオがあるわけではなく、中谷さんのほうで進行してもらって、ディスカッションが豊かになるようにしていただければと思います。

中谷 『通信』の読者の方々にとって京都自由大学というのは初めて、という方も多いと思いますので、とりあえず自由大学の発足の経緯なり、現在のこの素晴らしい町屋キャンパスのことなどを含めて、簡単に自由大学の経緯と現在、というようなことを最初にお話をいただければと思います。

I 京都自由大学発足の経緯と現状

●ラジオカフェからはじまった京都自由大学

竹内 京都自由大学はもともと「オープンカフェ京都自由大学」と言っておりまして、2005年の3月に正式に発足しました。その年から基本的に金曜と土曜の夜、一講座ずつ行うということで四年間やってきました。初年度は82講座実施しました。場所は三条御幸町のラジオカフェというところで、喫茶店を7時から9時まで貸し切り状態にして、講

師に二時間枠の中で一時間授業をしていただき、休憩をいれて、後半の約一時間を討議するというやり方でやってきました。

ところが、途中で経済的に追い込まれ、カフェのお金を払いきれなくなって、2007年11月にエスベラント会館という西洞院の近くの貸会議室に場所を移し、そこで一年半ほどがんばりました。そして、2009年2月くらいに改修中の町家を発見し、急遽契約をまとめて3月の後半から私どもが「京都自由大学・京町屋キャンパス」と呼んでいるここに本拠地をすえて活動するようになりました。今年からは、金曜日の7時から9時まで週一回ということにしましたけれど、土日をどう使うかという課題がありました。今のところ、従来金曜、土曜にやっていた一般講座を金曜日だけ行う。土曜日、日曜日は特別講座という形で使っています。初年度はお金が必要なので、一般講座のほうは飛び込み500円、特別講座のほうは飛び込み1000円ということでやっています。

大学でいうと、直接教育に携わる分野、これは自由大学本体で、経営に携わる分野、いわば理事会にあたるもののがNPO自由大学というかたちで分業されております。自由大学は2007年にNPO登録をしました。現在、教育機関としての京都自由大学の学長は池内了先生で、副学長は京都シネマの神谷雅子さん、もう一人の副学長は立命館の法学部教授の徐勝さんにお願いしています。これがまあ教育機関のトップの三人ですね。事務局長はその三人の直属というか、実務に携わっているわけで、藤田悟事務局長が仕切っています。私はNPO京都自由大学の理事長ということで、こちらのほうの代表ということになっています。

●自由大学発足の三つの系譜

で、起源をいうとちょっと理屈っぽいんですが、2005年の3月からスタートすることになる前、つまり2005年3月以前に、いろいろな市民の動きとか、知識人の動きとか文化人の動きがありまして、三つの系譜があったとまとめています。

一つは、1997年から2003年まで毎年東アジアの人権と国家テロリズムについて国際シンポジウムをやりました。副学長の徐勝さんが90年に出獄されて、アジアの同じような独裁政権のもとで苦労した台湾の文学者とか活動家とかあるいは韓国の知識人とか沖縄の方々ですとか、そういう人たち

と東アジアレベルで500人くらい集まって、ホテルに三、四日カンヅメで、舞台は台湾とか韓国だったり沖縄だったり、あるいは京都だったり、様々でしたけれど、冷戦後の東アジアを民衆サイドからどういうふうに作っていけるかということをテーマにした、ものすごく大がかりな国際シンポでした。そこに日本側からたくさんの中学者、活動家が学問のジャンルを超えて集まつたんです。自由大学の講師の一部の人は、そこで非常にいろんなことを学びました。国際シンポそのものは2003年で一応終わったんですが、その後、それぞれの活動の場、母国で、ですね、何ができるかというテーマが残ったわけです。とても大きいスケールのものでしたから、それを全面的に受け継ぐことはできませんが、細々と何かできないかな、というのが一つの背景でした。

二つ目は、これは結構重要な要素と思うんですが、2004年の4月1日から国立大学の法人化が実施され、同じタイミングで大学評価学会という学会が立ち上りました。日本の大学が、国立大学法人化および非常に大規模な競争状態におかれましたので、果たしてそのままその流れに乗っかっていいのかどうかという大きな議論がありました。それで、大学評価学会が「良い大学」の基準について検討しようという形で声を上げました。京都からそれは立ち上がっていきまして、そこに学長の池内了先生をはじめとしてNPO京都自由大学の事務局長の重本先生とかが非常に大きく関わっておられて、国公立および私学が大きく再編成される中で、それぞれの所属大学で内向けにやっていくだけで、果たして良いのであろうかという問題が提起されていったと思います。

三つ目は、ちょっとローカルな問題ですが、文化・芸術の分野で、京都朝日シネマが閉館するということがありました。京都朝日シネマが閉館されたら、いわゆる商業映画だけが残るわけで、ヨーロッパの映画とか第三世界の映画とかはもう見られなくなる、これでいいのか、という話がありまして、2003年に、そこから繋がりのあるいろいろな文化人、知識人の人たちが、閉館の後どうすればいいのかということで文化運動を重ねました。そういう三つの動きが前後してありまして、そのいずれにも関わっていた京都社会文化センターという小さなNPO団体があり、三つのそれぞれ関わっていた個人がいろいろ話し合って、京都自由大

学というものを作ったらどうだろうか、という話になりました。そして2004年の秋くらいからですね、話を進めてきました。

●初代学長は益川敏英先生

コアになったのは、私と重本先生と、徐勝さん、それから事務局長の藤田悟さんと、特に初年度にすごくお世話になった、龍谷大学の細川孝さん、それから京都経済短大の藤原隆信さんと、六人くらいで最初の土台を作りました。三ヶ月くらいで、一挙に、講師陣の呼びかけだとか、カリキュラムの編成などをやりました。それで初年度の学長は、益川敏英先生でした。先生は大学評価学会の理事長だった。その勢いを借りて学長の依頼を直接申し入れましたら、「特に拒否、断る理由がないからやりましょう」ということで、二年間やっていただきました。ノーベル賞を受賞されたのは、残念ながら、その後でしたけれど。

中村 この町屋キャンパスを確保して、かなり展望が出てきているということなんですが、場所の問題だけではなくて、全体はどうなんですかね？やっぱり年ごとに発展してきているというところでしょうか。

竹内 今年は伸びてきていることは間違いないけれど、最初の四年間はだんだん衰退する、というか、かなり地面すれすれでやっていたと思います。初年度はわりとドーンと飛び出しまして勢いがありましたけれど、二、三、四年とだんだん停滞していったと思うんです。それで経済的にも非常に追い詰められていきました。不安でもうやめる、という話もありましたし、だけどやめちゃいけないという話ももちろんあって、それで、場所的にも経済的にもジリ貧だったので、まず場所を確保して突破すると。場所がはっきりしたら経済的な問題も突破できるのではないかということで、今のところは自転車操業ではありますが、一応半年間やってみて、まあいけるんじゃなかろうかということです。去年、一昨年くらいですと、1講座にだいたい参加者が平均十数名という感じでしたけれど、今はだいたい、二十数名くらいは確保していますので、六、七名は増えていますね。いわゆるレギュラーの受講生だけでなく、一見客もそれなりに来ているので、お金もそれなりに入ってくる。そのお金はほとんど家賃に消えるんです。

言い忘ましたが、基本的に講師の先生方には

ボランティアでお願いしていて、それまでの一人ひとりの講師の蓄積に基づいて、一年に一回、一番いい話をしてくれという具合です。一般教養という形で括っていますので、経済学、歴史学、社会学、それから演劇論とか歴史、日朝関係、メディア論、様々なジャンルがありますが、基本的に現代的な視点から様々な一般教養に関する問題提起をして、時には学会批判もするということです。ボランティアでやっていただいているので、先生方にはほとんどお金を払わないということで来ているわけです。ただ、例外は、たとえばもう退職されて年金生活でやっておられる、でも熱心な先生に講義をしていただくには、薄謝をお支払いするということにしています。

●京町屋キャンパスを拠点に——特別講座へ

藤田 一般講座について具体的に言いますと、二月くらいの段階であらかじめ年間のスケジュールを全て確定しています。今年も最終講義をのぞいて、他はすべて決まっています。それから、特別講座も随時いっています。一ヶ月前くらいの時点で、スケジュールが空いていればどんどん入れていくという形にしています。今年度から、この町家を借りたことで365日使えるということになりました。そうすると、金、土曜の夜だけではなく、土曜の昼間、日曜の昼間、平日でも使えるということになり、昨年度までよりもたくさんの講座を開講することができる条件が整ったわけです。そこで、基礎研の先生方にお越しいただいた資本論講座もそうですけれど、もっともっと自由に共通テーマを設定して、三回、四回の連続講座をいくつも設定したり、たまたま時宜を得たテーマがあつたら、スケジュールさえ空いていれば直前でも単発の講座を設定する、そういう自由な設定が可能になりました。トータルでいいますと、前期、四、五、六、七月の四ヶ月間だけでも、昨年の前期よりもたくさんの方の講座を開講することができています。一般講座が休みになる八月、九月にもたくさん講座を入れることができますようになりました。

特別講座の例としては、基礎研と連携した資本論講座とか、この町家の改修や賃貸を全部担当していただいた京町家居住支援者会議という組織の方々、建築士や施工業者などを講師に招いて、京町家再生・まちづくりセミナーという連続講座も四回シリーズでやりました。

それから、八月のお盆には、「今あらためて戦争責任を問う」というテーマで、これは四日間連続で講座を開催します。以前から、そういう形の講座設定をしたいと考えてはいたんですけど、金曜、土曜の晚だけという制約があって出来なかつたのが、この町家キャンパスを手に入れることで開講できるようになりました。

中谷 どうもありがとうございました。ちょっと質問ばかり続くようなんですが、だいたいどういう方々が主に来られているかということと、それからテーマの立て方によってどういう方々に来てもらおうと戦略的な重点を置いておられるかなど、テーマの設定と聴講者の拡大についてお伺いできればと思います。

竹内 事務局長どうぞ。厳しい質問ですね（笑）。

中谷 いえいえ、経験を交流して、ぜひ教えていただきたいと思っておりますので。

●受講者の層

藤田 そうですね、一番多いのは仕事をリタイアされた方と主婦の方、年代的には五十、六十代くらいの方でしょうか、そのあたりが年齢層として中心になります。三十代、四十代の現役世代の方々はどうしても少なくなるんですが、印象だけですが、三十代、四十代の方でも、公務員の方などはわりと継続的に来られている方がおられますね。一般講座ではこうした傾向がありまして、学生、院生の方も、たまにですが来られます。一般講座については、どうしても時間的な都合から、仕事を持たれている方はよほど熱心な方でないと継続的にというのはなかなか難しいことがあります。特別講座は、わりとテーマ性をつよく打ち出していますので、この町家再生ですか、あとは商店街活性化というテーマでも連続講座を行っています。十年間の契約で借りていますので、町内会とか商店街にも入れていただいて、地域と密着して、といいますか、地域の一員として活動していくことを今年度は方針として出しています。ですから、昨年度までと違って、こうした特別講座では、地域の方々を受講生として何とか取り込んで、といいますか、一緒に溶け込んでやっていきたいというところですね。

●「場」の魅力で増える若い参加者

中谷 基礎研の中ではジェネレーションギャップ

といいますか、どうやって若い人が積極的に参加できるのかな、ということがいつも議論になるんですが。

京都自由大学では、学習や研究運動に関わられての感想とか印象とか、今後、もっと層を広げていくためにはどういうふうなことを考えられているか、藤田さん、ちょっと若い世代を代表してお話しただけないでしょうか。

藤田 京都自由大学でもやっぱり若い方はそんなに多くはないということはあります。一回でも来ていただいた方はそれなりに目的というか、熱心な思いがあるので、継続したり、事務なども手伝ってもらったりとかで、若い方との繋がりが、本当に少しずつですけれど出来てきています。以前、よく来ていただいていた京都大学の学生さんが京都大学新聞社の記者をしているというので、紙面で京都自由大学を紹介していただいたことがありました。また、立命館大学の学生さんで、継続的に来ていただくうちに、だんだん事務局の仕事も手伝っていただくようになったこともありました。彼はもう就職されているんですが、たまに会議に出てもらったりとか、彼の職場が社会福祉法人ということで、その繋がりでそこの作業所に通われている障害者の方が作った作品の展示会などもこの町家キャンパスで開催したりとか。一挙に若い人にアピールして、たくさん来ていただくというのはなかなか難しいですし、一時にたくさん来ても、どの程度継続して定着してくれるかということを考えると、やっぱり地道に口コミで広げていく方がいいんじゃないかなと。その中で一人か二人との繋がりを大事にしていく、そういう強い繋がりを持てる人が増えていくというのが現実的で、それが理想ではないかと思うのです。大勢の若い人にアピールするというより、そちらのほうがよりよいやり方ではないかというふうに思います。

大学生の場合、昼間は大学の授業に出て、夜、週末にまた勉強しに来い、というのはなかなか厳しいものがあります。ですから、何か別の魅力がないと来てもらえないというところがあります。今まで来てくれた若い方が何故きてくれたかというと、ディスカッションする時間を一時間、必ず確保しますし、場として、わりと小さい場ですから、フランクに話し合えるということと、話し合う人たちが世代も職業もバラバラというところに

面白さを感じてもらった、ということですね。勉強自体は大学でやろうと思えばできるわけですから。そこに魅力を感じてもらった。やっぱりそういった自由に誰でも集まれる「場」があるかどうかというのがすごく大きなところで、去年までも毎週同じ場所で開講してはいたんですけども、貸し会議室ですから、二時間が終わったら出なければいけませんし、講義の時間以外には来ても入れませんし、他の団体が使っていたり、こともありますから、なかなか、「場」としての魅力というのは作れていなかったところがありました。今年度に入って、受講生数が増えているというのも、この建物、この場所自体が京都自由大学の場所である、ということで、受講生の方たちもわりと時間を気にせずに、早めに来てもらってのんびりしている方もおられますし、授業が終わってからも残って先生と話したり、事務局と話したりという時間も自由にとれます。そういうふうにみんなが集まれるとか、あそこにいけばちょっと落ち着けるとか、誰々がいるとか、そう思える「場」が確保できたというところが、受講生が今年度に入って増えている理由だと思います。若い方も、こういう場所に魅力を感じる方は多いですから、今後増えてくるんじゃないかなと、そういう意味ではすごく期待しています。

中谷 藤田さんはこの町屋キャンパスに時間を決めて来られるとか、そういう仕事の形態なんですか。

藤田 確実に来るは金曜日の講座の時で、それ以外では、会議があったときで、常駐しているというわけではありません。他の仕事との関係でなかなか来れないんです。

●ヨーロッパの社会文化センター運動の示唆

竹内 ひとつ付け加えておきますと、こういう学校を始める前に、京都社会文化センターに入っていた人たちが、ヨーロッパ現代民主主義というのを一度見に行こうというので、ドイツやフランスに行きました。ヨーロッパ民主主義というとすぐに、フランス革命だとイギリス革命とか、市民革命の伝統が向こうにはあるが日本にはない、そういうのが通説としてあったと思うんです。しかし、その後のヨーロッパの現代民主主義というのは、どういう構造を根本的にもっているのか、という問題意識で、90年代の末に出かけて行って、主としてハンブルグやベルリンとかのドイツのゾ

ツイオ クルトゥーア ムーブメント Sozio-Kultur Movement を見た。要するに戦後ベビーブームが、それぞれの住んでいる場所でどういう現代民主主義の実験をしているかということを見に行つたんですね。結果、要するに彼らは、地域にたくさんある社会文化センターというのを、例えば工場の跡地とか、廃業した病院の跡地とか、そういうところを改修して、社会文化センターを作っている。つまり一階にはたいていカフェ、二階に事務所があって、ホールとか会議室をたくさんもついている。それで、それぞれの事業活動や集会や学習会を、非常に多目的に展開していくような、そういう文化のセンターが、しかも単なる文化ではなくて、社会的な色彩の非常に濃い、そういう社会文化をつくっていた。このセンターを担っているのが、60年代末の闘争世代だということです。

翻ると、日本には、市民革命の伝統もないけれど、現代民主主義のパートも欠けている。現代民主主義のパートのようなものを地道に作っていかないと、学校もしくは会社と自宅を行ったり来たりしているだけでは、いくら一人一人が賢くなってしまっても、たかがやれることは知れているということを痛感しました。そして、いつかそういうものを京都なら京都に作っていかないと限界があるんじゃないかなということを、問題意識として持つて帰ってきたのです。

70年代以降、多くの京都の大学も、どんどん郊外化していきましたが、都心は空っぽになっていっていきましたけど、ヨーロッパの大学は、首都のど真ん中の宮殿の横とかですね、たいてい中心にあるものなんです。けれど、日本の大学は土地代も高いのでどんどん外に移転していきましたが、結局、都市の中心部と大学文化というものが完全に切り離されてしまった。結局、街中では買い物をしたら後はお茶を飲んで帰るだけ、というような、非常に殺風景な都市になっているのではないかと思われます。もう一度、都心の中に結集力のある文化的なコアを作らないと、ただ買い物をして帰つていいだけではダメじゃないかと。

教員もそれぞれの所属大学にただ立てこもって、内むけに教育と研究をしているだけではパワーは出てこないのではないかというような問題意識を、京都社会文化センターを中心としたメンバーは持つていて、そこにさっき言った三つの流れも加わって作った、ということですね。

田中 竹内先生の京都自由大学発足の三つの系譜を聞きながら、何がそれらを結んだのかなと思っていたんですが、ドイツの社会文化センターと書いて、ああ、そうなんだ、三つの点が具体的なイメージになったのはこれかなと。

竹内 三つはむしろきっかけで、エンジンは、社会文化センターということになるかもしれませんね。

●上田自由大学の「自由」と京都自由大学の「自由」

中村 忘れないうちに、今のお話に関連して、お尋ねしたい点について言っておきたいと思います。

一つは、自由大学の大きな動力が社会文化センターなのかな、という感じなんですが、私の印象では、この自由大学の目標というか理念に、教育の無償化という理念に日本の大学は反している、大きなところでは、そういうことを保障するためにやるというのが非常に強くあると感じているんです。ただ、いろんなものが合わさっているからだと思うのですが、そうでありつつ実際にやっているのはもっと広いというか、よく言えば広いし悪く言うと色んな事が混ざったことをやっている。必ずしも十分それが整理されていないような感じを少し受けるんです。

二つ目は、自由大学というのはいろいろあります。今でも自由大学と名乗る大学が東京にもありますし、あちこちにあるらしいんです。歴史的に見たら、有名な上田自由大学というのが大正期にありましたね。あれが教養主義に傾いて十年で衰退してしまった。つまり学ぶということは良いことなんだけれども、生活とか実践から離れてくると続かない。もちろん原因はそれだけではなく、いろいろあったんでしょうね。そういうことを考えたときに、一般に自由大学という形でやっていくとき、京都自由大学の場合でも、掲げている理念と実際にやることが乖離してしんどくなるということはないのか、ということをちょっと思っていました。そういう意味では、教育内容があまり広がりすぎると、なんだかバラバラになってまとまりがつかなくなるといいますか、そういうことを少し感じるんです。その辺を後でお聞きしたいと思います。

竹内 僕も忘れないうちに（笑）。石田雄さんが、『日本の政治と言葉』という本で、自由概念を明治から現代までずっとフォローしている。そのなか

に、上田自由大学の話が出てきます。1920年代、農民の土地に対する渴望と教養への欲求、このための農民教育ですよね、上田自由大学というのは。で、「土地と自由」というスローガンもあったと言います。それと大正教養主義がくっついていて、自由の中身は、言ってみれば市民的自由なんですよ。そこに、労働運動の台頭があって、市民的自由じゃなくて、集団的・階級的自由なんだ、というのが左から出て来るし、右からは国家主義が来て、国家に奉仕することが自由なんだ、ということで、左右に挟まって衰退したと基本的に特徴づけられていました。

そうすると名前は一緒だけれど、京都自由大学の自由はこれとは違ってきます。国際人権A規約の十三条二項のCの自由、progressive introduction of free education「無償教育の漸進的導入」の意味での自由です。だから、無償という意味の自由なんで、市民的自由はもちろん前提ですが、その上の、社会権的自由と言いますか、国際人権A規約でうたっている自由のところまで届かない、日本における現代的な自由にはなるまいということを強く意識しています。板垣退助以来、上田自由大学をへて、自由概念を手放さず、その質的転換を目指すというスタンスです。平等論が流行っていますが、何のための平等なのか、平等はけっきょく自由実現のための条件です。

もとへ帰って、中村先生は、まとまりがないとおっしゃいますが、私はまとまる必要なんかない、もっともっと多様に様々なことをやるべきで、風呂敷に包めないくらいやるべきで、まだ全然足りないというふうに思っています。

中谷 京都自由大学のお話を伺いましたので、基礎研の方でも自由大学院という形で、中村先生が校長で、いろいろ学習、教育、研究活動をやってきていますので、現在の基礎研の自由大学院の現状と、今お伺いしたようなお話についてのコメントなり質問なりを中村先生のほうから少し紹介をしていただければと思います。

II 基礎研自由大学院の歴史と現状

●働きつつ学ぶ基礎研自由大学院

中村 基礎研のことについては中谷さんのほうが

詳しいと思うのですが、自由大学院に限って言いますと、自由大学院にも歴史がありまして、昔は「夜間通信制大学院」と言っていました。「働きながら学ぶ」というのが基礎研自由大学院の基本的な理念です。働いているということは、学ぶのは夜だということになりますので、夜間ということだったと思います。ただ、時代が変化していく中で、夜間とか通信制ということはなくなつて、現在の自由大学院はゼミの連合体という性格が強くなっています。

基礎研は一応、資格制になっていまして、所員は研究業績、あるいは実績がある人ということになっています。もちろん大学の教員でなければならないというわけではなく市民でもいいわけで、むしろそれが理想でしょうけれど、研究実績の無い人の場合はこの自由大学院に入って二年間研修して、修了論文を書けばその資格が出来るという次第です。いわば、自由大学院は養成機関なんですね。しかし、養成機関であると同時に、所員、所友の活動の場といいますか、年に二回の研究大会やいろんな研究会がありますが、それ以外に、日常的にずっと継続的に学んでいく場として10ほどのゼミがあります。

昔はかなりコース制がはっきりしていて、京都自由大学でやっているような講座が頻繁にあり、研究生は出席するのを義務づけられていたんですが、今はほとんどゼミだけという形で、研究大会にはもちろん出席できますけれど、中心はゼミです。ゼミに参加してそこで論文を書くという形になっています。自由大学院自身がゼミの連合体みたいなものに縮小してしまっていたんですが、最近はゼミを活性化させて、新しいゼミも作って、そういう研修中の人にについては積極的に資本論講座とか、あるいは春、秋の研究大会にも参加する、場合によっては発表する、報告もする、ということをやって、少し上向きになりつつあるかなと思います。

それと、基礎研自身が40周年記念で、『時代はまるで資本論』を出版し、全国展開で出前講義をやっています。自由大学院としては、五月には滋賀大学のサテライトプラザでやりまして、これも大盛況だったんです。それから京都自由大学の特別講座、これも他団体との交流、連携と位置づけてやっています。今のところちょっと模索中といいますか、昔の姿に戻そうという気はないのです

が、基礎研の自由大学院の特徴を活かして、もっと活性化させたいなと思っています。

竹内 会場とか、ゼミ生の受講料はどうされているのですか？

中村 会場については、全部ではないのですが、半分くらいは事務所でやっています。残りの半分は大阪とか、あるいは自宅でやっている先生もありますね。受講料というよりも、所員の場合は年間14400円の所員費を払っています。所友、研究生も12000円を払っています。それには機関誌『経済科学通信』の購読料やニュース代なども全部入っています。研究生の場合は修了論文の審査時に30000円必要です。参加者の比率はよくわかりませんが、研究者と、市民研究者、それからいわゆる市民。

田中 研究者と、働きながら来ている人と、リタイア組もいたら、半々くらいでしょうか。若い労働者も来てますし、院生もいます。学生も。

中谷 僕の印象では、ゼミに教員は一人くらいじゃないですか？だからもっと労働者の方の比率の方が高いのでは？

田中 市民研究者を労働者と言うか、研究者と言うかという問題があるんですけど。研究者を大学教員とすれば研究者は減りますけれど。大学の教員ではないけれど研究業績がある人たちが結構いられます。長い間勉強しておられるすごい人がいっぱいいるんです。社会的には、本も出したり、講演したり、大学で教えたり、とか。

●基礎研が育てる市民研究者

中谷 何人か、母校の非常勤講師になっている方も出てきていますね。わざわざ東京まで出かけていて非常勤講師をやっているとかね。そういう方もおられるくらいです。

中村 やはり基礎研の特徴は学習運動と学会活動の結合なんですね。研究所と言っていますが、学会であって、それでいて、研究者ばかりでなく市民あるいは研究者になろうとしている市民とか院生を含んでいるというところが非常に変わっています。

それと、京都自由大学と比較したときに感じるのは、基礎研の方は学習の継続性といいますか、十年、二十年、三十年と、ずっとやっている人が少なくないですね。自由大学の場合は、リピーターで、継続している人もいるでしょうけれども、

割と出入りが多いような印象を受けていますが。竹内 所詮、一回一回のライブが勝負で、蓄積してそれでどうなるのっていうスタンスです（笑）。中村 我々の側としては、そういう一回だけでは物足りない、やっぱり継続してずっとやりたいというような人が、例えば基礎研が開いているゼミに目をつけて、ここで『資本論』なら『資本論』を何年かけて学びたいというような人がもしもいたら、自由大学院で受け入れて、というような連携があれば非常にいいなという感がありますね。

ちなみに私も社会思想史ゼミというのを担当しているんですが、ずっとアダム・スミスの「法学講義」を原書で読んでいます。もう四年ほどになるんですが、非常にハードルが高い。昔の大学院のレベルを一つの目安としてそうしているんですがね。他のゼミはほとんど日本語でやっています。竹内 アダム・スミスを英語で読んでいるというのは、たいしたものですね。働きながら。

中谷 田中さんもご参加されていますので、田中さんのほうから基礎研での自由大学院での学びと、今、お話を伺いました自由大学との学びとの比較なんかもされながら、何か田中さんの現在の学んでいることなどについて、気軽に印象をお話していただければと思います。

●自由大学院から社会へ発信

田中 私は、藤岡惇先生のゼミでグローバリゼーションや環境などの現実を学び、中村先生のゼミでスミスの「法学講義」を軸に思想の歴史を学んでいます。ゼミには京都だけでなく大阪や滋賀、兵庫など近畿一円から月一回集まっています。この二つのゼミだけでも、学生や院生や、関西9条の会の人や京都ユニオンの担い手、自治体でジェンダー問題に取り組んでいる人、社会保険労務士、企業のコーディネーター、小学校や高校の教師や元教師などさまざまな方々が参加していられます。小学校の教師のひとりは、「スミス法学講義」の原書講読をはじめた頃、ネイティヴに、「こんな難しいものをやっても英語の役にはたたない」と言わされたそうです。みんな時間と格闘しながら、こんなに時間とエネルギーとお金をかけてそれがどんな役に立つかと、多かれ少なかれ悩みながら参加していると思います。きっと、指導の先生方も。でも、みんな継続して参加しているのは何故なんだろうと。

私自身について言えば、今は大学の研究所で研究員をしていますが、もともとは学問とは関係のないところで社会人として活動していました。活動が拡がるにつれて自分に限界を感じはじめ、当時はハウ・ツーもの全盛時代でしたが、それだけではダメで、もっと社会を見る目を培う必要性を痛感して、資本論講座をきっかけに基礎研に参加したんです。優等生の発言みたいですが、基礎研で幅広く学ぶことで、たぶん、歴史や世界の中に自分を位置付け、自分を客観化して、活動をリフレッシュさせているんだろうなと思って出かけることになっています。それは、京都自由大学の参加者でも同じだと思います。

ただ、自由大学院が自由大学と大きく違うのは、研究したことを発信することだと思うんです。あるゼミでは、もう4冊目の出版にかかっていますし、出版したものが大学のテキストとしてつかわれたりもしています。私の参加している藤岡先生のゼミでは3年前に『市民が創る経済学①』を出しましたし、中村先生のゼミでは、昨年、スミス専門家の中谷先生のお力添えもいただきいて、『アダム・スミス「法学講義Aノート」を読む』を基礎研自由大学院から出版して、現在2冊目の出版に取りかかっています。先ほどお話しした小学校教師も、最近ではスミスや教育の問題などを次々に教育雑誌に発信はじめています。

中村 学習するだけではなく、研究し、学んだことの成果を世に問うるのは自由大学院の基本的なスタンスですし、基礎研は学会ですから、当然の責任だと思っています。

中谷 先ほど、中村先生から話がありました継続性の問題ですが、良い意味ではかなり継続していますが、あまりメンバーが替わらない。特に若い人が今後どのように主体的に参加していくのかということが大切になるんですが。

田中 私は、文化を共に育っていくのは、次の世代をどう育てるかだと思っています。重本先生が『経済科学通信』114号に書いていらしたように、今の大学教育だけではできない部分、どのように市民を育てるかという部分についてお伺いしたいと思います。

Ⅲ 既存の大学の限界とその克服をめざして

中谷 私の場合も、大学はキャリア教育ばかりでね、いかにも即戦力というか、いろいろ資格を取らせるとか、そういう方向にますます重点がかかるといっている。入学説明会で両親の質問といったら就職先とか内定率とか、そんな話ばかりになっている状況もありますので、受験生を確保する上でもそうなっていく。重本先生が言っておられたように、次世代というか、世代を超えて、いろいろやりながら市民をどう育てていくのかというのは、大学の中だけではなかなか充分には出来ない面も多いなと思います。自由大学なり、自由大学院なり、今後ますます発展をしていかなければならぬと思います。

そういう点で、大学以外での学びの場の大切さという点について、お二人の先生の方から何かご意見がありましたら。

●「制度化された大学」と「制度化されない大学」との連携

中村 私は、数年前に「制度化された大学と制度化されない大学」という概念化をして問題提起をしました。もっと言うと「見える大学と見えない大学」ということになるんですが。鶴見俊輔さんの言う「見えない大学」というのが頭にあるんですけれどね。鶴見さんは、大学の中の形而上学クラブとか「ウイーン学団」とか、そういうのはもちろんだし、ミクロの関係も含めて、たとえば、今晚のおかずは何にしようか、というようなことをめぐる女の子と母親との会話とかですね、そういうところも含めて全部、「見えない大学」というふうに包んでいまして、そこまで言うとちょっと言い過ぎかなと思うんですけど、いずれにしても、私も大学で教授として仕事をしているときにずっと感じていたのは、「制度化された大学」というのはちょっと狭いし、かなり行き詰まっているな、と。「制度化された大学」に「制度化されない大学」を対置して、それを強化して、その上で「制度化された大学」と「制度化されない大学」が連携する、そういう道を探らないといけないなと感じました。

竹内さんも「制度化された大学」、今の大学は人権規約違反でしからん、だから自由大学にしか未来は無いという見方を非常にラディカルに言われていますが、確かにそういう面があるんですねけれど、しかし現実に「制度化された大学」はおかしいけれど、それが存在して、ものすごい量としてある。やはりそれを何とかして変えなければならないわけですから、当面は「制度化されない自由大学」で、その可能性を追求するのも必要ですけれど、いずれは「制度化された大学」を変える、あるいは自分が存在することによって「制度化された大学」に影響を与える、そういうことがないとあまり長続きしないんじゃないかな、という気が私にはするんですけど、そのへんはどうでしょうか。

●自由大学は戦後民主主義の受渡しの場

竹内 田中さんの問題提起を受けて言いますと、何ていいますか、これは直感ですけれど、要するに戦後民主主義が70年代の初頭くらいから、もっと前からかもしれません、だんだん力を失っていって、そして新しい民主主義はあまり出てきていない。まあ、簡単にいうと、そういうふうに思っています。戦後民主主義を担っていた、今リタイアしている60歳より上くらいの人たちの力は、80年の人生ですから、頭の中にも体の中にもいろんなものがあると思うんですね。それで、そういう人たちが自由大学にも自由大学院にも来られていると思うんです。これを、どこかで継承するような場所がないといけないんじゃないかなと。どんなに新しいものが出てくるにせよ、まったくこれら切れた形で、全部おじいさん、おばあさんが死んじゃって、勝手にゼロから作るというのはもちろんあり得るでしょうけれど、それは迂回しきりです。もったいない。このつなぎ役ですよね、自由大学のようなものは。つまりそういう人たちの中にいる戦争体験だと、戦後民主主義だと、そういうものについての記憶とか行動力とか、嘆きでもかまいません、消極的でも。そういうものが、それなりに、例えば中村先生のお言葉でいうと、「制度化された大学」でどのくらい受け渡しができているか。各家庭でどのくらいできているか。地域でどのくらいできているか。それらの検証がそれぞれ必要でしょう。けれど、あまりできていないんじゃないかな。そういうのが、世代を超えて、

性を超えて、民族とかいろんなものを超えて、フ ラットにしゃべれるような場所というのは非常に 少ないじゃなかろうかと。

中谷先生がおっしゃったみたいに、資格とか生 残りとか、そういう大人の敷いた線路の上に若 者は乗せられて一生懸命それやっているだろ うと思うんですけれど、そのレールに乗るだけでは 飽き足らず、もっと本質的に何を学ぶかとい うのが、実現できる場所とかチャンスが異常に少 なくなっていて、若い世代の学生、若者から言うと、 そういう話を聽けるような場所は不足していると 思うんですね。イメージが全然でこないくらい 少ないと思うんですよ。それで、それをつなぐよ うなことが、藤田事務局長も言ったけれど、それ が出来れば、つまりここに60代の方々がおり、働 いている人がいればさらに別のエネルギーがあり、 そういう人たちが若者に対してどうということを自 分たちが考えているかということを述べ、講義を 聽いて、何を受け取るか、そういうコミュニケーション の場所として自由大学が機能しうるならば、「受け渡し」の場になりうる。もう10年、20年遅 いと、「受渡し」のタイミングをはずしてしまうの で、今じゃないといけないということがあると思 うんです。

●知識人を鍛える場の必要性

それからもう一つは、これは知識人側の問題で すが、まずは言葉と、戦後日本の中には社会党一 総評ブロックがあった。これは非常に大きかったと 思うんです。つまり日教組、国労、動労があつて、 それで、岩波文化というか、雑誌『世界』、そ のほか雑誌『展望』などがあつてですね、そうした雑誌でリベラルあるいはやや左翼的な学者・知 識人が書いて、この言論が日教組や様々な社会党一 総評ブロックのルートで降りてくるということが、 戦後から70年代はじめくらいまではあったと 思うんですよ。ところがその社会党一総評ブロッ クが解体した。それでリベラルな雑誌の読者層の 土台が崩れた。『世界』も部数が減り、『展望』は 廃刊。知識人が民衆の裾野へ自分の知識を、あえて 言えば、知識を降ろしていく場所が自分が所属す る学校しかなくなりました。それでアジ演説したり 啓蒙活動したりするようなところは減ってい ったと思うんです。

そうすると、大学教員の場合、それぞれの教員

が、各大学で一生懸命研究教育をやっていると思 いますけれど、学生は、中谷先生の言われたよう に、いわゆる資格試験のためにタコツボに入れら れているわけです。そこに向かって、歴史的な戦 後民主主義の発展の課題を出してもマッチしない わけですよ。このエネルギーは結局どこにいって いるかわかりませんけれど、結局流通ルートがな くなっているわけですよね。そうすると、そのぶん 知識人を鍛える場所が減っていった。それをどう 作っていくかという課題があるにもかかわらず、 それぞれの大学の生き残りとか、自分の業績づくり のために忙殺されていて、そのエネルギーをかため ていく場所がなくなってきたと言わざるをえ ません。そういうところを自覚的に考えないと いけない。政党に頼んで作ってもらうという時代で もない。自分たちで、市民社会を自覚的につくり、 実験的に生きていくしかないだろうと思うんです。 つまり、若者側のおかれている非常に貧困な状態 と、知識人側の知識流通ルートの喪失、こういう ことを見据えた社会改革のイメージが大切で、そ の足場の衰退で、私たちは非常に困っているんでは ないかと。そういうふうにちょっと思っている んです。

中村 知識人というのは、自分たちの自治組織と いうか基盤をもっていないと、政府に取り込まれたり、あるいは戦争に動員されたりしやすい存在 です。そういう点でいうと、今、日本の知識人とい うのは、かなりそうなっているんじゃないかな?直 接的に動員されている人もいるし、あるいは間接的に 政府のいろんな審議会の委員になりたがつて、 それになって、自分としてはいろいろ学者と してやっているつもりだけれど、実際は何らかの 見返りに釣られて利用されているという人がもの すごく増えているような感じがします。

田中 基礎研の場合は、知識人が降ろすだけでは なくて、知識人も労働している人たちから学んで いくんだということを先生はおっしゃっていました よね。自由大学もきっとそうだと思うんです。 そこで講義なさる先生と、現実の社会との切り結び みたいなものが、知識人をも鍛えていくという。先ほど、竹内先生が、鍛えられる場所がなくなつたとおっしゃっていたのはそれだと思うんですが。

●公共圏としての自由大学

中村 私は今日、何故ここが社会文化センターい

う看板を掲げているのかという意味がわかりました（笑）。今まで何で自由大学が社会文化センターなのかなと思っていたんですけど。ハーバーマスが公共圏というでしょう。これがその具体的な姿かなと感じました。

竹内 少なくともそう思っている人はいると思います。僕なんかもそう思っていますが。

藤田 2005年の発足のときから関わらせていただいているが、元々のイメージとしては、ハーバーマス的な、公共圏の原的なイメージというものを持っていました。最初はカフェからスタートしたこともあります。まあ場所の問題ではこれまで難しい話もいろいろありましたけれど、京都自由大学で何をやるのか、一般の市民の方にたくさん来ていただいて、そこで何を狙っているのかということを考えると、学ぶということを、本当にわかりやすく、基本の基本まで立ち返らうということだと思うんです。

要するに、自分の主張とか言いたいことをただ一方的に話すだけでは空しいし、偉い先生の話をただ聞いて帰るだけでも満たされないし、そのどちらも、学びですかと言われたら、たぶん違うと思うんですね。で、ディスカッションの時間を長くとっているのは、話し合いましょうということです。話すだけでもなくて、聞くだけでもなくて、学びということを基本の基本まで立ち返ったら、要するに話し合うということじゃないかと。そういうことはやっぱりこういう小さな、時間もしっかり取れる場でないと、既存の大学ではなかなか難しいところですから。各論に入れば難しいことはいろいろありますし、理念的にも突き詰めれば突き詰められるんですけど、ここでは、話すだけでも聞くだけでもなくて、話し合うという、学びの基本の基本をやりましょうと、そういうふうに僕は理解してずっとやっています。

●地域に根を張った組織づくりへ

中村 ここの商店会や町内会とかに入っているということなんですが、例えば祇園祭のときなんかに、この辺は祇園祭の鉾が立つんでしょ？ そこに関わるとか。

竹内 鉾町の南の端がここのすぐ北のところで終わっているんです。そんなことになつたら大変ですよ（笑）。神輿をかついだり、とてもハードですから。自由大学に若い人がたくさんいたらできる

かもしれません（笑）。

中谷 ゆくゆくはやっぱりここを、カフェというたまり場のような形にして、改装もして、講義も勉強もできるようにという構想でやっていかれるのでしょうか。

竹内 それはすごい長期的なことですね。今はまだ、つぶれないでやれるかどうかというところなので、ちょっとそれを言うとアホかと言われます（笑）。

中谷 受講料だけでやっていくという事以外に、財政的な基盤をもう少し強化していく上で、NPO法人ということと、何か良い財政、資金計画というのはあるんでしょうか？ それに、今後、重点的にとりくんでいくことになるんでしょうか。

竹内 当面、NPO京都自由大学としては、一般市民と、講師あわせて100人のNPO会員を目指しています。一人12000円の年会費です。京都市に住んでいる人だけではなくて、全国的に、京都でそういうことをやるのであれば滅多に行けないけれども、会員として支援するという人が日本に100人いれば120万円になります。そうしたら月に十万円の家賃で、120万円、それを完全にNPO会員から集めることができれば、家賃の心配はいらなくなるので、今年はとにかくそれを目指しています。後は寄付とかいろいろな特別講座で、今年は少なくとも千円とっているので、一見の飛び込み客がそれなりに来てくだされば、楽になります。100人のNPO会員の上に、特別講座、あるいは一般講座の500円分の上乗せができる、フリーター的な人、アルバイトをやっている人、派遣切りをされた人とか、いろいろな方とも交流ができる。手伝ってくれる人がいたら、そこに投資したり、あるいはもっといろいろな講師の枠を広げるとか、新しい授業の展開とか、いろいろ可能性が出来ていくんだろうと思います。ファンダが貯まっていけば、ヨーロッパの社会文化センターのようなビルに、少しづつ近づいていけるかもしれません。

具体的なところで言うと、ドイツのハンブルクにモッテという社会文化センターがあるんですけど、一階にカフェがありまして、ツインケンという名前です。ツインケン文化と呼ばれているのは、要するに、ツインケンの意味はいかさまトランプの目印のことらしいんですが、転じて、「隠さずにさらけだす」文化という意味なんだそうです。同じメニューでも、お金持ちの人は高価で、貧乏

人が、俺は貧乏だって言ったら安くなる。金持ちと貧乏人がテーブルを挟んで向かい合って出会える。こういう、社会階層を超えるような場所を自覚的に作っていくというカフェですね。値段が違う。同じものなのに値段が違うというのは、おかしいですよね。でもそのおかしいことをやっていくことで、人々が会える、そういうことを了解しろ、というメッセージです。そういうのは面白い。ただ単にカフェがあるというのではない。コーヒーが美味しいとか、軽食を食べる、という以上の意味がでてくる。それが社会文化の核心です。

中谷 資本主義の金銭文化を文字通り根本から覆すような、違う値段の、複数の値段制度ですね。

●大学評価学会と自由大学の理念

中村 話がちょっと飛びますが、自由大学の源泉の一つの大学評価学会との関連で、自由大学の活動、あるいは京都自由大学として大学評価をどんなふうに見ているか、あるいはそれに対して何かやっているか、とか、そういう点はどうですか。全く無関係ですか。

竹内 人的にはつながっていますが、大学評価学会は全国学会で、国立大学法人化以降の、メガ＝コンペティションの状況におかれた大学の、しかも基準協会の出してくる基準が、一体これでいいのかどうかというのを検討するところですね。そういう意味では、大学に対する非常に内在的な検討のための学会でしょう。自由大学は在野というか民間というか、そういうもので、本当の意味での良い大学を作るための判断基準を出そうとしているのが大学評価学会ですから、自由大学がそれについてどうのこうの論評する立場にはありません。学界全体の動きに対して、市民サイドからそこに属している人が来ていろいろしゃべれば、本当にそれでいいのか、と、中身についても、今の大学がおかれてる状況は本当にそれでいいのかということを、自由大学の受講生は受講生なりの視点で言うということですかね。人的にみれば、大学評価学会に自由大学の講師が全部所属しているわけでもないので、どのくらいでしょうか。10人くらいですかね。70人くらいの講師のネットワークで10人くらいです。まあ、それでも三分の一まではいきませんから、団体単位ではなく、個人で動いています。

中村 それとは別個のものだから、自分たちは独

自の道を行くというものではなくて、やはり大学と名乗る限りは、それなりの水準というかレベルアップもして、あるいはそうすることによって既成の大学を批判していく、あるいは、その基準を批判していくなど、そういう自分たちの運動を通して何かの形で働きかけていくという面もあるんじゃないですか。

●大学の財界加入と非正規職員の急増

竹内 評価学会に所属していて、かつ、自由大学の講師としてもやっている人は、その両方の現実を見て、そこで自分でつないでいくということでしょうね。団体と団体が直接協力するとかそういうことはないので、両方に所属している教員が、それぞれに所属していることの意味を自分で考えていくことが今の段階だと思います。

それで、大きくは直接大学評価学会ということでなくとも、今の大半、国公立、私立大学がおかれてる状態について、京都自由大学に来ている市民や講師はどう考えるかという、ここはわりと重要な問題だと思うんです。京大の図書館の職員で雇い止めをされて時計台の下でテントをはっている二人の職員がいて、たまたま彼らは五年任期が他の職員より早く来たために今年の二月に首をきられました。それで、この間、自由大学に呼んできて講演をしてもらったんです。三十代の、京大の大学院を出て図書館で働いている任期付きの職員の方ですけれど、非常に低賃金でね、京大は約5200人職員がいる中で、任期付き職員は約2600人いるんだと。要するに半分は非正規なんですね。非正規で給料も安いが、彼自身は別に結婚しなくてもいいし、一人で図書館の職員で定年まで働けたらそれで充分なんだと言ってました。正職員にしろとはいわないんだと。ただずっと働きたいんだと言うのです。で、極端に言えばワーキングプアでもいいんだと。プアでもいいんだ、月額15万くらいだったと思うんですが、別に正職員にならせる激励とか、そんなものはいらないんだとはっきり主張されたんです。

ただ、彼の願望とは別に、どうして任期制の職員が大量に国立大学で出てきたかという話の中で、要するに今年の5月11日に、京大、阪大、神戸大学が、関西経済連合会に加盟したということを僕は討論の論点にした。既に加盟している私立大学もあって、それは関西経済連合会なんだけれど、

早稲田、慶應は入っているし、関関同立が入っていて、その他、私立大学全部をあわせると11校が既に加盟しているというふうに報道されています。私立大学は学内の非正規化をどんどん進めてきたわけなんですよ、90年代から、ずっと。それで私学の非正規職員の状態についての調査はまだされていない。今年の6月だったか私学連盟がはじめて調査するということで、まだ実態がとりまとめまでいっていないんですね。私学でそういう状態が先行して、国立もほとんど全てと思いますが、東大、京大、その他加盟した大学だけでなく、ほとんどの国公立大学が同じような非正規化をやっている。そうすると京大の数字でいうと二分の一、非正規社会ですよね。二分の一非正規社会で、日本全体だと非正規は労働力人口の三分の一ということになっていますけれど、大学のほうは二分の一であるとすれば、格差社会に後からはいっていくというよりは、格差社会を前で引っ張っているんですね、大学が。かつて、60年代には財界の政策が教育を歪めるといって批判していましたけれど、今や大学は財界そのものなんですよ。で、財界化した大学は、当然、民営化を進め、内部で一体何をひき起こしているのか、半分非正規にして安上がりにしていくということが進んでいくわけですね。

●身動き取れない知識人たち

そういう中におかれていたらですね、極端に言うと、60年安保の強行採決したときに、知識人で鶴見俊輔、竹内好が辞めたように、こんな大学でやってられるかって言って何人かの知識人は辞めたり、抗議した。いま、どうでしょうか。あの時以上の深刻な状態におかれているけれども、京大、阪大、神戸大の先生が辞めているかというと、辞めていない。抗議もあるかもしれないが聞こえてこない。財界に入ったということも、新聞記事を見て「入っていたのか！」というような状態で、本当は誰か辞めても不思議ではないんです。だけど辞めたら行くところが無い、今は。昔はね、滝川事件で京大の先生が辞めたら立命館が拾ったわけですよ。ところが国公私立大学はいまや全部同じような危機の中にあって、日本の大学を辞めて外国の大学に行くとか、そういうことをやれる人はやればいいんでしょうけれどね。そういう状態になっていると思うんですよ。そういう中で、京

都自由大学はですね、手を汚さないで自由に日本の大学について発言できる希有な場所です。総体として民営化する大学、そこに所属している先生が、京大、阪大、神戸大学の関西経済連合会加盟はけしからんといつても、じゃキミはどうするのか、非常に身動きがしづらいわけですよ。じゃあ、教室で、授業で、大学の財界化けしからんと言えますか。言いにくいでしょう。じゃあどこで言うんですか。言う場所が無いんです。そういうことは非常に重要ですし、ますます重要になってくる。大学評価学会と自由大学の直の協力というのはできませんし、やるべきでもないと思いますけれど、日本の大学が全体としておかれている状態と、そこからちょっと一線を画して、自由大学が言えることというのは非常にはっきり、今、あると思うんです。

中谷 ありがとうございました。何か最後に皆様の方から一言追加とか、脈絡関係なしに論点がありましたらお伺いして終わりたいと思います。

中村 聞きたいことがまだちょっとあったんですが、一つはNPO、先ほど組織図の説明がありましたので、NPOと自由大学との関係。組織形態としてNPOのメリット・デメリットと言いますか、たぶん良いことばかりじゃないような気がするんですけど、自由大学というものは、このNPOという組織形態抜きにはありえないものなのか、あるいはそうでなくともあり得るのかというところをちょっと知りたいと思います。

もしも時間ががあればこのNPOのことについて一言触れてもらいたいと思います。

●NPO運動は現代民主主義の柱

竹内 僕は専門じゃないので、今から言うことは基本的に重本直利さんの受け売りです。重本さんの考え方によると、要するに現代民主主義の大きな柱はNPO運動なんだというのです。現代民主主義の中身は結局NPO運動なんだという考え方ですよね。NPOそのものはピンからキリまで、いろんなものがあって、眉唾物も含まれているんだけれど、だけど、じゃあそのNPOを悪い人に任せておいたら社会はどうなるか。NPOというのが出て来たのは要するに、福祉国家が基本的に収縮していく、かつてパブリックセクターや準パブリックセクターがやっていたような仕事が、民間企業も拾わない、国家も拾わないようになった結果です。

で、市民に丸投げされてしまった。放っておいたら、国家も助けない、企業もやらない。そこに悪い人がだんだん入っていっちゃうとなると困るだろう。放任しておいたら福祉国家が再生できるかというと、そういう展望は今のところはない。少なくとも簡単には出てこないと。そうすると、そこに市民が入り込んでいて、健全なNPOを作っていくしかない。いろんなところで生活の困難も出てくるし、人格の歪みも出てくるし、いろいろ問題が出てくるので、結局、国家が投げ捨て、企業も捨わない領域で、どういうふうに頑張るか、そこに問題が集中してくるわけだから、NPO活動がひとつのおおきな焦点となるというのが、重本さんから僕が学んだことです。

そうするとNPOという、その枠組みを利用する必要がある。ただ単に教育機関としてだけやるのではなくて、NPO活動とは何かということを、教育を取り口にして、NPO活動にも参加させていくような道筋もつくっていく。正直言うと自由大学はNPOでなくとも、教育機関として、ただ講師が来て、聞いて、ライブ活動でやっていくことはできるんだけど、それだけだとたぶん現代人の資質としては充分ではないだろうというのが今言った点から出てくると思います。NPOなしには出来ないのかといったら、なくても出来ますけれど、現代ではそれで充分とは言えない。

田中 それにかかる実務というのはすごく大変だと聞いていますか……。

竹内 登録の手続きですか。それはもう重本さんなんかが相当苦労して、何度も役所に足を運んでやられたと思います。とにかく実務能力がないから今の知識人は手詰まりになるんだと。実務能力を身につければ、知識人の考えていることはもっと役に立つんだという、彼の考えですね。実務能力がないからクダを巻くしか芸がないんだと(笑)。

中村 努力して、実務能力を身につけたらいいと……。

竹内 そうそう。そうすると場ができるんだと。場ができたら予想以上のいろんな展開や、いろんな新しい人との出会いや、いろいろなものが出てくるので、ただ実務能力がないことが、足かせになっているんだと。その足かせを取れば、いろんなことがやれるんだと言うんです。それは確かにあるなあ。

中谷 基礎研のほうでももう少し財政的な基盤も

含めてそういう組織形態のあり方を、少し見直さないといけないなという話にもなってきていますので、いろいろ参考になったかと思います。

●教育のあるべき姿を国際社会に向かってGO!

竹内 最後に、自由大学の案内パンフを作ったんですけど、要するに世界人権宣言とか国際人権規約とか、それからユネスコの21世紀高等教育宣言とか、基本的な、大学があるいは教育がどうあるべきかということについての世界史的な水準を画するようなものが、我々の共有財産としてあるわけです。だけど、日本の国家とか政府、あるいは地方自治体がそういうものをちゃんと理解してやっているかというと、どうもあまり理解しているように見えないわけですね。大学もそれを理解しているかというと、必ずしもそうでもないのではないか。そうなってきたときに、京都自由大学は非常に小粒なこの程度の存在でしか無いんだけど、国連レベルで期待していることはそれだと思うんです。だけど、所詮国連は国家が加盟してできあがっているのですから、先進国の日本のような政府もあまり熱心に規約を、国際的ルールを守ろうとしていない。アメリカもあまり守らない。ヨーロッパはそこそこやっているところもあるんだけど、彼らは上品だからあまり大きな声で言わなくて、やっているわりには地味だと思うんですよ。あと、発展途上国はそういうことを実現できる可能性や条件も欠けているし、発言しない。そうすると、国連があって、国家があって、各地方自治体があって、各大学があって、一番下に京都自由大学があるんだけど、私たちが目指す目標を一番聞いてくれそうなのは、普通の大学でも自治体でも、国家でもなく、結局、国連が一番聞いてくれそうな相手なんです。

それで、僕は京都自由大学の案内を、英文に訳してユネスコに送ったんですよ。これが記事になるかどうかは別にして。ユネスコとしては、国連の一連の規約や宣言をやってくれる手足が欲しい、もし、そういう団体が世界中のいろいろなところに居てくれれば、非常に応援したくなるんじゃないかなと。もしも、国連と一緒に協力できるような手足に認定してくれるんだったら、僕らも国連を権威主義的に置いとくのではなく、権威を利用すればよい。それは私たちが国内でいろいろ訴えていく場合も、一種のお墨付きになって便利なんで

すよね。それで自由大学の理念部分ですけど、設立趣旨のところを中心に、英訳をしまして、この前パリのユネスコ本部に送って、非常にフランクに国連の理念やユネスコの目指しているものを、小さいけれどやろうとしていると売り込んだ。国内で行き詰まつたり、お金を集めにくくい状況もあるので、フォーマルなメッセージを手紙で書いてくれないかと頼んだ。国連と一番下のNPO団体がダイレクトに協力して、それで真ん中にいる普通の大学とか自治体とか国家とか、そういうものをサンドイッチみたいに挟むような形で展開する、そういう新局面を作れないだろうかというふうに書いて送ったんです。それで返事を待っているんです。

田中 そういう発想はどこからくるんですか。

竹内 僕は、自由大学の先輩のような社会人大学を見つけた。そこの玄関に、ユネスコの表彰状がはってある。デンマークのIPCという国民高等学校です。これはどういう学校か調べたら、第一次大戦の時に、デンマークとドイツが戦争をしたので、ドイツ人とまた同じような戦争をしたくないと思ったデンマーク人が作ったんですよね。それからベトナム戦争の時期に非常に活発にやって、今も国際平和教育というのをやっているんですけど、たぶん60年代の末くらいにもらっているんですよ。50年くらいやってもらっているんですね。僕らはまだ5年なので、表彰状の資格は全然ないのです。継続は力ですね。

●最後に

中村 最後に、今日はこの自由大学の「自由」の意味というのを教えてもらって、非常によくわかりました。やはり人権規約の教育の無償化というのですか、これが大きな柱としてあって、そして社会文化センター運動というのがそれを具体化していく上でのモデルになっているというあたりも、かなり得心がいきました。基礎研は学会ですけれど、独特な面がありますが、自由大学院は本当は内なる養成機関ですけれど、ちょっと外に開かれている面もあります。その意味で自由大学の理念と現状をお聞きして、いろいろ刺激を受け、参考になりました。非常にありがとうございました。

今後も何か一緒にやることがあるという感じがします。こちらもですが、こちらも継続性という点で、先ほど言いましたような欲求が高まったときにはこちらに来ていただいて、継続してもらえるかな、と思います。

中谷 ありがとうございました。本日は基礎研の方からいろいろ自由大学の方の経験なり課題なりやり方をきかせてもらい、本当にいろいろ面白い、興味あるお話を伺いできて大変ありがたく思っております。こちらのほうはまだ充分にお話できなかったこともありますので、今後もこういう機会があれば是非協力関係を深めながら、正規の大学以外のところで学べる場を両者一緒になって拡大し強化できるような、その一歩として、今日から始まればいいと思います。本日はどうもありがとうございました。今後ともどうかよろしくお願ひしたいと思います。
(終わり)

投稿規定

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート、読書ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

原 稿

- ・投稿は、編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMS-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。

- ・審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。

- ・抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート・読書ノート 5000円、研究動向・書評 2000円

編集後記

▼ 本号は、118、119、120号と続けてきた基礎研40周年記念特集号を終えて、本誌として新しいスタートとなる号です。

▼ 特集テーマは2009年研究大会（9月12-13日、於：大阪経済大学）「幻想の地方分権改革」です。遠州、二宮、小森、初村さんの論稿のほかに、広原盛明（元・京都府立大学学長）先生から力のこもった大会感想が掲載されています。また、国家論をめぐる報告5本と感想2本、そしてアメリカ経済論についても特集を組んでおります。

所員および読者の方々が、この充実した内容に大いに刺激を受けられることを期待しています。

▼ 編集局会議は、この9月以降に限ると、9月25日、10月30日、11月25日、というようにほぼ1ヶ月に一回のペースで開催されています。毎回、基礎研内外の研究活動はもちろん、「NEWSを読み解く」にかかる日本と世界の動きを話題にするなど、充実した会議を行なっています。

▼ 編集後記を担当している角田は今年から編集局員の1人になりました。編集局会議に参加していくとくに感じることは、基礎研の活動範囲が広がって、他の研究会や学会との交流の場がもたれるようになっていることです。編集局としては、こうした基礎研内外の活動や交流を誌面においてどのように反映させるかということが大きな課題になっています。内容が充実してくるにともなってページ数も増えていますが、すべてを誌面に掲載することは不可能ですので、当面は、秋の研究大会、春季研究交流集会の内容を各号に反映させるとともに、編集局の独自企画をこれに加え、年3号発行体制を維持していきます。

今後とも、本誌へのご支援、ご愛読を賜りますよう、よろしくお願いします。

（角田修一）

好評につきたちまち重版！

時代はまるで資本論

貧困と発達を問う全10講

基礎経済科学研究所編 二五二〇円
「ワーキングプア」、「蟹工船」のリヴィアル。新しい「貧困」にどう対処するのか。
近代経済学の古典『資本論』から現代社会を読み解く鍵をさぐる。

階級政治！――日本の政治的危機はいかにして生まれたか

渡辺雅男著 二五二〇円
「階級政治」を分析用具に、戦後政治を社会科学の俎上に乗せて分析。

市民社会と福祉国家

渡辺雅男著 三〇四五円
現代を読み解く社会科学の方法

国際平和と「日本の道」

東アジア共同体と憲法九条
望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 一五二〇円
階級社会論・福祉国家論・グローバリゼーション論を社会科学的な視点で読み解く。
国際平和のために日本ができるることは? アジア共同体に可能性を問う。

経済統計学

基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 二四五円

モノの越境と地球環境問題

グローバル化時代の〈知産知消〉
窪田順平編 二四五円

地域発! ストップ温暖化ハンドブック

戦略的政策形成のすすめ 水谷・酒井・大島編 二九四〇円

〒606-8224 京都市左京区北白川京大農学部前 図書出版 昭和堂 郵便振替 01060-5-9347 *定価は税5%込価格
TEL 075-706-8818 FAX 075-706-8878 <http://www.kyoto-gakujutsu.co.jp/showado/>

経済科学通信 第121号 2009年12月25日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL <http://www.kisoken.org>

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

中谷 武雄

藤岡 悠 角田 修一

大西 広 田中 幸世 増田 和夫 森岡 真史 森本 壮亮

佐々木 雅幸 阪本 将英 大畑 智史 中野 裕史

モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円 (郵送料を含む)

桜井書店

〒113-0033 文京区本郷1-5-17三洋ビル16 http://www.sakurai-shoten.com/
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 價格税別表示

マルクス経済学書のラインアップ

図解社会経済学

資本主義とは
どのような社会システムか

『資本論』を読む前に読んでおきたい定評ある入門書。
大谷禎之介 [著]

10刷 A5判上製・3000円

現代社会経済学

『資本論』のエッセンスをわかりやすく・コンパクトに、かつ
大胆に現代化した経済学テキスト。
北村洋基 [著]

A5判並製・2400円

ホリティカル・エコノミー 「資本論」から現代へ 現代マルクス経済学

資本一般の理論から、独占資本主義論、国家独占資本主義論
(現代資本主義論)の核心を体系的にまとめた経済学テキスト。

一井 昭 [著]

A5判上製・2400円

いま、だから『資本論』！

長島誠一 [著]

2刷 A5判上製・3700円

富裕者課税論

安藤 実 [編著]

好評増刷 四六判上製・2600円

グローバル資本主義と日本経済

鶴田満彦 [著]

四六判上製・2400円

産業組織論の形成

三宅忠和 [著]

B5判並製・2000円

季刊 経済理論 第46巻第4号

経済理論学会 [編]

特集○ポスト・ケインズ派経済学の
新たな展開と現代的課題

特集にあたって

ポスト・ケインズ派経済学の現代的意義

賃金主導型経済を中心とした
経済理論の回顧と展望

ポスト・ケインズ派貨幣経済論の「長期」と「短期」のマクロ経済モデルと金融の不安定性

ポスト・ケインズ派金融不確定性分析の位置づけ
と評価

石倉雅男

中谷 武

鍋島直樹

二宮健史郎

蓄積と所得分配の動態パターン

P・スコット／B・ジッペラー

石倉雅男訳